廣心界額然愈のあゆみ

2



原爆前の広島護国神社

昭和二十年八月六日、広島市上空には一片の雲もなく朝から晴れわた 原爆による護国神社の惨禍

その途中を急いでの思いに向っていた。

得ない緊張した情勢の中で、今朝も市民は各それぞれ職場に着き、或は っていた。そして連日三十度を越える暑さと、本土決戦を決意せざるを

爆心地をたたきつけた。広島市は史上空前の大惨害の中にほうり出され 飛散し、猛烈な爆風と熱波が放射され、驚くべき速さの大火柱となって 秒後には半径一七メートル、三○万度という高温の火球となって灼熱し 裂した原子爆弾は瞬間五、〇〇〇万度におよぶ高熱を発し、一万分の一 度で爆発した。原子爆弾投下からさく裂までの間は約一○○秒間でさく ンによる懸垂装置があり、約五五○メートルないし六○○メートルの高 トルの高度で原子爆弾を投下している。投下された原子爆弾には落下せ 機で、広島上空侵入に際してはエンジンを停止し、高度八、〇〇〇メー した。原爆さく裂と同時に赤青色あるいは茶褐色をおびた火災は四方に た。このさく裂瞬間の衝撃波の速さは一秒間に四・四キロメートルに達 時は午前八時十五分だった。このとき広島市上空に侵入したB29は四

安堵し無防備の状態にあったのである。 に疲れ切っていた。ようやく朝食をとり、 が発令されたが、何れも間もなく解除されていた。然し市民はその警報 時に市内においては、 五日夜から六日未明にかけて、二度の空襲警報 或は仮眠するなどして、 応



片付けられた神域

あったが、このため十有余万の人々が犠牲となった。

さて、広島護国神社では、昭和九年移転改築せられてよりここに十一

ぶ者、辛うじて市外に逃げ行く者、その惨状は真に言語に絶するものが

けられた。瞬時に死んでいった者、

幽鬼のような姿で助けを求め呻き叫

大爆発で一瞬全市はその熱線を浴びて、人も物も家も全て地面に叩きつ

八時十五分、天を裂くような強烈な閃光と、地上地軸を揺がすような

御霊代捜索のために広島に出向いて来た。 社掌の青戸章氏一家は社務所にあって全員爆死された。 滅した。当時社司は宮島厳島神社宮司足立達氏が兼務していたので不在、 後年岡田技師の陳述によれば、当日三人は宮島を出て、早くも開通し 原爆は、 八月九日に至って、足立社司は同社種子田主典及び同岡田技師を伴い、 神社至近距離の上空において炸裂したため、 神社も同じく壊

た。それより御本殿のあたりに行ったところ、社殿は全て北方に向い倒 論神社は灰燼に帰しており、 橋を渡って市内に入り、電車線路をつたって護国神社の跡に立った。 ていた広島電鉄宮島線にて草津着、 御本殿の後の亀腹から約五メートル離れたあたりに厚畳の焦げたのが し黒焦の状態であった。 社務所玄関には死骸がなお処置されずあっ それより徒歩にて己斐に出で、己斐 参集し殷賑を極めたのであった。

った。なおその神賑行事は、広島唯一の大行事として、数十万の県民が して、軍・県がこれを主催し、神仏両様により執行されて頗る盛大であ ゆることがなかった。そして広島招魂祭は、

神社及び西錬兵場を中心と

霊に対する国民感情も一入昂揚され、従って社頭に参拝する者も日々絶 年、この間日支事変より大東亜戦争と拡大されて行くにつれて、戦没英

うとて、奉持してそのところを離れた、と云う。 あり、これを返したところ神鏡が発見された。これが即ち御霊代であろ

岡田技師の厳島神社工務所日誌八月九日のところに次のように記され

へ出向ス(八月九日晴広島護国神社炎上ニ付キ緊急處置ノ爲宮司随行ニテ広島市)



に奉祀された。

ったのである。
て占領政策が行われたが、この間憲法以下諸法律が改変されることになく虚脱の状況を呈したと言っても過言でなかった。その後七ケ年に至っく虚脱の状況を呈したと言っても過言でなかった。その後七ケ年に至ったのである。

との関係がすべて断絶し、未曾有の変革となったのである。神社界においては、昭和二十一年二月一日の所謂神道指令により、国

となった。その後間もなく、足立宮司は厳島神社を辞したために従って月六日付厳島神社足立宮司が、同じく広島護国神社の宮司を兼ねることく結成せられた神社本庁に属し、神社規則の承認を得て、同二十一年六ここにおいて、広島護国神社は、千畳閣に奉祀せられたままに、新し

われて、関係者は勿論参列者一同感泣したことであった。回原爆関係戦没者並びに一般戦没者の慰霊祭が、困難の中にも盛大に行れて、広島神社と称するの止むなきに至った。そして同八月六日、第一霊代は千畳閣より二年ぶりに御遷御せられた。なおこの日規則が変更さ電二十一年八月に至って、漸く旧社地に仮社殿が建造されたので、御

足立宮司の辞職にともない河本和昌氏が後をついだ。これより先神社 として有留輝三・川本福一・大岡育造の諸氏及び神道同志会の人々の心 柳太・田曽忠一・山県文兵衛等諸氏の名が連ねられている。その他有志 をして有留輝三・川本福一・大岡育造の諸氏及び神道同志会の人々の心 として有留輝三・川本福一・大岡育造の諸氏及び神道同志会の人々の心 として有留輝三・川本福一・大岡育造の諸氏及び神道同志会の人々の心 として有留輝三・川本福一・大岡育造の諸氏及び神道同志会の人々の心 として有留輝三・川本福一・大岡育造の諸氏及び神道同志会の人々の心 として有留輝三・川本福一・大岡育造の諸氏及び神道同志会の人々の心

終戦~昭和二十一年

終戦時の日本に占領軍進駐

廃墟に「リンゴの歌」の流れわが国の社会情勢と遺族の窮状

この戦は有史以来、最大の戦争で広島市、長崎市が原爆の惨禍をうけ

流れた。

て約半世紀の歳月が



原爆ドーム (元広島県産業奨励館)

大の 大の 機の爆音が聞えてき に、強烈な太陽の光 がゆいばかりに輝き でもてるほど小 さく見えた。原爆の さく見えた。原爆の さく見えた。原爆の さく別と同時に赤青 色、あるいは茶褐色 をおびた火災は四方

> った。 東にこの火災は驚くべき速さで大火柱となって爆心地をたたきつけた。 東にこの火災は驚くべき速さで大火柱となって爆心地をたたきつけた。 東にこの火災は驚くべき速さで大火柱となって爆心地をたたきつけた。 東にこの火災は驚くべき速さで大火柱となって爆心地をたたきつけた。 東にこの火災は驚くべき速さで大火柱となって爆心地をたたきつけた。

記書は翌八月十五日正午終戦の玉音放送がラジオで全国放送され、国民ははじめてきく敗戦の冷厳な事実の前に立たされたのである。
会経済基礎の破壊、そして国民の精神的虚脱と荒廃……そして、民主化る経済基礎の破壊、そして国民の精神的虚脱と荒廃……そして、民主化る経済基礎の破壊、そして国民の精神的虚脱と荒廃……そして、民主化る経済基礎の設定がある。

今次の戦争の特異な点

生活の本拠をもち住民と平和的関係において私的に生活していた者でその二つは、アジア諸地域に在住していた日本人がたとえ、その地に

風と熱波が放射され、

初 期 0 占 領 政 治

数の国民が或いは将兵として我が陣に倒れ、

或いは戦災のため犠牲とな

国民の各階層に数多くの傷痕を残した。

て広く国土の荒廃と莫大なる国力の損耗をもたらしたばかりでなく、

のある者等が、

審理、

処罰されたことである。

大東亜戦争は、

有史以来、

最大の戦争でその戦禍の及ぶところ、

極め

多

に従事させられたことである。

その三つは、東京裁判と各国の領土で行なわれた、

裁判で戦争の責任

f

連合軍は、 日本各地に進駐し、 マッカーサ司令部は東京に本部を構え



6日広島市に投下された原爆第1 爆発20分後広島市東方約10キロ

とごとく停止された。

わが国は、占領管理下

及びドイツの捕虜が、 戦争の結果として、 多数ソ連領内に送致抑留されて、 掃的に退去帰国させられたこと、 終戦後強制労働 及び、 日 本 メートルの海田市町にて撮影したもの

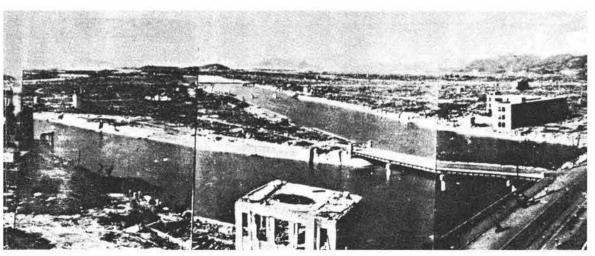
におかれ、

日本の内政も

の条項にもとづいて、 外政も「ポツダム宣言

政治は進められた。 カーサに送られたもの ら連合国最高司令官マッ 国の大統領トルーマンか 針」である。 リカ合衆国 伏後の日本に対するアメ めの最初の文書は昭和二 ダム宣言」具体化するた ることになった。「ポッ 領管理を通じて確立され 年九月二十二日の これに基づいて占領 0 これは、 初期の方 昭和

てのもろもろの処遇は た。 全史」による三百六十万 る戦没者(「大東亜戦争 人)及びその遺族に対し その占領政策によっ 国家最大犠牲者であ



針」とその内容は、ほとんど同一であった。従って、極東委員会の決定 ており、この基本方針は約二年前の前記のアメリカ合衆国の「初期の方 対する基本方針」を決定した。この時には、すでに占領政治は進められ で東京におかれた。極東委員会は、昭和二十二年七月十一日に「日本に リッピンが参加して構成された。対日理事会は、最高司令官の諮問機関 オランダ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、 占領政策を決定する機関でワシントンにおかれ、 事会の二つの機関が設けられた。極東委員会は、連合国の日本に対する いものであった。占領政治は連合国の各国の協同という体制のもとで行 った。極東委員会が決定した基本方針は四部からなり、第一部 した基本方針はアメリカ合衆国の「初期の方針」を再確認したものであ 二十年十二月十六日に連合国の日本占領について、極東委員会と対日理 各部を通じて、日本の非軍事化と民主化を基調しており、極めて厳し 第二部「連合国の権能」第三部「政治」第四部「経済」である。 米、英、 仏、ソ、中国 インド、フィ 一終局の

政府に指令され実施された。 日本政府を使って行なわれた。 占領政治は、直接の軍政という形ではなく、日本政府の存在を極めて、 極東委員会の決定が、つぎつぎに、日本

決定的な力をもつこととされた。従って占領政治においては、アメリカ

強力且つ決定的なものであった。

合衆国のもつ役割は、

リカ合衆国政府が、最高司令官に指令して実行に移すこととされた。万

極東委員会が決定した方針、

政策は、

各国間に、意見の相違が生じた場合は、アメリカ合衆国の政策が、

なわれるのが原則であるが、

その主なものを挙げても次の通りである。

昭和二十年十月四日に治安維持法、思想犯保護観察法、

国法治安

(2) 済機関の民主化を要 司法制度の改革、 要を示唆し、 法の廃止の指令 政権、労働組合の結 一日に憲法改正の必 昭和二十年十月十 教育の民主化 婦人参

(4) (3) 政府は、昭和二十 二十四日には、 十一日軍国主義教員 れに基づいて、日本 書が発令せられ、 及び手当に関する覚 の追放の指令 昭和二十年十一月 昭和二十年十月三



- 令) 昭和二十年十二月十五日に国家と神道との分離の指令。(神道指
- 旨合。
 6 昭和二十年十二月三十一日には、歴史及び日本地理の授業停止の
- (7) 昭和二十一年二月二十九日に公職追放令。
- は、非常にきびしいものであった。 という は、 時償に関するポーレー調査団の報告書が発表された。その内容機関、地方公職にまで追放拡大又、昭和二十一年十一月二十八日に機関、 昭和二十二年一月四日に政府機関、民間団体、銀行、会社、報道

なった。

打ちを受ける身と

たことのない大変革であった。 るように努めなければならなかった。 求める努力がなされたが、国内では、 このように占領政治の初期においては、つぎつぎに、最高司令官から、 この混乱のなかに、 人心は動揺し、社会の秩序は乱れて、道義全く地を払う有様であっ 国民の日常生活は不安と焦燥にかられ、連日「米よこせ運動」のデ 覚書が出された。これに対して、 一面労働運動の激化、 政治的にも社会的にも、民主的な体制を確立す 社会各般のめまぐるしい変革があ 食糧の不足、インフレの昂進によ これは、 わが国の実情に副うよら再考を わが国がかつて、 経験し

戦没者遺族の窮状

亡人一公的処遇を断たれ、政治経済も占領管理下におかれ、終戦後のわ視され、息子を失って寄るべのない老親、子を抱えて孤立無援の戦争未戦後、戦没者の遺族達は、大きな災禍を受けた。世間一般からは白眼

りは断ち切られと国家とのつなが

る救済施設となった。日に廃止され、関係の諸施設は厚生省に移管され、一般国民を対象とすが国は、独立性を失ったのである。軍事保護院は、昭和二十年十二月一

をさしのべられていたが、やがて掌を返すように白眼視され、冷たい仕げた人を尊び戦没者遺族は「誉れの家」として尊敬され、暖い援護の手和二十年十二月十五日の「神道指令」であった。国のため尊い生命を捧然し、戦没者遺族に、精神的に大きな打撃をあたえたのは、前記の昭

おが国において は、明治天皇の思 石により国のため に尊い生命を捧げ た人々の霊を靖国 た人々の霊を靖国 た人々の霊を靖国 大人の生活の中に清 く、深く、とり入 れられていた。こ れられていた。こ れられていた。こ



瓦礫の街原爆による廃墟と化した戦後広島市

た。

戦没者遺族は、大きな精神的な拠りどころを失った。

路頭に迷わしめることとなった。 路頭に迷わしめることとなった。 路頭に迷わしめることとなった。

構内にあるものは撤去を命ぜられた。 祭、 官の通達が全国に発せられ、 禁止された。同時に地方に建立してある忠魂碑等も、 て地方公共団体がこれに援助し、その名において敬弔を表わすこと等も 都道府県市町村等の公共団体は、公葬その他、 昭和二十一年十一月には「公葬等について」と題する内務、文部両次 追悼式など)は、 官公庁の長また職員、公人としてこれに参列してはならない、 その対象の如何を問わず挙行してはならないとさ 政教分離の見地から今後地方官公庁、 宗教的儀式、行事 公共の施設、 (慰霊 学校 加え 及び

た。 争の最大の犠牲者である戦没者遺族にとっては一方的冷酷な仕打であっ争の最大の犠牲者である戦没者遺族にとっては一方的冷酷な仕打であっこのような現象は敗戦国として避けられなかったかも知れないが、戦

たず、母子心中をする悲惨な例殊に民主的体制のもとに遺族を正しく処風潮が、わが国にもおこり、遺児を抱えて、どうしても生活の方途がたこのような情勢のもとにおいて、敗戦国にあり勝ちな「権力否定」の

て、あがなわれた尊い平和であると言わねばならない。平和は、その根底は今次の戦争における同胞幾百万人の血の犠牲によっ選することは容易でなかった。このような苦難を通じて得られた現在の

当時は829の爆撃で主要都市が焦土と化していたが、広島も灰燼に期し、荒廃の中物資の欠乏、生活の窮状は極度に達し街頭にヤミ市が氾濫、し、荒廃の中物資の欠乏、生活の窮状は極度に達し街頭にヤミ市が氾濫、「自己本意の考え方の行動になり」社会の秩序を保持することすら困難「自己本意の考え方の行動になり」社会の秩序を保持することすら困難な状態であった。外地から引揚者を受け入れのためにも、復興の方途もな状態であった。外地から引揚者を受け入れのためにも、復興の方途もな状態であった。外地から引揚者を受け入れのためにも、復興の方途もな状態であった。外地から引揚者を受け入れのためにも、復興の方途もな状態であった。

だまってみている 青い空赤いりんごに くちびるよせて

りんごは何にも

りんごのきもちはいわないけれど

よくわかる

りんごかわいや

りんご

昭 和 二 十 二 年

天皇陛下御幸、広島県民お見舞を賜う民族の生命の復活と蘇生

日本民族は、民族の伝統としてもっとも誠実に生きる道義というものに最高の価値を求めた。その民族の良心の鑑として御歴代の天皇と皇室に力でされつづけた。それは不断に民安かれ、国安かれとの御一念と、御一身をひたすらに捧げつづけられたことであったため、我々日本民族は、そをひたすらに捧げつづけられたことであったため、我々日本民族は、その財実な道義を最高の価値と見い出し、天皇と皇室に対して限りない敬仰しつづけたのである。

るような現実でもあった。大東亜戦争の大敗戦のそれは、あまりにも悲惨であった。歴史上、着るに衣なく絶望と飢餓の中で最悪の状態が現実でた。住むに家なく、着るに衣なく絶望と飢餓の中で最悪の状態が現実でた。住むに家なく、着るに衣なく絶望と飢餓の中で最悪の状態が現実であった。歴史上、未大東亜戦争の大敗戦のそれは、あまりにも悲惨であった。歴史上、未

ったのは今上陛下であらせられたのだ。も御心を痛めつづけられ、深い御憂念と、御一念とを持ちつづけて下さこの日本の敗戦の意味をもっとも深くこころで受けとめられ、もっと

陛下は戦災地視察の地方巡幸として昭和二十一年二月十九日に出られ

間の長旅であった。陛下は終戦の御聖断の際の御言葉に、た。横浜から始まり北海道行幸まで三万三千キロ、延日数、百六十五日

る所である。この際私としてなすべきことがあれば何でもいとわな災をこうむり、家業を失いたる者の生活に至りては私の深く心配す又その遺族を思う時は悲嘆に堪えぬ次第である。また戦傷を負い戦今日まで戦場に在って陣殉し、あるいは殉職した非命にたおれた者、

と仰せられた。この「なすべきことがあれば何でもいとわない」の御言と仰せられた。この「なすべきことがあれば何でもいとわない」の御言と仰せられた。この「なすべきことがあれば何でもいとわない」の御言と仰せられた。この「なすべきことがあれば何でもいとわない」の御言とのれるような日々にじっとしておられない御気持から、巡幸となったのであろうか。その行幸の先々で陛下を待っていたのは、親を亡くした子供、夫や子供が戦死した妻や親であった。又、家を焼かれ戦火でした子供、夫や子供が戦死した妻や親であった。又、家を焼かれ戦火でした子供、夫や子供が戦死した妻や親であった。以前にはいるない。

陛下戦後広島県巡幸

e cons

御

製

ああ広島平和の鐘も鳴りはじめ

たちなほる見えてうれしかりけり

ということである。 ということである。 で死んだ。九百万人の被災者を出した。何ゆえに歴史は、かくも多くの 災者に頭を下げられ励ましの御言葉をかけられた。陛下は泣いて、その 災者に頭を下げられ励ましの御言葉をかけられた。陛下は泣いて、その 戻と微笑の中に鎮魂と日本の再建の御祈念があったのである。 陛下の巡幸とは、それは鎮魂の旅であった。二百万人の人びとが戦争

のドラマが展開されたのである。 を込めてお迎えする二百万広島県民とれる陛下と、陛下をお慕いし、心を込めてお迎えする二百万広島県民とといる。県民の一人一人を慰めら

大竹市・宮島町

国立大竹病院

……初めて原爆病患者をお見舞……

市)は早朝からお迎えの準備に湧きたっていた。沿道は陛下のお越しにい。広島県のトップをきって陛下をお迎えする佐伯郡大竹町(現在大竹十二月五日、快晴で瀬戸内海は青く澄み、島々の紅葉はひときわ美し



国立大竹病院 初めて原爆病患者をお見舞

達していた。数時間前から、大竹町、木野村、栗谷村の奉迎者で、その数は数万人に

り国立大竹病院にお着きになった。こる奉迎者の歓呼の声にお応えになりながら午後三時一分、御予定どおこる奉迎者の歓呼の声にお応えになりながら午後三時一分、御予定どお青柳山口県知事の先導のもと、広島県に入った。陛下は沿道に湧きお

陛下は松島病院長の先導で病舎をお見舞になった。患者は陛下のおねぎらいの言葉を賜わり感激で胸いっぱいとなった。

あった。一人一人に丁寧なお言葉をかけられ患者は感泣してひれ伏すばかりで

三菱化成大竹工場

陛下は三菱化成大竹工場にお着きになり、…労働組合委員長をご激励

陛下は国立大竹病院前の橋を「御幸橋」と命名。工場内事務所南側にいものです。組合の健全な発達を希望しますとおおせられた。…生活に苦しい点もあろうが、重要産業だからしっかりやってもらいた

宮島口桟橋

記念植樹を行い、工場周辺地域は「御幸町」と命名された。

-快い潮風に御微笑--

をいまきりできな人での万度の点と、朋友をいまぶを見立こであれる ないわらず、終始お立ちになったまま沿道でお迎えする人々に手を振っ ないたえになった。四時三十六分、宮島ロ駅にお着きになり、森戸文部 大臣、浜井広島市長、近隣町村民五千人が整列してお迎えする中を、宮 大臣、浜井広島市長、近隣町村民五千人が整列してお迎えする中を、宮 といまま沿道でお迎えする人々に手を振っ を下まる。 本戸文部 大臣、浜井広島市長、近隣町村民五千人が整列してお迎えする中を、宮 といまさい。 本戸文部 大臣、浜井広島市長、近隣町村民五千人が整列してお迎えする中を、宮 本である。

申し上げた。 中し上げた。 大々は、そのお姿が瀬戸の夕闇に消えるまでお見送り たえになられた。人々は、そのお姿が瀬戸の夕闇に消えるまでお見送り と、ふいにデッキの柵の上に上がられ、ニッコリと帽子を打ち振ってお 陛下は鳴りやまぬ人々の万歳の嵐に、潮吹きすさぶ後甲板にでられる

取材の記者団に二階からお応え

宮島町よりの献上品



広島市・呉市

広島戦災児育成所

―ほほをつたう陛下のお涙―

才)、河村義尚君(十六才)で、陛下はこの原爆少年僧一人一人の顔を五日市町吉見園前(現在広島市佐伯区)に静かに止まった。 この施設の少年は、原爆で一瞬にして孤児になり、両親の菩提を弔うため前年十一月十五日、京都本願寺で仏道に帰依した増田義修君(十三ため前年十一月十五日、京都本願寺で仏道に帰依した増田義修君(十三十二月七日午前九時四十五分、白百合楽園の「君が代」吹奏の中、お十二月七日午前九時四十五分、白百合楽園の「君が代」吹奏の中、お

いておられた。一瞬、群衆のざわめきは静まりと御心にあふれる何ものがみるみる溢れ、御頬をつたわった。陛下は泣少年僧達の頬を止めどなく涙が流れた。「どうかしっかり勉強して下さいね。」

のぞき込まれるようにして

"天皇陛下は泣いておられる"

て、こ。て、この生の仕では、その時、確かに大御心の深みが接しった。そこに集った全ての人々は、その時、確かに大御心の深みが接しとの声が人々の中からもれた。いたるところからすすり泣きの声がおこ

る陛下の御目に…お涙

原爆による痛ましい傷跡を見つめられ広島戦災児育成所(佐伯郡五日市町)

山下所長が育成所の方向を指さしながら、「陛下、この子供達はあの



広島戦災児育成所 父母を慕い出家の少年僧達

に過ごさしていただいております。」と説明を陛下はきまして、県営建物でございますが、あそこで健やかに、お陰様で幸せに白い旗が立っておりますあの付近一帯の大変いい場所を貸していただ向こうに赤い旗がずっと下がっております立派な建物……ずっと上の方

「ああそう」

「大きくなって、立派な人になって下さいね」づかれ一人一人の顔を御覧になりながらと、大きくうなずかれた後、今一度、立ち並ぶ八十四名の孤児の方へ近

広島県水産試験場

とお別れの言葉を賜わった。

―かき養殖に御関心――

とかきのつくだ煮、乾しかき、かき殼利用の加工品等御覧になった。生物学に造詣深いお言葉があった。引続いて、輸出用かき缶詰、のり

爆心地御通過(相生橋)

―鳴り響く "平和の鐘" ―

万歳の歓呼を送った。 東町から元西練兵場、市役所、県庁、広島駅に至る十五キロに押しよせった者で約五万、陛下のお顔を一目でも拝したいと願う二十数万人が草心は、広島市民二十万のほか、近郊近在からの人出は広島駅を降りたこの日、広島市内は文字通り人の波で埋まった。陛下が御通過の道路

広島市民奉迎場

―涙 の 式 典―

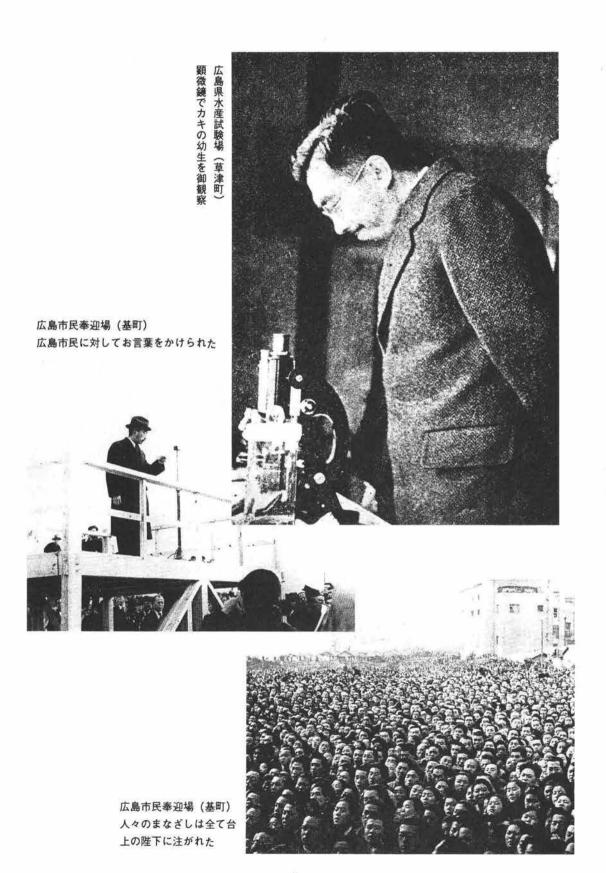
奉迎の辞

が一しゅんである。
が一しゅんである。
一しゅんである。

御 言 葉

世界平和に貢献しなければならない。」本日は親しく広島市の復興の跡を見て満足に思う。広島市の受けた災禍に対して同情はたえない。

の苦しみを一しゅんに忘れた如く御声に聞き入った。水を打ったようなをなめた市民に注がせ給う大御心の有難さ、かたじけなさ会衆はあの日一語一語、ハッキリと力強く耳を心を打ったこの御言葉、原爆の惨苦



— 16 **—**

静けさも御言葉が終わると同時に破れた、どっと上がった万歳の声、 興奮が渦巻いた。 感

「天皇陛下と広島」より部分転載

天皇陛下本市行幸に対する感謝決議文

に至って居る 第に平静に復し、 幸を仰ぐことができましたことは本市の最も光栄とするところでありま し、尊顔を拝しては崇敬の念いよいよ昂まり、感激の裏に奉送申上げた。 して、市民は夙に歓喜して此の日をお待ち申し上げ、 我々市民は未曾有の戦禍を蒙り、其の後旬日ならずして終戦の悲運に 今般天皇陛下中国地方御巡幸の為、去る十二月七日、 一時は全く虚脱状態に陥ったが、 新日本建設の光明を認め、郷土の復興に努力して今日 日時の経過するに従ひ漸く次 至誠をこめて奉迎 本市に陛下の行

進捗であるが、 居る次第である。 の下に新生日本の為に民主化の徹底を図り、 私どもは既に徒に過去を追うことを止めて、禍を転じて福となす決意 御心情を拝察して洵に恐懼に堪えず、感慨無量なるものがある。 然しながら復興は至難な大事業であるので、遺憾ながら遅々としての 此の苦難と戦いながら我が国の前途を惟う時、 平和の実現に一路邁進して 天皇陛下

まなかったのである。 たいとの純情が胸に満ち、 敬慕するの念湧き起り、 に外ならないと固く信じて疑わなく、斯く観ずる時、 の尊い事実こそは、 自ら理論を越えて此の地に陛下をお迎え申上げ 即ち天皇陛下の御仁徳を基のまま顕現すること 此の熱望が速かに達成されるよう切望して止 油然として陛下を

幸にして今回の我等の宿願が達せられることと相成り、 初冬の佳き日

> ぞれの箇所に於て、御疲労の御身にも拘らず新しく御視察を賜わり、 言葉、 陛下をお迎えして、 喜んだことと察する。 下の深い御仁慈に感極って新日本建設の礎石となったことを今更の如く に無言の内に奉迎して居た事と信じ、図らずも侍従の御差遺を賜り、 して、感奮興起し世界平和の実現を固く固く御誓ひ申上げた次第である。 ころであったが、就中奉迎式場に於て特に本市民に賜わった優渥なる御 え有難き御激励の御言葉を頂戴した事は、 供養塔に眠る多数の尊い犠牲者達も遺族と共にその栄光を分ち、 全市民の心胆に深く刻まれ、温き御論には二十万市民が悉く感泣 本市の政治、教育、産業、 関係者一同の深く感銘すると 厚生等の各観点からそれ 陛

高恩の有難きに感涙を禁じ得なかった事と信ずる。 又、爆弾症になやむ不幸な患者達も侍従の御手厚い御慰問にあずかり、

た御視察を賜ったことは、全市民挙って感謝感激に堪えない処であった。 極めて御繁忙な御日程の裡にも、 謹んで厚く厚く御礼を申上げる。 かくも御心を砕かれまして行き届

り申上げながら、新しい覚悟の下に必ず御心に御副い申上げることを固 く御誓い致して止まない。 全市民は行幸を仰いで全く安堵し、天皇陛下の御健康を衷心より御祈

昭和二十二年十二月十二日

呉 市 役 所

呉市復興への御期待

つづいて陛下は呉市役所を御訪問になった。 市役所前玄関では、 未復

ら未復員家族の代表を紹介されると、家族たちのそばまでお近づきになら未復員家族の代表を紹介されると、家族たちのそばまでお近づきになり、お迎え申し上げていた。陛下は当時の末永市長か

「大変気の毒ですね。どうぞ明るくね。」の岩方母子寮上田操さん(当時二十七才)にもの岩方母子寮上田操さん(当時二十七才)にもで待っていて下さい。」と、やさしく声をかけられた。また、遺族代表で値分長く待っていることでしょう。もう直ぐですから明るい気持ち

とお励ましになった。陛下の慈愛に満ちた御言葉に一同は思わず涙を流「力を落とさないでね。しっかりどうぞ明るくね。」とのお言葉があり引揚者にも、

したのであった。



呉市役所「しっかり明るくね」との御言葉 涙にむせぶ引揚者親子代表

行在所を出られた陛下は、

行在所付近に整列していた西下三原農業会長

望を持つことができたにちがいない。や息子の帰りを待つ不安な気持ちも、すべてを忘れて明日への生きる希や息子の帰りを待つ不安な気持ちも、すべてを忘れて明日への生きる希かいお言葉に勇気づけられた戦災の苦しみも肉親を失った悲しみも、夫この日陛下をお迎えした遺族や引揚者たちは陛下のこのようなあたた

「ただ今申したように早く復興することを楽しみにしています。」状況などをお聞きになった。そして市長に対し陛下は市役所にお入りになり、市長より呉市の変遷、戦災および復興

三原市

と、述べられ、呉市復興への期待をよせられた。

浮城分室

――お言葉に感激した農民――

御在所

明けて十二月八日、いよいよ広島県行幸の最終日である。午前九時、列車で三原駅に御到着になり、直ちに行在所である。浮城分室。にお入列車で三原駅に御到着になり、直ちに行在所である。浮城分室。にお入列車で三原駅に御到着になり、直ちに行在所である。浮城分室。にお入名前が付いたものであった。昭和二十年当時は付近が埋め立てられ、石名前が付いたものであった。昭和二十年当時は付近が埋め立てられ、石名前が付いたものであった。昭和二十年当時は付近が埋め立てられ、石石の一部にその面影を残すのみであった。御在所にあてられたのは昭和十年に建築された、広い庭園をめぐらした数寄屋風の建物であった。明けて十二月八日、いよいよ広島県行幸の最終日である。午前九時、初車で三原駅に御到着になり、直ちに行在所である。午前九時、四月である。午前九時、四月では、日本の側が、日本の側が、直ちに行在所である。午前九時、四月では、日本の側が、日本の側が、直ちに行在所である。午前九時、四月で一方である。

してその他、市内農区長、食糧調整委員、篤農家など約百名の農民代表に対

「御苦労様ですね。しっかりたのむよ。」して

日までに繰り上げて完納することを申し合せた。 篤農家が次のような決議を行ない、十二月末の供出期限を十二月二十五市会議事堂で開かれた食糧増産指導委員会の席上、農区長、調整委員、とお言葉をかけられた。陛下のお言葉に感激した農民は三日後の十一日、

決

了して御聖慮に副い奉らんことを期す。き感激おく能わず。今回の米、サツマ芋十二月二十五日までに供出完天皇陛下の巡幸に当たり、われら農民に優あくなる御言葉をいただ

右決議す。

――織姫にあたたかいご答礼東洋繊維三原工場帝国人絹糸三原工場

――「やっぱり日本人でした……」-三菱重工三原車両製作所



— 19 —

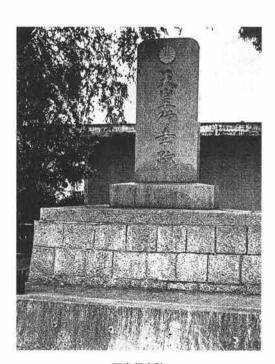
尾道市・向島町

戦災引揚者応急住宅

市民の『まごころ』に御感激

れており、昭和二十二年当時としては、全国でも数少なかったという。次の訪問先である尾道市吉和町の戦災引揚者応急住宅にお着きになった。この住宅は、戦時、陸軍暁部隊兵站部の倉庫があり、戦後、いったんと領軍に接取されたものを、当時の石原善三郎市長が熱心に占領軍と掛占領軍に接取されたものを、当時の石原善三郎市長が熱心に占領軍と掛け合い、返還を得て、戦災引揚者のための二百戸のバラック建住宅を建け合い、返還を得て、戦災引揚者のための二百戸のバラック建住宅を建け合い、返還を得て、戦災引揚者のための二百戸のバラック建住宅を建け合い、返還を得て、戦災引揚者の自動を開発しては、全国でも数少なかったという。

戦災引揚者応急住宅(尾道市) 一軒一軒、玄関に入って引揚者をお励ましに なった



天皇行幸跡

向島町津部田という一漁村に陛下が行幸されることは異例のことであった。



向島西村津部田 出迎える地元漁民達

向島西村津部田部落

―漁村に湧き立つ歓呼の嵐―

付近からお出迎えに集まった二百余隻の漁船からの歓呼……岸の向島西村津部田部落へと向われた。

福山市・神辺町

産にしっかり……」農作業を御観察――説明の光栄 ――神辺小学校――「食糧生深安郡千田村(現在福山市) ―― "二段耕"

段耕」を陛下に説明申し上げた。 に、千田村では、谷田タミコさん(当時二十四才)が自ら考案した「二た。 千田村では、谷田タミコさん(当時二十四才)が自ら考案した「二た。 陛下は、さっそく深安郡千田村(現在福山市千田町)へと向かわれた。 陛下は、福山・神辺地方を巡幸になった。 陛下をお尾道を後にされた陛下は、福山・神辺地方を巡幸になった。 陛下をお

陛下は「大変でしょうが頑張って下さい。」とお励ましになった。牛も楽になり、作物の種も発芽しやすくなるというものだった。わずかの力で大きな収穫量をあげる新しい耕作方法のことである。人も「二段耕」とは田畑を耕す時、鋤の使い方を工夫することによって、

声をつまらせてむせび泣いたという。谷田さんは感激のあまり、「もったいない。もったいない。」をくり返し、

視察になった。 代察になった。 では、縄、筵、草履、備後表の農産業加工状況などを熱心に御りに校庭では、縄、筵、草履、備後表の農家副業過程をご覧になった。さけ町長が先導し、構堂内にお入りになり、麦カン真田の手編、バンコッ村町長が先導し、構堂内にお入りになり、麦カン真田の手編、バンコッ村町長が先導し、構堂内にお入りになり北

に、安堵の念と期待の気持ちとでいっぱいになられたことであろう。あがろうとする都市の姿や、懸命に復興のため勤しんでいる県民の様子広島県巡幸の全日程を終了になった陛下の御心は、廃墟の中から立ち続いて、救護院および母子寮を御訪問になり励ましの言葉を賜った。



神辺小学校 児童達の作業をご覧になる



神辺小学校 自動式製縄機での作業の実演



福山市母子寮

日本遺族会厚生連盟の誕生

盟」と呼ぶこととした。

望」と呼ぶこととした。
全国組織を結成するため昭和二十二年十一月十七日、十八日の両日、全国組織を結成するため昭和二十二年十一月十七日、十八日の両日、

直る根気も絶えがちであった。

・ おとされ、一般社会からも白眼視され、苦悩と不安の連続であり、立ち給されず、夫を亡くし、子を抱えて孤立無援の妻は、奈落の深渕につき戦没者遺族は終戦後、その公的処遇を断たれ、従って公務扶助料は支

物足らない感があった。 見の食い違いがあり、 円満に進行したが、 護会の徳川会長、厚生省葛西社会局長らが来賓として出席した。 の会議には、 強化」「運動方針の検討」「遺族団体の財政的基礎の確立」なので、 工業倶楽部、十日には東京、 全国から三十二都道府県代表者六十七名が参加し、九日には東京丸の内 第二回の全国会議を五月九日、 この会議の目的は 遺族会結成への胎動は昭和二十二年四月に、 同胞援護会総裁高松宮殿下が臨席されたのをはじめ、 会の目的、 「全国組織の整備」「地方事情の報告」「遺族新聞 この同盟を、戦没者遺族の中心的拠点とするには 杉並区の武蔵野母子寮で会議が開かれた。 十日に開催することを全国に呼びかけ、 性格、 行動綱領等について各代表間に意 戦争犠牲者遺族同盟から 議事は 九日 同援 0

第二日、武蔵野母子寮に会場を移しての会議は、前日の意見の食い違

いが表面化し、白熱した論議となった。

急にその準備を進めることを申し合せて解散した。これによって、 遺族に、 を開いた。話し合いは、「戦死者の死を意義あらしめよう」「国は戦没者 族の福祉の増進を中心とし、 道府県では、 国的な組織を結成して、 た約束を果たすべきである」ということになり、 ばならない」という意見で、 た。このため会議は結論を得ないままに散会することになっ このため同盟の会議とは別に大部分の遺族は、 遺族代表の多数は 補償の方途を講じ、 急速に、 「全国組織の結成は、 戦没者遺族の全国組織に乗り出す気運が強く漲っ 遺族の力を結集すべきことに意見が一致し、 あとのことは心配するなといって送り出し 一般社会から誤解されないようにしなけれ 同盟の行き方には、 あくまでも、 この際、 近くの空地で露天会議 思想的にも批判的であ 英霊の顕彰と遺 一日も早く全 早

遺族代表、両陛下にご拝謁

てきた。

田和二十二年六月になって、「全国平和連盟東京都本部」と称する会化が、各都道府県遺族会に対し、「遺族会の中央連絡機関として、東京とたい」と呼びかけがあった。この会合は東京芝の増上寺で行われ、三年が道族会総本部を設けたい。ついては、来る七月十三日に準備会を開催に遺族会総本部を設けたい。ついては、来る七月十三日に準備会を開催により、各都道府県の代表が参集した。

とを申し合わせて会議を終った。しかし第二日の七月十四日に、会議に意見の一致を見ず「同年十月、さらに会議を開き結成にこぎつける」こ会議は、十三日から十五日まで三日間にわたり続けられたが、完全な

生きてください」とのお言葉を賜った。 生きてください」とのお言葉を賜った。皆で助け合って、明るくしいでしょうが、しばらく辛棒してください。皆で助け合って、明るく許されたことは、遺族にとって思いがけない光栄と感動であった。天皇、許されたことは、遺族にとって思いがけない光栄と感動であった。天皇、参集した遺族代表百余名が、皇居において、天皇、皇后両陛下に拝謁を

御心、 総理大臣、 織の結成について、協議したが、未結成の府県代表から異論が出て、 るまで、 努力する覚悟であります」とお答えを言上し、両陛下の万歳を三唱した。 みの悩みを繰返したにとどまった。 をとげる」ことを申し合せて会議を終った。散会後、三班に分かれて、 十二年十月二十日を期して東京に集り、そのときは必ず全国組織の結成 念ながら結成に至らず、今後、 両陛下の御退去されるときに、期せずして一同は国歌を斉唱した。 第三日の七月十五日は、最終段階の会議に入り、戦没者遺族の全国組 東京都の代表福本富次郎氏が「英霊の精神をついで、日本再建のため 眼のあたりに拝し、一同、しばし感激の涙にむせんだことであった。 皇太子殿下には、歩みをとどめて、一同の方に向かわれ、 敗戦後の御苦悩の誰よりも深いであろうと思われる両陛下の御姿 その場に端然と立っておられた。 厚生大臣、 衆参両院議長に陳情した。かくてこの会議も、 速かに諸般の準備を整えて「来る昭和二 国の行末を御軫念遊ばされる 国歌の終 両陛 残 生

遺族援護に関する請願(陳情第一号)

日本遺族厚生連盟の結成を報告するとともに、決議書を提出して陳情し総司令部福祉課長ネフ大佐、片山内閣総理大臣、衆参両院議長を訪ね、

たが、これは遺族会としては、政府、国会に対する陳情第一号であった。 この陳情に対して厚生大臣は日本遺族厚生連盟として、遺族の総意に政策によって遺族の公約処遇が停止されており、一般国民として平等に取扱われるだけでは、大きな痛手を受けている戦没者遺族の適正な援護取扱われるだけでは、大きな痛手を受けている戦没者遺族の適正な援護にならない状態であった。しかし全国組織である日本遺族厚生連盟の結にならない状態であった。しかし全国組織である日本遺族厚生連盟の活にならない状態であった。

二十日、二十一日に横浜市鶴見の総持寺で第二回の総会を開催した。本次に日本遺族厚生連盟の活動について記してみると昭和二十三年四月的に解消をとげた。)

一 生活相談所の開設 二 物資の交流

部提案による事業計画は次のようなものでる。

三 製紙事業

*

四 畜産事業

遺族援護の具体策についても討議され、とくに最も生活に苦しむ未亡因の機関紙の発行の、以の共同募金配分団体としての認定運動

られた。

霊祭並びに第三回の総会が開催された。

同年七月二十五日、二十六日の両日、

大阪市四天王寺において合同慰

陳情を行うこととした。総会では次の事項を決議し、衆参両院に請願を、政府並びに各政党に

請願の要旨

一、遺族の生活の実体を調査し、その援護対策を確立されたい。

一、遺族の援護強化

1、寡婦、遺児の年金制度を設けること。

2、生活保護法の改正並びに運用の適正化。

3、遺族への農地返還、未亡人の供出量、租税の軽減、未亡人への

4、衣料品等を引揚、戦災者と同様に取扱うこと。

住宅の世話

十六日の両日にわたって東京において臨時総会を開いた。当日、会場ので、衆参両院議長あて提出された。同連盟はさらに十一月二十五日、二この請願は同年十一月に日本遺族厚生連盟の長島会長外十二名の連名

れぞれ班に分かれ前記の陳情書を携え政府、国会へ陳情、また婦人代表らも初めて代表(中尾光造氏)が参加した。二十六日には、各代表がそ靖国会館に集まったのは一都二十五道府県の代表、約五〇名で福岡県か

情案件は国会でそれぞれ採択された。は総司令部福祉課のネフ課長に面接、つぶさに実情を陳情した。この陳は総司令部福祉課のネフ課長に面接、つぶさに実情を陳情した。この陳れぞれ現に分かれ前記の陳情書を携え政府、国会へ陳情、また婦人代表

願」を提出し、政府、国会に重ねて陳情を行った。前年十一月の請願と同様の内容による「遺族の援護対策確立に関する請陥和二十四年三月二十四日、同連盟は理事会を開き、再び国会に対し、

115

遺族援護に関する

り上げられて決議となったのである。遺族にとっては正に画期的事実で に対する国の処遇の推進に努めてきたが、それがここに国会で堂々とと 昭和二十四年五月十四日は、全国の戦没者遺族にとって記念すべき日 全国都道府県遺族会とともに日本遺族厚生連盟を結成し、 衆・参両院での決議

当日、 の要旨は次の通りである。 決議の趣旨の説明に立った青柳一郎議員の「遺族援護に関する

全国の遺族を大いに勇気づけた。

殊の援護につき、でき得る限りの温かき措置を講ずべきである。 置するに忍びないものがある。 の中に孤立し生活苦と戦い、いばらの道を歩んでおり、人道上これを放 特にか弱き女手に、いたいけな子供や老人の重荷を背負い、厳しい社会 前略)今や遺族の多くは、精神的に、物質的に窮境のどん底に陥り (中略) 政府は、この婦女子に対する特

政府は、

戦争に出たのは多くは国家の強制による公務である。



「遺族援護に関する決議案」

報告すべきである。

こと。

一、戦没者の葬儀その他の行事につき、一般文民と同樣の取扱をする

二、遺族年金または弔慰金を支給すること。

即時引上げ、特に老人、婦女子の家庭の生活の確保を図ること。三、生活保護の基準額を真に人たるに値する生活をなし得る程度まで

四、子女の育英に対し、特別の考慮を払うこと。

五、生業扶助制度の活用及び生業資金制度の拡充を図ること。

六、授産所、母子寮及び保育所を増設すること。

庭の特殊事情を充分しんしゃくして、適当の改正を行うとともにそ七、その他課税、農地及び供出等の問題に関して、老人、婦女子の家

右決議する。

の実施上円滑を期すること。

並びに戦没者遺族の福祉に関する決議」がなされ、草葉隆円議員が趣旨衆議院の決議から一日おいた五月十六日、衆議院においては「未亡人

説明に当たった。その要旨は次の通りである。

策は皆無に等しい。 策は皆無に等しい。 まを失った婦人はいわゆる未亡人と呼ばれ、封建的因襲のままに社会 が、これが福祉に関する施 の過中に漂流し、或いはいばらの道を難行し、その生活苦を原因とす の過中に漂流し、或いはいばらの道を難行し、その生活苦を原因とす の表し、が弱き女手にいたいけな子供や老人を背負い、社会的混 の表し、

また一家の主柱を失い、人生の光明を失ったいわゆる戦没者遺族の多

は、国政上遺憾である。 は、国政上遺憾である。 は、国政上遺憾であるいは社会的虐遇のままに放置している実状にあることを愛し、最も戦争を呪うものは、この遺族であるのに、現実はこれを差ことは、まことに重大なる社会問題である。(中略)しかも、最も平和くは、精神的にも、物質的にも、その窮状を看るに忍びざる状況にあるくは、精神的にも、物質的にも、その窮状を看るに忍びざる状況にある

期国会において本院に報告すべきである。よって政府は速やかに左の各項に関する施策を樹立し、その結果を次

記

をはかり、その適切公平なる遂行をなすこと。特に公共扶助の制度を拡充して生活保護の基準を引上げこれが活用、社会保障制度の確立を促進するとともに、社会福祉施策の強化、

二、未亡人の擁する子女育英に関しては、現行制度を拡充して特別の

施策をなすこと。

四、生活扶助制度及び生業資金制度を拡充・三、遺族年金または弔慰金を支給すること。

かること。 四、生活扶助制度及び生業資金制度を拡充し、その適切なる活用をは

五、母子福祉事業特に授産事業母子福祉施設等の拡充強化をはかるこ

取扱いとすること。
六、戦没者に対する葬儀その他の慰霊行事について一般文民と同様の

未亡人家庭の特殊事情を十分しんしゃくして、適切なる施策を行う七、課税の減免、農地の解放、作物供出、職業安定等の問題に関して、

こと。

右決議する。

あり、遺族はようやくその前途に一条の光明を認めた。り、全国の遺族会が二年有余にわたって真摯な運動を続けてきた成果で以上衆参両院の決議は国会が独自の意志を表明した最初のものであ

広島県遺族会の由来

沿革の大要

落の深渕につきおとされ、苦悩と不安の連続であり、立ち直る根気は絶 失って寄る辺もない老親、 を重ねてきたが、これを顧りみれば戦没者遺族は、その公的処遇は断た 敗戦処理と諸般の難問題をかかえ、占領下の最も悪条件で混沌たる中 な状態に襲われた。 に達し、精神的な苦悩と物質的な困窮は生きる希望も断ち切る程の悲惨 もとより、 えがちであった。さらに内務、 1 従て公務扶助料は支給されず、一般社会からも、 あらゆる苦難を克服し、 終戦後、早くも半世紀を迎えんとしているが、その間、 慰霊追悼の行事まで禁止されるなど実に社会的冷遇はその極 夫を亡くし、子を抱えて孤立無援の妻は、 力の限りを尽して復興から新建設へと努力 文部両次官通牒によって遺骨の出迎えは 白眼視され、 我が国は 子を 奈 か

崇高なる理想実現のための同志の糾合が盛りあがり、二十四年八月三十厚生連盟が結成されるや、県内同胞は遺族としての地位の確保に、正義て立ちあがらざるを得なかった。たまたま昭和二十二年の秋、日本遺族この苦労を自からの手で切りぬけようと、県内遺族の同胞は期せずし

った。 県、 用されている。 日着工、全面的に改築した。 の創立総会を行なった。 鉄筋コンクリート三階建て、 の環境事情により本館を閉じ、 工した。 筋コンクリート四階建百五十七坪三合の殿堂が広島県遺族会館として竣 志などの寄付を財源として三十二年四月着工、 館改築の議が起り、 より五月二十七日藤本雄四郎氏が第二代会長に就任、 月に財団法人広島県遺族会と改称し設立、三十年二月藤田会長の逝去に て現在の広島中心街に移転、 余人を超え、 かけ組織の拡大に努め、 を置き、 旦 市助成と広島護国神社、 財団法人として認可された。翌年二十七年九月一日県費の助成を得 一市百十三カ町村、 その後さらに増改築の議が起り、会員二万六千人からの募金 初代会長に藤田直義氏を推戴。 昭和二十六年十一月十六日広島県遺族厚生連盟として発足 また三十二年に建築した福山市の備後遺族会館は、 会員一世帯が二百円を拠金、 二十五年四月には全県下が参加、 広島市宇品一丁目広島県同胞援護課内に事務所 時の会員一万七千余名が広島県遺族厚生連盟 現在は、 崇敬会寄付を財源として五十六年五月十五 約六百九十一平方米の会館として生れかわ 内外ともに陣容を確立した。 福山市丸の内一丁目に総工費六千万円、 貸事務所、 爾来、未結成各郡市町村に呼び 工事費千六百余万円で鉄 県、 貸会議室として広く利 その頃から遺族会 市の助成と財界有 昭和三十年五 会員七万四千

結成をみた。 団参など諸種の行事を行って、 れている。 深安郡で結成、 2. 婦人部が出来たのは二十五年十月、 現在、 研修会、 以来組織づくりが強化され三十五年十一月、 婦人部員七千五百人、 キャンプファイヤー、 青壮年部活動は全国で優秀であると称さ 青壮年部員 青壮年部はまず三十年二月に 交歓会、 (登録部員) 体育練成会、 県青年部の 五千百 靖国

五十四人である。

組織の強化をはかっている。 遺族新聞を年二回発刊、 を設置し、 めて困難な状況下、 現在、遺族援護の内容が複雑多岐にあるため、 援護全般にわたって会員の福祉に全力をあげ、 援護の拡充内容の普及徹底を期するため遺族相談部 末端組織まで広報活動をも含めて万全を期し、 該当者の把握が極 普及啓発面で

- 継続して実施されている事業。
- 全国戦没者追悼式団体参列

(1)

- (3) (2) 沖縄「ひろしまの塔」参拝 海外戦跡慰霊巡拝。
- その際参列遺族に慰問品を配布

(5) (4)

春秋二回広島、 日本遺族会、

厚生省主催による海外各地遺骨収集に参加

備後護国神社等において県戦没者慰霊祭

- 郡市会長、 婦人部、 青壮年部研修会。
- 遺族援護関係の出張相談など。

(7)(6)

長 藤田 直義 主な役職員

(昭和二十四年時

副会長 井上吉次郎 山田 金男、

井上 野間 壽人、 本永 田頭新太郎 司三、 岡本 義雄 良温

博明

妹尾 岩根

栄

宮沢吉兵衛 森光 高岡啓三郎

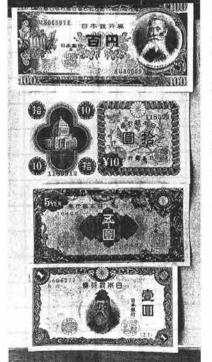
哲恵

伊藤正子外三十五名

戦傷病者戦没者遺族等

援護法成立まで

内閣、 読売ホールに於て「全国戦争未亡人の集い」を開いた。衆参両議院議員 お目にかかり、 はじめ厚生省その他からの来資を迎えて、戦没者遺族特に婦人の立場に 結成促進要領」「婦人部の活動方針」等を決定した。 集して各支部の婦人部結成状況を報告し合い、 において「全国婦人部打合せ会」が開催され、三十八府県の代表者が参 にとりあげる気運が高まった。昭和二十四年七月十九日には、 族援護に関する決議がなされてから、 つき切々たる意見が発表された。その翌日七月二十日には班を分けて、 昭和二十四年五月十四日及び十六日の衆議院及び参議院において、遺 厚生省に陳情した。 懇ろなお言葉を賜わった。 同日午後には大宮御所に伺い、 国会、 政府でも、 熱心に協議して「婦人部 同日午後は有楽町 この問題を真剣 皇太后陛下に



昭和20年代の紙幣

国会及び各党へ陳情を行った。 以て決議文を採択、翌十七日には参加者は六班に分かれ、それぞれ政府 でこの運動を強行するのは、 名が参集、 全国遺族代表者会議を開催し、 して不穏な手段ではない。」と答えた一幕もあった。ついで全会一致を 言違反事項でも、この片手落的な処置について修正を要求することは決 れなければならない第一の条件として再認識させるためだ。 ツダム宣言に違反する云々の林副総理の言明をめぐり朝葉隆圓氏から れ活発な論議が展開された。とくに遺族年金の問題について、それがポ とで常務理事の選出基準についても決め、十六日の代表者の会議は午後 必ず婦人を加えて推薦すること、 大都市を有する都府県及び北海道から六名、その他の府県からは五名は ポツダム宣言に含まれた勅令に違反することは事実だが、それを承知 時から九段の都道府県会館ホールに全国三十七府県の代表者百八十八 昭和二十四年十一月十五日には理事会、翌十六日には評議員会並びに 来賓としては厚生次官、 日本の戦争犯罪が再批判されたとき是正さ 役員の増員について審議し、 理事は各都道府県から一名推薦するこ その他衆・参両議員、 その他列席さ ポツダム官 評議員は六

い知らされ、今後の運動は撓みなく続けなければならなかった。下心の「遺族年金又は弔慰金を支給すること」については「現在困難である」という一語で片づけられていた。占領政策の壁の厚さを改めて思ある」という一語で片づけられていた。占領政策の壁の厚さを改めて思ある」という一語で片づけられていた。とかし十一月二十二日、先の第五国会における衆・参両院の「遺族援護に関

昭和

婦人部の発足と推 移

結成がなされた。 老いた父母を抱えて戦後の激動の中を生き抜く戦没者の妻たちの窮状は 要望等を強力に訴えるため……戦争のため夫を国に捧げ、 底的に国の行政や地方自治体、県行政に正すべきを正し、 真に悲壮なもので、 求めたが、こうした経過の中にあって戦没者未亡人の立場やその切実な 意専心して多くの戦争犠牲者や、 昭和二十四年八月に有志が相寄って広島県遺族厚生連盟を結成し、 この未亡人が相集い昭和二十五年十月婦人部組織の その遺家族の生活問題等に関して、 求めるべきは 幼い遺児、 年 徹

昭和二十七年十月十六日に、二十三県の婦人代表が東京に集り、 婦人

部長会議を開催し、

○連盟の本部、支部に婦人部の予算を計上されたい。

〇援護法を改正して、二つ以上の遺族年金を受ける権利を有する者に

は年金を増額されたい。

○戦没者遺族の扶助料は下級者でも生活扶助を下回ることのないよう

にすること。

等を決議して、理事会に申し入れをした。

国の遺族婦人の力を結集する方向へしだいに進めていった。 このように組織としてはまだ弱かった遺族会婦人部ではあったが、 全

> 題とし全国各支部に婦人部の結成、 の努力を続け、昭和二十九年七月、 昭和二十八年、日本遺族厚生連盟は、 連盟からバトンを引き継いだ日本遺族会は、 強化を指示した。 婦人部の育成強化を組織上の重点課 財団法人日本遺族会に改組され 引き続き婦人部強化

財団法人 広島県遺族会婦人部規程 (要旨

第 条 広島県遺族会の目的達成のため婦人部を置く

第 条 この部会は財団法人広島県遺族会婦人部(以下婦人部という)

と称する

Ξ 条 婦人部は県内戦没者遺族の婦人を以て組織する

第

第 74 条 婦人部は靖国精神により相互修養研鑽に努め会長の下にあり て会内の緊密なる連絡並に遺児の育成補導に当り遺族運動完

1 遺児の育成補遵

遂の中核となり主として左の活動をする

2 身上相談、 内職の補導、

3 相互扶助及び生活改善合理化 就職の斡旋

4 母子福祉に関すること

条 5 その他目的達成に必要なること この婦人部に左の役員を置く

第

Ŧi.

部 長 名

副部長

委 員 若干名

部長はこの婦人部を代表し一切の任務を遂行する

副部長は部長を補佐し部長事故あるときは之を代行する

委員は部活動の協議に参画する、委員は郡市支部婦人部長と

して部長副部長は委員の互選とする

六 条 委員の任期は二年とする、但し再任を妨げない

第

第 t 本部会の会議は会長が之を招集し、部長が会議の議長となる

会長は年一回以上会議を招集するものとする

会議は委員の過半数の出席がなければこれを開くことができ

ない

議事は出席委員の過半数をもって決する、可否同数であると

きは議長の決するところによる

第 八 条 広島県遺族会の会長、副会長、常務理事、 監事は会議に出席

して意見を述べることができる

第 九 条 婦人部の経費は本会予算より支出するが必要あれば寄付金又

は部員徴収金によることができる

第 + 条 この規程は委員三分の二以上の同意を得なければ変更できな

第十一条 この規程は昭和三十年四月一日から施行する

広島県遺族会婦人部のあゆみ

(自昭和二十五年九月至平成六年七月

昭和25 9広島県遺族厚生連盟婦人部協議会設立結成しその代表は次の

とおり。

伊藤正子氏 (代表) 以下十二名の氏名。伊藤正子 (広島市

> 川崎コクヨ 森田房子 (呉市) 竹鶴初子 (賀茂郡) 木保トシヱ (豊田郡

(神石郡) 藤井良子(甲奴郡)立神タへ(沼隈郡)

小倉寛子 (芦品郡) 阿部ミツョ (比婆郡) 早田和子 (尾道市

島津恵見 (世羅郡) 村尾哲恵 (尾道市

当て処遇 を設け編物教室、 遺家族の生活基盤の確保と英霊顕彰のため厚生部、 福祉、 就労の各専門部会を設置し遺族処遇に努め 物品の販売等の事業を実施して活動資金に 映画部等

てきた。

厚生部 る、特にかよわい女手により一家を支えている未亡人のため 遺族は一家の支柱を失い物心両面に於て困窮してい

婦人向けの内職として毛糸編物の講習を本部事務所に於て実

講習料は無料とする。

対象者 遺族の中で奨学資金を受けて進学している遺児の家

族及び生活困窮者にして医料保護を受けている者。

名称 白百合編物学園 (六ヶ月で卒業)

27 · 5編物教室開設

27 12第一回卒業者 五十名

昼間部小川先生、

夜間部富田先生、

皆実町分教場石橋先生

物品の販売 遺族運動のため購買事業を強化する。

一粒金円

を販売。

製造元 徳山薬林社 代表徳山 雄 (本連盟理事 高田郡吉

田町

本連盟の手始めとして販売する

ーソク・線香・石鹸・脱脂綿・マッチ等日用品雑貨を販売。

手数料 物品原価を基準として、 (1)本部二%、 (2)支部三%

(3)町村五%の利益を配分する

県下全市町村で販売運動を始め特に婦人部の事業として婦人

部活動を強化する。

映画部開設 遺族大会・靖国神社参拝・われらの叫び等ニ

ュースを撮影製作しているので、これら遺族ニュースを広く

公開して世論を起し遺族は意を新たにして政府に要求貫徹に

邁進すると共に遺族運動並に施設開設資金獲得のため、 県下

全市町村に於て映画会を開催する。

(映写技師藤井昭典氏を

採用

方法 (1)本部映画班より映写機及びフィルムを提供する。 (2)

機械代・フィルム代等必要経費は当日収入の六割とする。 他

の一割は支部、 三割は地元の会の収入。

28 1より実施する。 遺族には無料招待券を発行、一般は有料

映画会についても婦人部は組織の強化と共に協力する。

10 慰霊祭 Щ 尾道、三次と場所をかえて実施せられてより婦人部は率 第一回慰霊祭及び遺族大会記念事業も広島、呉、 福

26

先して協力をしている

本連盟創立以来より役員と共に婦人部も遺族運動を続けら

の厳しい遺族運動等に貢献された。

特に戦傷病者、戦没者遺族等援護法制定

(27年4月)

前

27.5初代婦人部長に原田霞氏就任 (安佐郡

本会の常務理事に婦人部より一名選任された。

29 7二代婦人部長に伊藤正子氏就任。

30.5本会の理事に婦人部より三名選出された。

31 ・5本会の理事に婦人部より六名選出 (三名増員)。

" "郡市婦人部長は本会の評議員とすることに決定した。

" "三代婦人部長に原田霞氏就任。

33.5四代婦人部長に伊藤正子氏就任。

" "本会の理事に婦人部より七名選出 (一名増員)。

34

8研修会

の強化、 遺児の育成等について研修し現在も引続き開催して

第一回郡市婦人部研修会が始り、未端からの婦人部

いる。

37.12陳情

処遇改善のため本会の皆様と婦人部も一

緒に陳情に参

加しておりましたが、戦没者の妻の特別給付金制定をめざす ため特に婦人部は必死の運動に邁進した。

39 ・7本会の常務理事に婦人部より二名選出された。

45 ・6本会の副会長に婦人部長を加えることに決定した。

"本会の常務理事に婦人部より三名選出 (一名増員)。

47 6五代婦人部長に橋本ツユヨ氏就任 (呉市)。

別給付金継続、 婦人部研修会を開催し戦没者の妻及び身よりのない父母の特 増額等の運動に活躍された。

57 ・6六代婦人部長に島田ヒサコ氏就任 (福山市)。

" "本会の常務理事に婦人部より二名選出(一名減員)。

6本会の常務理事に婦人部より一名選出 (一名減員)。

61

婦人部・青壮年部合同研修会を開催し、 りのない父母の特別給付金継続、 増額運動等に活躍された。 戦没者の妻及び身よ

平成2.6七代婦人部長に正金登美恵氏就任 (東広島市)。

りのない父母の特別給付金継続、増額運動等に活躍された。婦人部・青壮年部合同研修会を開催し、戦没者の妻及び身よ

日は貴兵が最大形長が養、中国・日国ブコットを養、46・7八代婦人部長に米田ミサ子就任(広島市)。

没者遺族大会等に出席する。日本遺族会婦人部長会議、中国・四国ブロック会議、全国戦

婦人部研修会を開催(日本遺族会婦人部長中井澄子氏を講師

として)婦人部員の資質の向上につとめている。

の継承問題等について研修している。婦人部・壮年部合同研修会を開催し永劫の英霊顕彰と遺族会

会長を中心に英霊顕彰、処遇改善、会費の調達等婦人部は多在では約一万人(平成七年四月)に増員している。創立当時は婦人部員も少数であったが、組織の強化と共に現

高齢になりましたが力の続く限り頑張らなければならないと大の協力をしている。

(婦人部長 米田ミサ子)

思っている。

速盟結成一周年に望む

県遺族厚生連盟会長 藤田 直義

過し、その初代会長として不肖藤田に要職を授けられ、今日に至るまで静かに振り返ってみますに昨年八月本連盟が結成されて早や一年を経

大過なく微力を尽し得ることの出来ましたことは、偏えに全遺族の皆様大過なく微力を尽し得ることの出来ましたことは、関っておりましたところ、本年度の会長に再選されるの栄を得まして、思っておりましたところ、本年度の会長に再選されるの栄を得まして、思っておりましたところ、本年度の会長に再選されるの栄を得まして、思っております満足すべき成果を見るに至らなかったことを遺憾に免れることが出来ず満足すべき成果を見るに至らなかったことを遺憾に失過なく微力を発起して、遺族更生のために」の決意を新しくして、闘う機会にく力を発起して、遺族更生のために」の決意を新しくして、闘う機会にく力を発起して、遺族更生のために」の決意を新しくして、闘う機会にく力を発起して、遺族更生のために」の決意を新しくして、闘う機会にく力を発起して、遺族更生のために」の決意を新しくして、闘う機会にく力を発起して、遺族の世界がある。

のみでございます。 本連盟の県下各地区会長を通じて、毎日のように私の机上に山積されのみでございます。 恵まれましたことを心から喜んでおります。

願わくば県下遺族の一人一人が、より一日でも早く再起される日を、れる無言の叫びとにより、必ずや実を結ぶことを私は信じて疑いません。そしてその実現が皆様方の大同団結の力と、ひたすら更生の途に励ま

私は念願して止みません。

意を抱いております。
意を抱いております。
意を抱いております。
を年こそは全遺族の力を広く結集して、県遺族連盟の下部組織を更に
意を抱いております。

これが国会提出は、大体本年末と見られている。

われ/\は奮起して

速かに光明の一途を

県遺族厚生連盟副会長 北村 新之助

自然なき寝入りの状態にあるというのが遺族であると思う。あるとて教いの手も差し延べられない。話す人もなく、訴らる途もなくと思う。社会からは一向顧みられず勿論政府当局からは占領下の今日で敗戦のつらさとは言え、戦没者の遺族ほど惨めな悲しいものは少ない

にとである。 終戦後漸く今日では、社会の秩序も整い、見捨てられた遺族も少しは とである。 にことは先ず遺族としては、成功の第一歩でお目出度 県下各地に、この声が漸次胎頭して、昨年夏やっとのことで広島県遺族 県下各地に、この声が漸次胎頭して、昨年夏やっとのことで広島県遺族 県下各地に、この声が漸次胎頭して、昨年夏やっとのことで広島県遺族 県下各地に、この声が漸次胎頭して、昨年夏やっとのことで広島県遺族

<

(筆者は県議

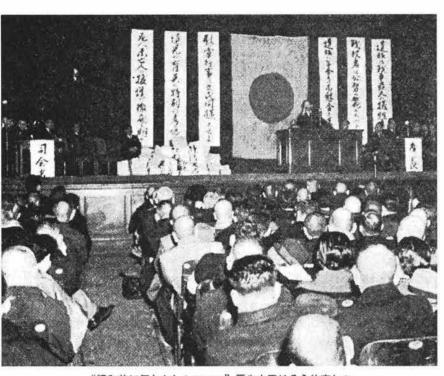
深安郡の遺族会長に推薦されたのである。ともと私は昭らお互い遺族のため犬馬の労を惜しまないものである。もともと私は昭らお互い遺族のため犬馬の労を惜しまないものである。もともと私は昭弘が町長に就任するや、公務者は遺族会の世話は出来ぬということより、呼びかけ、次いで広島県下に普及せしめんとして努力しつつあったが、呼びかけ、次いで広島県下に普及せしめんとして努力しつつあったが、呼びかけ、次いで広島県下に普及せしめんとして努力しつつあったが、呼びかけ、次いで広島県下に普及せしめんとして努力しつのある。

らは幾百通にのぼる嘆願というか陳情というべきか、現在の生活状態に今回私がかかる地位にあげられるや、町内は勿論郡内の遺族の方々か

ないのである。にされた若い未亡人の姿が眼に浮んで、思わず知らず涙の下るを禁じ得なく、戦時中出征の当時を想起し、且又白木の箱に淋しく死んだ夫を胸於ける苦衷を一々筆こまやかに通信さるるには、私は読んで涙ならざる

理せしめ社会の認識を深め所期の目的を達成せんことを念願して筆を擱 にのような悲惨事に対しこの本県の遺族厚生連盟こそ決起して、遺族 年金に、扶助料に、奨学資金にまた生活擁護に猛進して、速かに光明の 一途をたどりたいものと奮然ここに立った次第であります。 最後に県下遺族各位の御支援により、本連盟が愈々発展し、当局を覚 最後に県下遺族各位の御支援により、本連盟が愈々発展し、当局を覚

— 35 —



"講和前に何とかしたい……" 厚生大臣はそう約束した 共立講堂での第一会大会(昭26,2,23)

第一回全国遺族代表者大会

とか遺族の皆さんをお慰めする道を講じたい」旨の挨拶があった。 族の心情を吐露した意見発表があり、黒川厚生大臣から「講和前に、 友好団体代表者が来賓として参会された。遺族代表数名から切々たる遺 三千名にのぼり、黒川厚生大臣外多数の国会議員、安井東京都知事、 立講堂において「第一回全国遺族代表者大会」が開催された。 この大会で決定した宣言、決議は次の通りである。 このような情勢のもとに昭和二十六年二月二十二日に神田一ツ橋の共 参集者約 何

言

宣

公務によってたおれたのである。 戦争最大の犠牲者は、 われわれ遺族である。 われわれの肉親は国家の

本は講和によって民族の独立を回復し、 然るに戦後五年有余「第五国会の決議」にもかかわらず、 国家は遺族に対し、当然補償をなすべきである。 いまなお社会的冷遇と経済的苦難の中に放置されている。 緊迫せる国際社会に復帰せんと

八百万遺族

いまや日

とするならば、まずもって遺族に対する補償を前提条件となすべきであ 将来日本が独立国家としての基礎を確立し、 平和への総力を結集せん

われわれ八百万の遺族は今日ここに決然起って、二百万戦没者の霊に 遺族をこの状態に放置して道義国家の確立はあり得ない。

"私はお父さん、お母さんがほしい…… 父を戦野に、母を病床に失った田鶴子さ



(東京·神田共立講堂、昭26.2.23)

対日講和条約調印される

遺族の向うべき道を追求

想せられる程、充分とは言えない補償対策の今後の運動を惟うと共に、 を見出すにつけて、国民均しく一応安堵の胸を撫で下すのであるが、予 の代表団が参加して日本全権は講和条約に調印した。 九月八日、サンフランシスコ市のオペラハウスに五二カ国、 講和の秋を迎えて、ややはっきりした戦争犠牲者国家補償対策の線 三九四人

特殊事情下におかれた今日までの会の在り方は、 誰もが反省している 考えざるを得ない。

より以上、今後の遺族の向らべき途、

即遺族会の在り方について真剣に

誓って飽くまで要求の貫徹を期する右宣言する。 昭和二十六年二月二十三日

全国遺族代表者大会

決 議

議し、政府ならびに国会に対し、その速かなる実現を要望する。 われわれ全国八百万遺族の代表者はここに大会を開き、 左記各項を決

- 遺族に対し年金又は弔慰金を支給すること。
- 戦没者の慰霊行事等は一般文民と同様の取扱いをすること。
- 遺児の教育に要する一切の費用は、 国庫の負担とすること。
- 老人、未亡人等に対する援護の徹底を期すること。

ひたすら報国の二字に生き抜いた英霊の御こころを銘記すべき秋。遠ざかったものであったことは否めない。今にして全く私心から離れてように、御英霊が念じて散華せられた御遺志そのままのものからはややように、御英霊が

至高な境地の中に散ってゆかれたのだ。

至高な境地の中に散ってゆかれたのだ。

至高な境地の中に散ってゆかれたのだ。

ばいいのではないか。」
はいいのではないか。」

第二回全国戦没者遺族大会

席があった。この大会では、わが国が国際社会に復帰しようとしている房長官増田甲子七氏、橋本厚生大臣、池田大蔵大臣代理等多数来賓の出二四全国戦没者遺族大会」が開かれた。参会者三千名、総理大臣代理官え、昭和二十六年十一月二十二日に、東京・神田の共立講堂において「第

「遺族に対する補償は生活保護法と切りはなして立法すること」などを県の遺族代表が意見を発表し、大会では「遺族に弔慰金を支給すること」現在、まず戦争犠牲者への補償を第一にすべきであることを宣言し、他

決議した。

声明を残して一月十八日に厚生大臣を辞任した れりとするが如き態度を以て、いかにして今後の民生、 を思う時、戦死者の遺族に対し、 独立の日からはすべては日本国民自らによって行われねばならないこと 七年政治も経済も祖国の防衛も、すべて連合軍の下に行われて来たが、 この原案決定に際し、橋本龍伍厚生大臣は強く不満の意を示し「占領下 金、妻に対し月額一千二百円の遺族年金を支給するというものであった。 十六日厚生省要求額を八○億円削除して政府の予算原案を決定した。 大蔵省はこの厚生省の要求に強い難色を示し、結局、 る国の処遇として、遺族年金、弔慰金支給の予算を大蔵省に要求したが 昭和二十七年度予算編成に際して、厚生省は戦後はじめて遺族に対す 決定した政府原案は、 いかにして祖国の防衛を全らすることができるであろうか」といら 遺族の処遇として、親一人につき五万円の弔慰 単にお灯明料の程度を支給して以て足 昭和二十七年一月 民心を安定せし

大学講堂に於て開催した。

二十日、緊急に「第三回全国戦没者遺族大会」を東京・千代田区の法政ニ十日、緊急に「第三回全国戦没者遺族大会」を東京・千代田区の法政こうして遺族処遇の第一年、二十七年度予算の政府原案は決定したが、

吉田首相邸前の座り込み

大会を終了、午後からは三班に分かれて吉田首相、 戦没者一柱につき十万円の弔慰金、年金制度の確立を訴え決議を行って との差の大きさが遺族をいらだたせたのである。そんななかで大会は、 もらいたい」と挨拶すると会場は騒然となった。遺族の要望と政府原案 「今回決定した額は少ないかも知れないが国家の財政からみて我慢して 大会は開会当初から白熱した。橋本厚相の跡をらけ継いだ吉武厚相が 保利官房長官、 池田



(昭27.1,20)

に門前に座り込み、 を拒否したので、 邸に訪ねて陳情した 吉田首相を大磯の私

吉田首相は面会

遂

房長官はわれわれの 陳情を行い、保利官 利の上で過ごした。 うち二名は、厳冬の 意見を終始熱心に聞 夜を吉田邸前の砂 保利官房長官への

> なは靖国会館へ引き上げた。 より「官邸でお目にかかるよう取りはからう」という言葉があり、みん たい」といわれた。その後、 臨みたい。国家補償は皆さんの考え通りで、 申し上げたい。しかし政府だけではいけないから自由党にも力を入れて き「私は個人としても、また官房長官としても足りない点は首相に充分 吉田首相との面会について、保利官房長官 政府は国家補償の線で進み

えた。 しても遺族に手厚い援護の手を差しのべるよう充分に考えている」と答 いのもとに吉田首相と会見し陳情を行った。席上、 翌二十一日午後二時半、遺族代表十名が総理官邸で保利官房長官立会 しかし、政府原案はすでに動かし難いものとなっており、 吉田首相は「政府と 全国の遺族

った。

第一班二百余名は

大蔵大臣に陳情を行

ための体制を固めることとした。 は一応ホコをおさめ第三回大会の幕を閉じ、次に来るべき扶助料復活の

昭和二十七年

両陛下御臨席のもと

新宿御苑で全国戦没者追悼式

日華事変から大東亜戦争まで八年間にわたる戦争で散華した同胞及び日華事変から大東亜戦争まで八年間にわたる戦争で散華した同胞及び来賓千数百名が参列した。

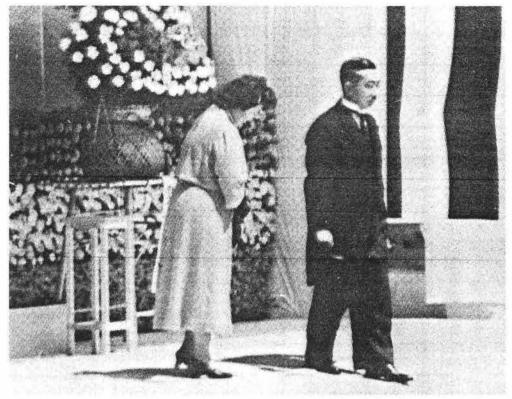
の白木が目にしみるように立つ。その両側には、両陛下をはじめ首相、れ、金子鴨亭氏の筆による「全国戦没者追悼之標」と記された三米余り一千坪にも及ぶ芝生の中央には、間口四間、奥行二間の式壇が設けら

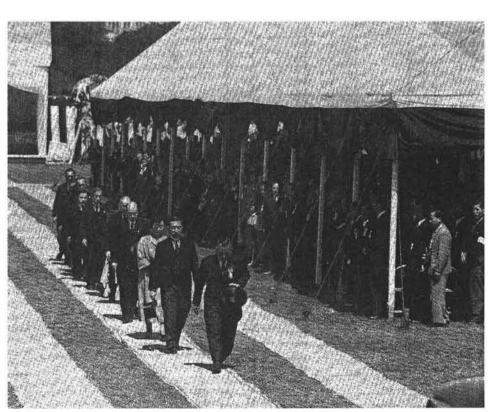
れ、式台の前には皇族はじめ遺族代表の着席する天幕が設けられてあっ衆参両院議長、各都道府県知事及び各界代表からおくられた生花が飾ら

やがて、天皇陛下は、切々たる追悼のお言葉を賜わり、再び奏ぜられやがて、天皇陛下は、切々たる追悼のお言葉を賜わり、再び奏ぜられた。この日のために位牌をかかえ、遺骨を抱いてはるばる上京しながら、志々しく花をささげた。午前十時四十分とどこおりなく式は終った。この日のために位牌をかかえ、遺骨を抱いてはるばる上京しながら、参列を許されなかった遺族及び一般の人たちは式終了後、あとをたたずらがで、天皇陛下は、切々たる追悼のお言葉を賜わり、再び奏ぜられ

て、両陛下に拝謁し懇ろなお言葉をいただき、更に感激を深くした。トバイに護られて一路皇居の拝観に出発した。そして宮内庁玄間におい参列の遺族は昼食後、差し廻しの四十数台のバスに分乗し先導のオー







天皇、皇后両陛下御臨席のもと、全国戦没者追悼式(新宿御苑)

お 言 葉

のがある。 衷心その人を悼みその遺族を想うて常に憂心やくが如きも にたおれたものは挙げて数らべきもない。 今次の相つぐ戦乱のため戦陣に死し、 職域に殉じ、 又非命

本日この式に臨み、これを思い彼を想うて衷傷の念新たな るを覚え、ここに厚く追悼の意を表する。

総 理大豆式 辞

深い式であった。

れることのないようにと祈念するものであります。 諸子の労苦に深く同情の意を表し、再びかかる大いなる不幸の繰り返さ おける戦没者の追悼式を行なって、 に復帰するに至りました。その時に当り、私は、支那事変以降の全国に を招き、全国戦没者追悼式を行ないますことは、誠に感慨に堪えません。 今や平和条約はその効力を生じ、 本日ここに、 天皇、 皇后両陛下の親臨を辱うし、戦争者遺族代表諸氏 その冥福を祈り、また、その遺家族 わが国は独立国として再び国際社会

るを禁じ得ません。 ている三十万に及ぶ同胞に考え至るとき、まことに万感胸に迫るものあ 又私は戦争によって傷痍を受けた多くの人々や未だ異邦にとどめられ

り、民主日本の成長発展をのぞみ見られるものと信じてうたがいません。 戦争のために祖国に殉ぜられた各位は、身をもって尊い平和の礎とな

> 福を祈るものであります。 本日この追悼式に当り、 私は思いを戦没者の上に馳せ、謹みてその冥

昭和二十七年五月二日

内閣総理大臣

吉 田

茂

独 立 式 典

没者を追悼し、 条約が発効し、 この新宿御苑における全国戦没者追悼式は、サンフランシスコの講和 わが国が、その独立を回復するに当り、先ずもって、戦 その霊を慰める意味をもって行われたものであり、意義

わが国独立回復を祝し、その平和と繁栄を祈った。 まれた式典であった。全国の遺族代表も、この式典に参列して、心から、 従って前日の追悼式とは異なり、 に寄与することができるよう祈念するために挙行されるものであった。 て親善友好の道をひらき、 に復帰するに当り、全国民が、心を新たにして、複雑な国際社会に処し 念式典が行なわれた。この式典は、 その翌日の昭和二十七年五月三日には、皇居前広場において、 わが国の平和と繁栄、 わが国の前途を祝ら明るい雰囲気に包 わが国が独立を回復して、 ひいては、 世界の平和 国際社会 独立記

昭和二十八年

財団法人 日本遺族会の設立

とその組織の整備

三月二十二日に登記完了した。昭和二十八年三月十八日に、財団法人 日本遺族会の設立認可があり、

財団法人日本遺族会設立趣意書

ていた。 生計の破たんのため、思想的にも道徳的にも、尠なからぬ動揺を来たし殊によるべのない寡婦、不具病弱者、老人、幼年者等の世帯においては、殊によるべのない寡婦、不具病弱者、老人、幼年者等の世帯においては、戦争犠牲者の遺族は、物心両面において、大きな打撃を蒙っている。

て社会の一隅の現象ではない。かかる境涯に沈んでいる同胞の数は、全国数百万をも数らべく、決し

得ない現況である。よって日本遺族会の結成は、遺族の援護救済の道を財政不如意、又は緊急公務の山積に紛れ、到底指導救済に多くを期待し政府及び地方公共団体は、何れも熱烈なる関心を寄せられているが、政府及び地方公共団体は、何れも熱烈なる関心を寄せられているが、世界平和に寄り、とはい道上視るに忍びないことは勿論、これを保護し、善導しなけ

って全人類の福祉に貢献することとしての発足である。開くとともに、道義の昂揚、品性の涵養に努め、平和の確立に資し、

戦没者遺族の処遇改善

動した努力の一端は報いられることになった。 料の受給権は失わないことに修正され、靖国の社頭で断食まで行って運御成立し、昭和二十八年四月に遡及して、実施されることになった。こ。とについては父母、祖父母が婚姻しても氏を改めない場合は、扶助のことについては父母、祖父母が婚姻しても氏を改めない場合は、扶助のことに知いて以後の一部改正する法律は、衆参両院を通りた努力の一端は報いられることになった。

復活した扶助料の内容は次のようなものであった。

階		級	公務扶助料 年 額
大		将	140,080円
中		将	110, 500
少		将	82, 960
大		佐	77,520
中		佐	72, 200
少		佐	58, 900
大		尉	48, 800
中		尉	38, 400
少		尉	33, 200
準	士	官	29, 930
曹長	(上等	兵曹)	28, 670
軍曹	(一等	兵曹)	28, 320
伍長	(二等	兵曹)	27, 930
	兵		26, 765

公務扶助料の年額

遺族会長協議会開く中国・四国ブロック

月三十日午前十時より広島市袋町、富国生命保険広島支社(富国

知事さんの遺族に対する理解、 特に本県大原県知事の御出席を頂き同情ある激励の言葉を頂き、 ついて審議を重ねて次の通り決定をみた。 ル)に於て中国、 四国、 各県遺族会長会議を開催した。この来賓として、 同情に各県代表を感激させ、遺族問題に 大原県

して大原県知事、笹井世話課長、同鈴木係長、広島市長代理丹羽厚生局 尚この会議に本県よりは、 各郡市の会長婦人部長さんが出席し来賓と

吉田社会課長、水上援護係長の御出席があった。

で推薦して議事に入り各県提出の議題を審議して次の通り決定を見た。 挨拶があって、議長選出となり本県会長の藤田直義氏を議長に満場一致 本県連盟藤田会長が行い、 議会委員で遺族代表の佐藤信氏の挨拶と報告、靖国神社大谷事務総長の 会議は、 田頭新太郎副会長の開会の辞に始まり、黙祷、 大原本県知事さんの激励の辞に恩給法特例審 主催者挨拶を

決 議 事 項

一今後の運動方針について

- 今後に於ける運動方針の三大要項 (山口県
- H 恩給法に基く公務扶助料の条例規定に当り要望すべき事項 遺族公務扶助料の適正合理化運動

父母、祖父母に年令制限を加えざること

二柱以上の戦没者を出した遺族には夫々一柱毎に公務扶助料を支

給すること

父母、祖父母が再婚した場合と雖も受給権を保有させること 船員国民義勇隊々員及旧国家総動員法に基き軍務に服し戦没した

遺族に之を支給すること

Ŧī. 内地勤務中病没した者は公務死とすること

六 敗戦の責を負い外、 内地に於て自決した者を公務死とすること

七 母の再婚と共に連子養子となった子が母の結婚解消により再び旧

の状態に復帰した遺児にも受給権を有せしめること

回公務扶助料の倍率を文官と同様にしその増額をなし、 圧縮し下に厚くすること 且つ階級差を

年

金

二戦傷病者戦没者遺族等援護法の改正運動

(イ)政府、 国会に対する要望事項

- 父母、 祖父母の年令制限撤廃
- 二柱以上の戦没者遺族には一柱毎に支給
- 74 船員、 父母、 祖父母が再婚した場合と雖も受給権を保有させること 国民義勇隊々員及旧国家総動員法に基き軍務に服し戦没し

たものの遺族にも支給すること

Ŧi. たものの遺族にも遺族年金及び弔慰金を支給すること 公務死の範囲を拡大し内地又は外地で戦病死したり帰郷後死亡し

六 敗戦の責を負い外、 内地に於て自決した者を公務死としその遺族

七 に遺族年金及び弔慰金を支給すること 母の再婚と共に連れ子養子となった子が母の結婚解消により再び

旧の状態に復帰した遺児にも受給権を有せしめること

弔 慰 金

昭和十二年七月七日以降の戦没者遺族に支給すること

- 第三十四条第二項該当者にも支給すること
- 弔慰金支給範囲拡大して伯叔父母、兄弟姉妹にも支給すること
- 四 町村毎に設置するよう法文化すること 実情に適する如く弔慰金の配分をなし得る審査会を各都道府県市
- Ŧi. 遺族公債の換金のため少くとも八十億円を計上すること

三中央地方を通じ遺族の精神援護の普及徹底運動(即愛国心の昂揚運動)

- 会で決定すること(岡山県 本件については各府県に於て更に研究検討をし次期日厚本部理事
- 〇本件に関しては1の一二と同様の提案事項に付き第一部委員会の結 論とを持ち合せて前項で報告の通り協議決定した 遺族公務扶助料等について政府国会に対する運動方針に関する件
- ○その各項を中、四国ブロックの名を以て直ちに恩給局長宛速達提出 要望として多数提出することに決定す すると共に各府県に於ても速かなる時期に本会議で決定した事項を
- 3 其の他運動方針について日厚本部に要望の件 (岡山県
- ロックとしての要望事項を左記の通り協議決定し日厚本部に実現方 々日厚本部常務理事会で決定推進せられることになっているが本ブ 本日再開せられた通常国会に対処する運動方法等については来月早

申入れること

全国大会開催について

国会に於ける予算審議の最高潮に達したとき

全国大会後国会通過までの運動方法

常務理事会開催後なるべく早期に理事会招集各府県代表滞京の上、

国会通過の時期迄ねばり強い運動を展開する

遺族国家補償実現について強力なる運動方法如何(広島県

状勢により最も適切なる時期に第五回全国戦没者遺族大会を開催し 且つ各府県選出の国会議員に前各要望事項の実現方について強力に

働きかける

口遺族の公務扶助料について(香川県)

1~5の各項については要望事項として採択強力な陳情請願をするこ

三遺族公債の換金促進に関する件(山口県)

〇本件については従来より日厚本部理事会に於て決定せられておる要 業務とする遺族金庫を創設し公債換金額を八十億に増額する)件を る生業資金の貸付、 望事項即ち(遺族を生業に従事せしめる方途を講じ殊に遺族に対す 扶助料を担保とする融資、 育英資金の取扱等を

強力に推進することに決定

遺族の強化指導運動について

四遺族及び遺族会の強化運動について(山口県)

- 〇一〜五までの各項について日厚連盟は遺族会の指導方針を確立精神 団体としての指導理念を速かに確立することを要望
- 財源措置について

次期遺族連盟の指導育成に関する件

- ○昭和二十八年度より会費徴収を原則とし、 その主要財源とする
- ○県市町村の委託費、 能拡充のため将来共確保する 補助金等は法外援護としての遺族連盟の組織
- 各府県遺族会が同一歩調で益々遺族連盟使命達成の為、 拡充強化

を図る目的をもって日厚本部に於ては左記各項毎に夫々モデル県を

強化指導するより申入れる

口、福祉施設 ハ、事務局の運営 =, 遺児の育成

靖国神社団参 へ、報道文化

3 遺族会今後の在り方について全国同一歩調で進むため本部に於て

はその基本方針を示すこと

○前項1、2項の通り推進することに決定

国
 靖国神社参拝について
 (広島県)

運賃の特別割引について、本部に於て運動すること 遺族が靖国神社に団体参拝する場合、優先的に列車を配車し鉄道

〇日厚本部に於ては本件実現の為各関係方面に強力に折衝するよう申

穴その他の要望事項について(岡山県)

入れる

軍人会館払下げに伴う維持運営について日厚本部への要望事項

○本国会冒頭に於て厚生省提出の法律案第二十二号として無償払下げ を中心母体とする社会福祉法人の設立、経営方針、経営メンバーの が決定づけられた現在、従来までの方針を一擲しあくまで日厚連盟 選衡等を行い受入態勢を速かに確立するよう申し入れることに決定

日本遺族厚生連盟、 各府県遺族連盟名称統一について(岡山県)

〇本問題は従来しばしば検討せられた処であるが今日迄各府県の行き 期に左記の如く統一することに決定。中四国ブロックは率先直ちに 有する遺族団体の威信にもかかわることであるから恩給復活のこの 方に任せてあった。単に形而上の問題のみに留らず全国的な組織を

本化し次期日厚本部理事会に於て各府県の同調方を申入れる

記

日厚本部 日本遺族連盟

各都道府県 都道府県名を冠せる遺族連盟

各郡市 郡市名を冠せる遺族連合会

3

各市町村

市町村名を冠せる遺族会

設置要望について(鳥取県 地方事務所、市町村役場に戦没者遺族に関する業務を扱う専任者

〇昭和二十七年度に於て援護法受給手続きに遷延を重ねた前非を繰返 さざるよう、県市町村の人的財的両面の確立を要望することに決定 国及県主催の戦没者慰霊追悼式を年一回盛大に執行することを国

及県に要請すること。 (山口県)

○国に対しては日厚本部を通じ各府県に対しては本ブロック会議の名 を以て強力なる申入れを行うことに決定

動員学徒戦没者の靖国神社合祀方について 山

5

〇之が合祀について靖国神社に於ては既に決定せられておるので各府 県は速かに合祀の方途をとることに決定

昭 和 二 十 年

青年部の歩み

青年部の発足

化され三十五年十二月に県青年部の結成をみ発足した。遺族会に青年部の結成が嚆矢で万丈の気焔をあげた。以来組織造りが強広島県遺族会青年部の結成にいたったのは、昭和三十年二月に深安郡

初代部長に松浦敏美氏が選任され研修会、キャンプファイヤー、交歓会、体育練成会、靖国団参など諸種の行事を行なって遺族青年活動は名実ともに全国一位と称された。
 遺児は亡き父の遺志を受けつぎ、日本再建の将来を担うべき自覚と誇連足は亡き父の遺志を受けつぎ、日本再建の将来を担うべき自覚と誇事が、遺児の組織は、崇高なる指命に対し純粋なる自覚を以て結ばれ、進んでく、遺児の組織は、崇高なる指命に対し純粋なる自覚を以て結ばれ、強酷と相互扶助を基礎として、美しい同志的友情を核心とし、共通の運動性と相互扶助を基礎として、美しい同志的友情を核心とし、共通の運動性と相互扶助を基礎として、美しい同志的友情を核心とし、共通の運動性と相互扶助を基礎として、美しい同志的友情を核心とし、共通の運動性と相互扶助を基礎として、美しい同志的友情を核心とし、共通の運動性と相互扶助を基礎として、美しい同志的友情を核心とし、共通の運動性と相互扶助を基礎として、美しい同志的友情を核心とし、共通の運動は名字を表示を表示した。

的日本の創造に積極的に歩みがすすめられた。

第七回全国戦没者遺族大会



第七回大会(昭30.3.29) 鳩山首相、緒方総裁を迎え、8,000人は沸いた

和三十年五月十一日

折衝をつづけた。

昭

いて、

国会、政府に

山首相を音羽の私邸族陳情団の一班が鳩に六班に分かれて遺

に訪問会見が出来ず

日の朝、遺族代表は、み三日目の五月十三の五月十三の一日の前、遺族代表は、

大会後、常務理事

常駐する人を定め、国会対策委員が中心

たびたび理事会を開

鳩山首相に会見した。

られず鳩山首相に再三の陳情した。 座込みは解散し、遺族代表は各方面に公式陳情したが容易に確答が得

年七月、空襲の爪跡

想えば昭和二十二

二十年十月から公務扶助料が兵の階級で年額三万五千二百四十五円に増 六月三日に至り自由、 完全実地は、 昭和三十一年七月から別表通り増額となった。 民主両党の議員提案により法案が提出され昭和

階	級	公務扶助料年額
大	将	205, 700円
中	将	162, 520
少	将	122, 060
大	佐	116, 280
中	佐	109, 920
少	佐	85, 120
大	尉	71, 200
中	尉	53, 600
少	尉	46, 200
準 -	L 官	40, 385
曹	長	38, 305
軍	曹	37, 485
伍	長	37,000
Ţ	Ę	35, 245

【別表】

両 陛 に 拝 謁

になった。 ため、馳せ参じた遺族代表者約二千名は、両陛下に拝謁を許されること 第七回の全国大会が持たれた日の翌、 三月三十日、各支部から運動の

た。

き上がる二千人の"万才"その叫びは、

清く強く、

皇居の杜にこだまし

やがて、一斉に湧

乾門から、宮内庁の裏玄関に進んだ。 桜の花も四分咲き。その中をぬって、 この日も朝から晴天。大内山一帯には、のどかな春の気配が佇ずみ、 鹿児島県代表を先頭に、二千名が

建に尽すよう。とのお言葉を賜った。 正十一時、 両陛下は玄関にお出ましになり、"苦しみを堪え、 日本再

日本再建につくせ" と陛下は仰せられた みを堪え、 (昭30, 3,30)

宮内庁裏玄関 起った。 の声が、そこここに 様に濡れ、すす泣き 想い代表者の瞳は それを想い、これを 歳月が過ぎていた。 し上げてから八年の 祖国再建をお誓い申 モンペ姿の皇后さま 憂色の濃い陛下と、 に拝謁をたまわり、 も生々しい皇居内で

鳩山邸に座り込み……陳情

て三木総務会長が説得にきて「もし、私で事足りれば総理への面接は許 お会い出来ないというので、代表との激論の一場面も展開された。午後 一時に至って田中官房副長官、 鳩山首相に陳情申し入れに対し官邸の秘書官と折衝したが、 井上秘書官がかけつけ、 午後四時に至っ 官邸では



(30年5 月11日)

のつるし上げにあ 房副長官が遺族代表

い、午後八時「あな

となった。

続いて再び田中官

は激昂して物わかれ の発言に対し、 してもらいたい」と

一行

とになった。 対し、「側近者によって総理や御夫人のお気持ちがゆがめられているの ちします」との切なるお願いをして、鳩山首相の門前で一夜を明かすこ は残念だ。われわれの目的通り、総理とここで、お会い出来るまでお待 ちで現れた薫夫人に

天幕を訪れる報道関係者並びにラジオ報道で聞きつけた都内遺族の激 とはなしに走り出して、その意を遂げなかった。夜中から早朝にかけ、 音羽での朝を迎える。総理は特に裏門から夜半帰宅したため、今朝はぜ ひその車中に敬意を表したいと思っていたが、降りしきる雨の中をいつ 夜来の雨にたたかれたが、一同元気で年来の宿願を果したかのごとく 地元小石川遺族会の一方ならぬ応援に心うたれた。

> の前に明らかにした。 鳩山薫夫人からは「明朝八時半希望通り私邸でお会いする事」を代表

の胸に奉じた英霊の写真と、五万三千柱の英霊に頭を下げられた。 た鳩山総理は「私がお会いしないとの誤解をお持ちらしいが、側近者と がら鳩山邸を訪問。まず薫夫人の「ご苦労さまでした」という出迎えの の行き違いで皆さんにご迷惑をおかけしました」と奥津代表、佐藤代表 言葉に続き、川崎厚生大臣、田中官房副長官を従え、一行の前に立たれ 五月十三日 限られたる二十名の代表は、報道陣の無数のフラッシュを浴びな 六時半整々と天幕撤去を開始し、 一切の清掃も終って、

高橋会長から参上した趣旨を述べ、伊藤団長より遺族の熱願を十分に

たい」と申入れたと 様に合わせてもら わからないから、奥 た方側近者では話が

ころ、困却した面持



鳩山邸における陳情団--行

ります。今後の努力をお り相済まないと思ってお 下さいと、全国大会でも

何卒国を怨まないで

お話しましたが、その通

少い事は申し訳ありませ

苦しいから、 英霊の忠誠に感謝をして た。八千万国民等しく御 事情もよくわかりまし おりますが、国家財政が 皆様方の御希望も御 報ゆる処が

いで鳩山総理は

わたって説明をした。

次

誓いします」

期したい。なお、世情にまま私が戦没者遺族に社会保障制度を考えてい と感激の対面二十分、閣議の時間もあり、官邸に出かけられた。 ップをほのめかした。 信念である。」旨を述べ、代表の質問に答えて号俸引き上げ、ベースア ている遺族の方には、なおその上に社会保障制度を併用いたしたいとの るという誤解もあるが、あくまで国家補償の線ですすめ、生活に困られ まず第一段階としてベースアップを考え、そして三十一、二年に解決を その後、川崎厚生大臣は「本年度原案の増額二十九億は極めて僅少で

かくして代表一行は一まず靖国会館へ引きあげた。

状況を報告し、了承を得たのち今後の運動方針を協議、 部に対するねばり強い陳情割り当てを決定した。 当日の日本遺族会会議において、伊藤副会長より音羽陳情団の詳細な 引続き自由党幹

受け、会館で小枝代議士にも陳情した。 で五三、二〇〇円の線を持って突き進まなければならない」との激励を 五月十四日 早朝、 九州代表と共に橋本龍伍代議士を訪れ、「あくま

議に列席 なお院内で福永健司元官房長官にも面接、陳情して午後一時よりの会

をかさねる。 月末まで延期したので、当分各県一名あての代表が駐留して、 自由党予算組替えの成案が出されるであろうと考えられた時機が 陳情

二十日以降、必要時機には直ちに本態勢に復帰すること。

等を決定して散会。

五月十五日 終日、県選出代議士への状況報告と、本月末にかけての

再協力方を要請した。

加藤鐐五郎、 五月十六日 午前九時、 大橋武夫、 山下春江、 定例会議に出席。 中山マサの各代議士に陳情を実施し ブロック担当の倉石忠雄、

た。

高松宮・同妃両殿下の御参拝

昭和三十三年八月六日 昭和三十年七月九日 妃殿下 昭和四十七年十一月八日 両殿下 両殿下

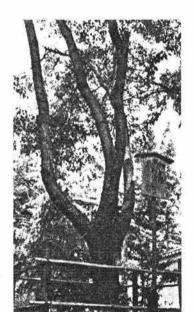
その当初は昭和三十年七月九日妃殿下のみにて、被爆の旧社地に於ける 目通り幹の直径二十余糎に及んで、御垣内に繁茂している。 護持に格別尽力していた川本福一氏が採取したもの。今二十七年を経て その楠は原爆ドーム内に生えた実生楠第一号であった。当時護国神社の 仮の社殿に御参拝あらせられた。この時楠の木の御手植を遊ばされたが 高松宮家に於かせられては、三度にわたって御参拝を忝うしている。

同じく繁茂している。 この時も同じく楠の木の御手植があった。そしてこの木も前者と並んで なおその後同四十七年十一月八日、両殿下には同じく御揃いにて御参 次いで同三十三年八月六日、高松宮同妃両殿下御揃いにて御参拝あり

拝あらせられたが、その時かつての御手植の樹木を御覧あらせられた。



高松宮同妃両殿下の御参拝



両殿下の御植樹

昭和三十四年

千鳥ヶ渕戦没者墓苑施設

千鳥ヶ渕墓苑は訪ねる人もない戦野に曝された戦士の遺骨は、且ての千鳥ヶ渕墓苑は訪ねる人もない戦野に曝された戦士の遺骨は、且てのた。それがつわものたちの本懐であったとはいえ、戦い敗れ、これを弔た。

そして、内地に迎えられたこれら遺骨のうち、氏名が判名し、遺族のた一部の遺骨をもって、その戦域での全遺骨を代表することとした。を行なった。しかし、全戦野を訪れ、すべての遺骨に接することは、もを行なった。しかし、全戦野を訪れ、すべての遺骨に接することは、もを行なった。しかし、全戦野を訪れ、すべての遺骨に接することは、もを行なった。しかし、全戦野を訪れ、すべての遺骨に接することは、もを行なった。しかし、全戦野を訪れ、すべての遺骨に接することは、もを行なった。

き立場に立った。政府は、これらの遺骨を国家の責任で安置すべ部分の遺骨は無名(氏名不詳)であり、無縁(氏名が判るが、引きとる部分の遺骨は無名(氏名不詳)であり、無縁(氏名が判るが、引きとる

の海員などの協力により、内地へ迎えられながら、やはり無名、無縁の加えて、政府の収集とは別に、海外から引揚者、復員軍人、南方航路

い

った。 ため、厚生省の一室や、世話課の一隅に安置されていた遺骨も尠くなか

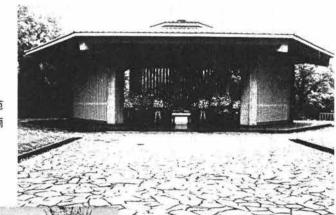
慰霊の誠は、形式の整備を求める。そこで各界からの要望もあり、政財霊の誠は、形式の整備を求める。そこで各界からの要望もあり、政

代表するものではなく、 くまで無名、無縁の遺骨を納める施設であって、全戦没者の遺骨を象徴 疑念を束ね、強く政府に訴えた。その結果、有識者の意見、 ない、と規定された。 動向などを背景に、墓苑の性格が決定された― くに全国の遺族は、この問題を深刻に考えた。日本遺族会は、 った靖国神社と、どのような相関性で把握さるべきかが憂慮された。と ると考えられた。それが、敗戦の風浪にめげず、存在の理由を失わなか 遺骨を安置する以上、その施設には、 ここで問題になったのは、墓苑の性格であった。国家が自らの責任で、 また国家的権威に支えられた「合掌の場」でも 自らある程度の国家的権威が備わ -約言すれば、 国民感情 それはあ こうした

神社とは自ら、その本質、性格を異にするものであることは論をまたない。これは限られた遺骨を抱く、施設であって、全戦没者の霊が鎮まる靖国、八日に政府の手で、竣工式を挙行、両陛下のご親拝を仰いだ。しかし、正式名称を、「千鳥ヶ渕戦没者墓苑」とし、昭和三十四年三月二十か、正式名称を、「千鳥ヶ渕戦没者墓苑」とし、昭和三十四年三月二十かくして、昭和三十一年十一月に場所を靖国神社近くの千鳥ヶ渕に定かくして、昭和三十一年十一月に場所を靖国神社近くの千鳥ヶ渕に定

所 在 地 東京·千鳥ヶ渕 竣工年月日 昭和34年3月28日

昭和34年3月28日、千鳥ヶ渕戦没者墓苑 の竣工・追悼式が行われ、天皇・皇后両 陛下ご参拝



千鳥ヶ渕戦没者墓苑 (内部)

千鳥ヶ渕戦没者墓苑





同妃両殿下ご臨席のもとに行われた千鳥ヶ渕戦没者墓苑の拝礼式が三笠宮、

12

日本遺族会青年部が発足 初代部長に成島

族が天皇、 跡巡拝団派遣 部長に選出。 参加し九段会館ホールで結成大会を開き青年部が発足、 総裁に選出 三十五年二月末、 十月半ばの青年部結成準備委員会を経て十二月四日、 皇后両陛下に拝謁(十月十八日)自民党大会で池田勇人氏を 第十三回全国戦没者遺族大会(二月二日)、 (四月十一日)、 九段会館で九十五人が参加し全国戦没者遺児代表者 新たに靖国神社に合祀された戦没者の遺 成島肇氏を初代 第五回沖縄戦 千六百人が

広島県遺族会青年部の結成

され、三十五年十二月に県青年部が結成発足した。 発足により嚆矢の万丈の気焔が大きな刺激となり以来、 広島県遺族会青年部の結成は昭和三十年二月に深安郡遺族会青年部の 組織造りが強化

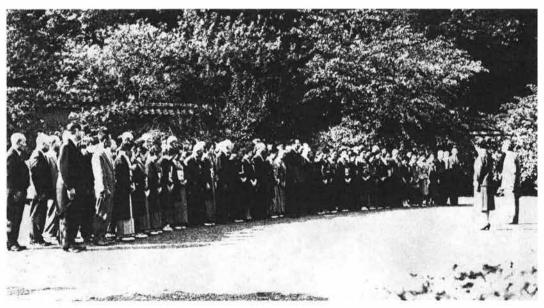


青年部結成大会

(12月4日九段会館ホール)



会場を埋めた新生青年部のめんめん



天皇、皇后両陛下は皇居に新たに合祀された遺族代表をお招きになり、 ねぎらいのお言葉を賜った。(10月18日)

当時の青年部の事業の一端

						子	智	長谷川	長公	"	
	子	和	Щ	船	"	昇		林	小	"	
昭和38年7月	子	富	田	Ш	"	明	Œ	井	古	員	委
	治	進	村	中	委員	子	-	矢	柏	生委員長	副厚
	司	俊	部	渡	副厚生委員長	義	_	斐	甲	王委員長	厚生
	子	和	原	柿	"	子	智	П	Щ	"	
昭和37年5月25日	明	千	下	松	"	夫	恒		奥	"	
斯	男	逸	Щ	中	"	義	信	谷	長	員	委
口 7 三 5	明	昌	原	菅	委員	子	良	隅	大	画宣教委員長	副企
昭和36年8月	峻		根	粟	副企画宣教委員長	彦	豊	村	久	画宣教委員長	企画
	子	博	江	入	"	枝	泰	吉	住	"	
昭和36年7月22~	彦	雅	松	高	"	規	輝	戸	宍	"	
日 6 月 3 1	子	久	合	落	委員	男	治	杉	上	員	委
昭和36年2月17~	彦	和	国	爲	副総務委員長	Œ		田	Щ	委員長	総務
3 1	子	博	江	入	書記補	枝	泰	古	住	記	書
昭和35 年4月~6	代	富美代	野	河	"	子	紀	村	中	"	
1	Œ		田	Щ	"	要		井	藤	部長	副
年月日	平	豪	Щ	畠	副部長	美	敏	浦	松	年 部 長	青

年月日	事業内容
昭和34年4月~6月	遺族会青壮年部の実態調査を実施する
昭和35年12月11日	広島県遺族会青年部結成大会開催初代部長松
	浦敏美(豊田郡)決定
昭和36年2月17~20日	青年部結成記念第一回靖国神社団体参拝を実
	施
昭和36年3月12日	県青年部結成記念植樹 (広島靖国神社境内)
昭和36年7月22~23日	江田島キャンプハイヤー青年祭を行う、若人
	の歌声高らかにこだまする
昭和36年8月	県下三会場で研修会開催(宮島町、府中市、
	庄原市)青年部七五名参集
昭和37年2月15日	青年部第二回靖国神社団体参拝実施(食費五、
	五〇〇円、弁当三食分米三升持参)
昭和37年5月25日	本会評議員に青年部より五名選出決定、大谷
	会長より委嘱
	松浦敏美 (豊田郡)、甲斐一義 (芦品郡)、
	光徳(御調郡)、古井正明(安芸郡)、山田正
	(三次市)
昭和38年7月	本会理事に青年部より六名選出決定、田頭会
	長より委嘱
	松浦敏美 (豊田郡)、甲斐一義 (芦品郡)、山
	田正(三次市)、粟根峻(府中市)、岡元孝磨
	(竹原市)、久村豊彦 (比婆郡)
昭和45年6月11日	青年部長は本会副会長に就任することに決定
	(甲斐一義、芦品郡)
昭和57年6月	遺族会青年部が遺族会青壮年部に名称変更

昭和三十六年

八百万遺族公約無視に憤激

悲壮な決意でたちあがった

請する

各国会議員への請願は

国戦没者遺族の極めて熾烈な要望であります。に伴い戦没者遺族の公務扶助料等を速かに増額されたいということは全国民所得倍増計画の進展とベースアップ等諸給与の屢次にわたる向上

料等を受ける戦没者遺族等に併給することに関する法律および戦没者の現在開会中の第三十九国会において是非とも老令福祉年金を公務扶助

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

以下従来の経過と今後の運動方法などを記して会員諸君の御協力を要との御願書を提出、長期戦の体勢を確立して猛烈な運動に突入した。

なぜ前国会で流れたか

次の臨時国会または通常国会に持越されることになった。 次の臨時国会または通常国会に持越されることになった。 次の臨時国会または通常国会に持越されることになった。 次の臨時国会または通常国会に持越されることになった。 次の臨時国会または通常国会に持越されることになった。 次の臨時国会または通常国会に持越されることになった。 次の臨時国会または通常国会に持越されることになった。 次の臨時国会または通常国会に持越されることになった。 次の臨時国会または通常国会に持越されることになった。

従来の経過

に本会議に上程することが不可能となり、審議未了となった。 (別記)は、第三十八国会の終り頃に、議員立法で、衆議院に提案され、 (別記)は、第三十八国会の終り頃に、議員立法で、衆議院に提案され、

れも遂に提案の運びに至らなかった。に関する法律案に引続いて、議員立法で提案される予定であったが、こに関する法律案に引続いて、議員立法で提案される予定であったが、こ

局長会議に恩給局、厚生省の係官の臨席を煩わし、その説明を聴取した。参照)本件については、関係法令等も公布され、過般本会の各支部事務処遇関係の案件」中三項目が実現した。(別記「未処遇関係の案件一覧」第三十八国会で成立した。これによって、本会がかねて要望していた「未第三十八国会で成立した。これによって、本会がかねて要望していた「未第三十八国会で成立した。これによって、本会がかねて要望していた「未第三十八国会で成立した。

今後の運動

もらい、これが成立を期する。

一 前述のような経過であるので、今後の運動としては、先づ、去る

一 前述のような経過であるので、今後の運動としては、先づ、去る

であるという意見が有力である。)関係の法案は自民党社会部会でも議員立法として臨時国会に提案すべきし自民党の政調会の社会部会、内閣部会その他幹部に提出した。(併給とのことであったので、とりあえず「御願書」を本会の在京理事を煩わとのことであったので、とりあえず「御願書」を本会の在京理事を煩わ

推進する。「今後の運動方針並に運動方法に関する件」の審議の結果に基き強力に「今後の運動方針並に運動方法に関する件」の審議の結果に基き強力には、九月二十四日の理事会評議員会後は引続き議案第五に提案した

るように努めている。 四 関係官庁ともできるだけ連絡を密にし、その御指導、御援助を得

出案されるのではないかとも思われる。) 関係が成立しない場合は通常国会では、併給に関する法案は或いは政府が成立すれば、この経費は当然認められることになる。臨時国会で併給を開する法案と計上して、大蔵省と折衝中である。(臨時国会で併給に関する法案といるのではないかとも思われる。)

廃乃至緩和には大いに努力するといっている。(2)厚生省は未処遇案件のうち、いわゆる「一年、三年の制限」の撤

のではないかと思われる。の結果、昭和三十七年度予算に所要経費を計上すべく大蔵省に要求するの結果、昭和三十七年度予算に所要経費を計上すべく大蔵省に要求する(3)恩給局は、公務扶助料の増額については検討している。その検討

(4) 第三十八国会で恩給法等の一部を改正する法律案が参院内閣委員会で審議された際に同委員会で決議した附帯決議(別紙「公務扶助料等会で審議された際に同委員会で決議した附帯決議(別紙「公務扶助料等会に関する参考資料」の中に添付)の趣旨は恩給局でも認めており、又、昭和三十六年八月二十九日の衆院内閣委員会で恩給局長から「三十又、昭和三十六年八月二十九日の衆院内閣委員会で恩給局長から「三十大度に対するものとすれば昭和三十七年度所要経費二〇〇億円を要する」との意見が述べられている。又昭和三十七年度の恩給費の滅は約三る。 十六億円程度であるとのことである。

どう調整するかも検討を要するであろうといっている。更に特例扶助料えている点、中尉以上の仮定俸給を減額している点等もあり、これらをであろうし、又戦没者遺族の公務扶助料については六十才まで制限を加ベースアップが中心になるなら一般文官その他も同様に考えねばならぬ(5) 恩給局の事務当局では戦没者の公務扶助料増額を考える場合に

も検討せねばならぬといっている

- ことを中心に、これに関連して考えるのがよくないかとの意見を述べる 料の性質から考えて問題がある」といっている。 人がある 未亡人等の加給金については、恩給局事務当局は「加給金は扶助 ベースアップを行なら
- 配されるよう考えておかねばならないことになる。 が昭和三十七年度に実現するとなれば、その実現のしかたに従って、 段階になればこれに附随して考慮されると思われる。公務扶助料の増額 令福祉年金を併給する者の収入限度についても、当然改定することに按 てはいないようである。 金にも関連してくる。 (7)公務扶助料増額を要求すれば当然、 厚生省は現在のところ、遺族年金等の増額を考え 然しこれは公務扶助料の増額がとりあげられる 援護法の遺族年金、 遺族給与 老
- において、できる限りこの線の実現に努めることとする外ない。 大会で決議された「兵長の階級で年額十万六千円」を掲げ、折衝の経過 進することと致したいが、増額については一応第十五回全国戦没者遺族 臨時国会で成立しない場合は、これも一緒に)これと関連ある案件を推 未亡人等に対する加給金の問題の成立のため全力をつくしその成否をみ 通常国会においては、 前述の諸情勢に照し先づ臨時国会において老令福祉年金の併給、 公務扶助料増額を中心に (併給加給の問題が
- を設けるとのことである。 会の終了頃までには、 員会を党内に設けるということは、 (新聞の報道によれば、 さきに自民党からわれわれに約束された増額のことを検討する委 是非これが設けられるようお願いすべきである。 自民党は党内に「給与に関する調査会」(仮称) これは去る八月八日になされた人事院勧告に 未だ実現されていない。この臨時国

1 る。 基く公務員の給与水準引上げに関する事項も調査すると報道されてい 又この調査会は、 この調査会が公務扶助料増額のことも調査するかどらか明らかでな まだ作られていない模様である。

連絡する要がある。 十分御連絡する要がある。 自民党の政調会の関係部会の部長以下、新に交代された方が多い。 又遺家族議員協議会に対しても一層緊密に御

(10)

第一回シベリヤ地区墓参

広島県代表 増 田 隆 志

な墓に。 四百五拾名が静かに眠っていた。それは、 の上、緑の花の中に白い柵の墓地があった。チタ郊外のカダラの丘に、 短い夏草、色とりどりの花をつけ私達を迎えてくれる。 白いコンクリートの寝棺の様 広々とした丘

に不思議なほどだ。 前に立った時、 での全戦没者の追悼式を行った後、 冷たい風に「異国の丘」を流し、 想いは溢れ涙はとどまることを知らなかった。今、思ら お墓参り、父の墓だという白わくの 日の丸を高く、 涙しながらシベリア

るべく口に念仏を唱えつつ、 との間を祖国の味と香と、来られなかった遺族の方々の御気持ちを伝え 広島県は、 百五拾名の殆どがチタであったため早速にと、 尾道の高橋さんと墓参する。

眺めた。 られた。 墓参する時も、またしても立ち止まって、大声で叫びたくなる衝動にか 幸に、 何度か眼下のカダラ村を、炭坑を、 墓地の管理はよくしてあり、 北の山波を立ち止まっては ソ連の人々も出来るだけの

出て約束してくれる等、更に嬉しかった。 市の学校の先生や子供達との話し合いにも墓地の清掃、 ことはしてやろうと、涙ぐましい程気を配り親切で、十九日の夜のチタ お墓参りを申し

気持となることができた。又思りに出発の日の八月十五日は、お盆であ 参がすみ小石を全部持って帰えれることになった時真に晴れ晴れとした 予定された日程の二十日の午前中までに広島県関係の墓が判明 今回の墓参は、初めてのことで、わからないことが多かったが、遺族 敗戦の日でもあり、不思議な因縁を思わせる。

会の方々はじめ、 市

英霊異国に眠る日本人墓地

ます。

果すことが出来たこと

を、深く厚く感謝いたし

より無事に代表の責任を 各方面の方々の御心配に の援護課の方々、その他

みません。 できますことを祈って止 くの遺族の人達が、墓参 今後も、できるだけ多

昭和三十七年

悲壮な決意に燃えた

広島県記念大会

於 広島市公会堂

英霊の心を心として祖国の再建に寄与した。

われわれ遺族会の功績は、

を踏んで一方に偏せず、ひたすら遺族の福祉増進と英霊の顕彰につとめ、

についての意見を述べ次の宣言、 わしく説明した。つづいて意見発表に移り、婦人部代表藤井トキ子(福 で歩んできた実状を報告し、 議長などの祝辞があって田頭副会長は理事者として県遺族会の現況報告 の挨拶にはじまり来賓広島県知事、 会にいる。まず議長団として本会正副会長が選任され、大会長大谷会長 下広島市遺族会副会長の司会により、国歌斉唱、 いのよちもない盛会ぶり、会場には別項のスローガンをかかげて定刻松 大に行われた。十数台のかりきりバスで押しかけるなど、場内はりっす 遺族会創立十五周年広島県大会は十二月八日広島市公会堂で極めて盛 伊藤婦人部長は婦人部の松浦青年部長は青年部の、 青年部代表久村豊彦、 (広島) 氏などが痛烈な叫びをあげ、大谷会長より今後の遺族運動 菅原昌明、 大谷会長よりその後の遺族運動の経過をく 決議が行われた。 広島県議会議長、 一般代表松永義登 英霊に黙祷を捧げて大 広島市長、 それぞれ今日ま (安佐) 大横田 同議会

大谷 会長挨 拶



ご挨拶を申し上げます。

月を経過いたしました。思えば幾多の苦労と困 難を排除いたしまして、つみ重ねつみ重ねて相 扶け相はげまし合いながら、 遺族会が発足いたしましてすでに十五年の歳 道義を守り、中正

るの覚悟を新たにいたしたものでございます。 たことは感慨無量を禁じ得ざるものがあり、 大荘厳に挙行され、 参両院議長以下三百有余名の国会議員その他多数の来賓をお迎えして盛 また池田内閣総理大臣、西村厚生大臣、 ます。日本遺族会は去る九月二十八日、天皇皇后両陛下のご臨幸を仰ぎ、 広島県大会を開催することにいたりましたことは限りない喜びでござい 実に大なるものがあったことを、まずもって強調せざるを得ません。 本日ここに貴賓各位のご来臨を忝らいたしまして遺族会創立十五周年 かしこくも天皇陛下より優渥なるお言葉を賜りまし 横田最高裁判所長官をはじめ衆 われわれはご聖旨に添い奉

処理という国政のなかでもっとも大きなしいたげをらけたものは、 底から破壊され思い出すだに戦慄を覚えるものがあります。ことに終戦 たのみか国民思想がおそろしく混乱し、しかも軍事援護のことなどは根 運命になげ出されたわが国は、 さて静かに終戦当時のあれこれを思い出してみまするに、 政治も経済もまったくその独立性を失う

のんできたものでありました。 のんできたものでありました。

とする。 は世界恒久平和の確立を期し以て人類の福祉に貢献することを目的性の涵養に努め、平和日本建設に邁進すると共に戦争防止、ひいてわれわれは遺族の相互扶助、慰藉救済の道を開き、道義の昂揚、品

て、本県遺族会もまた急速に陣容が確立されたことは各位の記憶に残さて、本県遺族会もまた急速に陣容が確立されたことは各位の記憶に残さでありましょう。われわれは正義崇高なる理想の実現をめざして全国つでありましょう。われわれは正義崇高なる理想の実現をめざして全国つつうらうらまで驚くべき勢力をもって糾合が進展したものでありましてつうらうらまで驚くべき勢力をもって糾合が進展したものでありましてのうらうらまで驚くべき勢力をもって糾合が進展したものでありまして、本県遺族会もまた急速に陣容が確立されたことは各位の記憶に残さて、本県遺族会もまた急速に陣容が確立されたことは各位の記憶に残さて、本県遺族会もまた急速に陣容が確立されたことは各位の記憶に残さった。

大会スローガン

戦没者等の妻に特別給付金を支給せよ。

せよ。 未処遇者に対して補償の方途を講じ且つ遺族給与金を年金化

老令福祉年金の併給を受け得る限度を引上げよ。

靖国神社は国家で護持せよ。

、戦没者のうち栄典を授与されていない者に、栄典を授与せよ。

、戦没者の祭祀を永続するため祭祀料を支給せよ。

一、恩給年金は公務員給与ベースと同額にせよ。

考えまするとき更に新しい決意に燃えざるを得ません。おいてあまりにも多くの苦難の道、さらにこれからの遺族運動の将来を進められつつあることは、慶祝に堪えません。しかしながらこの過程にや全国第一を誇る有力な組織として今日を迎え、遺族運動の成果が着々れていることと存じます。日本遺族会が八百万人の会員を有して、いまれていることと存じます。日本遺族会が八百万人の会員を有して、いま

げるものであります。りません。私はここに各位に対し往年のご苦難を感謝し深甚の敬意を捧りません。私はここに各位に対し往年のご苦難を感謝し深甚の敬意を捧遺族ひとりひとりの一糸乱れざる団結の力であったことは申すまでもあここまできた遺族会の会長は、もとより先輩諸賢の血のにじむ努力と、

結を強固にして組織の目的遂行に最大の努力をかたむけなければなりまいます。もとより永年築きあげた遺族会としての品位を堅持し一段と団いま一言申し述べたいことはこれからの遺族会盛りたてのことでござ

の大会をしてもっとも有意義な盛りあがりを結集し、われわれが熱願措部および青年部の情熱に大きな期待をかけざるを得ません。どうか本日体として基本的な方針を打ちだすときが来たと思います。それには婦人せんが、将来の遺族会はいわゆる近代化ともいうべき構造改善の精神団

官

る現況は、 されたいということは、多年の熱願である。速かに特別給付金支 t 典を授与されていない者に対しては、 を引上げることも、当然措置せらるべき事項である。更には殉国 改められたい。老令福祉年金と公的年金との併給を受け得る限度 年に限定されている遺族給与金を年金化し、且つその支給条件を 速かに関係法律を改正して、これが補償の方途を講じ、特に五ケ 又、法の不備等により未だ処遇にあづかれない者が残されている。 給に関する法律を制定して、昭和三十八年度から実施されたい。 心両面の打撃が最も大である。これに対して、特別給付金を支給 の英霊を祀る靖国神社と国家との関連が、不当にも断絶されてい 戦没者の妻は、その一生の幸福を犠牲にしたものであり、 子女を抱え、老親を養わねばならない立場にあって、その物 われわれの忍び得ないところであり、戦没者のうち栄 栄典を授与されるよう切願 しか

く国民各位の御理解と御協力を願うものである。

、は国民を位の御理解と御協力を願うものである。

、は国日本再建の根本をなすものであることを、重かれわれは全国八百万戦没者遺族の総意を結集して、ここに第

右宣言する。

大会長としてのご挨拶といたします。し、過去十五年の苦斗史に誇りをもって盛大に終りますよう望みまして、し、過去十五年の苦斗史に誇りをもって盛大に終りますよう望みまして、く能わざる要望実現の叫びを高らかに、さらに世間の人々が英霊の顕彰、

決

議

族大会を開き、左記事項の速かなる実現を要望する。われれれ、県下二十五万の戦没者遺族は、本日ここに、戦没者遺

記

を制定し、昭和三十八年度から実施すること。一、戦没者等の妻に対する特別給付金の支給に関する法律(仮称)

二、恩給法、遺族等援護法等を改正し、特に遺族給与金を年金化す給し、且つその支給額を是正し、特に遺族給与金をす金と、別給法、遺族等援護法等を改正し、未だ処遇にあづかれないること。

三、国民年金法による老令福祉年金の併給を受け得る限度を引上

四、靖国神社は国家で護持すること。

六、戦没者の祭祀を永続するため祭祀料を支給すること。で栄典を授与されていない者に栄典を授与すること。五、今次戦争において、身命を捧げて勲功をたてた旧軍人、軍属

右決議する。

七

恩給及年金は公務員給与ベースと同率にせよ。

昭和三十八年

遺族運動の成果に

心から感謝の意を捧ぐ

広島県遺族会長 大 谷

稔

ものが約一万四千人と予想せられることになった。の改正もかなり大巾に改正され、本会員として新しく受給権を獲得するまず無条件で無利子とはいえ二十万円の公債で決定し、恩給法、援護法主年あまりもさけびつづけてきた戦争未亡人に対する特別給付金も、

でもなく本県出身代議士諸先生方々のご努力、ご激励に対しては忘却のでもなく本県出身代議士諸先生方々のご努力、ご激励に対しては忘却のでものでそのご苦労に対し感謝の赤誠を表するものであります。いうまるものでそのご苦労に対し感謝の赤誠を表するものであります。いうまるものでそのご苦労に対し感謝の赤誠を表するものであります。いうまるものでそのご苦労に対し感謝の赤誠を表するものであります。いうまるものでそのご苦労に対し感謝の赤誠を表するものであります。いうまるものでそのご苦労に対し感謝の赤誠を表するものであります。いうまるものでそのご苦労に対し感謝の赤誠を表するものであります。いうまるものでそのご苦労に対し感謝の赤誠を表するものであります。いうまるものでそのご苦労に対し感謝の赤誠を表するものであります。いうまるものでそのご苦労に対し感謝の赤誠を表するものであります。いうまるものでそのご苦労に対し感謝の赤誠を表するものであります。いうまるものでそのご苦労に対し感謝の赤誠を表するものであります。いうまるものであります。いうまるものであります。いうまるものであります。いうまでもなく本県出身代議士諸先生方々のご努力、ご激励に対しては忘却のでもない。

出来ない数々があった。

たご氏名を記し謹んでお礼を申し上げます。

伯 暹 雄 小倉寬子(府中)西本範吾、 ゆ子、木村千代(呉)島田ひさ子、藤井あや子(福山)助迫しずえ、 宮本百合子(比婆)瀬戸本慶太郎(三原)新谷ヤス子(双三)橋本つ 溝口鷲雄(賀茂)上杉隆雄、 竹下みき(三原)金田宣雄、松本千鶴、岡竹米子、竹広光枝 千葉花子、平岡初枝(呉) 藤原茂美、速見豊子(庄原)山田正、坂根つる子、丸田貞子(三次 伯 え(賀茂)香川スミ、藪本タミコ(安芸)徳永ミサヲ、木坂サト(佐 末光義晴、重田タツ子、森川文子(以上竹原)桧高十七次、土川とし 五領田美海、 大谷稔(会長)田頭新太郎 (婦人部長) 恩田以忠 多田哲郎、三谷文子、藤井時子、坂本久恵、松本ツヤ子(福山 宮本一男、 桑迫義枝(安佐)岡本照子(御調郡)谷さと子、川本みさ子(佐 中西源一、 射場一也、 糸曾嘉成 河場キヌ 今井笑子、万所在登、 (吳) 尾熊文江 (竹原) 荒谷権造、亀井ハナヨ、壇上品吉、 (広島) 藤井光造、 栗田あや子、 岡田勝、 (副会長) 森本雄四郎 坂井重義 小成林(大竹)片桐正比 明神ちよ子 (深安) 松下一男、 栗田文子、鞍掛静江、 (因島 本賀カメノ(以上豊田 (安佐) 渡部禎吉、 (副会長) 大横田義 (世羅) (山県

今後の遺族運動として

残された重要問題は

族運動の本年度の目標は そ奮起の努力をゆるめてはならない緊急の課題は、 の力を政治活動に集結すればこそであり、先さい短いわれわれがいまこ 遺族処遇改善の要望も遂次実現されつつあるが、これとて遺族の団結 すなわち残された遺

二、今次戦争において、身命を捧げて勲功をたてた旧軍人、旧軍属で栄 靖国神社及び護国神社は、 国または地方公共団体で護持すること。

典を授与されていない者に栄典を授与すること。

戦没者の祭祀を永続するため祭祀料を支給すること。

国民年金法による老令福祉年金の併給を受け得る限度を引上げるこ

Æ, 恩給法関係、 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律に

ついて次の点を改正すること

軍人または旧準軍属にも適用すること。 同法に規定する在職期間を、 昭和二十年九月二日以降未復員の旧

営内居住に関する制限を撤廃する

援護法関係

者の遺族に遺族年金を支給すること。 入営、応召または復員後帰郷の途上における傷病により死亡した

(II) 昭和二十一年二月一日以降再婚したが、二十八年三月三十一日前

に再婚を解消した配偶者

- 未認知の子。
- (3) 事実上の親であり子であるもの 特別の事由により他人の子として届出て戸籍面は異なっているが
- (#) 身よりのない者を引取り我子同様に養育した者が戦没した場合の
- 0 事実上養親子同様の関係にあった養親または養子。

養育者

(F) 婚姻によって氏を改めた戦没者の父母

t 特別弔慰金の支給範囲の拡大。

八、準軍属の範囲の拡大

九、遺族給与金の額の引上げ。

Q

一一、公務員の給与ベースの改定に伴いスライド制により公務扶助料な

直系血族のない老父母に対する特別給付金の交付

一二、靖国神社に参拝する遺族に国鉄無賃乗車券を交付すること。

どの恩給ベースの改定を行うこと。

四 裁定事務を促進すること。

Ξ

戦没者遺族のため老人ホームを建設すること。

戦没者等の妻に対する

特別給付金支給法案要綱

第一、 趣 旨

この法律は、 戦没者等の妻に対する特別給付金の支給に関し、 必要な

事項を規定するものとすること。

第二、受給権者

特別給付金は、昭和十二年七月七日以後に公務上負傷し、又は疾病に

行の際、現に次の各号に掲げる給付を受ける権利を有する者に支給するかかり、これにより死亡した者の妻であったことにより、この法律の施

1 旧軍人、旧準軍人、又は旧軍属に係る公務扶助料

ものとすること。

- 2 特例扶助料
- 3 遺族年金
- 5 遺族給与金
- 6 もとの陸軍又は海軍の雇傭人等に係る旧令共済殉職年金
- 7 もとの陸軍又は海軍に配属された雇傭人に係る各省共済殉職年金

第三、特別給付金の額及び国債

2 国債については、政令で定める場合を除くほか、譲渡、担保権のをもって交付し、利子は付さないものとすること。 1 特別給付金の額は二○万円とし、十年以内に償還すべき記名国債

第四、特別給付金を受ける権利の受継

設定その他の処分をすることができないものとすること。

ることとすること。相続人は、自己の名で、死亡した者の特別給付金を請求することができその死亡前に特別給付金の請求をしていなかったときは、死亡した者の特別給付金を受ける権利を有する者が死亡した場合に、死亡した者が

第五、

時

効

消滅するものとすること。特別給付金を受ける権利は、三年間行なわないときは、時効によって

.

第六、時効の中断

ては、裁判上の請求とみなすこととすること。特別給付金に関する処分についての不服申立ては、時効の中断につい

第七、譲渡又は担保の禁止

特別給付金を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができな

第八、差押えの禁止

とができないこととすること。特別給付金を受ける権利及び特別給付金に係る国債は、差し押えるこ

第九、非課税

きないものとすること。
もないものとすることがで、
お別給付金を標準として、
租税、
その他の公課を課することがで

該国債を担保とする金銭の貸借に関する書類には、印紙税を課さな2 特別給付金に関する書類及び特別給付金に係る国債の譲渡又は当

第十、実施機関

いものとすること。

り、その権限を都道府県知事その他政令で定める者に委任すること求に基づいて厚生大臣が行なうものとし、政令の定めるところによる特別給付金を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請

2 特別給付金に係る国債の償還金の支払に関する事務は、ができることとすること。

郵政大臣

が取り扱うことができることとすること

第十一、施行期

この法律は、 昭和三十八年四月一日から施行することとすること。

戦没者等の妻に対する

特別給付金支給法案

第一条 この法律は、

(この法律の趣旨

第二条 以後死亡した者 必要な事項を規定するものとする 者を含む。)であったことにより、この法律の施行の際、 (婚姻の届出をしていないか事実上婚姻関係と同様の事情にある この法律において「戦没者等の妻」とは、昭和十二年七月七日 (同日前の負傷又は疾病により死亡した者を除く。) 戦没者等の妻に対する特別給付金の支給に関し、 現に次の各

る改正前の恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九条に規定する 十三号)に規定する文官を含む。)に係る恩給法第七十五条第一項第 ずべき者 軍人、準軍人その他もとの陸軍又は海軍部内の公務員又は公務員に進 に配属せしめたる文官補闕 一号に規定する扶助料 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十一年法律第三十一号)によ (戦時又は、事変に際し、臨時特設の部局又は陸海軍の部隊 (従軍文官) の件 (明治三十八年勅令第四

号に掲げる給付を受ける権利を有する者をいう。

=;

恩給法の一部を改正する法律

(昭和二十八年法律第百五十五号。

以

七号)第三条第二項(特例扶助料)に規定する扶助 遺族に対する恩給等の特例に関する法律 法律第二百号)附則第四項(戦犯)に規定する扶助料又は旧軍人等の の三に規定する扶助料、恩給法の一部を改定する法律 の二の規定の適用により、支給される恩給法第七十五条第一項第二号 に規定する扶助料、 「法律第百五十五号」という。)附則第二十九条(拘禁中死亡者) 法律第百五十五号附則第三十五条 (昭和三十一年法律第百七十 (昭和二十九年 (責任自殺者)

四 号)附則第十一項 没者遺族等援護法の一部を改正する法律 による遺族給与金 金又は戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十 例遺族年金をふくむ))に掲げる遺族に支給される同法による遺族年 下「遺族援護法」という。)第二十三条第一項第一号(遺族年金 八年法律第百八十一号)附則第二十項 遺族援護法第二十三条第二項第一号に掲げる遺族に支給される同法 戦傷病者戦没者遺族等援護法 (責任自殺者) (昭和二十七年法律第百二十七号。 の規定により、 (戦犯)若しくは、 (昭和三十年法律第百四十四 支給される遺族年金 戦傷病者戦 以

Ŧ, 二十五年法律第二百五十六号)第三条の規定により、 公務による死亡を支給事由とするもの 基づいて国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給与のうち、 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法 承継した義務に

三条第一項第二号に規定する在職期間内における負傷又は疾病により 律第百二十八号) 死亡したものの遺族に対し、 遺族援護法第二条第一項第二号に規定する軍属であった者で同法第 第三条の規定に基づく郵政省共済組合又は公共企業 国家公務員共済組合法 (昭和三十三年法

年金たる給付のうち公務による死亡を支給事由とするもの規定する国鉄共済組合若しくは日本電信電話公社共済組合が支給する体職員等共済組合(昭和三十一年法律第百三十四号)第三条第一項に

(特別給付金の支給及び権利の裁定)

第三条 戦没者等の妻には特別給付金を支給する。

2 特別給付金を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求

に基づいて厚生大臣が行なう。

(特別給付金の額及び記名国債の交付)

第四条 特別給付金の額は、二十万円とし、十年以内に償還すべき記名

国債をもって交付する。

2 前項の規定により交付するため、政府は必要な金額を限度として国

債を発行することができる。

3 前項の規定により発行する国債は、無利子とする。

4 第二項の規定により発行する国債については、政令で定める場合を

除くほか、譲渡、担保権の設定、その他の処分をすることができない。

5 前四項に定めるもののほか、第二項の規定によって発行する国債に

関し、必要な事項は大蔵省令で定める。

(特別給付金を受ける権利の受継)

第五条 特別給付金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、

は、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の特別給付金を死亡した者が、その死亡前に特別給付金の請求をしていなかったとき

請求することができる。

のした特別給付金の請求は、全員のためにその全額につきしたものと 前項の場合において、同順位の相続人が数人あるときは、その一人

員に対してしたものにみます。 みなし、その一人に対してした特別給付金を受ける権利の裁定は、

全

員に対してしたものとみなす。

3

たものとみなし、その一人に対してした同項に規定する国債の償還金に規定する国債の記名変更の請求は、全員のためにその全額につきし位の相続人が数人あるときは、その一人のした当該死亡した者の死亡前条第一項に規定する国債の記名者が死亡した場合において、同順

(時効)

とみなす。

の支払又は同項に規定する国債の記名変更は、全員に対してしたもの

によって消滅する。 第六条 特別給付金を受ける権利は、三年間行なわれないときは、時効

(時効の中断)

七年法律第百六十号)による不服申立ては、時効の中断については、第七条 特別給付金に関する処分についての行政不服審査法(昭和三十

(譲渡又は担保の禁止

裁判上の請求とみなす。

第八条 特別給付金を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することが

できない。

(差押えの禁止

差し押えることができない。 第九条 特別給付金を受ける権利及び第四条第一項に規定する国債は、

(非課税)

第十条 特別給付金を標準として、租税その他の公課を課することがで

2 は当該国債を担保とする金銭の貸借に関する書類には、 特別給付金に関する書類及び第四条第一項に規定する国債の譲渡又 印紙税を課さ

(国債の償還金の支払

第十一条 は、郵政大臣が取り扱うことができる。 第四条第一項に規定する国債の償還金の支払に関する事務

- 2 を政令で定める者に委託して取り扱わせることができる。 て、特に必要があるときは、同項の規定にかかわらずその事務の一部 郵政大臣は、前項の規定により取り扱う事務を処理する場合におい
- 3 その支払に必要な資金を交付することができる。 郵政大臣は、 前項の場合において、同項の政令で定める者に対し、
- 交付の手続きは、 第二項の規定による支払事務の委託事項及び前項の規定による資金 郵政大臣が大蔵大臣と協議して定める。
- 5 扱う事務について必要な事項は、 第三項に定めるもののほか、第一項の規定により、郵政大臣が取り 郵政省令で定める。

権限の委任

第十二条 この法律により、厚生大臣に属する権限は、 ころにより、都道府県知事、 その他政令で定める者にその一部を委任 政令で定めると

(省令への委任)

することができる

第十三条 この法律に特別の規定がある場合を除くほか、この法律の実 施のための手続き、 で定める その他その執行について必要な細則は、 厚生省令

附 則

(施行期日

1

この法律は、 昭和三十八年四月一日から施行する。

恩給法等の一部 改正する法律案要綱

引き上げること。 この制限を解除して、これらの者についても一万五千円ベースまでは き上げた際、六十才未満の者(傷病者、遺族たる妻、子を除く)につ 昭和三十一年法律第百四十九号の規定により、恩給扶助料の年額を引 わゆる一万二千円ベースから一万五千円ベースに引き上げる際、及び いては、増額分を六十才に達するまで停止するという制限をつけたが、 昭和三十三年法律第百二十四号等による年令制限の撤廃 昭和三十三年法律第百二十四号附則の規定により、 恩給扶助料をい

二、増加恩給の子女加給額の引き上げ (兵の階級で公務扶助料年額五万三千二百円

に増額すること。 円となっているが、これを退職当時の子女加給額と同額の四千八百円 増加恩給受給者の退職後出生した子女の加給額は、一人年二千四百

三、特例扶助料等の支給要件の緩和

同じ。 援護法特別弔慰金及び特例年金 (特例扶助料) の支給要件の緩和に

四 加算減算率の緩和

場合に於ける最低恩給年額算出率百五十分の二十二を百五十分の二十 が、この減算率を百五十分の三・五に緩和するとともに、このような する一年毎に百五十分の四・五を減じたものとすることとなっている 五に引き上げること。 は実在職年だけで普通恩給年限になっているものからその年限に不足 加算年を算入して初めて普通恩給年限に達した者の恩給年額算出率

Ŧ, 旧南満洲鉄道株式会社等の職員期間の通算

間を、 旧満鉄等三公社と同種の事業を行なっていた在外特殊期間の職員期 外国政府職員期間の場合に準じ、恩給公務員期間に通算するこ

以上の措置は、 昭和三十八年十月から実施する。

第七回婦人部研修会開催

団結を図ることが目的とされた。この研修会には、吉田元首相が出席し、 を記念し、新しい段階を迎えた婦人部として、その自覚と誇りを堅持し 記念講演を行なう予定だったが、当日、健康上の理由で、出席できなか 人部研修会は、同年度から実現した「戦没者等の妻に対する特別給付金 たため、研修会参加者のうち五〇名が、大磯の吉田元首相を訪問した。 昭和三十八年五月二十六日から三日間にわたって開催された第七回婦 《大磯に感謝の訪問

その日、 吉田さん直々のお声がかりにより、食堂に案内され「おなかが空い 五月二十八日午後二時会館発、 午後五時過ぎ大磯着

> し上がられたところでお会いします」というお伝言があった。 ておられるだろうから、どしどし召し上がっていただきたい。 充分召

吉田さんは終始、 言葉と、特別給付金の実現を記念し、お礼に参上した旨が述べられる。 吉田さんに対し、遺族に寄せられた今日までのご厚情に対するお礼の あるスタイルで、婦人部の皆さんの前にたたれた。中井婦人部長から、 やがて、はかまに白足袋、右手にステッキ、左手に葉巻という特徴 笑顔で聞かれていた。

ごとに実施されたこともあるが、現在も毎年一回、 この婦人研修会は、 研修大会の名称で継続開催されている。 (「日本遺族通信」第150号、昭和38年6月1日発行より) その後、 各ブロック(全国を五ブロックに分割 中央研修会、 研究集

会、



に吉田元首 相を訪ねた (昭和38年5月28日)

昭和三十九年

第六回青年研修会開く

安 佐 郡 可 部 町

Ξ 次市十日 市 町

福 Щ 市 松 Щ 町

二割強増熱心に、 県青年部では、三会場に分け青年研修会を開き、 研究討議された。 参加者は、 昨年より

▼第一会場 分科会に時間を多く、費やし次の事が結論として、発表されている。 安佐郡可部町

八月二三日~二四日

- (1) 遺族青年部の今後の進め方についていかにあるべきか
- ○福祉事務所単位に親会との交流をする
- 〇会場を多くして一人でも多く参加出来るようにする。
- 〇研修会を開く以前に案内をして、 各支部に於て話をまとめ、 それを持
- ちより討議する必要がある。
- 〇代表として出席するのではなく、個人としてお互の親睦を図る事を主 体にしてほしい。
- 〇会員証は会員に恩典、 魅力あるものにしてほしい。

- ○研修会であるから、分科会より講義を主体にして、その講義について 分科会を開くようにして貰いたい。
- ○参加回数により分科会を分けてほしい。
- (2) 今日までの研修会について!
- ○研修会の出席者は各自役員の気持で、他の人へ話を伝える。
- 〇理解を深めて、 出席者に内容を持たせる。
- 〇出席するには、 はないか。 会場までの交通費を多く要する為に参加者が少いので
- (3) 今後の青年部の組織づくりにつき現状はどうか。
- 〇共感を呼ぶような活動が出来ていないのではないか。
- ○県には二二郡市が青年部を結成しているが、親会の熱心な所は出席者
- が多い。
- ○婦人部に理解がない所があるので、合同に会議を開いてほしい。
- ○今後の青年活動の指導や組織の強化、我々の相談相手に良き活動的な、 専従職員が是非ほしい。

▼第二会場 福山市松山町 九月二六日~二七日

- (1) 研修会の出席者が少いのはなぜか。
- ○支部の小さな結成がされていない為に連絡が不充分なのではないか。
- ○政治的な事は青年部に、持込まないでほしい。

○リクリエーションを主体にして、仲間づくりに力を入れてほしい。

- (2)結婚について
- ○片親の人と結婚したら、 には社会的にも、色々と働いた実績があるから大いに自信を持って、 性格的に片寄という社会通念があるが、我々

進もうではないか。

○立派な結婚は勿論だが、自分達が父が居ないから、どうしても味わえ

▼第三会場 三次市十日市町 八月二九日~三〇日

私の歩んだ道、これからの青年部に望むもの

○父親は国家の為尊い命を亡くしたことを、自ら認識してもっと青年部の父親は国家の為尊い命を亡くしたことを、自ら認識してもっと青年部がある。年一~二回の顔合せでは決して良い部会にはならないし、実績も出ない。もっと機会を多くして友好を高める必要があり、もっと、まじめな気持で会合に出席すべきだ。又高める必要があり、もっと、まじめな気持で会合に出席すべきだ。又

研修会に参加して

甲奴郡上下町 野田泰弘

ります。 私は、福山市で開かれた第一回の研修会から毎回参加させて頂いて居

毎回、同じ事のくり返しと言ったマンネリズム感もないではありませ

ん。

単に、遺児と言う名のもとに境遇を同じくする者としての親睦団体に言う新しい問題の提起された事は一歩前進した事だと思います。しかし、この度の研修会では、そうした中から、青年部と政治活動と

停るか、

又は、遺族会の後継者として待遇改善のために、我々は真剣に

修会で感じました。

福山市延広町 三浦 誉子

しようとする姿があったからです。のがありました。それは父を失った経験を持つ人々が集いその経験を持のがありました。それは父を失った経験を持つ人々が集いその経験を持のがありました。それは父を失った経験を持つ人々が集いその経験を持

掛りに思います。容をよく理解し部の発展の為に努力し協力する人が以外に少ないのが気容をよく理解し部の発展の為に努力し協力する人が以外に少ないのが気前向きの姿勢は怠惰な私を鞭打ち勇気づけました。しかし青年部の内

賀茂郡豊栄町 重田 昌彦

先ず準備その外お世話下さった方々に深謝いたします。

ありがとうございました。

たいと思います。ない喜びでした。次にこの会をもっとよりよくする為に愚見を申して見ない喜びでした。次にこの会をもっとよりよくする為に愚見を申して見してあの歴史の一頁ともなる世界の祭典に参列できたことは、思いがけ

研修時間が減る。そして形式に終りそうです。出席の時もこうでした。時間が少ないので、とかなんとかいって折角のれる人を待たずして定刻には開会するように習慣づけたいものです。初とは誠に遺憾である。皆んな貴重な時間をさいて集っているのだから遅お互いに時間をもう少し大切にして欲しい。開会が一時間も遅れたこ

もっと若さを発揮して活発な行動が欲しかった。

げ会を一層楽しいものにすると思います。と思います。そうする事によって、初出席者等にとっては特に心を柔らと思います。そうする事によって、初出席者等にとっては特に心を柔ら今後の会には、会の初めと終りにフォークダンスを少時間すれば良い

尚、名簿を作成して下さるのは良いのですが、この名簿を、受け付け さ終えると直に作成し、なるべく会の初めごろに配布するとよい。その 後に出席した人の住所氏名は、その名簿の余白に夫々記入すればよい。 自己紹介の際、少しでも多くの人を記憶出来、親しみが倍加すると思う。 大体こういう会は、下からの盛り上りで基礎を堅くし、徐々に発展し てゆくのが望ましいのだが、この青年部は上から引張り上げられている 様で、まだ基礎がぐらついているのではないかと思われる。

です。 根の弱い木は脆くてうまく育たない。先づ基礎堅めに専念したいもの

するべく努力しようではありませんか。お互いに自分自分の会であるから、より大切にし、協力し、より発展

府中市高木町 高原安一

られない様であった。 私達のブロックで痛切に感じた事は、末端の青年部自体を理解してお

行かねばならない様に決定した。尚その他の問題点も話合われた。会の反省会を開催して各旧町村単位で青年部会を開いて、組織強化して会れは今後の課題として残された問題であるので、早速地元では研修

今後も組織の強化を第一として、その他の運営をせねばならないと思

50

広島市中山町 橋本 暢 人

研修会への参加熱意研修意欲の乏しさは、一抹の不安を持たずには居

られません。

これからが、自分を鍛え自分を試す機会なのだ。
統一は心強い限りです。諸君よ素晴しいではないか父の無いことが!
あものには、ならないものであろうか? しかし、呉青年部役員の意欲を回の研修会も、マンネリズム化し、進歩に乏しく新しいムードの有

現在の君は、どんなにか淋しく、又どんなにか考えている事だろう。

苦しめ!

もっと苦しめ!

自分で障壁を作り、そしてそれを破って行け!人間は大きな苦しみがあってこそほんとうの喜びがあるのだ。

励めよ!

事はもう判った。今、考えなくてはならないことは、悪の形体ではなくり抜いて行くつもりだ。そして、私は、戦争と殺人が悪の極限だと言う自己の目的を遂行するまで人は何と冷笑しようと、何と言おうと僕はや

の戯れ事なのか?

それを編み出す人の心のことである。

そのことを考えて行きたいと僕は思って居る。

たとえ問題は大きすぎても平和を守ることが、

我々の使命である以上、

君達、皆な我が仲間手をつないで行こうではないか。

— 73 —

広島県遺族会青年部支部長名簿

(昭和三十九年六月二十五日現在)

息 """原"""原"""次" "中"山部 市 市 市 市 市 企支女企書支女広企支女組支組支役 女企県支女広支女 部代系 子 報 子 画 子 報 画 子 織 代 委 代 委 代 委 員長表員記長表員員長表員長員長 表員長長表員長表 中一田花多村岡保平岡藤中神熊小上宍山石高栗大藤 田田田野 田本路坂戸田岡原根 田元谷 浜 4 健孝勝康茂忠恒 里子二麿子治生則子 子規正子一 広広広広呉呉呉竹竹竹竹庄庄庄庄三 = \equiv \equiv 府 府 府 福 原原次次次次中中中 市市市 原原原 原 原 原 Ш 市 市 阿警 市 市 市 市市市 市市 市 市 市 市 市 市 吉 市 中仁中中 賀固 吉 吉 忠竹春山 川住 廻 宍 廻 僧 高 篠 沼 本 山保山山浦 東屋名名 北吉神笠 海原田内 神 殿木根

庄

Ξ

府

広

呉

竹

佐山高 豊 比 双世甲御 芦 深 安 安 賀 田 " 婆 " " " 三羅 奴 "伯県田"佐 ""芸"茂" 品 安 郡郡郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡郡郡 女企支支支組支組書支広支組支広支女広組支支支支女支 女組支 織 子 画 報 報 子 報 織 委 委 委 委 代委委 表員長長長員長員記長員長員長員長表員員長長長長長表長表員長 中中長小中下遠山坪藪武渡山松黒久宮吉為山奥堂森井甲重高中 原谷田村程北口内本田部本浦田村本高国口 上斐政木村 前 美万征俊武敏文豊千時和 恒弘光サー千久進 家 耕 智 恵子 智治子司幸美男彦 3 恵劭子爾 子 治彦誠夫志 安芸郡 豐 甲御芦芦 山高安 安 安 安賀賀豊 比比 双 双双双世 田郡 伯 伯 県 田佐 佐 芸 芸 茂 茂 婆 婆 Ξ \equiv \equiv Ξ 羅 調品品品 安安 田 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡郡郡 郡 郡 郡 郡郡 郡 郡 郡郡郡 郡 安芸 熊 加 吉 沼 可 矢 海志西 東高 良 三 吉 君 甲 向駅新 賀 神 日 H 豊 計 田田 部野 田和条 城野坂和舎田山 東家市辺 茂 辺 田

昭 和 四 十 年

青年部結成五周年

記念大会開く

広島市大手町中学校福 山 市 霞 小 学 校

り抜く覚悟を、皆さんの胸に強く、焼きつけたようです。こそ、むずかしいと云う言葉を捨て、やれば出来ると云う強い信念とや私達は顧りみて、反省と将来に対する心構えを求められています。今

再び地球の何処からも

類の福祉に貢献するために、強く生きることが必要ではあるまいか。この美しい日本の平和と繁栄、ひいては世界恒久平和の確立を期し、人私達のような戦争遺児を出さないために、又父の命に代えて守られた、



広島会場アトラクション

中村紀子(佐伯郡

粟根企画委員

田郡)

甲斐一義

(芦品

長団へ、

松浦敏美(豊

山田正 (三次市)

両君

の司会で、

松浦県青年

部長の挨拶があり、

に、

藤井要

(福山市)

大会では両会場共

導されていた、十二名の方々が、冒頭県遺族会長より表彰された。児として力強く生き抜いた体験記を話し、アトラクションは福山会場で別として力強く生き抜いた体験記を話し、アトラクションは福山会場で意見発表には、小原正(芦品郡)に宍戸輝規(三次市)君の両君が遺

市

君が朗読した。

決議を田坂幸三

(広島

君が朗読し、

表彰を受けられた人達は

藤井 要 県青壮年副部長 沼隈郡沼隈町松浦 敏美 県 青 年 部 長 豊田郡安芸津町

宣言を下西璋彦

大 賀茂

大会

長より、郡)中村

青年部運動経

大会宣言

並に県民各位の理解と協力を訴える次第である。結を強化し、我々に課せられた使命の達成を期すると共に広く同志、本日ここに青年部結成五周年記念大会を開催し、いよいよ組織と団

終戦後二十年我国は目ざましい復興と繁栄を遂げるに至ったが、今や内外の情勢は日増しに厳しさを加え、前途はいよいよ多事多難である。諸国民の切なる願いにもかかわらず世界の平和は常に脅かされており、アジアの一角に於ては益々危機の様相を深くしている。我々は我国の今日の自由と平和は二百万の戦没者の尊き礎の上に築かれている事に、改めて深く思いを致し今こそ国をあげて平和な国造りへの決意に徹すべきである。終戦二十年目を迎えるに当り、全国民こぞって「みたま」に敬けんな祈りを捧げ、その誓いを新たにする事を切望して止まない。

れの国に於ても国がこれを施設し、これに関与している事は当然と言い生命を捧げ国の礎となった人々の「みたま」を追悼し、感謝する事の遺志にこたえる唯一の道であり、遺族青年に課せられた崇高な使命の遺志にこたえる唯一の道であり、遺族青年に課せられた崇高な使命の遺志にこたえる唯一の道であり、遺族青年に課せられた崇高な使命の遺志にこたえる唯一の道であり、遺族青年に課せられた崇高な使命の遺志にこたえる唯一の道であり、遺族青年に課せられた崇高な使命の遺志にこれを守り抜くことこそ亡き父

くして要望を重ねて来た道義の確立はその本を正さずしては為し得な意族会は我国の独立回復以来、靖国神社の国家護持実現の為手段を尽久しき渡り、国はその祭祀を放置して来た事は誠に遺憾である。日本わなければならない。然るに我国に於ては靖国神社は戦後占領軍の指わなければならない。然るに我国に於ては靖国神社は戦後占領軍の指

今やこの問題の解決は強い国民世論と言うべきである。速かに善処今やこの問題の解決は強い国民世論と言うべきである。速かに善処して、更に身近な社会的実践活動を積みあげ、福祉国家建設を合言をして、更に身近な社会的実践活動を積みあげ、福祉国家建設を合言をして、我々に対する遺族会並に一般国民世論と言うべきである。速かに善処かにした。

ここに重ねて誓うものである。もと、我国の平和と繁栄を目指して相携えて逞しい前進を続ける事を我々遺族青年は今こそ勇気と誇りに燃えて、百万遺族青年の友情の

右宣言する

広島県遺族会青年部

結成五周年記念大会

長谷 Ш 田 信義 Œ 県 佐 伯 青 郡 年 青年 副 部 部 長 長 三次市廻神町 佐伯郡五日市町

甲斐 義 芦 品 郡 青年 部 長 芦品郡新市

為国 和彦 双三郡 青年 部 長 双三郡吉舎町

中村 粟根 進治 峻 深安郡青年 県 企 画 委 員 部 長 長 府中市篠根町 深安郡神辺町

岡元 孝磨 県組織対策委員長 竹原市竹原町

山口 智子 県組 織副委員長 安芸郡矢野町

中村 紀子 佐 伯 郡 副 部 長 佐伯郡廿日市町

小田 美恵 山県郡青年 一部長 山県郡加

結成五周年を迎え

郡市の活動 状 況

広 報 調 査 委 員 会

とった処、残念乍ら六郡市しか解答されなかった。 支部に於ては、どのような活動をしているか、次のようなアンケートを 県青年部では、 行事も回を重ねて、その成果は着々あがっているが、

紙面に登載することが出来なかった。 多忙で、返事を書かれるのが遅れ、新聞編集期限までに到着しないので、 他の郡市では、この調査をすることが無意味と考えられたか、仕事が

あるので今後は是非共御協力をお願いしたいと思う。 このような調査は、 全郡市より解答があってこそ、 始めてその効果が

尚支部青年のことを考えて頂いた六郡市の青年部長さんに厚くお礼を

申し上げたい。

アンケート

(1) 貴郡市の遺族青年部の結成された年月は

(2) 貴郡市の青年部員数は、 又日本遺族会えの登録証交付人員数は。

(3)年間行事計画及その実績

(4)今日までの行事の中で、最高参加人員は、又その行事開催年月は。

(5)郡市青年部の運営で支障となっている点は

三次市 部長 山 田 Œ

(1)昭和三十五年八月三十一日三次市十日市小学校講堂に於て、 一五〇名

(2)現在の活動部員は五十名、 の参加を得て盛大な、 結成式を行ないました。 登録証交付人員は百二十五名です。

(3)四月市内遺族青年交歓会

九月市慰霊祭奉仕

三月総会決算

月市新年互礼会

(4)昭和三十六年青年部資金かんぱ映画会を十地区で開催、 遺族青年延百

三十名参加協力。

昭和三十六年市内尾関山にて、 市青年部キャンプ研修会を開き六十名

障となっている

(5)部員が年々減少している。

役員が公私共多忙になり活動する上に、

支

参加。

賀茂郡 部長 下 西 璋 彦

()昭和三十五年四月十三日

(2) 部員 登録人員共に二百十三名

(3)青年部長懇親会

(4)昭和三十九年九月六日西条町耕道会館に於て青年部大会を開催しまし

参加者は七十名。

(5)青年部員に、遺族としての自覚意識がない。

会合えの出席が非常に悪い。

青年部としての予算形成があまりにも少なすぎる。

遺児」と言う言葉に対する卑屈感

部長

藤 井

要

福山市

(1)昭和三十五年十月

(2)部員数四十名

登録証は交付していません。

(3)市役員会年四回

あまりにも、 県行事が多いため、 支部活動が自然に遠ざかって行く傾

向にある。

(4)県行事のキャンプハイヤー参加者は二十名。

(5)福山市の場合は、サラリーマンが多いため、各事業場に於て、リクレー

ション等に参加する傾向にある。

竹原市 部長 岡 元

孝

磨

()昭和三十八年九月

(2)部員数は結成当時より大分少なくなり目下再調査中です。

登録用紙未着(不足)のため、登録していません。

(県遺族会事務局及組織対策委員会(話しておきます。 調査係

(3)役員会は毎月一回行なっている。

夏は納涼船(活動資金と親睦を図っている。)

秋はハイキング

冬はクリスマス・ダンスパーティーを開き毎回二十~三十名の参加が

(4)一昨年のクリスマス・パーティーに二十八名

(5年々青年部員が減少している (結婚等により)。

青年部員自身の意気が無くなっている。

府中市 部長 粟 根

峻

()昭和三十五年十二月

(2)結成当初の部員数は四百五十六名。

登録人員は七十三名。

(3)五月他郡市との交歓会

五・八・十月の三回忠霊塔の清掃。

十二月反省会をかねて忘年会。

(4)

一昨年府中市に於て開催された県行事 "母親に感謝する大会"へ五十

(5)県及市の青年部の事業参加にある程度、参加人員が決まったように見 えるので、お互の青年部員が進んで参加してもらいたい。

予算が少ないこと。

親会も青年部行事に協力してほしいこと。

部長 為 国 和 彦

()昭和三十五年十一月

(2)郡内六ケ町村に分れているために最終集計できていません。部員数約 百名、登録数四十六名。

(3)役員会年三回

親会、婦人部との集いに年平均三十名。

(4) "婦人部との集い"と他郡市との交歓会、昭和三十八年で参加者は四

(5郡内六ケ町村に分かれているために、旅費等の関係もあり度々の、 内集会ができない。 郡

青 部 役 員

"	委員	副	委員長	企画委	"	"	書記	"	"	<i>y</i>	副部長	部長
中	中	徳	粟	員会	坪	神	高	吉	村	藤	Щ	松
野	原	永	根		内	田	木	永	田	井	田	浦
朝	貞	敦			美	茂	久	修	豊			敏
永	夫	子	峻		智代	生	生	子	穂	要	Œ	美
"	委員	副 //	委員長	• 広報調	"	"	"	"	委員	副 //	委員長	• 組織対
"		副	委員長 吉	• 広報調査委	"	"	// 為	" 高		副 "	委員長	• 組織対策委員
	員	"	委員長 吉 高	• 広報調査委員会	" 下程	" 山	// 為国	" 高原	員	"		• 組織対策委員会
宗	員多	上 坂	同	X	" 下程家	本			員大	# 山 口	岡	• 組織対策委員会

11

岡

田 瑞

穂

和地

第二十二回戦没者遺族大会

決議を行ない、今後の運動方針を決定した。本県からの出席者、 月十四日午前十時から九段会館において盛大に挙行され、 次第及び決議の内容は次のとおりである 日本遺族会主催の第二十二回全国戦没者遺族大会は去る四十一年十二 力強い宣言、 、大会の

大会次第

開 会 0 辞

三 玉 歌 斉 唱

黙

四 会 長 挨 (表彰式式辞

五 被表彰者氏名発表

六 表 彰 状 授与

七 被表彰者総代答辞

議 長 団 出

経 過 告

宣

言

運 决 動 方 針

十四、 十五、 閉 万 官 会 0 辞 唱

士

来

賓 挨

拶

言

耐え、戦没英霊の顕彰、遺族の福祉増進、平和日本の建設に努力してきた。 れている。速かに関係法令を改正して国家処遇の完全解決をはかられた ところである。一日も早く国家護持を実現することを強く要望する。 れている。しかるに、わが国においては終戦以来、 義の根基をなすものであって、洋の東西をとわず国の手で厳粛に行なわ たま」を追慕し感謝の誠を表わすことは人間性の至情に発し、民族の道 人として国との関連を絶たれていることは国民として断じて忍び得ない また、戦没者遺族に対する処遇はなお改善を要する問題が数多く残さ 祖国の平和と安全のため、尊い生命を捧げた人々に対して、その「み われわれ全国八百万の戦没者遺族は、戦後二十有余年、あらゆる苦難に 靖国神社は一宗教法

れたい。 ことに遺憾である。 さらに、戦没者の遺骨の多くが、外地戦跡に放置されていることはま 国の責任において収骨を実施し慰霊の徹底をはから

請すると共に、広く国民各位の御理解と御支援を希うものである。 きいよいよ結束を強化し、 われわれ戦没者遺族は、 ここに第二十二回全国戦没者遺族大会をひら 速やかなる要望の実現を強く政府、 国会に要

昭和四十一年十二月十四日

第二十二回全国戦没者遺族大会

決

議

計上されるよう強く要望する。 われわれ八百万の戦没者遺族は、 左記事項の速やかなる実現とその所要経費が昭和四十二年度予算に 本日ここに全国戦没者遺族大会を開

記

靖国神社は国家で護持すること。

る制度を確立すること。 ること。又生活水準、 公務扶助料等を増額し兵の階級において十七万八千八百二十円とす 物価、 現職公務員の給与の上昇等にスライドす

直系血族のない父母、祖父母に特別給付金を支給すること。

老令福祉年金の併給制限を撤廃すること。

る助成及び戦没者の慰霊塔、 恩給法、援護法を改正して未処遇遺族の国家処遇を実現すること。 外地戦没者の遺骨収集の徹底を期するとともに遺族戦跡巡拝に対す 墓地の整備をはかること。

右決議する。

昭和四十一年十二月十四日

第二十二回全国戦没者遺族大会

運 動 方 針

本日ここに第二十二回全国戦没者遺族大会を開催し要望実現のため

運動方針を左の通り決定する

百万戦没者遺族の熱願を達成するため、日本遺族会の本部、地方本部 われわれは、 第二十二回全国戦没者遺族大会において決議された八

市町村遺族会の全組織を通じ強力な全国運動を展開する

つづける 上されるよう政府国会の各機関に対し、条理をつくして不断の陳情を われわれは、 要望具現のための所要経費が昭和四十二年度予算に計

置を講じ不退転の決意をもって秩序ある運動を行なら われわれは、 要望達成のため、運動推進本部を中心として万全の措

をあげ、組織と団結の真価を遺憾なく発揮して、要望貫徹のための基 盤を確立する。 われわれは、 来たるべき総選挙に際しては、 全国八百万遺族の総力

昭和四十一年十二月十四

日 第二十二回全国戦没者遺族大会

広島県よりの参加者

日本遺族会役職 理 県 役 職 名 森 氏 本 雄四郎 名

代 理 副 会 長

員

副 会 長

評

11 議

副

会 長

西 恩

田 田

4

忠

中 Ш

E 金

槇

B 野

伊 藤 Œ

> 子 基 夫 弘

吉

婦 副 副 副

> 会 会 会

> 長 長 長

常務理事 人部長

渡 部 禎

武 静 光 造 子

11

木 坂 サミト

事 表 谷 又

理

表

田

砂

夫

下

田

代理

久

7

見

本

ツユ子

青年部副部長 (表 Ш 田

 \blacksquare

郎 正

評 監

議 "

員

出

事務局長

H 茂

地区巡回役員研修会 新らしい試みとして県下末端に及ぶ……

第一回地区巡回役員研修会を五ヶ所に於て開催し、極めて有効で意義

ある行事を行なった。

たと思うが、然し出席人員に於て未だしの感があり徹底しない為か差支 るが、各会場とも極めて熱心に盛会裡に終了したことは一応成功であっ の会長婦人部長の参加を求め、役員研修会を主体として実施したのであ えの為か今少し出席者がほしいと思う。 先に実施した遺族巡回相談所開催に引続いて今回は末端町村に至る迄

役員研修会用として県遺族会が作成したシオリにより県職員より親切

心な討議が行なわれ本説明会を終了した。 な説明を二人によって行なわれた。昼食後一時間の質疑応答を行ない熱

引続いて会場をその儘県遺族大会に切り替る。

県副会長議長壇となり、本年度日本遺族会の運動方針

、靖国神社は国家で護持すること。

一、公務扶助料等を増額し兵の階級において十七万八千八百二十円とす ること。又生活水準、物価現状、公務員の給与の上昇等にスライドす

る制度を確立すること。

三、直系血族のない父母、祖父母に特別給付金を支給すること。 恩給法援護法を改正して未処遇遺族の国家処遇を実現すること。

Ŧ, 老齢年金の併給制限を徹廃すること。

備及び戦跡巡拝についての助成をはかること。

外地戦没者の遺骨収集を実施するとともに戦没者の慰霊塔墓地の整

以上六項目要望について力強く説明し最後に万才参唱して幕を閉ず。

第五会場	第四会場	第三会場	第二会場	第一会場	会 場 開催月日	
十一月三十日	十二月二十九日	十二月二十八日	十二月十七日	十二月十四日		
可部福祉事務所	広島県遺族会館	竹原市市役所	福山市備後遺族会館	三次市市役所	開催場所	
安佐郡、	賀茂郡、広島市、	呉市、竹	世羅郡 三原市、 府中市、	上 婆郡、	参	
山県郡、	佐伯郡,	7原市、豊	神沼陽道市、郡、郡、郡、郡、郡、郡、郡、郡、郡、郡、郡、郡、郡、郡、郡、郡、郡、郡、郡	甲奴郡、	加地	
高田郡	安芸郡、	部田園	御調郡、因島市、	福山市	区	

靖国神社国家護持

東京都内で示威・請願行進

時十分南門を出発、 全国大会終了後、 遺族代表は靖国神社社頭に整列し、 示威・請願行進を行った。 参拝の後 午後

示及びプラカードを所持し、 示威行進は推進本部役員を先頭に十五団に分かれ、 堂々の行進を行った。 団標示、 支部名標

公園に午後三時到着し、バスにて各宿舎に入った。 員が多数立ち、激励をうけた。以上で示威・請願行進を終了し、 に代表が請願提出一覧表を手交した。両院とも議院面会所前に自民党議 請願行進は永田町小学校裏にて各標示等を回収し、 国会へ向い、 日比谷 両院

陳情を行った。大会場に集積した請願書及び陳情書はそれぞれ衆院、 なお、総理官邸において、 総理府に提出した。 官房長官に対し本会代表が陳情書を提出し

都内各所でチラシ配布

内容次のとおり。 で総計四十万枚のチラシを配布し、都民に協力を訴えた。チラシの印刷 四月十五日、 計七百五十名が一班十名にわかれ、午前十時より都内二十八ヵ所 街頭宣伝運動を行った。各支部より十名ずつ(東京は三

靖国神社の国家護持にご協力下さい

〇靖国神社は戦後、 占領軍の指令によって、国とのつながりを絶たれた



(昭41.4.14)

まま今日に及んでいます。

していません。国は靖国神社のおまつりもできず、また、おまつりや維持の費用も出

○平和日本のいしずえとして二四○万柱の「みたま」を祀る靖国神社を

○速かに靖国神社を国で護持し、全国民の感謝の至情と平和への決意を

日本遺族会(千代田区九段一一五)

昭和四十一年四月

超 地

広島県下遺族が多年念願の

戦没者沖縄慰霊塔を

現地に建 設

英霊もさぞかし喜んで冥福してくれるものと思います。これに答えて私 この県民一般からの温いご同情に対し、南方を含む三四、六○○余柱の でも芳志を賜わりますよう格段のご協力をお願い致します。 の声に送られて元気に出て行った姿を忍び心温まる思いがいたします。 を仰ぎまして、共同募金と同様の方式がとられることになりました。憶 設委員会が設立され、各役員の決定も見、愈々現地に建設の運びとなり 達遺族は我々の英霊の為に建設される慰霊塔でありますから、いささか い起こせば、当時『銃後は心配するな、後は俺達が引き受けた』と歓呼 につきましては曩の理事会の決定に基きまして、広く県民一般のご協賛 ましたことは、県下遺族等しく同慶の至りと存じます。これが募金方法 趣意書にあります通り、このたび広島県に於ても戦没者沖縄慰霊塔建

八日募金委員会が結成され、募金方法として募金袋を作製し、表に趣意 県民一般目標額は一世帯当り三〇円以上であります。広島市では六月 裏面に連名式欄を印刷し、目標額又一世帯当り三〇円以上と明記し、

町内会、その他団体にお願いして募金に当ることを決定しました。

石収集について

沖縄慰霊塔建設について遺族の魂として県下遺族から霊石を集め、 慰

霊塔に供えることに計画されている。 一、霊石は大東亜戦争中沖縄及び南方諸地域東経八〇度~一八〇度・北 緯三○度以南(表の如く)で戦死された者(但し中国本地を除く)

二、戦没者について一コとしてその大きさは直径3㎝・50g以下とする。 荷造りし、広島護国神社及び備後 収集された霊石は市町村遺族会長の手元で強力な紙箱その他に依

遺族会館に保管願うこと。 収集期間は七月一日より遅く

します。 り、名簿を提出していただきます も護国神社秋季大祭迄 霊石収集と同時に左記に示す カードを県遺族会より送付

ように絶対厳守願います。 期限十月三十一日迄、遅れな

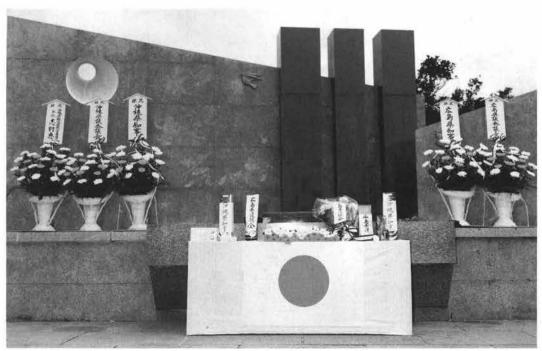
> 広島県遺族会 支部

	氏戦	遺	本戦	現	戦	戦	備
霊	没	族氏名	本 戦 没 当時の	住	没場	戦没年月日	
石	名者	名	籍の	所	所	日	考
名		続					
		柄					
簿		^					
		_					

広島県戦没者沖縄慰霊塔建設趣意書

戦後二十余年を経過したわが国は、今や戦争のあとかたもなく復興し、





念願の戦没者沖縄慰霊塔

見せ、 産業に経済に、文化に世界各国が目を見張るばかりの素晴らしい発展を 国民生活も著しく向上してまいりました。

しかしながら、こうした繁栄のかげに、私どもが片時も忘れることの

国の神となって散って行かれた方々のご加護であります 出来ないのは、ただ一すじに祖国の興隆を念じ、しょうしょうとして護

縄戦こそ数十余日にわたる戦闘によって、内地の戦場化を救ってくださ ったともいえましょう。 とくに、わが国土の一角で激戦が展開されたあの苛烈きわまりなき沖

のちをささげられ、沖縄及び南方諸地域での本県出身戦没者は、 非常に多く参加され、長期にわたる烈しい戦闘で、多くの方々が尊いい この民族の興亡をかけた今次の大戦においてわが広島県出身の同胞も 六○○余名におよんでいるのであります。 実に三

仰ぎまして、沖縄及び南方諸地域の戦没者慰霊塔を建設いたしたいと存 現地を訪れる広島県民の方々が、異口同音に「少しでも早い機会に、ぜ 設が盛んに行なわれ、すでに三十八道府県が建設を終っており、 ひ慰霊塔を建設し、み霊をお慰めしたい」という声が多く聞かれます。 そこでこの際、県民の皆さんをはじめ、広く県内外の方々のご協賛を 最近にいたり、戦没者のみ霊をお慰めするため、各県とも慰霊塔の建 沖縄の

が完成いたしますよう、 の親善交流のきずなともなりませば、 ここに、皆さま方のご理解あるご協力を得まして一日も早くこの事業 この建設が、いささかでもご遺族のお慰めとなり、 格別のご賛同を賜わりますことをお願いしてや これ以上の幸せはありません。 世界平和と両地域 ずる次第であります。

まないものであります。

慰 霊 塔 建 設 計 画

〇塔 名 広島の塔

〇子 定 地 沖縄糸満町米須

〇子 算 額 壱千五百万円

〇工事概要

敷地約一、六五○平方米

〇完成目標 昭和四十三年三月末日 (同時に慰霊祭を行なら)

○募金取扱機関

(1) 広島県戦没者沖縄慰霊塔建設委員会 事務局(広島県庁援護課内

(2) 各市町村

電話二八一二一一一

内線八一三五

〇募金払込金融機関 (1) 広島県内各郵便局 (取扱い手数料は事務局負担

(3) (2) 広島銀行本支店 広島相互銀行本支店 (取扱い手数料無料 (取扱い手数料無料

昭 和四十二年五月十一日

広島県戦没者沖縄慰霊塔建設委員会

事務局 広島市基町一〇一五二 県庁援護課内

電話二八一二一一 内線八一三五 会

広島県議会議長

桧 Щ 袖四 郎

役 員 同

外

南方地域別戦没者数

そ	硫	#	×	A	ピ	仏	ジ	ス	セ	ボ	V	17.	12	台	神	地
Ø	黄	イパ	レョ		ル		ヤワ	マトラ	レベス	ルネオ	イ テ	ンダナオ	ソン			域名
他	島	ン	ン	1	7	印	島	島	島	島	島	島	島	湾	縄	名
九、八四九	一時一	Ξŧ	<u></u>	1011	一、四	芝	也	哭	氫	一卆	一、	蓋	五、五四五	式	一、0九四	陸軍
へ、古古	莹	三十二	三	=	*	一	吾	八	=	1111	一类	芸	二、00元	441	140	海軍
八、三类	克		四三五	10至	一、四六0	20		兲		0 0	一、六四七	六三	七、五五四	四六八		計
	れ、八四九 ハ、七二七	九、八四九 八、七二七 三宝	セニー 一七三 三五 八、七二七	四三二 一三 七三 一七三 三 五 九、八四九 八、七二七	10回 二 四三 一三 七三 一三 七三 一三 三 五 九 八 八 七三 一三	- 、四西	- 「 - 「 - 「 - 「 - 「 - 「 - 「 - 「	本	では、	一、図書一、図書一、図書一、文一、文一、大一、大一、大一、大一、大一、大一、大一、大一、大一、大一、大一、大一、大一、大一、大一、大一、大一、大一、大一、大一、大一、大一、大一、大一、大一、大一、大一、大一、大一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下一、下<	- 元七 - 二三 - 二 - 二 - 二 - 二 - 二 - 二 - 二 - 二 -	- 、四三 - 、	- 「聖」 - 二次 - 二	本、西監 - 1、00元 - 1、2 - 1、2 - 1、2 - 1、2 - 1、2 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	三二二二十三二二二十三二二二十三二二二十三二二二十三二二二十三二二二十三二二二十三二二二十三二二二十三二二二十三二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	台 湾 一、公 一、公 一、公 ルソン島 五、公 一、公 一、公 ボルネオ島 一、公 一、公 一、公 ボルネスー 一、公 一、公 一、公 ボルスー 一、公 一、公 一、公

印 蘭 比 島

県下遺族会青年部幹部研修会開催

於て出席者二十五名で青壮年部幹部研修会が開催、十時三十分開会され 昭和四十二年九月二十三日、二十四日、一泊二日県遺族会館会議室に

開 会 0 辞 賀茂郡西条町青年部長 有元道憲

国 歌 斉 唱

三、 默

祷

会 長 挨 拶

Ŧį, 青 年 部 長 松浦敏美

オリエンテーション 有元道憲

日 程 説 明 松浦敏美

活動状況報告 青壮年部長 松浦敏美

日本遺族青年

県遺族青年

人数の関係上第一分科会に編成す。 五.00 班別編成

▼第一分科会

有元道憲青年部長議長となり左の三つのテーマを中心に熱心なる討

一、平和委員会

論が行なわれた。

ご希望により地域外でも同じように取扱い致します。

(テーマ、英霊顕彰、平和問題

二、福祉委員会



護国神社参拝

昼食 閉会式

解散

0111 - 1110 0.11 四:00

反省会

10.00 全体会議とりまとめ

講演

広大教授

門

秀一先生

七・三〇 七.00 広島護国神社参拝 県副会長 森本雄四郎

六、〇〇 起床

遺族会の在り方について

第二日 廿四日(日)

女子青年は三階、男子青年は四階に宿泊す。

一八・三〇 第一分科会を続行 レクレーション

1七.1110

夕食

(テーマ、組織問題、

財政問題

三、組織委員会



第四ブロック婦人部研修会 (42年7月 岡山県護国神社)

中・四国ブロック婦人部研修会

七月六日、当連盟が担当支部となって、 日本遺族会主催の第四ブロック(中国・四国の九県)婦人部研修会が 岡山で開かれた。

も受けた 出迎え、 人部長が全員出席してそれぞれ分担に応じてお世話をすると共に研修を 同日午後一時から、岡山駅へは当県の婦人部長が各県からの出席者を 同副部長ら五名ずつ、計四十五名が参集され、 会場の護国神社境内いさお会館へ案内した。各県からは婦人部 岡山県では各郡市婦

当連盟よりは伊藤、 神社橋本宮司が来られた。開会式後一同そろって護国神社に参拝し橋本 宮司から神社の沿革等を聞き、拝殿前において記念撮影した。 午後二時からの開会には、来賓として県知事代理本郷援護課長、 日本遺族会からは吉富常務理事、板垣企画部長、長沢事務局員が出 石井、奥津、居森の各副会長らが列席した。

在り方」の講演、リクレーションの指導があった。 第二日の行事は、 第一日の行事は、 石村善屋・岡山県総合文化センター館長の「女性の 日本遺族会の運動方針等の解説、 ①今後の遺族会婦

一荒之助笠岡商高教諭の講演があった。 八部の活動、 夜は全体討議会や反省会を行い、リクレーションに移り、 ②第四ブロック婦人部としての役割についての討議、 松本婦人部 名越

ぜられ、朝食後閉会式を行って岡山駅までバスで赴き、解散した。 長一家の扇舞詩吟や藤上宗家の剣舞などで慰安の時間を過した。 第三日目、 早朝から台風接近のニュースと共に各地大雨の被害等が報

席

護国

昭 和 四 十 三 年

第四ブロック 会議開催日本遺族会会議開催

開催された。日本遺族会の第四ブロック会議が六月十日、十一日の両日広島に於て日本遺族会の第四ブロック会議が六月十日、十一日の両日広島に於て

写真は広島護国神社参拝者の一行。



: 2 3



天皇・皇后両陛下、広島護国神社に御親拝

両 陛 下、

御親拝

庁に請願された。 載一遇のことで広島護国神社に御親拝を仰ぎたき旨を、県を通じて宮内 の復興状況をも御視察遊ばさるるの由仄聞するに及び、 あらせられ、その御途次昭和四十六年四月十六日を以って、 麓に於いて執行されることになっていた。よって、両陛下はこれに臨御 た。 あたっても、各当該県に両陛下お揃いにて行幸啓遊ばさるるを常とされ 励まされて、 春気うるわしい佳き日、天皇・皇后両陛下のお姿を護国神社の社頭に拝 天皇陛下におかせられては、 まことに感激の極みであった。全国の体育大会或いは全国植樹祭に 昭和四十六年度の植樹祭は、 親しく国内を御巡幸あらせられ、 大東亜戦争終了後、 島根広島両県が担当し、 四月十六日、 国民を慰め且っては この機会こそ千 島根県三瓶山 天気晴朗、 わが広島市

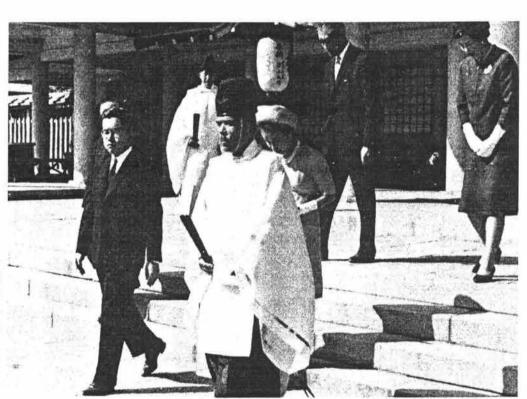
った。 社頭には奉拝者二○○名粛として声なく、ただ感激一入なるものがあ

昭和四十九年

常陸宮・同妃両殿下の御参拝

昭和四十九年七月二十七日

・市遺族会役員を始め、主として遺族の方約三○○名が奉迎申し上げた。天にもかかわらず当神社に御参拝あらせられた。神社に於いては、役員両殿下には、広島市に於ける海洋少年団全国大会に御臨席の御砌、雨



常陸宮同妃両殿下の御参拝

広 島県遺族会青年部 規 約

第一章

名称・組織・目的及び事業

この会は、

第二

条 条

一、この会は、財団法人広島県遺族会の機構内に於ける遺

財団法人広島県遺族会青年部と称す。

役

条 この会には、 次の役員を置く。

第

六

行 委 員 長

書 記 長 副

執

行

委

員

長

74

名 名

名

総

務

委

員

長

企 画 員

> 名 名

名

組

広 委 長

名 名

女子対 策 委員長

女子対策副委員長

記

委

員

議

若干名 若干名

若干名

子対策委員長、 総務委員長、 企画委員長、組織委員長、 女子対策副委員長、参与とする。 広報委員長、女

執行委員とは、執行委員長、副執行委員長、書記長、

女子対策委員長は、各専門委員長と称する。

一、総務委員長、

企画委員長、

組織委員長、広報委員長、

三、執行委員と書記の役員資格は、引続き部費を納入した

者とする。

条

- 94 -

名

とする。 員

会員の資格及び権利義務

三、その他、

目的達成のために必要な事業

第

四

条

この会は、

一、英霊の顕彰並びに慰霊に関する事業

会員の相互協力及び研修に関する事業

第 Ξ

条

この会は、

二、この会の事務局は、

広島市袋町一一二一

広島県遺族

族青年の組織である。

会事務局に置く。

ち結束を計り、中央の同一方針で進み資質の育成に努める。

共通の境遇に生きる広島県遺族青年の友和を保

前条目的達成のため、下記の事業を行う。

Ŧi. 一、会員はこの会の趣旨に賛同する、広島県遺族青年であ

二、会員は、 て所定の手続きを得た者とする。 この会の平等の権利と義務を有する。

三、会員は、この会の代議員会決定の部費を納入しなけれ

ばならない。

部費の納入期日は、

代議員会決定の期日までに納入し

なければならない。

Ŧ.

毎会計年度は、四月一日より、翌年三月三十一日まで

第 七

役員の選出

一、執行委員(参与は除く)、書記、委員は、代議員会に

於て選任する

二、広島県代議員は、 各郡市単位の部員三〇名以下一名と

し、三〇名を越すごとに一名とする。

三、中央代議員は、中央本部よりの指示に従い執行委員会

で協議し選任する。

四、広島県遺族会理事(青年部代表)は、 代議員会に於て

選任する。

五、顧問及び参与の選任は、代議員会の議を得て執行委員

長が委嘱する。

第

八条

各委員の任務

、執行委員長は、この会を統括する。

副執行委員長は、執行委員長を補佐し執行委員長事故

あるときは、これを代理する。

三、書記長は、 書記局を統括し、この会の事務処理にあた

四、各専門委員長は、 各専門部を統括し協議の結果をその

都度執行委員長に報告する

Ŧį, 委員は、 各職務の処理にあたる。

六、書記は、書記長を補佐し事務処理に当る。 尚、 各専門

部に各一名所属する。

七、代議員は、代議員会に出席し協議する。

九 条 役員の任期

第

、役員の任期は二年とし再任を妨げない。

二、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第四章 機

第 + 条

一、この部の会議は、 執行委員会、 郡市部長会、

代議員会

の三種とする。

会議の構成

二、この会議は、執行委員長が召集する。

第十一条

一、執行委員会は、

二、郡市部長会は、執行委員、各郡市部長、書記、委員で 執行委員を以って構成する。

構成する。

四、各専門委員会は、執行委員長、各専門委員長が必要に 三、代議員会は、各郡市代表代議員で構成する。

応じ会議を構成する。

五、郡市部長会及び代議員会並びに各専門委員会の会議に、

欠席の場合には代理出席を認める。

六、執行委員会には、原則として代理出席を認めない。 但し、代理出席者に議決権は認めない。

第十二条 会議の運営

一、執行委員会

執行委員会は、執行委員長が必要に応じて開会する。

ば、 執行委員長は開会しなければならない。

臨時執行委員会は、執行委員の過半数の要求があれ

(2)

(3) 会の議長は、 執行委員長があたる。

郡市部長会

臨時郡市部長会は、執行委員会又は、 郡市部長の過

らない。

2) 会の議長は、役員よりその都度選出する。

一、代議員会

(1) 定期代議員は、年一回とし予算、決算、行事、企画、

(2) 臨時代議員会は、執行委員長は開会しなければなら以上の要求があれば執行委員長は開会しなければなら

(3) 会議の議長は、代議員よりその都度選出する。

前項の総ての会議に出席し、意見を述べることが出来

顧

問

Ŧį

議事の可否

議事は、出席者の過半数をもって決し、可・否同数の

時は、議長の決するところによる。

各会議の出欠は、組織委員長が確認する。

第十三条 会計は、助成金及び部費を以って、これにあたる。

附則

二、この規約は、昭和四十九年四月一日から施行する。一、この規約は代議員会に於いて改正することができる。

四、昭和五十四年四月一日 一部改正

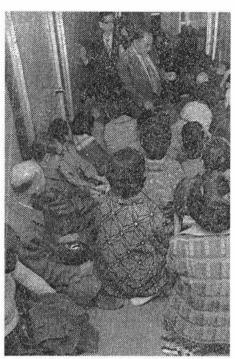
三、昭和五十三年三月二十六日 一部改正

昭 和 元 十 一 年

自民党総務会室前

『恩給費』土壇場まで圧力遺族会座り込む

きで了承した。しかし、恩給費については、日本遺族会が改善内容を不費八百億円復活③外務省中南米局の新設は認めない―との内容を条件付相による政治折衝で合意した①恩給費の二百八十四億円復活②公共事業自民党は二十日未明の総務会で、五十二年度予算編成の党三役と坊蔵



恩給引き上げを要求して、20日未明 まで自民党総務会室前に座り込んだ 遺族会の人たち(自民党本部で)

が遺族会側の説得に当たるという異例の事態となった。いた総務会を二十日午前一時すぎにはいったん休憩したうえで、党三役満として党本部に押しかけたため、自民党側は十九日午後十一時すぎ開

伝えた。 伝えた。 伝えた。 伝えた。 伝えた。 伝えた。 伝えた。 伝えた。 に福田首相を訪れ、一連の経過を説明、党内の意見を 三役が最善の努力をする」との条件付きで了承し、大平幹事長ら党三役 三役が最善の努力をする」との条件付きで了承し、大平幹事長ら党三役

恩給予算はこれまで、自民党が遺族会を含む関係団体と十分打ち合わだ。

下に代表約百五十人が座り込む実力行動に出た。実施時期の問題。「六月一日」とするよう重ねて要求し、総務会室の廊プ)は十月一日実施―となったが、遺族会側が反発したのは一三%分の三役折衝の結果は①七%ベア分は六月一日実施②新規分〈一三%アッ

切って年度初めからにすべきだ―などの意見が強く出された。べきだ②実施時期を毎年、ちびりちびり早めるようなことはやめ、思いべきだ②実施時期を毎年、ちびりちびり早めるようなことはやめ、思いこの問題について、総務会では野呂恭一恩給制度調査会長らから①恩

ことも、今後に悪例を残すことになりそうだ。のは珍しいことであり、党三役が直接、圧力団体代表の説得に当たった折衝が終わってもなお、その結果を不満として総務会にまで押しかけた圧力団体の陳情は、予算編成期には恒例のこととなっているが、三役

みせ、すっかり自民党側の足元を見すかした形となった。年の参院選を控えて、要求をのまなければ選挙で協力しないとの姿勢を増族会など恩給関係団体側にしてみれば、昨年末の総選挙に続いて本

編成作業は途中まではかなり順調だったものの、最終段階で思わぬつまいることも事実。"経済通"を自認する福田首相が初めて手掛けた予算面、恩給、年金など福祉予算の伸びが低いことへの不満が根強く残ってしかし、今回の予算編成では、公共事業にはたっぷり予算がついた反

青年部組織の完成をめざして

ずきをみせた。

広島県青年部執行委員長

神田茂幸

をひしひしと身に感じております。私が県の部長として務めさせて戴くことになりましたが、責任の重大さ私が県の部長として務めさせて戴くことになりましたが、責任の重大さいの利のである。

協力をお願いいたします。 青年部員はもとより、親会、婦人会、事務局関係者各位のご指導とご

受けて全国でもベスト3と大きな数字をみることが出来ました。しかし参りました。中でも青年部組織づくりについては親会、婦人部の協力を骨収集、母の像建立とその主たる項目に前甲斐部長を中心に取り組んで計画を策定され広島県青年部もその計画に基づき靖国神社国家護持、遺計画を策定され広島県青年部の実態をみます時に昭和四十五年第一次五ケ年

で戴きたいと思います。人と話し合う中で一人一人が自主の確立をして組織の目的に向って進んの二年間に執行部はもとより各郡市の役員が一体となって各部員一人一中味の点では今一つ問題が残っているのではないかと思います。私はこ

又第二次五ケ年計画にもあるように本会の継承が大きな課題だと思います。本会の継承と発展はわれわれ青年部に課せられた重大な使命であると思います。そのことは戦後三十年という月日の流れの中で祖父母のおれわれ青年部は今こそ青年部の完成を急がなくてはいけません。これからの五年間は青年部総仕上げの時期だと思います。

青年部をつくり上げていきたいと思います。そして五年後には青年部ではなく新しい遺族の姿であると思います。そのためには青年部員一人一人が自分の置かれている立場を自確し積極なくするため各郡市へ出かけ新しい組織づくりを一そう充実した遺族をなくするため各郡市へ出かけ新しい組織づくりを一そう充実した遺族を存むくするため各郡市へ出かけ新しい組織づくりを一そう充実した遺族の姿であると思います。

広島県青年部副執行委員長に就任して

広島県青年部副執行委員長

井澤聖昭

が、副執行委員長として、二年間広島県青年部員リーダーの一員となり、今回青年部の役員改選にあたり、皆様方のご推薦により、若輩者の私

活躍させて頂くことになりました。

現在三千余名の部員登録を得たことは、永年に亘り遺族会青年部の基準であることを目的として、部員全体、力を合せて行きたい所存でございます。今までより尚一層充実した内容の会となし、僅かな行事にも多数の部員が参加出来るような、三千余名全員の会になることに目標をおいて、常に英霊顕彰を忘れず、二度と戦いのない、平和な日本を守ることを目的として、部員全体、力を合せて行きたい所存でございます。皆様方のご指導と御協力をお願い致します。

「みんなの青年部を」めざして

広島県青年部副執行委員長

岛原 重 光

ました。

がら県青年部は新執行部のもとで五十一年度の活動を開始する事になりから県青年部は新執行部のもとで五十一年度の活動を開始する事になり不況と混迷の昭和五十年から脱し切れぬまま五十一年に突入し、四月

昨年度まで長い間県青年部長として活躍して来られた甲斐前青年部に改めて感謝と敬意を表します。

さて新執行部の一員として微力ながら向う二ケ年間、副部長の大任を

(昭和四十九年)の一月尾道に遺族会青年部が結成され、それに参画し所に入社し、一転してサラリーマンとなり現在に至っています。一昨年していましたが祖母の死によって尾道に帰り、三十六年に三菱三原製作れの尾道育ち、尾商を卒業して三年ばかり大阪に就職して商売の勉強を昭和十五年二月二十日生れ、青年部では若い方の現三十六歳、尾道生

務めさせて戴く事になりました私を簡単に自己紹介させて戴きます。

三千名の大台を突破し全国でも三本の指に数えられるまでになりまし注いで参りましたが、県青年部の組織も順調に発展して昨年は登録部員昨年度までは県執行部の組織委員長として県青年部組織の拡大に力を

て青年部長に選出され現在まで続いております。

して参りたいと思います。どうかこれからもよろしくお願いいたします。なの青年部」であるという基本的な姿に一日も早く近づけるよう努力をりながら我々の青年部が「執行部のための青年部」ではなく「遺児みん今年度からは県の副部長として部長始め執行部の方々と充分連繫をと

遺族会の継承と発展

広島県青年部企画委員長

守山虔郎

で、非常によろこばしいことと思います。しかし振り返ってみて、あの成し、今更ながら日本国民の勤勉さと優秀性は世界各国の認めるところ戦後満三十一年が経過し、日本の国も経済的に世界屈指の先進国に大

れる訳です。 情勢を感じるときに、今こそ私達遺児はじっとして居れない感情に駆ら いまわしい戦争の犠牲者の多くあったことが忘れ去られようとしている

英霊の顕彰の靖国問題、 ました。これからの遺族会にはまだまだ沢山の問題が残されています。 は偉大なものがありますが、 永い間遺族の問題をいわゆる親会の人達がやって来られ、 平和運動の推進等々問題は山積しています。 遺骨収集の完遂問題、 何分老齢化され、反対に私達遺児は成長し 遺族に対する国家処遇問 その業績に

年をとったものです いるような気がします。 ていないなどの話をよく耳にします。それだけ遺族会の力が弱くなって 非常に力があったものですが、 は居られません。一時期、 約三十年間遺族運動に力を注がれて来た親会の皆さんに敬意を表さずに 遺族会結成後来年が三十周年に当り記念行事も計画されていますが、 無理もありません。私達の祖父母や母もずい分 日本遺族会は国会の圧力団体とまでいわれて 最近国会議員等も余り遺族会を問題にし

て運動を続けて頂く訳にはいかない時期に至っております。 いわゆる親会の人達に今から何年も、今までと同じようにおまかせし

て来た母に対して国は今までに約二百七十万円余りしか補償していませ 人の遺骨が、まだ戦跡地にころがっているという事実。若くして国のた とでお祭りすることができないのでしょうか?国のために死んでいった きだと思わずには居られません。 めに夫を奪われ小さな子供を残されて死にものぐるいの生活を強いられ 今こそ私達遺児が、遺族運動を受け継いで活躍しなければならないと 国のために死んでいった人の霊をなぜ国が靖国神社を国家護持のも 私達遺児には戦後はまだ終っていませ

> ん ん その他いろいろな差別を受けて来た私達には何も補償してはいませ 小さな時父を失い母と共に苦しい生活をし、 進学の差別、 就職の

别

政党政派を超えて考えなければならない問題だと思います。 達はこの日本の国から私達のような戦争によるところの遺児を絶対に作 ってはいけない。そのためにも平和運動の先頭になって活動すべきです。 私達遺児には以上のような問題が沢山残って居ます。これ等の問題 ともすれば憲法を改正し、 軍隊を作ろうとする政治家が居る事実、 私

なりません 私達遺児が親会の運動を継承して、 であろうと共産党であろうと社会党、 国のために死んでいった人の霊を国が慰めるのは当然ですし、 いと思う訳です。 に問題がある訳でこれをこのまま放って置く訳にはゆきません。 ならないことであると思います。そのことが充分なされていないところ 集するのも当然であり、 今まで兎角遺族会が特定の政党に利用されて来た感がする訳ですが、 そのためには私達遺児の組織を拡大し団結しなければ また遺族に補償するのも当然でしょう。 是非要求貫徹を期さなければならな 公明党であろうと当然しなければ 遺骨を収 自民党

発展させることが父の霊を慰める最良の方法だと信じるからです。 遺児のみなさんには多くを語る必要はないと思います。 とを信じながら死んでいったからです。 とを銘記すべきです。なぜならば、私達の父は「国のために」というこ しかし多忙だからといってこの遺族問題を放って置く訳にはいかないこ 今私達は社会的にも、 家庭的にも非常に多忙な毎日を送っています。 私と同じ父を国のために失っ この遺族運動を

海外戦没者遺骨収集基金

鶴田浩二チャリティシ ノョウ

主催 広島県遺族会青年部

実 施 日 昭和五十一年十一月二十三日

実

施場

所

三次市文化会館 大ホール

観 客 数 約二、五○○名(昼・夜二回公演

管 (三次市・庄原市・双三郡・比婆郡

主催地,

実行 主

組

織

実行委員長

県青年部長

甲斐一義

三次市青年部長 神田茂幸

同事務局長 三次市青年副部長 庄原市青年部長 守山虔郎 井澤聖昭

口

する。 ご遺骨を一刻も早く祖国日本にもち帰り安らかに眠っていただくことを 目的とし、 【目的】終戦三十年にして、今だ海外で犠牲となられた多くの戦没者の 遺骨収集事業の資金の一助になればと思い、上記事業を実施

が、 施へと当時三百五十万円の金額は我々青年部にとって大変な金額であっ の地でこんな大事業を実施しても成功はないだろうと強く反対があった 並びに県青年部に対し事業実施の申しいれをしたが、県ではとても県北 【経緯】当時、二市二郡の青年部で上記目的達成のため、広島県遺族会 県北二市二郡の我々青年部は、父を思うがゆえ悲壮な決意で是非実

> 盛り上がり初期の目的を達成することができた。 たが資金を確保するためには、 自分達の田畑を売ってもとの強い気運が

(筆者 神田茂幸

三十年の労苦を偲ぶ ソ連モンゴル墓参団

安芸郡府中町山田二七二四ノ五

東 子

く御礼申し上げます。 には色々とお世話をして頂きまして、無事目的を達成出来ました事を深 大孝様、事務局の小覚秀雄様、日本旅行社の宇佐見清二様、森岡義富様 今回のソ連モンゴル墓参に対しましては、日本遺族会専務理事の伊藤

が終り、 及ばざる労苦の数々がまざまざと浮き彫りに蘇ってまいりました。墓参 した。団長の読み上げられる一字一句により三十一年前の同胞の偲ぶに 子様(父)(沖縄)の肉親の英霊に対する心からなる追悼式が行われま 没者の追悼式と併せてオロシロフにて古田睦子様(子)(大阪) 目的の無事達成を祈願して、翌二十六日に新潟空港、 外十七名は八月二十五日、新潟に集合、護国神社に参拝し墓参の報告と に墓参の第一歩を印しました。ハバロフスク日本人墓地に於て、全ソ戦 日本遺族会主催によるソ連モンゴル地域墓参団一行、団長伊藤大孝氏 ハバロフスクよりソ連機にて、イルクーツクに到着、二十六日 空路ハバロフスク

した。 東方のホヂルブロ う音をたて降されたのでした。 に寄りそって語る一時 で焼香されました。続いて墓地正面入口、向って左に揚げられた約一メー 岩尾ヒサヨ様 びの涙と共に答なき英霊に語りかけ報告合掌する神山佐武郎様 られる追悼の辞、 と花束で飾られお線香のゆらぐ英霊六八五柱の前で伊藤団長の読み上げ れてありますが個々の石碑はありません。附所には全く樹木はなく、 石碑にモンゴル語で刻まれてあり、 鉄柵をめぐらしてあり山側中央に高さ二メートル、 山の丘陵地帯にあり、 人抑留者の患者が収容されていたアムラルト病院より約二キロ離れた裏 この墓地は昭和二十年十月二十二日から二十三年十月二十五日まで日本 ルウランバートルを後にして再びイルクーツクに飛び、 ることの出来ませんでしたことを同情致しました。翌八月三十日モンゴ 施設があって、 ころどころに十五センチ位の雑草が花を持つ程度の外蒙古朔北の蛮地で (大分) ル四方の日本人墓地埋葬図をたよりに我が肉親の埋葬地点を求め枕辺 モンゴル政府赤十字墓地管理人によって大きな錠前がガチャンとい 早速墓地内山側の一基の石碑の前に祭壇が作られ携行したお供物 小芦はま子様 (熊本) 立入禁止区域となっているのでお父様のお傍までおいで 焼香に続いて今は亡き英霊の目前に暫し対面のよろこ ン墓地に埋葬されておられますがホヂルブロンは軍事 墓地の広さは六十メートル四方位で周囲に石柱の 吉永節様 (埼玉) 東久子 (広島) が涙にむせんで心ゆくま 名残りは尽きぬままに英霊の眠られる墓地を退 前田繁則様(大分)のお父様はここより (熊本) 墓地内には六八五柱の英霊が埋葬さ 今村文世様 幅一メートル余りの (熊本) 八月三十一日 前田繁則様 (埼玉) Ł

式を行ない各自郷里に向いました。

墓地は、 手続が終り九月二日十八時十分空航ロビーにおいて人員点呼ののち解団 十七分、全員無事目的を果して新潟空航に帰着致しまして、 す。」とおっしゃる御遺族の真情には自ずと頭が下り心打たれる思いが 霊に対して焼香黙祷を捧げまして、 の追悼の辞とお焼香が終りまして、 の間からゆらぐお線香の煙は周辺の針葉樹の間に消えて行きます。 ってありました。 イルクーツク市郊外にある墓地に於て追悼式が行われました。 全国の英霊に対して心からなる冥福をお祈りしつつ、 ろこびと愁傷の真の尽きぬままに、 致しました。これで三ケ所の墓参が終り墓参団遺族 ありますので「この様な気候風土でこの様な環境が判っただけで満足で れないのですが、今回のコースとしては戦没地はここからが最短距離で ました。今回墓参に参加された方々の中には当墓地には埋葬されておら 五名が三十年来の思いをこめて焼香報告をされました。 (大阪) 小泉なをえ様 アムラルト墓地に比較にならない美しい墓地で個々の墓標が作 朝のきれいな空気の中で合同碑の前にお供えした花束 (山梨) 木村八重様 イルクーツク墓地での追悼式が終り 御遺族の成田様 別れを告げて、 (大阪) 安枝悦蔵様、 彼の地に散華され 同 (秋田) 九月二日十七時二 続いて全員が英 肉親再会のよ 入国税関 小堀喜久子 この 以上 団長 地

様

トルに到着、

泊、つづいて八月二十七日夕刻、モンゴル人民共和国の首都ウランパ

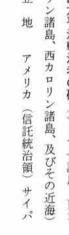
翌二十八日アムラルト墓地に於て追悼式が行われました。

政 府 建立慰霊 碑

建立年月日 戦没者等概数 五一八、○○○人 ○比島戦没者の碑(フィリピン全域) 地 昭和四十八年三月二十八日 フィリピン、カリラヤ

> 建 ○中部太平洋戦没者の碑(マリアナ諸島、東カ ロリン諸島、西カロリン諸島、及びその近海) 地

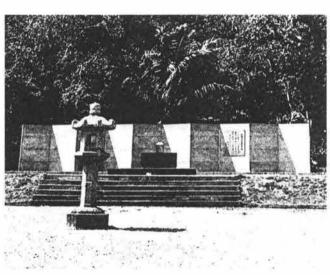
戦没者等概数 二四七、〇〇〇人 建立年月日 昭和四十九年三月二十五日

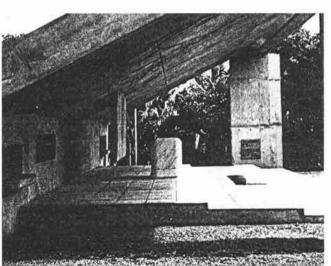


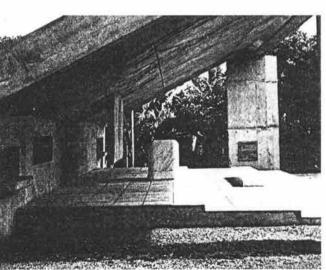
ミラルティ諸島、ソロモン諸島、及びその近 立 地 パプアニューギニア、ラバウル

○南太平洋戦没者の碑(ビスマーク諸島、アド

戦没者等概数 建立年月日 昭和五十五年九月三十日 一一八、七〇〇人







○ビルマ平和記念碑 (ミャンマー全域)

立 地 ミャンマー、ヤンゴン(日本人

墓地)

戦没者等概数 一三七、〇〇〇人 建立年月日 昭和五十六年三月二十八日

○ニューギニア戦没者の碑(ニューギニア島全

建立 地 パプアニューギニア、ウエワク

建立年月日 戦没者等概数 一八〇、六〇〇人 昭和五十六年九月十六日







○ボルネオ戦没者の碑 (ボルネオ島全域) 建立年月日 戦没者等概数 立地 一八、〇〇〇人 昭和五十七年九月三十日 マレイシア、ラブアン

○東太平洋戦没者の碑(マーシャル諸島、ギル バート諸島、及びその近海)

建立年月日 戦没者等概数 立 地 二四、七〇〇人 昭和五十九年三月十六日 マーシャル諸島、マジュロ

> ○西太平洋戦没者の碑(西カロリン諸島、 及び

その近海)

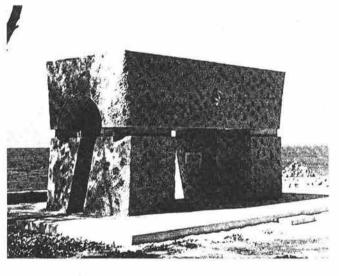
立地 パラオ諸島、 ペリリュー

戦没者等概数 一六、七〇〇人

建立年月日 昭和六十年三月八日

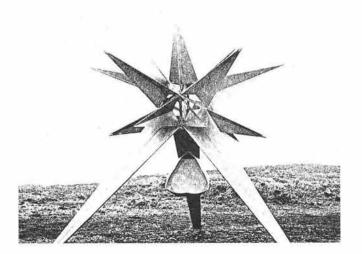
戦没者等概数

四、一〇〇人



○北太平洋戦没者の碑(アリューシャン列島)

建 建立年月日 立 地 昭和六十二年七月一日 アメリカ、アッツ



○第二次世界大戦慰霊碑(インドネシア全域(ボ

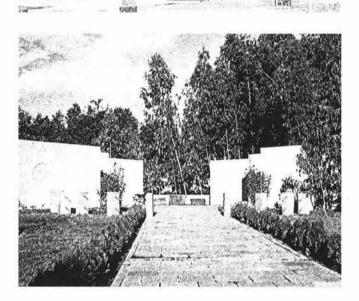
ルネオを除く))

インドネシア、ビアク島

戦没者等概数 八四、四〇〇人 建立年月日 平成六年三月二十四日

建立年月日 立

戦没者等概数 三〇、〇〇〇人



○インド平和記念碑(インパール、コヒマ) 平成六年三月二十五日 インド、インパール

国 内

○硫黄島戦没者の碑

立

地 硫黄島、天山

戦没者等概数 二一、二〇〇人

建立年月日

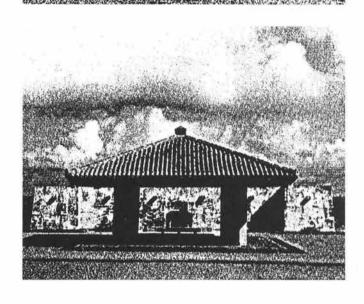
昭和四十六年三月二十六日

○沖縄戦没者墓苑

地 **糸満市、** 平和祈念公園

立

戦没者等概数 一八八、二〇〇人 建立年月日 昭和五十四年二月二十五日













金鵄勲章

景雲章 (元満州国)



本会創立40周年 記念行事記念品











「英霊にこたえる会」の

結成について

財団法人広島県遺族会会長 松 下 一 男



例年以上にご参拝者も多くて国民の関心も非常あり、東京の靖国神社も七月十六日の大祭は、り、特に物故者のご供養を大切にせられる年でり、特に物故者のご供養を大切にせられる年で昭和五十二年八月六日は、広島市原爆犠牲者

に大きなものがあった事が証明せられました。

い心は今でも尊く継承せられている事を明確にしました。
したが、その多くの人々の心の中には、神仏を大切にする日本人の美ししたが、その多くの人々の心の中には、神仏を大切にする日本人の美しご祭神もお喜びいただけたものと感激のうちに参拝しました。
みたままつりの行事は、厳かに最も盛大に行われ、遺族はもちろん、

結成せられようとしています。さて、私達の広島県も諸団体の協力のもとに『英霊にこたえる会』が

あります。
あります。
あります。
あります。

その結成の趣旨は

民の決意の基盤でもあります。 国のため、身をもって難局に殉じた幾多同胞の尊い献身と犠牲に対し との決意の基盤でもあります。平和の礎えとなった英霊のかけがえのない生命の尊さを銘記し、それは、わが国の自由と平和を守り抜こうとする日本国民の決意の基盤でもあります。

はありません。 儀礼をもって行われ、さらに国際的儀礼とされているのは決して偶然で 世界のいずれの国においても、戦没者に対する慰霊と顕彰が国の最高

というべきでありましょう。というべきでありましょう。ここに日本にとって最大の不幸が存するが国神社のあり方をめぐって久しく無意味な対立と抗争をくり返してしかるに、戦後わが国においては、戦没者に対する慰霊や英霊をまつ

せん。英霊に対する国および国民の基本姿勢の確立こそ、今日の急務でつけて論議されること自体、全く本質を逸脱したものといわねばなりまず国神社問題が政争の具とされたり、また、軍国主義の復活等と結びず国の英霊に対し、国の名において、最高の儀礼を尽くすことは極め



人が勇気をもって行動を起すべきときであります。あり、そのためには最早政治の場のみにゆだねることなく、国民一人一

皆様の絶大なご支援ご協力をお願いいたします。

展開し、その総意を反映させるならば、必ず正しい解決がはかられるこ

県民各層の良識を結集し、英霊にこたえる国民的運動を本県も大いに

とを確信いたします。

陛下をお迎えし

三十周年記念式典

日本遺族会創立三十周年記念式典が十一月十七日午前十時から東京九段会館ホールにおいて天皇陛下の行幸を仰ぎ、内閣総理大臣、衆参両院設会、最高裁長官をはじめ各界の来賓一一四名、各都道府県遺族代表四四八名(広島県十三名)参列のもとに厳粛盛大に挙行された。かたじけ四八名(広島県十三名)参列のもとに厳粛盛大に挙行された。かたじけて御製を賜わり一同感激のうちに式典を修了した。

受けた。 受けた。

製

御

みそとせをへにける今日ものこされし うからの幸をたゝいのるなり

財団法人日本遺族会創立三十周年に際し賜る。 御製のうちの「のこされしうから」とは、 遺族という意味

おことば(要旨)

と拝します。

多年にわたるその労苦を察するとき、今なお胸にせまるものがあり 者遺族のために力を尽くしてきたことを心からられしく思います。 することは、私の深く喜びとするところであります。 など所期の目的達成に尽力することを希望します。 ます。これからも、互いに助け合い励まし合って、遺族の福祉増進 しかしながら、戦争により肉親を失った遺族の心情を思い、また、 日本遺族会が創立以来今日まで、幾多の困難を乗り越えて、戦没 日本遺族会創立三十周年記念式典に臨み、諸君と親しく一堂に会

記念式典に際し賜る。

昭和五十二年十一月十七日、財団法人日本遺族会創立三十周年

【被表彰者】

本 雄四郎氏 (吳 市 伊 藤 Œ 子氏 (広島市

木 頼 沢 坂 サ 忠 卜氏 雄氏 (佐伯郡) (安芸郡 行 武 静 子氏

松

下 男氏

島 倉 七氏

正

槇

夫氏

田 金

重

人氏

(広島市) (東広島市

西 小

田 平 氏

(三次市) (高田郡) (広島市 (安芸郡

田 ミサ子氏 (事務局職員

米 津

昭和五十三年

皇太子・同妃両殿下の御参拝

ため、御来県遊ばされ広島市内外諸施設を御視察あらせられた。皇太子同妃両殿下におかせられては、第二十回自然公園大会御臨席の

后五時十四分神社大鳥居前に御到着遊ばされた。 爆慰霊碑に御参拝。次いで広島身体障害者職業訓練校御視察。終って午暑気なるにかかわらず、両殿下には頗る御機嫌うるわしく、県庁より原ねての御指示により、県庁に参伺して幣饌料を拝受した。本年は格別の 両殿下には正午空港御着の上直ちに県庁にお入りになった。宮司はか

く、ただ感激一入なるものがあった。と、ただ感激一入なるものがあった。この時奉迎者一同粛として声な上の上御先導を申し上ぐれば、両殿下には静かに歩を進められて拝殿内上の上御先導を申し上ぐれば、両殿下には静かに歩を進められて拝殿内上の上側を導を申し上げた。宮司は御着と同時に車前に進み、御挨拶を言はただではこれより先、同四時臨時中祭式により奉告祭を執行し、

御退下にあたっては、わざわざ歩をテントに近づけられ、奉迎の人々に応え、特に前列の数名に対しては親しく御言葉をかけられたために御中し上げれば、両殿下親しくこれに応えられ、やがて御車は城跡外に向中し上げれば、両殿下親しくこれに応えられ、やがて御車は城跡外に赴かれた折しも、奉迎者一同日の丸の小旗を振り、万歳を声高らかに奉唱奉送た折しも、奉迎者一同日の丸の小旗を振り、万歳を声高らかに奉唱奉送た折しも、奉迎者に対しては親しく御言葉をかけられ、奉迎の人々をした。

ぐ光栄であり、深く感謝申し上げると共に、更に御令旨に添うことを誓ばされた。われわれ一同、この度の御参拝は、先の両陛下の御親拝につかくて、両殿下は三日間に亘る諸行事を終了せられて東京へ御帰還遊

ったことである。



皇太子同妃両殿下の御参拝

PP 和 五 上 元 年

中国への戦没者巡拝団



まり、櫛さんは四月三十日から五月九日まで旧ん(六○)=写真=が遺族代表として参加が決に県内から広島市西区東観音町の主婦櫛清子さに県内から広島市西区東観音町の主婦櫛清子さい。

満州(現中国東北地区)の戦地をたずね、長春やハルピンでの慰霊式に満州(現中国東北地区)の戦地をたずね、長春やハルピンでの慰霊式にとから懶さんがの関東北地区)の戦地をたずね、長春やハルピンでの慰霊式に

され帰広された。 草とお酒の一合びんを慰霊式で供え、現地に於ては友好親善を立派に果草とお酒の一合びんを慰霊式で供え、現地に於ては友好親善を立派に果

戦没者遺族ニューギニア

慰 霊 巡 拝

今次戦争において東部ニューギニアにおける戦没者は一二六、 (広島県出身戦没者は三、○○○余柱)であります 000

はかってまいりました。 戦跡を巡拝し、戦没者を慰霊、 で広島県の補助を受け、 立しました。広島県遺族会においてはこのたび、彼の地において戦没し た戦没者遺族の中より二十名を選定し、九月十六日から九月二十七日ま 日本政府は、 昭和五十六年九月十六日、ウエワクに戦没者慰霊碑を建 ウエワク、ラエ、ポートモレスビー周辺地域の 追悼するとともに地域住民と友好交流を

事 持参しお供えして、ありし日の姿をしのびつつ、心から冥福をお祈りす の支えとして、極めて有意義でありました。 までも守りつづけてゆくことを誓い、遺族のこれからの人生の大きな心 るとともに尊い犠牲によって築かれた今日のこの平和と、繁栄を、 参拝者は、線香、 広島県議会議長の弔意の花輪を携行、お供えしました。 ローソク、その他故人の好物であった酒、 なお、 慰霊祭には広島県知 煙草等を

主な慰霊祭執行場所

ウエワク周辺地域

(1) ウエワク慰霊碑 (昭和五十六年九月日本政府建立

前

- (2) ウエワク戦没者碑 (遺骨収集団建立)
- (3) ボイキン戦没者碑(昭和四十五年十月日本遺族会遺骨収集団建立

前

(4) ブーツ日本軍飛行場跡

2. ラエ周辺地域

(1)

明光丸(日本軍輸送船被爆座礁

船上

- (2)51師団野戦病院跡の戦没者の碑 より昭和四十八年建立) 前 (昭和四十 四年遺骨収集団の手に

3. ポートモレスビー周辺地域

(1) イロロ (ココダ道経路) 激戦地跡

福山歩兵41連隊激戦地跡

慰 霊 のことば

身三、 たり、 本日ここにニューギニア戦没者碑前において、慰霊祭を執り行うにあ ○○○余柱のご冥福を祈り、 謹んで祖国を遠くはなれたこの地において戦没された、 慰霊のことばを捧げます。 広島県出

みない凄惨苛烈な戦いが、繰りひろげられたのであります。あなたがた まで及びましたが、 顧りみますと、過ぐる大戦の戦域はアジアの大陸より遠く南海のはて このニューギニアも最前線の戦場となり、 史上例を



ウエワク戦没者慰霊碑に おける慰霊祭

ひたすら祖国の栄光と繁栄を念じつつ草むす屍と化して行かれたあなた喰うに食なく、病を癒すに薬なく、人間生存の極限を超えたるなかで、近代装備を誇る優勢なる米豪軍を腹背に受け、孤立無援、撃つに弾なく、近代装備を誇る優勢なる米豪軍を腹背に受け、孤立無援、撃つに弾なく、

げられたのでありまして、その心情に思いをいたしますとき、哀悼の念

祖国防衛のため、この戦に参加し、武運つたなく、

壮烈な最後をと

まことに禁じ得ないものがあります。

は、

の平和と繁栄とのなかで健やかに暮しておられます。をとげております。あなたがたが案じておられた、家族の方々は、今こはてた混乱から立派に立ちなおり、世界にその例をみない輝かしい繁栄ごらんください。あなたがたの尊い犠牲によりわが国は、戦後の荒れ

がたの尊い行為こそが、永く後世に顕彰されることと信じます。

を渡ってお参りし、あなたがたの、あの姿、あの声をしのびながら心か今日、この式典には、あなたがたを慕い懐しむ遺族が、広島県から海員として活躍し、あるいは、幸せな家庭を築いておられます。また、あなたがたが残されたお子さんたちも立派に成長し、社会の一

はた。はたかれわれは、あなたがたの尊いいしずえのうえに築かれた今日この平われわれは、あなたがたの尊いいしずえのうえに築かれた今日この平力があります。

ご冥福をお祈りいたしております。

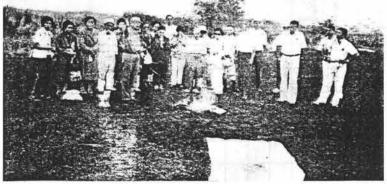
そして、どうか安らかにお眠りください。貫きとうせるようにお守りください。「ニューギニアの碑」にお眠りのみなさま、どうぞわれわれの決意が



ウエワク慰霊碑 に於て慰霊祭



被爆座礁)船上慰霊祭明光丸(ラエ海岸日本運輸送船



イロロ激戦地 (福山41連隊) 跡慰霊祭

昭和五十七年九月二十一日

団長 広島県遺族会会長広島県遺族会ニューギニア慰霊巡拝団

男

中·四国ブロック会議開催

事務局長の出席を得て、島根県松江市においてブロック会議を開催し第四ブロック遺族会(中国・四国地区)では、各県の会長・婦人部長

に対し意見を具申した。

(対し意見を具申した。

会議では、日本遺族会の総意として、左記のとおり決定し日本遺族会

第四ブロック遺族会推せんの常務理事および監事の決定を行った。また

第四ブロック遺族会推せんの常務理事および監事の決定を行った。また

靖国神社問題の今後の運動方法

としており非常に残念である。国会議員の参拝は得たが、鈴木総理の発言は依然として私的参拝である国会議員の参拝は得たが、鈴木総理の発言は依然として私的参拝であるとしており非常に残念である。

はないとの点を明確にすることである。そのためには、①論理的に靖国靖国神社問題解決についての争点は最終的には憲法問題であり宗教で



遺族会中国・四国ブロック会(松江市ホテルー畑で56年9月10~11日)

脱し特殊法人(祭祀法人)とすること 神社は宗教ではないことを明確にすること。②靖国神社を宗教法人から

厚く、これを打破することが出来なかった。 が法的に宗教法人として運営されている関係等から内閣法制局等の壁が 張し、多くの賛同、支持を得ることは出来たが、しかし、 以上2点のうち①については、今まであらゆる研究を重ね論理的に主 現に靖国神社

重点を置き、 法人(祭祀法人)とし、 望する 従って、今後の運動については、②靖国神社を宗教法人から脱し特殊 問題解決の道をさぐるべきであると考えるので、検討を要 日本古来の風習に従って英霊を祭祀することに

青壮年部広報紙発刊によせて

広島県遺族会青壮年部

執行委員長 高 原 安



親会、 とを心からお礼申し上げます。 まいりました。この機会に紙上を借りまして、 昨年は、 謹んで新年のおよろこびを申し上げます。 又青壮年部員の協力で今日まで活動して 又婦人部の各位の御指導と援助を賜わ 皆様に大変お世話になりましたこ 青壮年部は

本年度の事業経過と今後の計画について概略を報告します。 本年六月には 沖縄での戦没者の慰霊と平和を祈念する行進並びに大

> た。 台で、 会に参加致しました。八月八日には、靖国神社国家護持と公式参拝の実 悼し、平和を祈念する日を強く県民の皆様に訴えて参りました。 現をめざして、「英霊にこたえる会広島県本部」からの援助で自動車数 組織の強化と、遺児に対する国家処遇の要求資料作りを実施いたしまし 協力と青壮年部員一人一人が認識し、戦没者の遺児の実態調査を実施し にしても組織の充実をしないとなりません。昨年は特に親会、 広島県北部及び東部地区を中心に、「八月十五日」を戦没者を追 いずれ

層皆様の御指導と御協力をお願いいたします。 定です。その外に、執行委員会、郡市部長会議等を開催して、山積して おります諸問題の解決に努力致す覚悟でありますので、どうか、 ターで統一集会を、三月二十七日には、本部会館で代議員会を開催の予 る予定です。広島県遺族会青壮年部も二月二十七日に、 央代議員会を二月十三日に開催し、昭和五十八年度の活動方針を決定す 本年度も、あと三ケ月ばかりとなりましたが、日本遺族会青壮年部中 府中市文化セン なお

沖縄の第二十一回平和祈 願

慰霊行進に参加して

二十三日糸満小学校から摩文仁への十二キロの行進です。 きわたりました。私は代表者の一人として今も感激が胸に残っています。 和への願いをこめて青年部代表七名の献鐘が夕暮れの摩文仁の丘にひび 念堂で全沖縄戦没者追悼式前夜祭が厳かに行われました。 六月二十二日夕方那覇のくろしお会館へ集合。その夜は摩文仁平和祈 日章旗を持ち 式典の中、

寄達に励まされどらにか責任を果たす事が出来ました。 て下さる地元の人達やサトウキビ畑から涙を流し手を振ってくれるお年 るといささか疲れが出て来ました。 前列で行進出来る事を誇りに思い張り切ったのですが、 でも沿道で湯茶の接待をして激励し 中場にさし かか

> 感じられました。 悲しみに耐え、

青年部の皆さんどうか、

日々御多忙とは思い

ますが、 お願

力強く生き抜いた誇りと自信が、

沖縄の人達の行動に、

ぜひ機会を見出され、

たします。

今回は、

県下青壮年部の代表として参加させていただきまし

厚く御礼申し上げます。

一度はこの大会に参加されますことを、

たことについて最後になりましたが、

和で豊かな郷土再建に全力を傾けてきました。我々は再び悲惨な戦争が 0 起こらないよう世界の恒久平和のため各分野で一層努力することを誓 戦没者の冥福と平和を祈念しました。 追悼式は約三千人が参列し正午の時報と共に一分間の黙祷、 西銘県知事の力の入った式辞がありました。 「灰じんの中から立ち上がり平 参議院議長、 政府、 二十万余 県



沖縄戦没の碑に花輪をたむける4氏

拝出来るよう急ピッチの でも多く縁りの場所に巡 年部

各県代表者が一ケ所 は戦跡巡拝をしまし 又一

般の焼香が相次ぎま

言葉が続々と述べられ、 内外遺族関係者の追悼の

した。式終了後県遺族青

の最中を戦後の厳しさを 輪をたむけました。 私達も広島の碑に小野、 行動が展開されました。 ЛÌІ 皆さんから託され 迫田 森下の四名 激戦 た花花

> 全 玉

を経由し、 宣伝カーに分乗し、 県執行部員はもちろん、 ・三原と炎天下、 心に実施致しました。当日は、 庄原市の部員八名が二台 双三郡·世羅郡 福山 靖国神社 松永 庄原・二 ·御調郡 尾道

をお願い致しました。 よう皆様方の絶大なる御支援 社 への公式参拝」が実現する 国民の悲願である 「靖国神

日」と制定されました事は周 没者を追悼し平和を祈念する から八月十五日が 戦

行動実施

青壮年部は、 五十七年度の事業として、 八月八日 県北部、 東部を中



公式参拝を訴えました。

福山城を背景にし備後護国神社にて休車している宣伝車

知のとおりであります。

中配布しながら、声の涸れる迄、連呼し続けました 本会ならびに「英霊にこたえる会」より発行されたチラシ五千枚を道

行動の事業の成果はあった事と思います。 不肖私が実行委員長として皆様方と一緒に行動致しましたこの全国統

られた英霊の顕彰と思います。 出したと思います。今後更に我々青壮年部員が先頭に立って運動を展開 八月十五日には総理大臣以下閣僚の公式参拝実現へ新たな一歩を踏み 一日も早く公式参拝が実現する様努力する事が、我々遺族会に課せ

出迎えと激励を頂き、 お礼申し上げます。 真夏の暑いさ中、親会をはじめ婦人会・青壮年部員の多数の方々のお 無事目的を達成できました事を紙面をもって厚く

統一行動実行委員長 井 沢 聖 昭

> 〇五十八年二月二十七 開催予定。 回統一集会を府中市で 日 県青壮年部第十三

〇二月十三日、日本遺族 議員会を九段会館で開 会青壮年部第十四回代

〇三月二十七日、 部会館で開催予定。 年部代議員会を、県本 県青壮



日本遺族会青壮年部中・四国ブロック会議 於鳥取県

昭和五十七年度青壮年部

主 な 事 業

○九月十一日~十二日、本年の当番県、 〇六月二十二日~二十四日、第二十一回沖縄平和と慰霊大行進に参加。 ○五十七年四月~十二月末日までに、青壮年部の実態調査を実施。 議に参加 鳥取県での中、 四国ブロック会

〇八月八日、青壮年部全国統一行動を、県北・県東部を中心に実施。 国神社公式参拝と国家護持に関する運動)。

九段会館前にて 記念式典を終え被表彰者を囲み上京者一行

日本遺族会創九段会館創

五十七年度の事業として、八月八日、 統一行動実行委員長 行動実施 井 沢 聖

昭

を訴えました。 調郡を経由し、 部員八名が二台の宣伝カーに分乗し、 心に実施致しました。 青壮年部は、 福山 ・松永・尾道・三原と炎天下、 当日は、 県執行部員はもちろん、 庄原·三次 ·双三郡 靖国神社の公式参拝 県北部、 三次・ 庄原市 東部を中

国民の悲願である「靖国神社への公式参拝」が実現するよう皆様方の

祝熙

日本遺族会創立三十五周年

念式 典

議長が出席され、 加し挙行した。来賓として中曽根総理大臣、 十一月二十九日東京九段会館において、全国から遺族代表七五○名が参 この式典において日本遺族会長の表彰式があった。 日本遺族会は、 お祝いのことばがあり、盛会裡に終了した。 創立三十五周年、 九段会館創業二十五周年記念式典を 林厚生大臣、 広島県関係の被表 衆、 参両議院

彰者は左のとおりである。

一男氏、 木坂 正金 サト氏、 槙夫氏、 森本雄四郎氏 米田ミサ子氏

絶大なる御支援をお願い致しました。

れました事は周知のとおりであります。 本年から八月十五日が「戦没者を追悼し平和を祈念する日」と制定さ

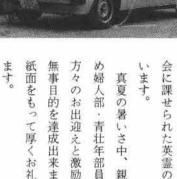
中配布しながら、 一行動の事業の成果はあった事と思います。 不肖私が実行委員長として皆様方と一緒に行動致しましたこの全国統 本会ならびに「英霊にこたえる会」より発行されたチラシ五千枚を道 声の涸れる迄、連呼し続けました。

出したと思います。今後更に我々青壮年部員が先頭に立って運動を展開 八月十五日には総理大臣以下閣僚の公式参拝実現へ新たな一歩を踏み

する様努力する事が、 います。 会に課せられた英霊の顕彰と思 一日も早く公式参拝が実現 我々遺族

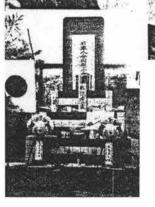
BANGO:

紙面をもって厚くお礼申し上げ 無事目的を達成出来ました事を 方々のお出迎えと激励を頂き、 め婦人部・青壮年部員の多数の 親会をはじ



戦没者遺族ビルマ地帯

戦 跡 巡 拝



ビルマ・ラングーン日本人墓地

ビルマ戦没者慰霊追悼式 (ビルマ・ラングーン)

没者千四百六十名)であります。日本政府は、昭和五十六年三月ラングー ってまいりました。 巡拝し、戦没者を慰霊 け、ラングーン、 二十名を選定し、十月二十五日より十月三十一日まで広島県の補助を受 広島県遺族会は、このたび彼の地において戦没した戦没者遺族の中より ンに平和祈念碑を建設し、 今次戦争においてビルマにおける戦没者は、十九万名(広島県出身戦 マンダレー、 追悼するとともに地域住民との友好交流をはか 戦没者の霊をお慰めすることになりました。 泰緬鉄道(クワイ河鉄橋) 地域の戦跡を

知事、 の支えとして、極めて有意義でありました。 日本より持参お供えして、ありし日の姿をしのびつつ、 までも守りつづけていくことを誓い、遺族のこれからの人生の大きな心 るとともに、尊い犠牲によって築かれた今日この平和と、 参拝者は、線香、 広島県議会議長の弔意の花輪を持参し、お供えしました。 ローソク、 その他故人の好物であった酒、 なお、 慰霊祭には、 心から冥福を祈 繁栄を、 煙草等を 広島県

ラングーン周辺地域 主な慰霊祭執行場所

2. マンダレー周辺地域

(1)

(昭和五十六年三月日本政府建立)

前

(2)

チャドン日本人墓地前 ビルマ平和記念碑

マンダレーヒルに建立の慰霊碑前

(1)

(2) サガインヒル慰霊碑 (昭和五十一年正月、 烈 第一三八連隊戦友

会建立)

前

3. カンチャプリナ(泰国)

昭和十九年日本鉄道隊建立慰霊碑前(泰緬鉄道クワイ河鉄橋前

慰 霊のことば

会ビルマ地域慰霊巡拝団主催により、 本日ここにラングーン市のビルマ戦没者の碑前において、 団を代表して、謹んで慰霊のことばを捧げます。 戦没者慰霊祭を執り行ならにあた 広島県遺族

烈な戦いがくりひろげられたのであります。 びましたが、このビルマも最前線の戦場となり、 顧りみれば、過ぐる大戦の戦域はアジア大陸より遠く南海の果まで及 史上例をみない凄惨苛

間性の尊厳と、平和を守り抜く決意を新たにするものであります。 記し過去の悲しい体験から学びとった貴重な教訓を末永く伝承して、人 の再建に力を尽し、今日の平和と繁栄を築く礎となりましたことを、銘 た道はもとより容易なものではありませんでしたが、国民ひとしく祖国 ものがあります。いま過ぎし三十八年を顧りみますとき我が国がたどっ して、その心情に思いをいたしますとき、哀悼の念まことに禁じ得ない 繁栄を念じつつ、この戦いに参加し壮烈な最後をとげられたのでありま あなた方は故国の肉親に断ち難い思いを残し、ひたすら祖国の安泰と

もは胸の痛むのを覚えます。

繁栄を念じつつ散華された所ではないかと思われ、

病を癒すに薬なく人間生存の極限のなかで、

漠たる原野、それらはあなた方が孤立無援、

撃つに弾なく、

ひたすら祖国の栄華と 見るもの全てに私ど

悠久の流れを続けるイラワジ河、あるいは遥かに望む辺境の山々や広 喰らに食な 团 長 松 1

ビルマの地を訪れることが出来ましたが、まもなくこの地に別れを告げ かにお眠りくださるようご祈念申し上げます。 帰国しなければなりません。再び訪れることは容易でないと存じます。 ご冥福をお祈りいたしております。私達巡拝団は永年の念願が叶いこの を渡ってお参りし、 この碑にお眠りのみなさまに心からさようならを申し上げどうか安ら 今日もこの慰霊祭には、あなたがたを慕い懐しむ遺族が広島県から海 あなたがたのあの姿あの声をしのびながら心から、

広島県遺族会ビルマ地域慰霊巡拝

男

戦没者遺児断食祈願の趣旨



捧げ、

公に儀礼を

が尊崇感謝の誠を れた英霊に対し国 高の犠牲を尽くさ て、国民として最

いても、 ているところであ 且つ盛大に行われ 対する儀礼は厳粛 界の何れの国にお 然るが故に、 戦没者に 世

ると存じます。

家道義の根本であ て当然であり、 尽くすことは極め

国

ります。

ŋ, れをそのまま踏襲して今日に至っています。 しかし、我国においては、 一切国の手を離れるなど極めて不当な扱いを受け独立回復後も、 戦後、英霊を祀る靖国神社は占領政策によ

٤

法上の疑義があるという極めて曖昧不明朗な見解がとられ、すべて個人 的なものとして扱われております。 拝することについて、 なかでも、総理はじめ閣僚ならびに公務員がその立場で靖国神社に参 一部に種々意見があり、 また、 政府においても憲

今日に至っており、誠に遺憾といわざるを得ません。 また、国際儀礼として当然の国賓等の靖国神社参拝も行われないまま

に捧げ、人間とし

に際して一身を国

国家存亡の危急

遺族にとって耐えがたいことであり、 九年の八月十五日を迎えるに際し、今なお、この状態が続くことは私達 年にわたり公式参拝の実現を要望して参りました。そして今、 私ども、全国戦没者遺族は心ある国民各位のご協力、ご援助のもと永 極めて残念であります。 戦後三十

見るにつけ、もう我慢ができません。 今日の靖国神社の扱いに恨みを残しつつ一人、二人とこの世を去るのを して、母達が最愛の夫を国に捧げ、その後も苦労を重ねて高齢に達し、 「会いたければ靖国神社へ来い」と書き残した父を持つ私ども遺児と

に一歩でも近づく体験をもち、 て自らも食を断ち、英霊となられた戦没者が、今生における最後の状態 されたことを想らとき、 英霊となった父たちが食うに食なく、飲むに水なき極限において散華 英霊とともに静かに祈願したいと考えます。 今年の夏は、全国の同志が一丸となって、 公式参拝だけでも一日も早く実現するよ せめ

二百五十万英霊を国民こぞって心からお慰めし、 平和への決意を新た

賜わりますようお願い申し上げます。私ども戦没者遺児の思いつめた気持を十分ご理解いただき、ご協力をにすることこそ「戦没者を追悼し平和を祈念する日」と信じます。

昭和五十九年八月

財団法人 日本遺族会青壮年部

と考えたからであった。

断食祈願を省みて

広島県遺族会青壮年部執行委員長

一井田 芳 澄

遺族会組織結成以来、最大のテーマである靖国神社公式参拝の実現を求めて、我々青壮年部は去る八月十三日~十五日靖国神社の社頭においた。古る日」であり、隣接する日本武道館では、天皇陛下をお迎えして、全国戦没者追悼式が行われた日であった。蝉の鳴く靖国の森での五十時間は、短かいようで長い時間であった。蝉の鳴く靖国の森での五十時間は、短かいようで長い時間であった。 空腹に耐えることは覚悟の上であり流れる汗も、蚊の襲撃も、英霊となった父達の最後を想う時、点に過ぎないと考えながら頑張った。

想う気持ちであった。人生の折返点を過ぎた自分自身を反省した。充実とが多かった。苦しいことの連続であった。今日まで育ててくれた母をの過去を省りみて、楽しかったこと、苦しかったこと、思えば苦しいこ断食中に脳裏に浮んだことは英霊となった父のことよりも、四十年間

拝だけでも一日も早く実現して欲しいと英霊と共に静かに祈願したい」を断ち、その極限の状態に一歩でも近づく体験を持ちながら、「公式参世の極限において散華された事を想う時、せめて五十時間でも自らが食懸念もあったが、英霊となった父達が食うに食なく飲むに水なき、このした今日の社会にあって世に訴える手段として、断食を選ぶ事に当初はした今日の社会にあって世に訴える手段として、断食を選ぶ事に当初は

又、「会いたければ靖国神社へ来い」と書き残した父を持つ私ども遺児として、母達が最愛の夫を国に捧げ、その後も苦労を重ねて高齢に達児として、母達が最愛の夫を国に捧げ、その後も苦労を重ねて高齢に達成をもっておまつりすることを固く約束して、戦場に送り出した筈である、なのに国家は英霊に対して今だかつて公に儀礼を尽くしていないある、なのに国家は英霊に対して今だかつて公に儀礼を尽くしていないある、なのに国家は英霊に対して今だかつて公に儀礼を尽くしていないある、なのに国家は英霊に対して今だかつて公に儀礼を尽くしていないある、なのに国家は英霊に対して今だかつて公に儀礼を尽くしていないある、なのに国家は英霊に対して今だかつて公に儀礼を尽くしていない。

より強固になったものと確信します。最後に今回の行事に対して全面的出き強調の歴史の中で特筆すべき事となり、更には、組織の結束が動が遺族運動の歴史の中で特筆すべき事となり、更には、組織の結束が動が遺族運動の歴史の中で特筆すべき事となり、更には、組織の結束が動が遺族運動の歴史の中で特筆すべき事となり、更には、組織の結束が動が遺族運動の歴史の中で特筆すべき事となり、更には、組織の結束が動が遺族運動の歴史の中で特筆すべき事となり、更には、組織の結束が動が遺族運動の歴史の中で特筆すべき事となり、更には、組織の結束が動が遺族運動の歴史の中で特筆すべき事となり、更には、組織の結束が動が遺族運動の歴史の中で特筆すべき事となり、更には、組織の結束が遺族運動の歴史の中で特筆すべき事となり、更には、組織の結束が遺族運動の歴史の中で特筆すべき事となり、更には、組織の結束が遺族運動の歴史の中で特筆すべき事となり、更には、組織の結束が遺族運動の歴史の中で特筆すべき事となり、更には、組織の結束が遺族運動の歴史の中で特筆すべき事となり、更には、組織の結束が遺族運動の歴史の対象を関係している。



日本遺族会青壮年部第16回拡大代議員会(昭59.12.4)

ら厚く厚く御礼申し上げます。

なご支援と激励を賜った多くの皆様方に対し県青壮年部を代表して心か

靖国神社断食祈願参加者(青壮年部

一井田芳澄 (佐伯郡) 県執行委員長

井沢

聖昭

(庄原市) 県書記長

(広島市) 県執行委員

森下喜久枝

元谷 山田 (広島市) (御調郡) 郡青壮年部長 市副部長

以上五名(全国一九七名

日本遺族会青壮年部

拡大代議員会

広島県青壮年部執行委員長

二井田 芳 隆

地元選出の十三名の国会議員の先生方に対して、選挙区別に分かれてそ 部員が参加した。今回は例年と異なり、一日目は陳情活動が主体であり、 の両日自由民主党本部で行われた。広島県からは総勢三十九名の青壮年 の思いつめた要望を説明申し上げ是非実現して戴くよう強くお願いし れぞれ陳情した。特に今回は政府の要職に付かれた先生が多く、遺族会 日本遺族会青壮年部第十六回拡大代議員会は、去る十二月四日、五日

針として次の事を決議して十三時二十分終了した。

- 一、英霊顕彰運動の推進
- 一、新たな遺族運動の探究
- 、平和祈念総合センター建設の推進
- 一、遺骨収集事業の推進強化
- 一、戦跡慰霊巡拝に対する補助金の拡充

慰霊祭に参加して

第十五回青壮年部統一集会について

具体的な内容については充分検討協議して後日詳細を各都市に御案内

- ・、1年 ヨロボーニニリニ・ヨー)申し上げるので参加協力願います。
- 一、日時 昭和六十年二月二十四日间
- 一、場所 世羅郡甲山町 農村改善センター

慰霊祭に参加して

元尾道市遺族会青壮年部々長

島原重光

砲兵部隊(通称暁部隊)の慰霊祭の様子を遺族会に関連した記事として私が一昨年十一月七日、母と祖母と共に初めて出席いたしました船舶

紙面を借りて御報告いたします。

門司港を出港し三日目の十八日に米潜水艦の魚雷攻撃により船が沈没し私の父は船舶砲兵第一連隊に所属し昭和十九年十一月十五日に九州の第二

戦死いたしました

祭場が陸軍墓地の慰霊碑の前でした。いたしましたが会場の控室はカマボコ型の建物で有名な原爆病院の中でいたしましたが会場の控室はカマボコ型の建物で有名な原爆病院の中で母も私も一昨年度(昭和五十七年十一月七日)の慰霊祭に初めて出席

私は初めて陸軍墓地なるものを見てその一種異様な光景に目を見張るなようどあいにくの大雨の中で行われましたので経堂の中で記念写真を挨拶、僧侶の読経、詩吟の奉納等があり参加者の焼香が行われました。挨り控室の方へ帰りました。

おり本とか記念品等も多数販売されておりました。控室の方では戦没者が乗船していた艦船の写真が沢山展示即売されて

との事でした。 私は父が戦没した時乗っていた船の名前を知りたくて母に尋ねました

私は思い切って世話役らしい人を見つけて父の乗っていた船の名前を

けられた様な気がいたします。本当にありがとうございました。さっそ 力しようと決意を新たにし、 く「盛祥丸」の写真を手配すると共に私も英霊の心を受け継ぎ精一杯努 違うし、私も初めて会った人なのに……。私はまさしく戦友魂を見せつ て調べてお知らせ下さったのです。父の知人ならまだしも、 した。その方は初めて会った私の為にわざわざ厚生省や靖国神社に行っ 事が分りました。まず間違いありません、との嬉しいお知らせを戴きま だろう。という二隻の船の名が浮んで参りました。 ない内にその方からお手紙を戴き色々調べた結果「盛祥丸」だという よ。」との事で、私の名刺を渡して別れました。それから一カ月もたた を捜したりして親切に調べて下さいました。そして"まずこのどちら べてあげましょう。」と引受けて下さり、すぐその場で本を見たり資料 分は第二連隊で第一連隊(父の所属隊)の事は詳しい事は知らないが調 調べてほしいと頼みました。その人はもちろん初めて会った人ですが「自 しく調べて確実な事を連絡してあげましょう、但し少し時間は掛ります その方は現在埼玉県の方に住んで居られますが、「帰ってもう少し詳 又次の慰霊祭には必ず出席しようと心に決 父と連隊も

記 長 井沢 聖昭 庄原市本町一〇八八一一〇 中尾 栄三 広島市安佐南区安古市町東野二七五

書

" 藤井 康範 三原市和田町七二八四一六担当執行委員長 今岡 博光 福山市西町一丁目一二―一五

" 奥田 久正 高田郡向原町大字坂三八九―四

" 守山 虔郎 三次市三次町寺戸

"

寛

広島市安佐北区高陽町金平二五一三一三〇一

ル 藤本 英生 尾道市木ノ庄町木門田二八九

" 森下喜久枝 広島市東区上大須賀町九―三一" 今田 春昭 世羅郡世羅西町大字下津田―三五七―二

桑迫 敏江 広島市安佐北区高陽町中深川一六五三

"

広島県遺族会青壮年部役員名簿(昭和五十九年四月一日)

たのであります

執 行 委 員 長 二井田芳澄 佐伯郡五日市町中央四丁目六―一三役 職 氏 名 住 所

(委員長代行) 神田 茂幸 三次市穴笠町四七六 (委員長代行) 高原 安一 府中市高木町一四六○

副執行委員長 高田 光可 福山市手城町三四六三

昭和六十年

広島県戦没者追悼式

国民が永年要望しめ、また大多数のの節目の年であり、また大多数の

たにし、極めて有意であった。性をしのび、再び悲惨な戦争をくりかえすことのない平和への決意を新生をしのび、再び悲惨な戦争をくりかえすことのない平和への決意を新出見二十一日のこの佳き日に広島市公会堂において終戦四十周年記念広れ月二十一日のこの佳き日に広島市公会堂において終戦四十周年記念広れにし、極めて有意であった。

副会長に対して県遺族会長より感謝状及び記念品が贈られた。参の国会議員多数の臨席を得て、厳粛裡、盛大に終了した。参の国会議員多数の臨席を得て、厳粛裡、盛大に終了した。なお、この追悼式には広島県知事、広島県議会議長を始め地元選出の衆、なお、この追悼式には広島県下から一、八○○名の遺族代表が参列し、



馬県戦没者追悼式

広島県戦没者追1年

名

元副会長 職 名 正金 中川 本 氏 栄一氏 慎夫氏 名 元副会長 11 故 故 故 恩田 原 田 以忠 芳一 御遺族 名

名

氏

頼沢 忠雄

井上吉次郎

伊藤

マサ子氏

橋本ツユヨ氏

秀

(S60, 6, 10) 広島県遺族会基本金目標達成報告書

都市別	目 標 額	県 遺 族 会 基金保管額
広島市	26, 030, 000	26, 030, 000
呉 市	11, 290, 000	11, 290, 000
三原市	3, 940, 000	3, 940, 000
尾道市	6, 390, 000	6, 390, 000
因島市	2, 380, 000	2, 380, 000
福山市	13, 940, 000	13, 940, 000
府中市	3, 040, 000	3, 040, 000
三次市	2, 800, 000	2, 800, 000
庄原市	2, 070, 000	2, 070, 000
大竹市	1, 890, 000	1, 890, 000
竹原市	2, 520, 000	2, 520, 000
東広島市	2, 840, 000	2, 840, 000
安芸郡	6, 370, 000	6, 370, 000
佐伯郡	6, 840, 000	6, 840, 000
山県郡	3, 380, 000	3, 380, 000

協力をいただきお陰をもって募金目標額の一億二千六百八十三万円の、

して一万円募金を実施させていただきましたところ会員各位の格別なご

このたび広島県遺族会においては、

本会の将来を考慮し、

基本財産と

募金完了についてのお礼

 \mathbf{H} 3, 380, 000 3, 380, 000 3,540,000 茂 郡 3,540,000 田郡 6, 430, 000 6, 430, 000 調郡 2,410,000 2,410,000 2, 220, 000 羅郡 2, 220, 000 沼 隈 郡 1,580,000 1,580,000 深安郡 1,460,000 1,460,000 品郡 1,380,000 1,380,000 2,050,000 2,050,000 石 郡 甲 奴郡 1,680,000 1,680,000 双 三郡 1,990,000 1,990,000 婆 2,990,000 比 郡 2,990,000 126, 830, 000 計 126, 830, 000 (完了)

三代会長

雄四

郎 稔

木島

次郎

泰吉

甲

斐

義

松島

初代会長

藤

田

直義御

遺

族

(物故者)

三代会長

大谷 森田

"

元副会長 四代会長

外野

清助

北村新之助

田頭

新太郎

松浦

武

遺族会

基本金

#

故 故 故 故 故 故 故 故

中野 五阿弥

徳夫

11

栄

11

故 故 故 故 故 故 故 故 故 故

岩根

栄

山田

住友信託銀行76,830,000

126,830,000円 三井信託銀行50,000,000

◎上記の如く全額基本財産として信託預金 いたしました。

会員各位

募金がつぎのとおり完全に完了できました。 ここに謹んでご協力に心から感謝申し上げお礼のことばと致します。 広島県遺族会会長 松 下

男

フィリピン戦没者戦跡巡拝

柱(広島県出身者一万七千七百余柱)であります。 今次戦争によってフィリピン地域における戦没者は、四十七万六千余

者の碑」を建立しました。日本政府は昭和四十八年三月ルソン島ラグナ州カリラヤに「比島戦没

レイテ島地域の戦跡巡拝を実施しました。定し、十一月八日から十一月十三日まで広島県の補助を受け、ルソン島、広島県遺族会は、このたび同地域における戦没者の中から三十名を選

参拝者は、線香、ローソクその他故人の好物であった酒、タバコ等を お手をしお供えして、ありし日の姿をしのびつつ、心からご冥福をお祈り までも守りつづけてゆくことを誓い、遺族のこれからの人生の大きな心 までも守りつづけてゆくことを誓い、遺族のこれからの人生の大きな心 までも守りつづけてゆくことを誓い、遺族のこれからの人生の大きな心 までも完して、極めて有意義でありました。なお、慰霊祭には広島県知 事、広島県議会議長の弔意の花輪と広島県知事のお供物を携行して、お 供えしました。

主な慰霊祭執行場所

、ルソン島

- 比島戦没者慰霊碑(昭和四十八年三月日本政府建立碑)前
- 二 コレヒドール島戦没碑前
- 三 クラークフィールド神風特別攻撃隊基地跡
- 四 バギオ戦没者慰霊碑前

因 バレテ峠 (日本軍七、四○○人が戦没した地点)

二、レイテ島

リモン峠 (福山四一連隊戦闘の地点)

□ オルモツク平和の塔(岐阜県建立)前

比島慰霊巡拝に参加して

広島県遺族会副会長 皿 田清 人

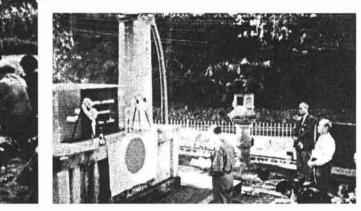
比島戦没者の碑

竣工年月日 地

田和48年3月28日 カリラヤ

第二次世界大戦に於て





コレヒドール島戦没者 慰霊の 辞

戦没者追悼の碑



沖縄ひろしまの塔前に於て 一行記念写真





沖縄ひろしまの塔 合祀戦没者追悼式

会議長、県遺族会長)、 献花(県知事、来賓、 遺族代表全員)が献花 し厳粛裡に終了した。 参拝者一同は、尊い



黙祷、追悼の辞

(県議

の奉納、式辞(県知事)、らは崎本正三副議長、らは崎本正三副議長、で戦没した戦没者名簿

沖縄戦没者墓苑 所在地糸満市摩文仁 竣工年月日昭和54年2月25日

沖縄ひろしまの塔

合祀戦没者追悼式

十名を選定し県費補助により参拝した。
広島県遺族会は、この式典に同地域において戦没した遺族の中から六域において戦没した広島県出身三四、六○○余柱の追悼式を執行した。広島県は、昭和六十年十月八日「ひろしまの塔」前において南方諸地

生部長、広島県議会か

之助知事、

大片昭三民

広島県からは竹下虎

し、十月九日全員無事帰広した。

式典終了後は、摩文仁の丘、海軍壕、ひめゆりの塔などの戦跡を巡拝な社会がいつまでも続くことを祈念し、極めて有意義であった。

「ひろしまの塔」に参拝して

広島県遺族会副会長 沖 谷

積

ある、南方諸地域に於て戦死戦没せられた三万四千六百余柱の広島県戦さて、十月に広島県及び広島県遺族会主催による沖縄米須に建立してつつあることは、誠によろこばしいことと思います。

没者慰霊の塔に、県下各地より集った遺族代表に同行し、感激の巡拝を

ぎ、我が国の平和と繁栄をいつ迄も守り続けてゆく覚悟でございます。広島県議会を代表せられた九名の方々と共々に四十年前の往時を忍び感にむせびながら一層平和の尊さを深く感じました。とくに松下会長の源にむせびながら一層平和の尊さを深く感じました。とくに松下会長のがありました。この際、竹下広島県知事及び、県、大片民生部長並びにいたしました。この際、竹下広島県知事及び、県、大片民生部長並びにいたしました。この際、竹下広島県知事及び、県、大片民生部長並びにいたしました。この際、竹下広島県知事及び、県、大片民生部長並びにいたしました。この際、竹下広島県知事及び、県、大片民生部長並びにいたしました。

情し、午後四時三十分解散した。本県の参加代表者は次のとおりである。陳の代表者は地元選出の国会議員に対して、公式参拝の決議文を手交、陳み」の決議をし、政府に対して強力な運動を展開した。大会終了後、各県会を開催し、次のとおり「靖国神社公式参拝は合憲、政府の決定あるの会を開催し、次のとおり「靖国神社公式参拝は合憲、政府の決定あるの会を開催し、次のとおり「靖国神社公式参拝は合憲、政府の決定あるの代表者は次のとおりである。

議

決

決定、政府に対してこれが決断を求めた。自由民主党は、さきに「靖国神社の公的参拝は合憲である」と党議

とを言明し、今やその時期は、目前に迫っている。する懇談会」を設置し、本年夏までの審議答申をまって結論を出すこしかしながら、政府は即断をさけて「閣僚の靖国神社参拝問題に関われわれは、この毅然たる政治姿勢に対し、敬意と拍手をおくった。

戦後政治の総決算とはいえないからである。は、われわれの悲願とする公式参拝に、必ずやその英断をもって応えは、われわれの悲願とする公式参拝に、必ずやその英断をもって応え戦後四十年、「戦後政治の総決算」を提唱して登場した中曽根総理

右決議する。もと、公式参拝を実践されることを、ここに強力に求めるものである。われわれは、来る八月十五日総理を始め閣僚が、明確な政府決定の

昭和六十年五月九日

靖国神社公式参拝悲願貫徹全国総決起大会

禦難悲願貫徹全国総決起大会開催さる!



名 大 氏

슾

参

加

者

名

遺 団

族 体

会

広島市東区愛宕町九——一 広島市中区西平塚町八一二九

住

所

尾道支部

碕木

静間

尾道市美ノ郷町

呉市警固屋町四丁目七—五

袮宜元マツョ

広島市南区宇品御幸四丁目一三一二七

爾 男

郷友連盟 軍恩連盟 友 友 族 会 会 鈴木 小野 島田 堀岡 井澤 松下 一井田芳澄 ヒサ子 圭助 忠雄 武郎 辰男 広 広島市中区袋町三―一九東邦生命ビル8F 広島市東区若草町────三──○三 尾道市新浜二丁目一一八 芦品郡新市町戸手二一九八 庄原市本町一○八八一一○ 佐伯区五日市中央四一六一一三 山県郡筒賀村天神原一〇六〇 安芸郡下蒲刈町下島 福山市延広町五一二五 島市安佐北区可部町中野四六一二九

事

務

局

山本

信枝

広島県遺族会事務局

隊

-136 -



日比谷公会堂前の広島県代表

要望 事項の大

網

なる運動を展開することになった。

この要望事項実現のため、

会議を開催し、昭和六十一年度政府予算に対する要望事項を決定した。

今後政府並びに自由民主党に対して、強力

日本遺族会は五月二十九日九段会館において理事会、

評議員会の合同

遺族会の要望決定

- 公務扶助料、 遺族年金等の増額
- 2 1 遺族処遇の是正 (改善項目は別紙)および福祉対策の強化
- 3 戦没者遺児祈念館

の建設促進

4 遺骨収集、 戦跡慰霊巡拝事業の拡充強化ならびに慰霊碑の建立

5

戦没者遺族処遇に関する要望

戦没者遺児に対して国の特別措置を考慮していただきたい

戦没者遺族に対する公務扶助料、遺族年金等の支給に関しては、 公務扶助料、遺族年金等の増額

家補償たる特質を確保しつつ下記各項について、特段の措置を講じて

国

- (1) いただきたい。 めの人事院勧告を完全実施するとともに、従来からの最低保障制度 確立のための改善措置を講じていただきたい。 公務扶助料、 遺族年金等の増額については、 公務員給与改善のた
- (2) 恩給等の改善実施は、 公務員給与改定の実施時期と同時期にして

-137 -

いただきたい。

- (3) 遺族加算は、寡婦加算と同額にしていただきたい。
- (4) 特例扶助料は、公務扶助料と同額にしていただきたい。

(説明)

りますが、国家補償たる恩給については、その特質を十分確保しつ近年、すべての年金制度については、その改革が実施されつつあ

(1) 支給額の増額についてを講じていただきたく、お願いいたします。

は、公務員給与改定の人事院勧告を完全に実施していただきたい。また、従来から行われている最低保障制度確立のための改善措置は、必のための改善措置は、必

合同会議 (於九段会館)

(3) 遺族加算(現行九六、一にしていただきたい。

理事会、

評議員会、

○○○円)を寡婦加算(現

ι

(4) 特例扶助料を公務扶助料と同額にされたい。

遺族処遇の是正および福祉対策の強化

が、今なお遺族処遇を受けられず、不遇に泣いている遺族も少なくが、今なお遺族の処遇に関する関係法律も逐年改善されてきました

関係法律をさらに改正、整備していただき、現在までに却下、棄ありません。

却された者についても、見直し等の措置を講じていただきたい。

て、被扶養者と認められていない。 給者が、同法の被扶養者の所得制限の対象となる所得にあたるとし給者が、同法の被扶養者の所得制限の対象となる所得にあたるとし 健康保険法および公務員共済組合法等において、公務扶助料等受

(3) 老齢福祉年金の支給制限について、特別措置を講じ制限を撤廃しても所得(収入)とみなさないように措置していただきたい。し、所得税法と同様に健康保険法および公務員共済組合法等におい戦没者遺族に支給される公務扶助料等は、国家補償の性格に照ら

(4) 高齢化と核家族の進行により、老後の生活に不安をもっている戦ていただきたい。

利用できる養護施設の建設等を考慮していただきたい。ついては、一人暮しの父母、妻等が公務扶助料等により安心して

没者遺族が少なくない。

3. 戦没者遺児祈念館(仮称)建設の促進

記念総合センター(仮称)の構想をとりまとめ、厚生大臣に提出しまの補助をうけ、その構想を検討してきましたが、59年10月31日、平和本会は戦没者遺児戦没者遺児祈念館(仮称)の建設について、政府

の施設として早急に建設していただきたい。した。なにとぞ諸外国の同種施設に劣ることのないよう配慮され、国

4. 遺骨収集、戦跡慰霊巡拝事業の拡充強化ならびに慰霊碑の建立

海上慰霊祭の実施についてもご配慮いただきたい。心情について十分配慮願い、さらに積極的に拡充強化するとともに、戦没者の遺骨収集および戦跡慰霊巡拝については、戦没者遺族の

(2) 海外の日本人墓地および各戦域の慰霊碑の管理について十分配慮朝鮮等)についても、手段を講じて実現に努力していただきたい。また、海没遺骨ならびに遺骨収集の未着手地域(ソ連、中国、北また、海没遺骨ならびに遺骨収集の未着手地域(ソ連、中国、北

- おがっただきたい。
 は一直骨収集、慰霊巡拝参加者の費用は、全額国において負担してい
- 合は、その旅費を国費で負担していただきたい。(4) 遺骨収集事業に参加した者が、千鳥ケ淵墓苑拝礼式に出席する場
- 5. 戦没者遺児に対して国の特別措置を考慮していただきたい。

改善項目

- 遺族等援護法関係

- ける在職期間内においても適用していただきたい。ついては、45年改正(附則)により適用されたが、これを本邦におい、事変地、戦地における在職期間内の行為に関連して死亡した者に
- していただきたい。 (2) 再婚解消妻に対する援護法の適用を、55年以後の法改正にも適用

していただきたい。 対馬丸遭難学童の父母等に対する「特別支出金」の支給率を改善

2. 特別給付金関係

齢化を考慮して、以前の分を併給するよう措置していただきたい。おいて継続した特別給付金を請求することとなっているが、遺族の高付金については、昭和38年分より受給し、その償還が終了した時点に戦没者の父母の特別給付金は昭和42年分より、戦没者の妻の特別給

3. 特別弔慰金関係

- 速やかに特別弔慰金が支給されるよう、措置していただきたい。(1) 60年4月1日以降に公務扶助料等受給者が失権した場合、可及的
- 制限を緩和されたい。

4. その他

救済していただきたい。とくに軍務に服したことが明らかであるが、をはかっていただきたい。とくに軍務に服したことが明らかであるが、をはかっていただきたい。とくに軍務に服したことが明らかであるが、接護審査会における裁定を促進するとともに、請求手続きの簡易化

昭和六十年度広島県遺族会

幹部研修会

同の研修会を実施した。山県遺族会、及び岡山県護国神社において郡市遺族会長、同婦人部長合六十年度の事業計画にもとづき、五月二十三日、二十四日の両日、岡

研修内容は次のとおりである。

にもお参りして宮司の講話を拝聴し、極めて有意義であった。遺族会の管理運営の状況について説明していただき、また岡山護国神社なお、この研修会には岡山県遺族会事務局長の野瀬順二氏より岡山県

研修内容

英霊にこたえる会の昭和六十年度活動方針事業計画について英霊顕彰運動の経過並びに今後の運動方法について

(三)

自由民主党入党、

板垣後接会入会の促進について

(=) (-)



岡山護国神社前の広島県研修者

第二十五回平和祈願慰霊大行進

沖縄全島深い祈り 昭和六十一年

日」として制定されている。 二十三万二千余柱の尊い生命が失われた。 日である。 恒久平和を祈念し、戦争による惨禍が再び起ることのないよう「慰霊の 六月二十三日は世界史上未曽有の最も激戦であった沖縄戦が終結した この日は去る大戦において、 日米両国将兵一般県民あわせて 戦没者の御霊を慰め、 世界の

和運動を推進しなければならない意義ある日である 祈念すると共に、 てはならない昭和時代の激動、 あの悲惨な戦争が終ってから四十一年、 我々戦没者遺族は尚一層力を結集して、 戦争の悲惨さを認識し、 我々戦没者遺族が決して忘れ 世界恒久平和を 英霊顕彰と平

めて二十五回に当る。 と無言の語らいの一日として、 惨な戦争の事実を、子や孫達に語り継ぎ、平和の尊さを教え、亡き父親 我々戦没者が 「慰霊の日」を、 南部の激戦地を慰霊と平和の行進をはじ より意義深い行事にするため、 また悲

戦争を憎まざるを得ない、 未収骨のままで、 戦後四十一年経過した今、 我々遺族の収集を待っている事を思う時、 二度と戦没者遺族を出さぬよう、 尚、 沖縄の山野には、 我々の肉親の遺骨が 悲惨な戦争 忍びない。



(昭61 6 23 於·沖縄)

を起こしてはならない事を世界に訴えるため、 婦人部、 日本遺族会青壮年部、 婦人部が手を携えて今年も平和祈願 沖縄県遺族連合会青壮

▼参加者 広島県青壮年部員

慰霊大行進が行われた。

部

岡 村 美佐子氏 光氏 広島市 福山市 大 栗 F 田 和 弘 子氏 三氏 広島市 広島市

高

ボルネオ地区戦跡巡拝

がこれからの人生の大きな心の支えとして、誠に有意義でありました。 今日のこの平和と、繁栄を何時までも守り続けてゆくことを誓い、 つつ、心からご冥福をお祈りするとともに、尊い犠牲によって築かれた バコ、日本の水等を持参したものをお供えして、ありし日の姿をしのび 日本政府建立慰霊碑のあるラブアン島を中心に実施いたしました。 ける戦没者の中から十五名を選定し、九月二十五日から九月三十日まで 慰霊巡拝を広島県費補助により、広島県遺族会は、このたび同地域にお 参拝者は、線香、ローソクその他故人の好物であった酒、ビール、 今次の大戦において多くの尊い犠牲者を出した北ボルネオ地区の戦跡

てお供えしました。 なお、慰霊祭には広島県知事、 広島県議会議長の弔慰の花輪を携行し

主な慰霊祭執行場所

ラブアン島 コタキナバル 日本政府建立慰霊碑 日本人墓地戦没者の碑 戦跡近辺巡拝

シンガポール 戦跡巡拝 (戦没者碑前

(三)

福山市加茂町 橋 利 通

ボルネオ地区戦没者慰霊参拝団に参加して

広島県遺族会主催による、ボルネオ方面戦没者慰霊式典及戦跡巡拝に

シンガポール慰霊碑参拝、中央の石碑 (南方軍総司令官寺内元帥の墓)



コタキナバル国立慰霊碑 (ラブアン島)

参加させて頂きましたことは私の永年の夢でありました。

ば焼香、 では、ジョホールバナール戦跡巡拝南方方面関係者その他多くの戦没者 会員無事帰国いたしました。 の花輪、 0 伺い安全巡拝に感謝申上げ更にシンガポールへ移動した、 コタキナバルに帰り北ボルネオの戦跡巡拝慰霊を行い途中渡辺領事宅に 跡を巡拝戦没者のご苦労を偲び感激新らたなものを感じました。 ナバル空港へ向って出発。 団長として十五名大阪空港発香港経由北ボルネオ(マレシヤー)コタキ お父さんと呼ぶ声も聞こえ感慨無量であった。慰霊碑は多額の浄財を投 びとめどもなくほほを流れしばしば目頭を押さえ又、大声でお父さん、 大に慰霊祭の式典を終る。 え黙とう、君が代に始まり松下団長追悼のことば、 拝国旗を掲げ、 無事目的地へ到着更にラブアン島に渡りボルネオ方面戦没者慰霊碑に参 墓地 美しさであり、 シンガポール発香港経由、 周囲も広大な公園となっており激戦の地とも思えぬ静けさと風光明媚 広島県知事殿 (日本式寺) に参拝、 各自持の供物を供え黙とう君が代に続き松下団長の追悼のこと 厳かに追悼式を終えご英霊のご冥福をお祈り申上げた。 県知事、 付近には、 広島県議会議長殿の花輪をたづさえ松下県遺族会長を 県会議長殿の花輪、 参拝者は夫を、父を、兄を、 晴れた空、 ここでも国旗を揚げ、 大阪空港へ六日間の慰霊巡拝の日程を終え 南国特有の花々が咲き乱れていた。 青い海原眼下に島々を眺めながら 並びに各自持参の供物を供 全員献花し、 知事殿、 弟を偲び涙に咽 シンガポール 県会議長殿 引続き 厳粛盛 島内戦

天候にも恵まれ事故、病気もなく全員元気で帰国し、ご英霊のご加護

終戦後四十一年の歳月が経過したが数知れない英霊が今尚海底に眠ってあったと一同喜んだ次第でございます。

かにお眠り下さいと合掌しながら海を眺めていました。たままであることを思うと涙が胸にこみ上げ私は、心からご英霊よ安ら

「私の弟は、昭和十七年一月一二日ボルネオ方面タラカンワンの苛烈に感謝を忘れては、ならないと痛感しをして頂いておりますが、ご英霊国、経済大国と言われ、平和な暮らしをして頂いております。」は感謝を忘れては、 いる いと痛感したとしるされております。」に感謝を忘れては、 ならないと痛感いたしました。

靖国神社の祭典には、公式参拝実施のため、ご英霊への感謝を忘れず遺今後も政府が決めた終戦記念日には、戦没者を追悼し平和を祈念するるお宮即ち靖国神社であると思います。 私達のような戦争犠牲者が再び出来ることは、絶対に許してはなりま

県遺族会長の皆様に心から感謝申し上げ厚くお礼申上げます。澤参議院議員殿、竹下広島県知事殿、木山広島県議会議長殿、松下広島今回の戦没者慰霊式典並びに慰霊巡拝に対しご高配を賜わりました宮

族として、

頑張りたいと思います。

北ボルネオ戦跡巡拝に参加して

県青壮年部幹事長 井澤 聖昭

以来四十一年間、父に逢いたかった終戦後二、三年はもしや元気で還入り、父は異郷の地、北ボルネオ島より還らぬ人となったのであります。小学校一年生でその三学期、昭和二十年二月の大雪の日に戦死の公報が今回の巡拝団の一員に、遺児として参加させて頂きました。当時私は、

なかった多くのご英霊を迎えに来たんだと心の中で動揺をぐっとおさえな気持で私に取ってはボルネオに行くことは、永年の悲願であり念願で元気に夕暮れボルネオ島コタキナバル空港に到着しました。途中香港で元気に夕暮れボルネオ島コタキナバル空港に到着しました。途中香港で立気に夕暮れがルネオ島コタキナバル空港に到着しました。途中香港でが、立くに入れていました。そんって来るのではないかと思い乍ら、母と共に待ち望んでいました。そんって来るのではないかと思い乍ら、母と共に待ち望んでいました。そんって来るのではないかと思い乍ら、母と共に待ち望んでいました。そんって来るのではないかと思い乍ら、母と共に待ち望んでいました。そんって来るのではないかと思い乍ら、母と共に待ち望んでいました。そんって来るのではないかと思い乍ら、母と共に待ち望んでいました。そんって来るのではないかと思い乍ら、母と共に待ち望んでいました。

翌日ラグアン島の合同慰霊碑に参拝し、全員で追悼式を行い君が代、翌日ラグアン島の合同慰霊碑に参拝し、全員で追悼式を行い君が代、翌日ラグアン島の合同慰霊碑に参拝し、全員で追悼式を行い君が代、翌日ラグアン島の合同慰霊碑に参拝し、全員で追悼式を行い君が代、翌日ラグアン島の合同慰霊碑に参拝し、全員で追悼式を行い君が代、翌日ラグアン島の合同慰霊碑に参拝し、全員で追悼式を行い君が代、翌日ラグアン島の合同慰霊碑に参拝し、全員で追悼式を行い君が代、翌日ラグアン島の合同慰霊碑に参拝し、全員で追悼式を行い君が代、翌日ラグアン島の合同慰霊碑に参拝し、全員で追悼式を行い君が代、翌日ラグアン島の合同慰霊碑に参拝し、全員で追悼式を行い君が代、翌日ラグアン島の合同慰霊碑に参拝し、全員で追悼式を行い君が代、翌日ラグアン島の合同慰霊碑に参拝し、全員で追悼式を行い君が代、翌日ラグアン島の合同慰霊碑に参拝し、全員で追悼式を行い君が代、翌日ラグアン島の合同慰霊碑に参拝し、全員で追悼式を行い君が代、翌日ラグアン島の合同慰霊碑に参拝し、全員で追悼式を行い君が代、





ボルネオ戦没者の碑



「昭和の大修理」に着工

靖国神社御本殿を全面解体

画

である。

こととなった。
こととなった。
こととなった。
こととなった。
こととなった。
こととなった。

の答申を得た。 遅くともここ五年位のうちには、 その総合判定の結果、 着して、建築工学的立場による耐久性能の測定調査を依頼してきたが、 左衛門ほか二名)に対し、振動自動記録発信装置などを御本殿各所に装 来三カ年余をかけて、 け、 節季節の風雨・氷雪の当りも強く、目に見えぬ消耗も相当進んでいる。 神社では、今後百年の御安泰を期するという前提で、 靖国神社の御本殿は、 さらに九段坂上高燥の台地に位置する雄大な建造物であるため、季 関東大震災をはじめ、過ぐる大戦の空襲等により度々の災害を受 芸術研究振興財団 昨年二月の関東大震災程度の揺れを想定するなら 今日まで百十有余年の風雪に耐えてきたが、 全面解体修理を実施する必要があると (調査責任者・工学博士伊藤平 昭和五十六年以 .

殿の全面解体修理の大事業を施行すると共に、併せてようやく老化しつ不安を解消し、かつは神社百年のご安泰を確保するために、今般、御本神社は、このような経緯をふまえ、強い地震、風圧等に対する将来の

替えを実施することに決定いたしました。つある、明治三十四年増築された拝殿等の付属建造物の銅板屋根総ふき

御創立百二十年の年に完工をめざし、四カ年継続事業として実施する計この「昭和の大修理」とも申すべき事業は、昭和六十四年の靖国神社

解体修理工事の概要

の昭和六十四年九月に完工の予定。総工費は約十一億円。昭和六十一年一月十六日仮殿建設に着工され、同神社御創立百二十年

フ司F∖引→丁引―剛は投解本工事。フ司F∖引→丁引―剛は投解本工事中の御霊代仮奉安殿)着工。

▽同年八月~十月||御本殿解体工事。

▽六十二年十月~六十三年七月=御本殿組立工事。

⇒替え工事。
⇒六十三年八月~六十四年二月□南北渡廊、南側回廊祭具庫等屋根ふ

▽六十四年三月 | 権殿より御本殿への御遷座祭。

▽同年三月~九月=|拝殿、神饌所、北側回廊等屋根ふき替え工事。

ファクシミリを導入

クシミリ(電話による文書等の送付装置)の年次計画による導入を決定日本遺族会では、全国の支部との業務連絡の強化の一環として、ファ

した。

電話等の通信費の節減が期待されている。このファクシミリ導入により、情報伝達の迅速化と正確さ、また郵便

導入計画の第一次年度として、三月末日までに本部と十一支部(北海

に設置された。 道、 群馬、 兵庫、

奈良、 福井、 岡山、 広島、 島根、 徳島、 大分、鹿児島

各位とともに、さらに推進することを誓うものである。 と日本遺族会は右を声明した。

財団法人

日 本 遺 族 会 昭和六十一年八月十五日

内閣総理大臣 中曾根康弘殿

中曽根首相、

中国の批判に屈し

靖国神社参拝を見送り

遺族の憤 激

のであり、 中国のいわれなき内政干渉に屈したその行為は天人ともに許さざるも しかし、一六閣僚が参拝した。 中曽根首相、 大多数の国民ならびに戦没者遺族の憤激は、 中国の内政干渉に屈し、 靖国神社参拝を見送った。 その極みに達し

たる態度も取り得ないことは、 の責任をあくまでも追求するものである。 わが国民の世論を踏みにじり、 わが国総理のとるべき道ではない。 国家主権の極端な干渉に対して、

された閣僚に対しては、深甚なる敬意を表するものである。 しかし、この中にあって己の信念をつらぬき、堂々と靖国神社に参拝

明するものである。 事態を生じようとも、 われわれは、今後遺族職域組織一六万余名の離党をはじめ、 その責任は総て中曽根総理・総裁にあることを表 いかなる

代表たる内閣総理大臣の靖国神社公式参拝の実現に対して良識ある国民 そして、われわれは、屈することなく、国家道義の根本である国民の



第四十三回全国戦没者遺族大会

会議員に対し強力な陳情を行った。 が参加し、次の要望事項を決議し、政府並びに自由民主党の地元選出国戦没者遺族大会を開催。各都道府県代表一、一八○名(広島県十五名)

るため、全国戦没者遺族大会が開催された。府予算編成における公務扶助料等の増額等、本会要望事項の実現をは

大会の目的は靖国神社公式参拝の継続定着化および昭和六十三年度政

会宣言

大

政府は六十年八月、従来の見解を改め、靖国神社は戦没者追悼の中心的政府は六十年八月、従来の見解が明らかにされ、愁眉を開く思いがする。公式参拝等を合憲とする見解が明らかにされ、愁眉を開く思いがする。われわれは政府に対し、この両訴訟の判決をふまえ、近隣諸国に対し、われわれは政府に対し、この両訴訟の判決をふまえ、近隣諸国に対し、おう強く要求する。

公務扶助料等においては、国家公務員の給与改善に準拠し改善すべきでに立ち、改善に努力して遺族に報いるべきである。また、戦没者遺族に対する処遇は、戦没者に対する国家補償という本質

あり、

また、

今次大戦で子も孫も失い孤独な境遇にある戦没者の父母等

に対しても、特別給付金を継続、 増額すべきである。

をもってこれら懸案の解決に邁進する。 国戦没者遺族大会を開催し、 和六十三年度政府予算編成時にあたり、われわれはここに第四十三回全 処遇に対する施策を政府は誠意をもって充実すべきである。いよいよ昭 項目並びに、特別弔慰金支給法の改善等々、戦没者の慰霊顕彰と遺族の さらに、昭和六十三年度政府予算の概算要求に計上された本会関係予算 組織の総力を結集して、 戦没者遺族の矜持

昭和六十二年十二月二十三日

右宣言する

第四十三回全国戦没者遺族大会

議

決

各項の実現を期する。 本日ここに第四十三回全国戦没者遺族大会を開催し、 総力をあげて左記

- 靖国神社公式参拝を継続し、定着すること。
- 公務扶助料等は国家補償の精神に基づき、人事院勧告に準じて改善
- 子も孫もない戦没者の父母等に対する特別給付金を継続、 増額する
- 特別弔慰金支給法を改善し、 公務扶助料等受給者が失権した際は

速やかに支給すること。

遺骨収集、 の建設を促進すること。 戦没者慰霊事業の拡充強化並びに平和祈念総合センター

> 戦没者遺児に対し、 国は特別措置を講ずること。

右決議する

昭和六十二年十二月二十三日

戦没者遺族処遇に関する要望

第四十三回全国戦没者遺族大会

公務扶助料、遺族年金等の増額

ます。また、恩給受給者は旧公務員であり、従って恩給年金の改善は今 てまいりました。当然の措置と確信いたします。 日まで現職公務員の給与改善のための人事院勧告等に準拠して実施され 国家補償に基づくものであり、社会保障とは性格を異にするものであり しかし、尊い一命を捧げた戦没者の遺族に支給される公務扶助料等は、 年度政府予算編成において、総合勘案方式により改善が行われました。 革に関連し、見直しが論じられてまいりましたが、昨年末の昭和六十二 公務扶助料、遺族年金等の改定にあたっては、近年、公的年金制度改

事院勧告に準拠する改善措置が講じられるようお願いいたします。 の経緯を尊重し、 なお、つぎの各項についても特段の配慮をお願いいたします。 今後においても高齢化が進む戦没者遺族の実情を考慮され、これまで 命の代償たる国家補償の本質を確保して、引き続き人

(2)

改善実施の時期を公務員と同様にすること、

すること。

(1)

遺族加算(十万四百円)を寡婦加算

(十二万五千五百円) と同額に

(3) 子も孫もない戦没者の父母等に対する特別給付金の継続、 特例扶助料等を公務扶助料等と同額にすること。

増額



宮澤大蔵大臣に 処遇に関する要望陳情

藤田参議院議長に 処遇に関する要望陳情

特別給付金等関係支給事務費

完全実現をお願いいたします。

戦没者の父母等に対する特別給付金 六億七千七百万円 (四千件を含む)支給のための

戦没者遺骨収集事業関係費

事務費を含む。

(2)

①遺骨収集地域 総額二億五千五百万円 (五地域

マリアナ・トラック諸島、 フィリピン、ソロモン諸島、 沖縄、

硫黄

島

②慰霊巡拝地域

(六地域

アリューシャン列島、中国、フィリピン、インド、東部ニューギニ

(3) 全国戦没者追悼式関係費

マーシャル・ギルバート諸島

国費参列遺族一県三十人 総額五千二百万円

(4) 戦没者遺児記念館 (仮称) に係る調査経費

総額一千八百万円

まっている年老いた戦没者の父母等の特別な立場を考慮され、引き続き 月に最終償還を迎えましたが、子孫が絶えたという寂寥感がますます深

子も孫もない戦没者の父母等に対する特別給付金は、

昭和六十二年九

継続し社会情勢に見合った額に増額していただきたい。

厚生省援護局提出概算要求の完全実現

つぎの各項は、厚生省援護局より概算要求として提出されております。

(5) 戦没者遺族相談員の謝金

万九千五百円→二万円

四 そ の 他

給されておりますが、この支給率を改善していただきたい。 対馬丸遭難学童の遺族に対しては、その父母等に「特別支出金」が支

本県選出国会議員陳情先

1

衆

員

X X 粟 屋 敏 信 岸 田

文

武

谷 Ш 和 穂 増 岡 博 之

2

夫 明 增 宮 出 澤 康 弘 治

比例区

Œ

堀 藤

江 田

ΙĒ

議

員

佐 亀

藤 井 Щ

守

良 香 直

3

X

宮 池

中

田

行

彦

3

X

玉 E

島 金

HIN 登美恵

理

事

島 竹 田 田

> 副会長 評議員

谷 ヒサ子 清 司 副会長 理 事

長谷川 坂 H # 光 # 守 春 秋 夫 可 Ξ

> 理 理

事

9 浦

事

事務局長 青壮年部副部長

野 高

大会参 加者 (順不同

松 F 男 会 長

1

X

永 勇 評議員

藤 īΕ E

竹 伊

ツ 久 7 3 Œ 評議員 青壮年部常任幹事 常務理事

2

X

本 田

妕 橋 奥

谷

積

理

事

昭和六十三年

南太平洋地区戦没者遺跡巡拝

(ラバウル・ニューギニア)

広島県は昭和六十三年十月一日~十月七日の一週間において、今次の広島県は昭和六十三年十月一日~十月七日の一週間において、今次の広島県は昭和六十三年十月一日~十月七日の一週間において、今次の広島県は昭和六十三年十月一日~十月七日の一週間において、今次の広島県は昭和六十三年十月一日~十月七日の一週間において、今次の広島県は昭和六十三年十月一日~十月七日の一週間において、今次の広島県は昭和六十三年十月一日~十月七日の一週間において、今次の広島県は昭和六十三年十月一日~十月七日の一週間において、今次の広島県は昭和六十三年十月一日~十月七日の一週間において、今次の広島県は昭和六十三年十月一日~十月七日の一週間において、今次の広島県は昭和六十三年十月一日~十月七日の一週間において、今次の広島県は昭和六十三年十月一日~1月七日の一週間において、今次の広島県は昭和六十三年十月七日の一周日において、

会がいつまでも続くことを祈念し、極めて有意義であった。 ちょう の戦跡慰霊巡拝を戦没者遺族10名で広島県遺族会の会の目的である「英霊慰霊顕彰」を執行された。参拝者一同は尊い犠牲となった肉親る「英霊慰霊顕彰」を執行された。参拝者一同は尊い犠牲となった肉親る「英霊慰霊顕彰」を執行された。参拝者一同は尊い犠牲となった肉親る「英霊慰霊顕彰」を執行された。参拝者一同は尊い犠牲となった肉親る「英霊慰霊顕彰」を執行された。

島県議会議員)より投稿がありましたので掲載。謝々。投稿戦跡巡拝された本会副会長長谷川春秋氏、青壮年部参与平田修巳氏(広

南太平洋地区慰霊巡拝団に参加して

(ラバウル・ニューギニア)

世羅郡長谷川春秋

下に、やっと目的地のラバウルの空港に着く、降りる人の多くは原住民 であった。最高度を飛ぶ機中は白雲の上、下界は何も見えず、昼食、 戦跡の案内役をする専属の方という。 上手で、日本の軍歌もよく歌い、日本の巡拝団がこの地を訪れる度に、 出迎えて下さった大使館西山一等書記官と原人の五十才くらいのおじさ の方で、赤青の原色の軽装さすが赤道直下の人、色黒々とたくましい。 朝八時に着、更に飛んでソロモン海上からニューブリデン島の山々を眼 で、ここで六時間休止、 八時過ぎ、東洋一の国際都市シンガポールの夜景は真にすばらしいもの 食とスチュアーデスのサービスよろしく、シンガポールに着いたのは一 で父を失った方、夫の戦死した地へ、兄弟の終焉の地を訪れる方ばかり ポールに向かって出発した。一行は男子九名女子三名、それぞれが南方 名、松下県遺族会長を団長として、午前十一時大阪空港に集結、シンガ んでトラさんといった、 昭和六十三年十月一日、南太平洋方面の巡拝団の一員として一行十二 戦時中彼は少年時代であったという。 再び国内線に乗替えてポートモレスビーに二日

慰霊塔は真白な大理石の等身大の角塔でこれを中央に壮大な後壁に鉄筋入る。昼食をすませて、先ず、ラバウルの慰霊塔前で慰霊祭を行った。一行はそれぞれ南国の美しい花輪の首飾りの歓迎を受けて、ホテルに

の勇士四千余人が全滅という多大の被害を受けた地である。 日 上せましと供えられ、 葉まんじゅう、 き彫りにされている、現地新政府の好意によって建てられたものという。 の屋根をつけ後壁面には日本語と英語で戦況と日本軍への慰霊の辞が浮 族会のお供え、 の父を夫を胸にいだいて涙にむせぶ。 島県知事、 はるばる持参した菊花、 総領ようかん、 参加者のそれぞれの思いのこもった、 県会議長の花輪を左右に、 団長の慰霊の辞、 お父さんへの慰霊詩の色紙。 煙草に火をつけてお供えする人、 ラバウルは我が福山四十一 深々と静かに合掌して、 国旗を慰霊塔にかかげ、 郷土の銘酒、 お供えの机 ありし 連隊 古里 県遺 紅

行はトラさんの案内でバスで終日戦地を巡拝した。

戦跡案内の名所となっ 南方政策として如何に重視していたかを伺い知ることが出来る。 い
ら
ラ
バ
ウ
ル
付
近
の
地
図
に
は
、 納庫にしたという洞窟の中に赤錆びた鉄船がそのまま保存されていて、 墜落したそのままが現地の人々の手によって守られ、 病院跡の立札、 が椰子の密林をさえ切って長く雲間に霞んでいる。 登ればトーチカ、砲台が美しい熱帯の花咲く丘に取りのこされ、 は輸送船の残骸が波に洗われ又そのまま桟橋に利用されてもいる。 |夜現地講話をして戴き今日の巡拝を一層印象深いものにした。 県遺族会の提供した資料、 参加者の中に四ケ年この地で苦戦辛酸をなめた従軍将校坂本氏に 決戦台等々皆日本語名で詳しく記名されている。 戦後植林されたという椰子林の中に戦闘機が真逆さまに ていたり、 昭和二十年第八方面軍司令部の製版したと 松島港、 四十余年の昔の姿が手に取る様に忍ば 唐美湾、 母山、 師団指令部跡、 輸送船を山麓の格 妹山、 当時日本軍が 紅葉谷、 飛行場 海岸に 丘に 陸軍

泊 二日のラバウルに別れを告げ、 ポ ートモレスビーに帰り、 大使館

> 仕事をつづけ千台を贈りたいと念願している。この話を聞いて、 年間ラバウル戦線で服務し原住民の好意によってようやく一命を助けら 誠に感心にたえない人、三重県上野市村木貞一氏と話した。 出ているところ温泉設備を計画中とのこと。ラバウルから帰りの機中で、 の外交政策の方針に大いなる喜びを感じた。 の日本は国の政策として、 に伺い飯野参事官より、 表し将来の健闘を祈った次第である。 日本人のあることに大いなる誇りと氏に対する無限の敬意と感謝の意を して原住民に一台ずつ、 無事に復員した恩返しにと、三重県四日市より百台の自転車を輸送 無料配給して来た。 新興の地南方の外交政策について話を聞く。 福祉施設、医療施設をし原住民に酬いたいと 一ケ月いたと。 海岸の岩間から熱湯の 氏は過去八 帰ってこの かかる 今

れ

りつつ、一行十二名は慰霊巡拝の大任を果たしたというよろこびの笑顔 蘭の美しき花に見せられて、 制正しき公衆道徳厳然として街道に塵一つなく植物公園に入れば国花、 受けて出迎えられ感激す。 をかわしつつ、十月七日成田から大阪へと帰省した次第である。 記念に求める。 東洋一という国際新興都市シンガポール、 シンガポールで日本大使館の領事、 これからの日本も、 翌朝日本人基地に参拝し墓守に敬意を表す。 いつわりのない二十二金というブローチを 英霊の遺勲も永遠にかく輝けといの 鶴原宏氏が宮澤大蔵大臣の内報を 独立十六年目の新装市街、 規

·同行者氏名

竹岡茂氏 羅 団長 前原治人氏 松下一男氏 (広島) 甲 外林妙子氏 県議代表 奴 山手巧氏 福山 平田修巳氏 (広島) 丸山春子氏 (三原) 坂本経雄氏 (尾道 盛次梁造氏 (広島) 井 Ŀ 世

南方の子供達と楽しんだ一時

生」といって私の所を行った。中学生が遠巻きにして見ていたが、祭が終ると、「日本の先長に挨拶し、校庭の片隅に祭壇を設けて、知事の花輪等を供え、慰霊祭拝中、ラバール野戦病院跡が原住民の中学校庭となっているので、学校シンガポール、ポートモレスビー、ラバールと戦没者現地慰霊祭の巡



南方の子供達と楽しんだ一時 (中央・長谷川春秋氏)

っているのでこれ幸

話をしてくれ」とい

を願った。「日本の を願った。「日本の を願ったので通訳 方があったので通訳

しんだと楽話、この度の戦争で 皆さんのお父さんに 世話になったお礼や あ、日本と仲よくし ようといった。現地

霊に再び合掌した。

霊に再び合掌した。

・ 教達が中学校に行ける様になったのも靴がはける様に大変に尊敬して、私達が中学校に行ける様になったのも靴がはける様に大変に尊敬して、私達が中学校に行ける様になったのも靴がはける様に大変に尊敬して、私達が中学校に行ける様になったのも靴がはける様に大変に尊敬して、私達が中学校に行ける様になったのも靴がはける様に大変に尊敬して、私達が中学校に行ける様になったのも靴がはける様に大変に尊敬して、私達が中学校に行ける様になったのも靴がはける様に大変に尊敬して、私達が中学校に行ける様になったのも靴がはける様に大変に尊敬して、私達が中学校に行ける様になったのも靴がはける様に大変に尊敬して、私達が中学校に行ける様になったのも靴がはける様に大変に尊敬して、私達が中学校に行ける様になったのも靴がはける様に大変に尊敬して、私達がは、大変に尊敬して、本述というない。

南太平洋地区(ラバウル・ニューギニア)

戦没者巡拝の旅に参加して

三原市

4

田

修

巳

出発、 ピ 日ニューギニア島「バサバア」に上陸しています。 を出発し、十六日にパナイ島、その他の港に上陸し、四月二十九日同港 南港を出発し四月五日フィリピン「リンガエン」入港、四月十三日同港 月二十二日上海を出発し、十二月八日マレーシア「シンゴラ」に上陸、 歩兵第四十一連隊追及第二機関銃中隊に配属されています。その後十一 召集され、 十二月十日シンガポールに上陸しています。翌十七年三月二十八日に昭 ー作戦に参加し大変な苦労をしたようですが十月三日マラリヤにかか 父の遺品と共に帰ってきた軍隊手帳によれば、 七月一日ダリヤオン上陸、 五月三日ミンダナオ島「カガヤン」に上陸、六月二十六日同地出 一月十八日宇品港を出発し、二十二日上海港に上陸 八月四日ダバオ港出発の後、八月二十一 昭和十六年一月十五 以後、 ポートモレス 日

ニューギニア日本大使館に於て 代理大使飯野建郎氏を囲んで

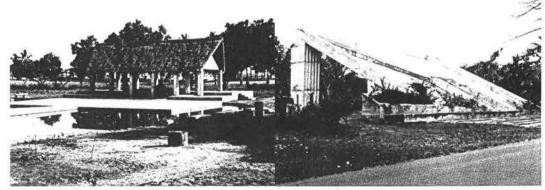


ウバウル日本軍特別特攻機の遺品

連合軍墓地



連合軍墓地入口

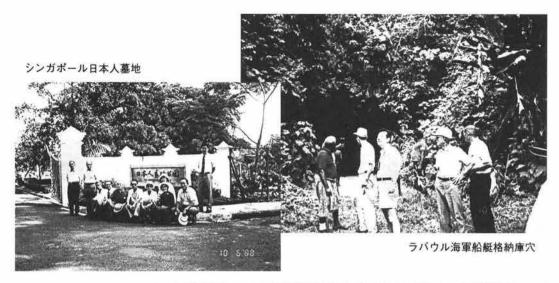


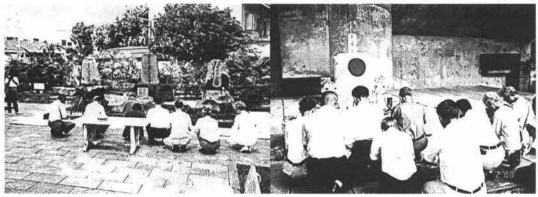
 ニューギニア戦没者の碑

 所 在 地 ウエワク市

 竣工年月日 昭和56年9月16日

南太平洋戦没者の碑 所 在 地 ラバウル市 竣工年月日 昭和55年9月30日





同墓地にて戦没者の碑に参拝

南太平洋戦没者の碑参拝



病死とのことです。れ、ココポ第七六兵站病院に入院しましたが、十一月十三日当地にて戦れ、ココポ第七六兵站病院に入院しましたが、十一月十三日当地にて戦「ギルワ」を出発し十一月四日ニューブリテン島「ラバウル」へ転送さり五十五師団野戦病院に入院し十一月一日三日熱の為、ニューギニア島

私の誕生日は昭和十五年一月十五日だから丁度満一才のとき父は召集され、私が満二才十ケ月でこの世を去り、帰らぬ人となってしまいました。古いアルバムの中に家族と一緒にいる写真や、軍服を着た写真を部思い、父がいてくれたから私がこの世に生を受けているのだ、ということ以外に私の心の中に楽しかったことも、その他、父との思い出は全くと以外に私の心の中に楽しかったことも、その他、父との思い出は全くありません。反面、特に小学生であった数年間、父なし子として、イジメッ子に苛められた思い出は数多く、そのたびに、父がいてくれたら、メッ子に苛められた思い出は数多く、そのたびに、父がいてくれたら、メッ子に苛められた思い出は数多く、そのたびに、父がいてくれたら、メッ子に苛められた思い出は数多く、そのたびに、父がいてくれたら、メッ子に苛められた思い出は数多く、そのたびに、父がいてくれたら、メッ子に苛められた思い出は数多く、そのたびに、父がいとき父は召集

十五年前、父と一緒にニューギニアで戦い、片眼を失いながら元気で生還された人に出合い、当時の苦しかった思い出や父のこと等を聞く機生還された人に出合い、当時の苦しかった思い出や父のこと等を聞く機と還された人に出合い、当時の苦しかった思い出や父のこと等を聞く機あれば必ず一度その地へ行って見たい、自分の足でその地へ立って見たい、と思い続けてきました。その機会が来たのです。十月一日より七日い、と思い続けてきました。その機会が来たのです。十月一日より七日まで、私にとっては短い一週間でした。

分に着き、国内線に乗り換えて十二時四十五分、ラバウル空港に到着し、ユーギニア・ポートレモレスビー・ジャクソン空港に十月二日八時二○十月一日十三時十五分大阪空港を出発し、シンガポール経由にてニ

りませんでした。りませんでした。



ラバウルココボ野戦病院跡慰霊式、墓地

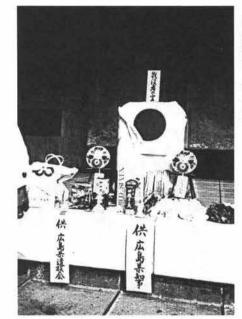
ラバウルココボ野戦病院跡、墓地



ラバウル湾の風景

ラバウルココボ墓地の慰霊式のお供





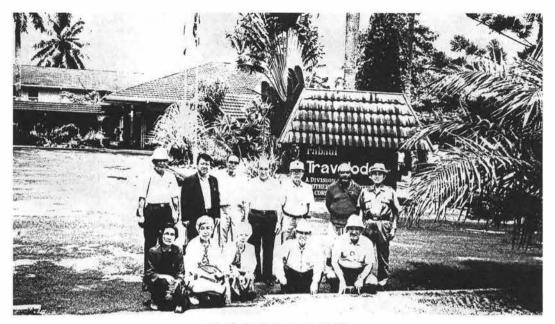








シンガポール日本墓地、寺内元帥の墓



ラバウルホテル宿舎



広島県知事・議長のお供

歓迎の現地の子ども



N Z 烖

本会創立四十周年記念行事 十一月三十日

於·厚生年金会館

「平和祈念総合センター」の

広島県遺族

直看以集·類相思量 T 特別措置を護ずる戦後者遺伝が対し国は

年に当り先人の貴重 みれば本年が四十周 の時であったが、顧 な足跡を偲び、 のは終戦後のさなか 今後

余人が県遺族連盟の 町村の会員一万七千 盛り上り一市百十三 現のため同志の叫合 内同胞は戦後遺族と 月三十一日で当時県 足は昭和二十四年八 総会のもと発足した 正義崇高なる理想実 しての地位の確保に 広島県遺族会の発

広島県遺族会創立40周年記

進行した。 等多数のご来賓のご臨席を頂き青壮年部井澤幹事長の司会により開式し 中・四国ブロック各県遺族会長、英霊にこたえる会広島県本部理事各氏 地元衆、 尚、谷川衆議院議員(自民党県連会長)には国政多端にも拘らずご参席 市長代理の堀部民生局長、瀬川広島市議会議長、伊藤日本遺族会副会長、 して、竹下広島県知事代理の上田民生部長、末田広島県議会議長、広島 続々と参集し、十時半過ぎには満堂の盛況である。十一時開幕、来賓と の対処することに思いを新たにするための記念式典を盛大に挙行した。 午前九時半頃から県下単位の会から遺族代表一、四〇〇余名が会場に 参両院議員の各先生秘書各氏、県議会議員各氏、県社会課長、

な式典を終わった。 田静人氏の音頭で力強く万歳三唱、 決意表明を青壮年部副部長高田光可氏が決議文を朗読。 会場参列者の中では涙なくしてはと目頭に光るものが見えた。続いて 副会長竹田浩二氏の閉会の辞で盛大 最後に副会長打

後として靖国神社の歌で閉幕した。 で如何に生きてゆくかの認識を新たにし、 か」ユーモアたっぷりで笑いのとまらない長寿の話を広島市役所安佐南 北保健所長兼安佐北優生保護相談所長、 式典終了後、引続き記念講演に移った。演題は「今からを如何に生る 医学博士為重哲雄先生の講演 かつ理解を深めた。本式典最

ス П ガン

一、靖国神社公式参拝の定着をはかること。 戦没者遺族処遇の改善と充実をはかること。

「平和記念総合センター」の建設を促進すること。

一、遺骨収集、戦跡慰霊事業を拡充すること。

め黙祷を捧げ、松下会長が戦後、昭和二十四年極めてきびしい占領軍政式典は畠中副会長の開会の辞、国歌斉唱、英霊に対し感謝の祈りをこ一、戦没者遺児に対し国は特別措置を講ずること。

を表して、

0

中で広島県遺族厚生連盟が結成されて以来、

ひたすら英霊顕彰と遺族

の福祉向上に努力を重ねられた先人各位のご労苦に対し心からなる敬意

この四十周年を契機に一層の決意を新たに強固にして靖国神

をはじめ、

遺族援護

社の公式参拝の定着



閉会 一同万歳三唱

参列者の共感と声援

てはならないと力強

歩を踏み出さなく

式辞を述べ万場、

達成を期し新たな第の懸案解決と使命の

の拍手をあびた。 を捧げ、本日この創 を捧げ、本日この創 にあたり、多年にわ にあたり、多年にわ にあたり、多年にわ

> 福された。 福された。 福された。 福された。 福された。 福された。 福された。 福された。 福から祝りでである。 日帰人部長に功績者、十五有余年にわたり、本会役員、又単位遺族会長、帰婦人部長に功績者、十五有余年にわたり、本会役員、又単位遺族会長、婦人部長、

式を終り、竹下広島県知事代理をはじめご臨席のご来賓から祝辞を頂き、 を強固にして前進する決意を新にした。 出され」苦しかった創立四十周年の歩みをかみしめると共に、 食糧も乏しく、 手もなく、反面子供達を育成する境遇となり、 が子を失ない、 参列者一同「杖とも柱とも思い頼りにした父、夫、 被表彰者を代表して、 路頭に迷う悲惨な日常となり恰も餓死寸前の状況が思 取り残されて悲惨な境遇に追いやられ特に遺族には働き 長谷川春秋氏 (県副会長) 物を求める金にも困り、 最愛の肉親である我 から謝辞があり表彰 更に団結

青壮年部長今田春昭両氏の話しを聞いた。を発表、婦人部は三原市糸崎地区支部長中山末子氏、青壮年部は世羅郡追いやられた母、息子がきびしい世相の中で苦労した悲しい体験の一端来賓紹介、祝電披露のあと体験発表を戦後遺族としては悲惨な境遇に

決

議

福山市青壮年部長 高田光可

総理の靖国神社参拝が戦後四十年にして実現したにもかかわらず、そある。

の後、

見送り遺憾とする姿勢すら見せない。

家の責務である。 に立脚し公式参拝を実行し、 独立国として毅然たる政治姿勢により、わが国の良き伝統、文化、習俗 祖国日本と同胞のために捧げられたのである。その英霊を祀る靖国神社 る本質に基づき改善と充実につとめるのが戦没者とその遺族に対する国 への公式参拝は外圧に屈するものではなく、あくまでも国内問題であり、 英霊は、"地球より重い"と言われる人命を、 また、一命を国家に捧げた戦没者遺族に対する処遇は、 国民の負託に応えるよう強く要求する。 如何なる代償も求めず、 国家補償であ

に容認することはできない。 治の上で依然根強くあるのは誠に遺憾である。この制度の本質を崩すこ 公務扶助料等については、これを社会保障の一環として扱う議論が政 国に生命を捧げた亡き夫とその妻の誇りを無視するもので、絶対

を政府は誠意をもって充実すべきである。 戦没者の慰霊顕彰と戦没者遺児に対し国は特別措置の処遇に対する施策 「平和祈念総合センター」の建設を促進し、遺骨収集、戦跡慰霊巡拝、

参議院議員、

点に鑑み、決意を新たにして、 われわれはここに広島県遺族会創立四十周年祈念式典に当り、その原 左記の各項の実行を誓い邁進する。

記

- 靖国神社公式参拝の定着をはかること。
- 戦没者遺族処遇の改善と充実をはかること

について協議した。

- 「平和祈念総合センター」の建設を促進すること。
- 戦没者遺児に対し国は特別措置を講ずること。 遺族収集、 戦跡慰霊事業を拡充すること。

右、 決議する。

平成元年十一月三十日 於 広島県遺族会創立四十周年記念式典

日本遺族会第四ブロック会議開催

堀部民生局長、 広島市長代理として 松民生部次長、 県知事代理として植 賓として、竹下広島 月三十日、三十一日の両日、 日本遺族会の第四ブロック遺族会(中国・四国地区) 荒木 尾辻 広島市の八丁堀シャンテに於て開催し、 の会議を去る十 来



中・四国ブロック会議

た。 催する。 援する。 神社公式参拝定着化一本にしぼった全国大会を開催する。 選について、熱心に討議がなされた。その結果、 今後の対策について、愛媛玉串裁判支援等について、日本遺族会役員改 (高松高裁で審理中)を第四ブロック遺族会として、全面的に支 ③支部長会議(各都道府県会長)を中央本部は必要に応じて開 三項目を決議、 中央本部にその実行方を要望することを決定し ①衆議院解散前に靖国 ②愛媛県玉串

意 見 書

記のとおり意見の統一をみたので、 拝定着化問題、 島市において、 し入れます。 本遺族会中国・四国ブロック会は、十月三十日、三十一日の両日広 平成元年度第一回ブロック会議を開催し靖国神社公式参 並びに全国組織の支部長会議を開催することにつき、左 日本遺族会として善処されるよう申

記

われわれの悲願である靖国神社はわが国の存立の基本となる国家道 の根幹である

より、 託に応えるべきである。そもそもこれは旦って、マッカーサー指令官 の姿勢すら見せない。 干渉に屈していることに他ならない。公式参拝は外圧に屈するもので 総理の参拝は戦後四十年にして実現したが、その後見送られて表敬 あくまで国内問題であり、独立国として、毅然たる政治姿勢に わが国の良き伝統文化習俗に立脚し公式参拝を実行し国民の負 いわゆる東京裁判史観に呪縛されて外国の内政

長が集まった際、

以下進駐により、占領政策として、神道指令を発令して、靖国神社を 法人から離脱について検討していくべき問題である。 国家から切り離し、 宗教法人化されたることに起因するが速かに宗教

をみた。 党であれば、党入党費、並びに選挙等の支持も出来得ない意見の一致 で、公式参拝は実現しない自民党は公約違反であり、 この当りで立ち上り都内官邸等をデモストレーションの実行あるのみ して会員は嘆いている。年次後退の感すらあり、堪忍袋もほどほどで、 現在の状況では英霊が浮ばれなく公式参拝の実現の可能性は無いと このような自民

最善の努力を願いた に公式参拝定着化に 日本遺族会は早急

二、全国支部長会議の 点はあろうが、各県 握が最必要である。 す為に、中央状況把 長としては責任を果 会の要であり、 の遺族会は、会長が、 済的な予算等の問題 開催については、 支部



四国ブロック会議受付

ョンがないとの意見の一致をみた。 まで届く組織活動を推進し、組織の活性化をはかって行くべきである。 種の問題等について意見交換し、検討協議を重ね、意思、決定が未端 現在の日遺の考えで開催されている方法は充分でなくコミニケーシ

第四十五回全国戦没者遺族大会

会議員に対し強力な陳情を行った。 が参加し、次の要望事項を決議し、政府並びに自由民主党の地元選出国 戦没者遺族大会を開催。各都道府県代表一、一五○名(広島県十五名) 日本遺族会は十二月二十五日、東京九段会館において第四十五回全国

中・四国ブロック会懇親会



をはかるため、全国戦没者遺族大会が開催された。 算編成における公務扶助料、遺族年金等の増額等、本会要望事項の実現大会の目的は靖国神社公式参拝を継続定着化および平成二年度政府予

大会宣言

た。極めて遺憾である。選挙公約に掲げているが、本年もまた総理の公式参拝は実行されなかっ選挙公約に掲げているが、本年もまた総理の公式参拝の実現を、常に政府与党である自由民主党は、靖国神社への公式参拝の実現を、常に

の国民の信頼の恢復に努力すべきである。
政府、自由民主党はかかる政治姿勢を改め、戦没者遺族をはじめ多くを蔓延させ、これが内外の批難を受ける基となっている。
昨今の経済施策を優先するが如き、政府の態度は、社会に拝金的風潮

同列に論ずべきものではない。

「ののではない。また、戦没者の遺族に対する処遇は、一命を国家に権求めてやまない。また、戦没者の遺族に対する処遇は、一命を国家に権力と総選挙が予想されるが、われわれは、政府、自由民主党の猛省を

遺族の矜持を持って、 は、 第四十五回全国戦没者遺族大会を開催し、 拝制度の拡充等を、 戦没者遺児祈念館 人事院勧告の公務員給与上昇率を適用して改善すること、そして、 いよいよ平成二年度政府予算編成時にあたり、 れわれは、 この遺族処遇の基本にもとづき、 (仮称) 強く政府に求め、 これらの懸案の解決に邁進する。 の早期建設、 これの実現を期さなければならな さらには遺骨収集、 組織の総力を結集して戦没者 公務扶助料等について われわれは、 戦跡慰霊巡

右宣言する



平成元年十二月二十五日

第四十五回全国戦没者遺族大会

決

議

本日ここに第四十五回全国戦没者遺族大会を開催し、総力をあげて左

記

記各項の実現を期する。

靖国神社公式参拝を継続し、 定着すること。

公務扶助料等は、国家補償の精神に基づき、 公務員給与上昇率を適

用して、改善すること。

戦没者遺児祈念館 (仮称) の建設を促進すること。

遺骨収集、遺児等の戦跡慰霊巡拝を拡充すること。

特別弔慰金支給法を改善すること。

一、総選挙に際し、 推薦候補者の必勝を期すること。

右決議する。

平成元年十二月二十五日

第四十五回全国戦没者遺族大会

戦没者遺族処遇に関する要望

公務扶助料、遺族年金等の増額

公務扶助料が、人事院勧告の公務員給与上昇率を適用して増額改定さ その方式が定着してきたことは、ご承知の通りである。 かるに、公的年金制度の見直しに関連して、恩給年金についても検

討され、昭和六十二年度より総合勘案方式によって恩給年金も改定され

ることとなったのは、極めて遺憾である。

に基づいて執行されるべきであり、これを端的に表わすのが公務員給与 そもそも恩給年金は、 他の公的年金とは異なり、あくまでも国家補償

改善をそのまま実施することにある。

遺族加算(十万五千三百円)は寡婦加算(十二万六千三百円)と

同額にすること。

尊い一命を国家に捧げた戦没者とその遺族の実情を十分に考慮さ 公務扶助料等は人事院勧告の公務員給与上昇率適用して、

改定するよう要望する

なお、つぎの各項について特段の配慮をお願いいたしたい。

(3) 特例扶助料等を公務扶助料等と同額にすること。

改善時期は、公務員と同様にすること。

(2)

厚生省援護局提出概算要求の完全実現

つぎの各項は、厚生省援護局より概算要求として提出されています。

完全実現をお願いいたします。

戦没者遺骨収集等事業関係費

要求総額 三億四千百万円 (前年度 二億一千九百万円

①遺骨収集の継続

確度の高い残存遺骨情報のある全地域について実施する。

派遣地域 六地域要求 (前年度五地域

東部ニューギニア、 スマーク・ソロモン諸島、 マリアナ・トラック諸島、 沖縄、 フィリピン、ビ

②慰霊巡拝の拡充

平成元年度から従来の全遺族を対象として実施している慰霊巡拝 成2年度においては更に人員増により拡充を図ることとする。 とは別に、戦没者遺児を中心とした慰霊巡拝を行っているが、平

派遣地域

七地域要求(三地域

〈前年度6地域(三地域)〉

フィリピン、中部太平洋、ビスマーク・ソロモン諸島、 東部ニ

ューギニア、硫黄島、中国、 ソ連

中部太平洋、ビスマーク・ソロモン諸島の3地域について実施 なお、戦没者遺児を中心とした慰霊巡拝地域は、フィリピン、

する。

派遣人員

三百五十三人(百二人)

(前年度二百七十二人 (六十八人))

注:()は戦没者遺児を中心とした慰霊巡拝を示す。

③慰霊碑等の管理等

サイパン島、ラブアン、ソ連

④遺骨収集等の記録書の作成

要求額 五百万円(前年度ゼロ)

結果の精査および残存遺骨状況を把握した記録書を作成する。 遺骨収集の概了に向けて、これまで実施した各地域での遺骨収集

(2) 作業を精力的に進めるため、 戦没者遺児のための祈念館にかかる調査経費基本設計の前段階の 祈念館の機能の一つである情報検索方

法にかかる基本計画案を作成するほか、

戦争の歴史を客観的、

具体

的に後世代に伝えていくための展示手法についても検討する。

①情報検索方法にかかる調査経費

②展示手法にかかる調査経費

③要求額

二千五百万円(前年度

一千九百万円

(3) 戦没者追悼式挙行に必要な経費

要求額 八千六百万円(前年度 六千九百万円)

1県三十人の千四百十人)

国家参列遺族の増員

1県四十人の千八百八十人

(前年度

要求額 年額

(4) 戦没者遺族相談員謝金 二万一千円(前年度 年額二万五百円

三その 他

給されておりますが、 対馬丸遭難学童の遺族に対しては、その父母等に「特別支出金」が支 この支給率を改善していただきたい。

本県選出国会議員陳情先

衆 員

X 粟 屋 敏 信 岸 田 文 武

谷 111 和 穂 增 岡 博 之

2 1

X

Ш 秀 直 池 田 行 彦

佐 藤 守 良 3

X

亀

#

香

宮

澤

喜

中

議 員

比例区

宮 澤 弘 藤 H 雄 Ш

大 会 参 加 者 (順不同

Ш 奥 中 松 下 尾 \blacksquare \mathbf{H} 久 栄 男 春 Œ 青壮年部長 会 長

1

X

副会長 副会長 青壮年部常任幹事

青壮年部常任幹事

県 2

議

神

IE

紀

X

打

E 青壮年部参与

田 Ш 田 田

3

X

長谷川

光 昭 可 秋 副会長 青壮年部副部長 青壮年部副部長

守 夫 事務局長

坂

出 # H 田

フサ子

青壮年部監事 青壮年部常任幹事

康

範

代 事務員

井 野 石 藤 今 高

恩給関係予算引上げ決定 Ŀ 千

各 位 皆様には、年末御多忙にも拘らず格段の御協力を賜わりまして誠に有難

第四十五回全国戦没者遺族大会並びに特別陳情のため上京頂きました

く深く感謝いたしております。

お蔭をもちまして困難な中にも処遇改善と国家補償の目的が貫徹出来

遺族年金等年額表

種別	現在の年額	平成2年4月より	備考
先順位 遺 族 年 金	1,596,300円	1,645,400円	月 137,116円
先順位 遺 族 給 与 金	1,596,300円	1,645,400円	月 137,116円
先順位 特 例 遺 族 年 金	1, 264, 300円	1,304,400円	月 108,700円
先順位 特 例 遺 族 給 与 金	1, 264, 300円	1,304,400円	月 108,700円
後順位 遺 族 年 金	54,000円	54,000円	月 4,500円
後順位 遺族給与金	54,000円	54,000円	月 4,500円
後順位 特 例 遺 族 年 金	42,000円	42,000円	月 3,500円
後順位 特 例 遺 族 給 与 金	42,000円	42,000円	月 3,500円
他に公扶受給者のあ る内縁の妻の年金	192,000円	192,000円	月 16,000円
特 設 年 金	302, 900円	314,500円	月 26,208円
特例特設年金	205, 700円	214,500円	月 17,875円
対馬丸遭難者 粉別支出金	月 87,178円	月 89,126円	

殿

えずここに厚くお礼申し上げます。

に御苦労頂きまして予算額引き上げの成果を得ましたことはご同慶に堪

きな喜びとなりました。皆様には十二月の末、

何かと御繁多の処、

ものによることは申すに及びませんが、私共遺族にとりまして、誠に大 ましたことは、本県選出国会議員の先生方のなみなみならぬ御協力の賜

長 松 下 男

会

フィリピン戦没者戦跡巡拝

フィリピン地区

(ルソン島カラリヤ近郊、ミンダナオ島ダバオ島)

二十四名で広島県遺族会の目的である「英霊慰霊顕彰」が執行された。 極めて有意義であった。 霊碑を建立)この碑の前にて慰霊祭を厳かに執行、今回の参加巡拝者は 府は昭和四十八年三月二十八日フィリピンルソン島カリラヤに戦没者慰 尊い犠牲によってもたらされた平和への願を新たにするため、(日本政 ので掲載、 の冥福を祈り、戦争のない平和な社会がいつまでも続くことを祈念し、 参拝者一同は尊い犠牲となった肉親のありし日の姿をしのびつつ心から 柱 で悽惨苛烈を極めたフィリピンは戦没者が非常に多く四九八、六〇〇余 広島県は平成元年十一月五日、十一月十日の六日間において今次大戦 (広島県出身一七、○○○柱)こられの英霊に対し追悼の誠を捧げ、 投稿謝々。 戦跡巡拝者より巡拝の感想の投稿がありました

フィリピン戦没者戦跡巡拝者よりの礼状

世羅郡世羅町本郷一、

田 渕 幹 夫

戦跡を巡拝していかに戦斗の激しかったことを克明な説明によってよ フィリピン戦没者戦跡巡拝にはお世話になり厚くお礼申し上げます。

比島では、

去る大戦において四十九万八千柱

(広島県一万七千柱)の

く知る事が出来ました。日頃忘れがちなあの同胞の尊い犠牲によって現 傳へていく義務があると思います。 在の日本私達があることを何時までも心に銘記して子や、 孫、若者達に

高田郡八千代町佐々井

田 郁 省

私を可愛がってくれていた従兄もさぞ喜んでくれたことと思っていま 比島の慰霊巡拝に同行させていただき誠にありがとうございました。

骨の替りに比島の石を持って帰りましたのでお墓へ納めて霊を慰めよ

うと思います。

す。

現地でのご説明、 心にしみて有難く感じました。

外 野 福山市鞆町後地六九四一一三

勉

フィリピン戦没者慰霊巡拝の節はいろいろとお世話になりました。 弟がどんなところで戦死したのだろうかと気にかけておりました

が、四十余年にして念願がかない大変感謝しました。

深安郡神辺町字道上二八三四一六

和 田

拝団員として、 去る十一月五日より六日間にわたり、広島県遺族会比島戦没者慰霊巡 現地に於て慰霊してきました。



比島戦没者の碑

することができました。あればと思っていましたところ、今回の巡拝団に深安郡代表として参加戦没者があり、私も肉親がどのようなところで戦死したか、一度機会が

のことでした。 較的刑の軽い犯罪者は原野に点在する小屋に家族と一緒に住んでいるとです。車窓から赤い服の囚人が作業していたのが印象的で、ここでは比務所で最初の慰霊をいたしました。多くのB級戦犯が処刑されたところ務所で最初の慰霊をいたしました。

土地で力尽きて多くの方が亡くなられたとのことです。終戦となり復員船を待つ間、塩分が欠乏し食糧も無く風土の異なった

日比両国政府により建立され、また管理されています。たところに湖があり、その向こう岸に小さく慰霊堂が見えてきました。てあります。比島の靖国神社です。椰子林の続く山道をやっと登りつめ次の目的地はカリラヤ日本政府建立慰霊碑です。全比島戦没者を祀っ

たでしょう。寂しかったでしょう。慰霊団は四十四年経て只今やってき見会議長よりの供花を前に、松下団長より次の意の追悼の言葉がありま見た。

を北上し、リザール州の激戦地アンチポロへ向かいました。 さて、私たちはここで当初計画されたコースを変更し、ラグナ湖東岸

団一同しばし泉下の霊に香花をたむけ冥福を祈りました。

発展のために頑張りますので、どうぞ安らかにおやすみください」巡拝

ました。私たちは皆さん方の尊い犠牲を無駄にせず、日本の平和のため、

トタン数枚の簡素なもので、後進途上国のきびしい現実を考えさせられの住家は一間四方程度の小さな家で、屋根は椰子の葉によったものや、車窓から見る風景は、住民の小さな家並が道路わきに続き、特に田舎

好意的のように受止められました。定で、巡拝中においても政府軍の検問にあいましたが、原住民は我々に時、マニラでは反乱軍のニュースが報じられており、政状まことに不安時、マニラでは反乱軍のニュースが報じられており、政状まことに不安

地に入ったような処にたどり着きました。見おろす山路へとかかりました。ちょうど加茂谷から山野を超え神石高一行を乗せた車は、ラグナ湖畔より広大な原野を通りぬけ、深い谷を

日本軍の玉砕に近い激戦のあった処です。なく力尽き、マラリヤやアミーバー赤痢となり仆れていった地域です。この谷一帯は、四十四年前日本軍が後方へ後方へと転進し、或は食糧

は日本から持参した神辺の酒「美の鶴」をたむけました。私をバックに徳島県遺族会青年部の皆さんによって祀られていました。私やっとたどり着いたアンチポロ比島慰霊地は草原のなかの大きな黒岩

団がやってきました。大変だったでしょう。ご苦労でした。く我々を待っておられた神辺の方々、広島県の皆さん郷土広島から慰霊我が兄よ、遠く南国のこの地において二度と郷土へ帰ることなく寂し

たので謝意をこめ寸志を渡しこの地を後にしました。原住民の一人が近付き、私たちは碑の周囲の草を刈っていると告げきを得なかったことを想うと、万感胸にせまり涙が止めどなく流れまし四十四年前この地でタコツボを堀り、飢餓に喘ぎ、敵の戦力になすべ

遥か向うにボソボソの山なみが連なって見えており、この地で慰霊し

ました。

島があり、還らざる特攻隊の若鷺たちの姿がうかびます。翌日は、飛行機でセブ島マクタン島へ。この島の東方に激戦地レイテ

あった場所で、かつての特攻隊基地において慰霊しました。セブ島には元陸軍航空隊がありマクタン島は海軍航空隊セブ飛行場の

周辺の地域で戦死された、すべての方々を祀っています。人た小高い丘の上のホテルの庭にはセブ観音があり、セブ島およびその人の慰霊碑は、この方面の病院戦没者の霊を祀っています。我々の宿泊また、セブ市のセブ独立公園内の慰霊碑、およびセブ看護婦学校校庭

ラット方面を慰霊しました。ドより北にアラヤット山を遠望する原野において、遥かクラーク、タルドより北にアラヤット山を遠望する原野において、遥かクラーク、タル一路バタアン、コレヒドール方面に向かいました。途中サンフエルナン

五日目はアキノ大統領官邸マカラヤン宮殿を橋上より左に見ながら、

が大打撃を受けた処です。ス山、十字架のあるサマット山です。米軍砲兵観測班のいた山で日本軍ス山、十字架のあるサマット山です。米軍砲兵観測班のいた山で日本軍遠くバタアンの山々が見えてきました。左よりオリオン山、マリベレ

た。私たちは、サマット山のマニラ湾を見下ろす大樹のもとで慰霊しました。

そうして戦争の犠牲になった父よ、夫よ、兄弟よ

亡き大勢の皆さん

どうぞ安らかにおねむりください

お互いにそれぞれの想いと祈りをこめて、十個所にわたる最後の慰霊

地であるコレヒドール島の見えるマリベネスの丘を後にしました。 私たちは、 六日間の巡拝において比島の民情に接し、世界は一つだと

思いました。

感謝し、拙文ではありますがご報告といたします。 企画してくださった広島県遺族会の皆さん、並びに関係者の皆さんに

第28回平和祈願慰霊大行進

沖縄全島深い祈り 青壮年部

界の恒久平和を祈念し、戦争による惨禍が再び起こることがないよう「慰 霊の日」として制定されている。 わせて二十三万二千余柱の尊い生命が失われた戦没者の御霊を慰め、 た日であります。この日は去る大戦において、日米両国将兵一般県民あ 六月二十三日は、 世界に類を見ない最も激戦であった沖縄戦が終結し 世



平和祈願慰霊行進 (沖縄)

改まったが、

我

から「平成」と 激動の昭和時代

悲惨さを認識 ならない戦争の 決して忘れては 々戦没者遺族が

> して、 世界恒久平和を祈念すると共に、我々戦没者遺族は尚一層力を結集 英霊頭彰と平和運動を推進しなければらならない意義ある日であ

る

めて今年で二十八回目を迎える。 と無言の語らいの一日として、南部の激戦地を慰霊と平和の行進をはじ 悲惨な戦争の事実を、子や孫達に語り継ぎ平和の尊さを教え、亡き父親 我々戦没者遺族が「慰霊の日」をより意義深い行事にするため、 また

慰霊大行進が行なわれ小西銘知事が世界の恒久平和のため、平成元年に 当たり新たな決意をもって宣言された。 を起こしてはならない事を世界に訴えるため、 戦争を憎まざるを得ない。二度と戦没者遺族を出さぬよう、 未収骨のままで、我々遺族の収集を待っている事を思う時、 戦後四十四年経過した今、尚、 婦人部、日本遺族会青壮年部、婦人部が手を携えて今年も平和祈願 沖縄の山野には、 沖縄県遺族連合会青壮年 我々の肉親の遺骨が 悲惨な戦争 忍びない。

▼参加者

争が終ってから

あの悲惨な戦

広島県青壮年部 元谷

四十四年、

時も

広島市青壮年部 石丸 明美 花崎

稔

宮脇マサ枝 田中

平 成 二 年

今後の遺族会の

特別委員会の経過あり方を考える

激動の昭和が終り、平成の時代となった。

広島県遺族会は今新しい時代に向って前進するにあたって、先人先達の不撓不屈の精神と足跡を想起しつつ、新しい時代の本会の活動の基本を考究すべく特別委員会は平成元年十一月三十日に創立四十周年を数え、その第一歩を踏み出し激動する時代の流れの中にあって、戦没者遺え、その第一歩を踏み出し激動する時代の流れの中にあって、戦没者遺え、その第一歩を踏み出し激動する時代の流れの中にあって、戦没者遺え、その第一歩を踏み出し激動する時代の流れの中にあって、戦没者遺え、その第一歩を踏み出し激動する時代の流れの中にあって、戦没者遺え、その第一歩を踏み出し激動する時代の流れの中にあって、戦没者遺え、その第一歩を踏み出し激動する時代の流れの中にあって、戦没者遺ん、で、本会の組織、機構の改善に関する研究」について委員全員極めて熱に、本会の組織、機構の改善に関する研究」について委員全員極めて熱に、本会の組織、機構の改善に関する研究」について委員全員極めて熱に、本会の組織、機構の改善に関する研究」について委員全員極めて熱に、本会の組織、機構の改善に関する研究」について委員全員極めて熱に、本会の組織、機構の改善に関する研究」について委員全員極めて熱

展をはかっていくためには、組織、機構を常に点検し、惰性を排し組織流動のはげしい社会情勢の中で、長期的展望に立って本会の維持、発

機構の補強をすると共に、運営の効率化による経常費の膨張抑制をはかと共に、この課題達成に努力して行くことは当然のことである。と共に、この課題達成に努力して行くことは当然のことである。と共に、この課題達成に努力して行くことは当然のことである。と共に、この課題達成に努力して行くことは当然のことである。と共に、この課題達成に努力して行くことは当然のことである。と共に、正常の対象を表示、財源については財団法人の性格役員の定数、会議の開催回数など亦、財源については財団法人の性格役員の定数、会議の開催回数など亦、財源については財団法人の性格役員の定数、会議の開催回数など亦、財源については財団法人の性格役員の定数、会議の開催回数など亦、財源については財団法人の性格と対象、対象に対象を表すると、正常の対象を表すると、正常の対象を表すると、正常の対象を表すると、正常の対象を表すると、正常の対象を表する。

経緯もあり効率化の必要等種々の面に亘り取り組んだ。合で構成されるのが望ましい姿である関係等をも併せての改革は過去のから、資産より生ずる果実、会費収入、賛助金がそれぞれ三分の一の割

究」について委員全員極めて熱心に研究審議を重ねた。

本会の今後のあり方ならびに、本会の組織、

機構の改善に関する研

特別委員会の開催月日

十月二十九日 計 八回開催平成三年四月三十日、七月一日、七月一日、七月三十一日、九月三日、平成二年八月二日、十月十八日、十一月二十七日、

特別委員会の委員

委 副委員長 委 員 " 長 員 二井田 笠 福 浦 折 # 場 谷 田 キミエ 芳 健 敏 清 澄 枝 [] 常務理 常務理 婦人部副部長 常務理事 常務理事 青壮年部参与 山県郡 広島市 広島市 呉 市

"渡辺剛常務理事 双三郡委員香河仙三常務理事 豊田郡

平田修己常務理事三原市渡辺剛常務理事双三郡

森川 文 子 婦人部副部長 竹原市 対 本 久 恵 婦人部副部長 大竹市

保井清三 青壮年部参与 豊田郡

(事務局) 野坂守夫 事務局長

11 11 11 11

守

Ш

虔

郎

青壮年部副部長

三次市

同特別委員会は平成三年九月二十六日に正副会長に中間報告し、

を得る事であるが、ここに経過経緯を暫定措置として一先ず概要の報告これが採択と更に印刷製本にも若干の日数を要するが何れ理事会の承認取り纏めた。ついては研究調査項目中一部に継続審議中のものがあるが、に委員会に於ては細部に亘り必要なことに対して慎重審議し欠く事項を

その間審議の概要次の通り

書を会長に提出した。

- 1. 本会の財源について
- 3. 備後護国神社の慰霊顕彰等に係る県遺族会の基本的態度について2. 英霊顕彰に対する今後の事業活動についての構想、計画について
- 4. 収益的事業(会館の経営)の分析について
- 5. 婦人部の組織、機構について
- 6. 広島県遺族会の情報宣伝活動について
- 7. 組織の後継者を担う遺児自らの本質自覚と、これが部員の育成強化

策

- 8. 行事執行に伴う委託業者選出について
- 9. 事務局機構強化について
- 10,経費の節減対策について
- 11. 婦人部規程について
- 組織、機構の運営(寄附行為の内容)について

12

- 〇 役員処遇について
- 評議員の定数について

0

- 〇 青壮年部員の増員について
- 〇 会員増の方法について

さら

役員選考内規について事務局員の処遇について

なれば誠に幸甚である。
この結果が大方の賛同を得て、これからの広島県遺族会活動の参考と

沖縄ひろしまの塔合祀

戦没者追悼式

場所:沖縄県糸満市「ひろしまの塔」前日時:平成二年十月二十五日午前十時

広島県は戦後四十五年を迎え、「ひろしまの塔」に合祀されている本主催:広 島 県

県出身戦没者三四、

六○七柱を追悼し、平和への誓いを新たにするため



平成2年度 戦没者遺族沖縄慰霊巡拝団 10月25日 於ひろしまの塔

追悼式を執行された。 広島県遺族会は、 この式典に九十名招待を受け県費補助により参拝

まして厚くお礼を申し上げます。 とを祈念し、極めて有意義であった。終りになりましたが広島県に対し からご冥福を祈るとともに、 琉風氏) 沖縄県遺族連合会長、 族会関係竹田、 (県知事) 黙祷、 広島県からは知事、 参拝者一同は、 献花 (広島県知事、 平田、 尊い犠牲となった肉親のありし日の姿をしのびつつ心 追悼の辞 県議会議長、 沖縄県慰霊奉賛会長が出席され式典は開式、 神川各議員、 (広島県議会議長、 来賓、 戦争のない平和な社会がいつまでも続くこ 遺族代表)により厳粛裡に終了した。 沖縄県から、 厚生委員長、 県遺族会長) 各委員、 沖縄県知事、 民生部長、 献詠 遺

深安郡遺族会長 和 田 裕

うちにもしめやかに挙行されました。 だと云われており、 ○名が招待され参列いたしました。この「ひろしまの塔」には、さきの 係者がご列席され、 しまの塔」において竹下県知事自ら列席され、 しているとき、 来賓として、奥原広島県々会議長を始め議員のかたがたや沖縄県の関 戦後四十五年の節目を迎え、 広島県におかれましては去る十月二十五日沖縄県「ひろ また松下広島県遺族会々長以下郡市代表の私たち九 また当時のことも風化されつつあり忘れられようと 国民の七割のかたが戦争を知らない世代 戦没者追悼式が厳粛なる

出身者のかたが合祀されており、ご遺族のかたには当時を忍び感慨も一 大戦において南方諸地域で戦没者となられた三万四千六百七名の広島県



旧海軍司令部壕前



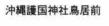
日本全国どの地域に比べても、複雑でわかりにくいのが沖

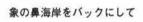
縄の方言。言語学者のあいだでは、これを単なる方言ではな く"沖縄語"と呼んでいる。この"沖縄語"が平安時代の"古 代日本語"ときわめて近いのも、また興味深い点だ。 その"沖縄語"の中から、日常よく使われる会話や単語を

いくつか紹介すると。	
日本語ヤマトグチ	母オカア
男イキガ	兄弟チョーデー
女イナグ	着物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
美人・チュラカーギー	朝飯ヒティミティー
不美人ヤナカーギー	努ったワジタン
あなた・ウンジュ	買うコウラ
わたしワン	よい天気イイウワチチ
父オトウ	沖縄語ウチナーグチ
いらっしゃいませ	メンソーレ

お入り下さいイミソーレ
召し上がって下さいウサガミソーレ
とってもおいしいイツペーマーサン
ごちそうさまカワッチーサピタン
またおいで下さいマタンメンソーリヨー
お休みなさいユクイミソーレー
売って下さいかティクィミソーレー
いくらですかチャッサヤイビーカ
はじめましてハジミティヤーサイ
ごめんなさいワッサイビーン
ごめん下さい (訪問)チャービラ
お元気ですかガンジューヤミセーミ
今日は暑いですねチューヤアチサイビーン
これはなんですかクレーヌーヤイビーカ
いつ来ましたイチチャービタカ

ひろしまの塔一角 知事と一緒に





追悼式献花 松下会長



入だったであろうとご推察いたします。

学徒兵や女子挺身隊員の手榴弾による自決など惨状を聴き同じ年配者と おいて牛島軍司令官長、参謀長らが自決された当時を偲び慰霊しました。 式後、私たちは沖縄戦終結の地である南端の断崖絶壁の摩文仁の丘に また健児の塔、 ひめゆりの塔では、学徒動員の経験のある私は沖縄の

室、

して、すまないと思いただ手をあわすのみでした。

があった。」と当時の戦争の恐ろしさを伝えています。 が修羅場と化し、戦争末期の民間人の惨状は筆舌でいいつくせないもの が戦場となり、もはや人間にとって安全な場所はなくなった。島尻全体 域に住むようになり、米軍は軍民の区別なく無差別に攻撃し、 当時の戦記によれば「友軍が南方に敗走してきてからは軍民が同一区 南方全域

実司令ほか幕僚たちが六月十三日を最後に自決された場所でこの壕中お よび周辺で約四千名のかたが最後を遂げられたと云われます。 次の日は旧海軍司令部壕を慰霊しました。広島県にゆかりのある大田

下らしきところに出てきました。 私たちはほの暗い地下壕へ細い階段を一段づつ降りていき、 ちょうど戦争中における呉海軍工廠での地下待避壕を思いだします。 何とか廊

突然司令官室への道標がらす暗く向らに見えて来ました。 歩く誰もが何かにとりつかれたように向こうに見える壁書を注視してい 部屋は八畳間ぐらいだろうが当時の机がそのまま保存されており、 入口は細く、 前を

大君の御はたのもとに

ししてこそ

人と生まれし甲斐ぞありけり

の時の絶筆と伝えられます。 昭和二十年六月十三日午前一時太田司令官は、従容として自決されそ

としか聞かれず、人の心からさえ忘れられようとしています。 ぬいてきた姿であり、四十五年前の戦争のつめ跡は今の世代からは昔話 らながい占領下を得て、日本に復帰し、今観光地沖縄として力強く生き 時を偲び霊安らかにお眠りくださいと祈りながら壕をあとにしました。 纂は、シックイでかためられてこそあれ当時のままで、 このたびの追悼式参列への旅において私たちのみてきた沖縄は敗戦か 暗号室、医療室、発電室そらして下士兵員室等がそのままあり、 幕僚 当

办。 に伝えていかなければならないと誰もが思われたことではないでしょう しかし戦争は残酷で悲しいものであり、平和がどんなに尊いかを後生

縄の地をあとにしました。 三日間の慰霊を終え、私たちはそれぞれの祈りと想いを残しながら沖

に深甚なる敬意を表し、ご報告にかえさせていただきます。 ました広島県並びに遠方までご列席いただきました広島県議会の皆さん おそくなりましたが、このたびの合祀戦没者追悼式にご招待ください

戦没者遺児の献血運動 (青壮年部

参加することを決めた。 は赤十字センターと打合せの結果、 日本赤十字によると例年夏には血液が不足しているので、 県下各郡市単位に於いて献血運動に 県青壮年部

目

英霊から続く戦没者遺児の血を社会に役立てる」ことを目的とする。

八月十五日を中心として、七月から八月にかけて実施する。

三、本部に報告

「戦没者遺児の献血運動」を実施したら実施報告書を提出する。

全国統一街頭宣伝活動実施(青壮年部

区を中心に実施する し、広く県民に理解と協力を求めるため広報キャラバン行動を本年は二 本年も八月十五日に向けて青壮年部が全国統一に街頭宣伝活動を実施

目

の声を結集する協力方のため 靖国神社公式参拝定着化をはかる併せて北方領土返還の一人、一人

Ξ, H 時

八月四日出~八月五日印

Ξ X 域

呉市、 豊田郡、 竹原市、 賀茂郡、東広島市、 安芸郡一円

実 態 調 查 (婦 人部)

母および妻に対する特別給付金の継続・増額の実現をはかるため、 日本遺族会がかねてより政府に要望している身よりのない戦没者の父 事業

計画に基づき実態調査を実施する。

○戦没者等の妻、一二○万、六○万、二○万(十年償還)は平成五年十

月三十一日最終償還を迎える

○身よりのない戦没者の父母等、七十五万、六○万、三○万、一○万(五

額の実現をはかるためである。 年償還)は平成四年九月一四日最終償還を迎える。これらの継続、

増

調査日

平成二年八月一日現在で行う。

二、調査表

調査表は父母と妻の用紙をわけ、 調査表は二枚複写。

三、提出期限

調査表(日本遺族会保存)は平成二年十月三十一日までに本部宛送付

広島県遺族会提出は平成二年十月二十日

(追って婦人部において調査に伺います何卒よろしくお願いします)

平 成 三 年

中華人民共和国方面慰霊巡拝

----上海·蘇州·南京·北京

原始社会を経た。紀元前二十一世紀に、中国は最初の奴隷国家―夏王朝 と海南島(面積三万四、三八〇キロ)が中国最大の二つの島である。 が現われ紀元前四七五年から、 て考証できる歴史だけでも四、○○○年の長きに達し中国は非常に長い 線は約一万八、○○○キロ余りである。中国の広大な海域には大小六、 に達している。陸地境界線は全長約二万二、八○○キロで、大陸の海岸 経度差が六〇余度、南北側の距離は五、 五三六の島が散在し、そのうち台湾島(面積三万五、七八八平方キロ) は約九六○万平方キロメートルで、東西間の距離は約五、○○○キロ、 中 中国はしだいに半封建植民地社会へと転落していった。 国は世界でも最も早く文明が発達した国の一つである。文字によっ 国はアジアの東部、太平洋の西岸に位置する国である。 中国は封建社会に入った。一八四〇年以 五〇〇キロ、緯度差が約五〇度 国土総面 積

型の政権である。これは中国の歴史上かつてみられなかった政権で、富しい型の政権である。これは中国の歴史上かつてみられなかった新しいとした。人民民主主義独裁の国家政権は、人民が国の主人公となった新宣告した。新中国がうちたてた労働者階級の指導する、労農同盟を基礎宣告した。新中国がうちたてた労働者階級の指導する中華人民共和国が成立を

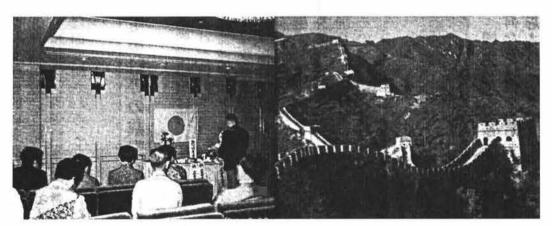
思霊をしたい多数の希望者の内二十五名の巡拝を次に記す。慰霊をしたい多数の希望者の内二十五名の巡拝を次に記す。とは記して民族……中国は長期にわたって統一された多民族の国で、全国には計五六の民族があり、最も人口が多い漢族は全人口の約4%を占め、ほかに、蒙古族、チベット族、ウイグル族、朝鮮族、満州族など55の少数民族がある。七世紀の隋、八世紀の唐が日本文化に与えた影響は大きく、族がある。七世紀の隋、八世紀の唐が日本文化に与えた影響は大きく、店が思いである。この地において尊い一命を国のために捧げられた方々のい思いである。この地において尊い一命を国のために捧げられた方々の慰霊をしたい多数の希望者の内二十五名の巡拝を次に記す。

巡拝をいたしました。で全員元気に上海空港着、旅程表日程に従い上海、蘇州、南京、北京とで全員元気に上海空港着、旅程表日程に従い上海、蘇州、南京、北京と巡拝団一行二十五名は平成三年九月二十八日大阪空港十三時三十分発

守り続けて行くことを誓い遺族のこれからの人生の大きな心の支えとし 斉唱、 広島県知事、県議会議長の花輪を供え、参拝者は線香、ローソク、その 県出身約一万三千人の戦没者の慰霊追悼式を上海、 えたが、父に対する思慕の念は年とともに深まっていたのでありましょ て誠に有意義でありました。 えばこの尊い犠牲によって築かれた今日のこの平和と繁栄を何時までも 鼻を啜る音、涙声で本当に感窮まった敬虔なお祈りをいたしました。 の姿をしのびつつ心からみたまのご冥福を祈り厳粛裡に挙行いたし国家 他故人の好物であった酒、タバコ等持参したものをお供えし、 共和国(東北地区を除く)地区で戦没した英霊は四十七万人の内、 今次対戦において悽惨苛烈を極め多くの尊い犠牲者を出した中華人民 追悼の辞、 読経、 軍歌と式の進む中で皆の声はとぎれ、とぎれ、 特に戦没者遺児は、 すでに亡き父の年を越 南京、 北京に於いて ありし日 広島 惟



蘇州 (東洋のベニス) 「東洋のベニス」とよばれる水の都蘇州は、蘇州四大名園に代表される美しい庭園の街でもあります。



慰霊追悼式 (於上海)

万里の長城



上海 (南京東路) 西洋と東洋の文化が共存する、アジア最大の都市・上海。異文化を取り入れつつ、独特の繁栄を遂げたエネルギッシュな街です。





上海駅前にて



上 海

中国近代化をリードする経済都 市。1300万人を擁する、中国最大 の都市が上海。古い欧州風建物が、 列強に支配された戦前の租界の面 影を残しています。しかし、現在の 上海は、黄浦江は外国船行き交い、 街行く人々の服装は明るく、まさ に中国経済の中枢にふさわしい活 気あふれる都市となっています。

蘇州

数々の庭園が美を競う東洋のベニス。多くの湖水に囲まれ、運河が 縦横に走る水の都。その美しさは 「天に極楽あれば地に蘇州あり」 とうたわれるほどです。宋代以来、 官僚や地主などの上流階級が集ま り、美しい庭園が次々と作られ、 今もそのいくつかは麗姿をとど め、人々の憩の場となっています。

南京

三国時代から明時代まで「建業」 の名で首都として栄えました。永 楽帝が都を北京へ移した後は「南 京」の名に。古列や陵墓など多数 の史跡の他、博物館の内容も充実 しています。ブラタナスやポプラ の並木道が印象的な古さと新しさ を合わせもつ都市である。

北京

華北平原の北に位置する北京は中 国の首都であり、全中国の政治、 文化と交通の中心でもあります。 また文化古坡として、約三千年の 歴史を有する北京は16,800平方キ ロメートルの面積があり、人口は 約1,100万の人口、多くの貴い文 物と美しい庭園を誇り、雄大な万 里の長坡外近くにあります。

5. たことと思います。 技大会の観光資料等をも手渡し、 事官とお会し、 人民共和国日本大使館を訪問し大使には面接は出来なかったが赤倉亮参 度は亡き父の散華の地に訪れ、この目でその地を確かめ、 顔も全然知らぬ父と語らい、心ゆくまで慰霊追悼の誠を捧げられ 種々日中友好親善の旨の話し合いをし、 又北京に於ては宮澤参議員の紹介状により、 一時の歓談をいたしました。 重ねてアジア競 在中華 肌身で

し談話をかわし友好を深めることが出来ました。 中国各地に於ては手持した土産品を中国の出合う子供達にプレゼント

極めて意義深い戦跡巡拝でした。 りになりましたが戦争のない平和な社会が何時までも続くことを祈念し 補助事業として遺族の慰藉は今後の大きな励み、 云々されている位ですから…終りになりましたが広島県のご理解による した。それもそのはず…中国を語らんとすれば先ず万里の長城を知れと 後万里の長城はみんな、 日本は手を握り合って共々栄えなくてはならないと思います。 中国は世界でも最も早く文明が発達した国の一つであり、 なにかを征服したかのように一行満足していま 支えとなりました。 この中国と 旅程の最

慰霊巡拝の旅に参加して

廿日市市遺族会 岩 本 繁 子

涯を閉じました わたしの兄は昭和十一 一年八月中国河北省にて戦死、二十三才の短い生

々の歓呼の声に送られ、 あの日 「お国のために手柄をたてて帰ってまいります」と、 親や弟妹と涙で別れた光景がついこの間のよう 多くの方

戦友との最後の別れの様子など詳しく語ってくださいました。

たたされ、わたしたちが想像ができないような苦難な戦いをされたこと、 悼の言葉を述べられました。会長さんご自身も同じ頃中国で死の極限に い犠牲のもとに今の平和があるのです。

安らかに眠ってください」と追

中国各地で慰霊式が行われました。松下会長さんが、「あなた方の尊

加させて頂くことができました。

奇しくも五十四回目の祥月命日にご案内を頂き、

わたしが慰霊の旅に参

ずんでいた今は亡き母 の日から来る夜も来る ってまいります。 の姿が鮮明によみがえ 月を仰いでは一人たた 夜も中国の空に向かい に帰って来ました。 い布に包まれてわが家 れられた兄の遺骨が白 したって白木の箱に入 ん に思われてなりませ 戦死の公報から少

ている地を尋ね霊を弔 しょう。 しみに耐えていたので ってやりたい」と常々申しておりましたがその願いが通じたのでしょう、 きっと息子の死の悲 「静雄が眠っ



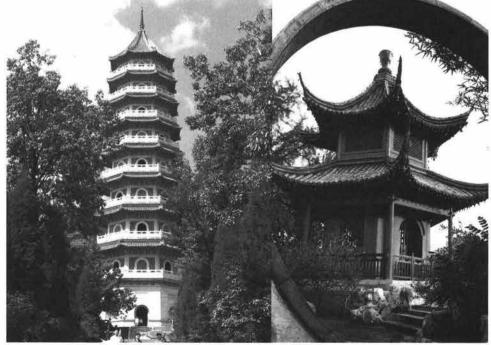
ている北京公司前にて







(即ち紫禁城



南 京 (九層楼)

南 京 (大鐘寺)

れました。 にも目を向け、日中友好関係を続けていかなければならない」とも話さにも目を向け、日中友好関係を続けていかなければならない」とも話さ「この戦争がわが国のみならず中国の多くの方々の犠牲があったこと

妻や子、そして親や弟妹が再び泣くことのないよう平和への道についてたであろうと思うと涙がとめどなく頬をつたい胸が痛みました。かつて母と兄が共に異郷の地で同じ月や星を眺め、思いを巡らせ北京での夜、ホテルの窓から上弦の月に寄り添うように金星が見えま

のと感謝の気持ちでいっぱいでございます。有がとうございました。ましたことは広島県並びに広島県遺族会の方々の暖かいご支援によるも地付近の小石を供え報告しました。両親も草葉の蔭できっと喜んでいる深く考えて行こうと思いを新たにしました。両親の墓前に兄が散華した

第四ブロック会議を開催日本遺族会会議を開催

人部長、青壮年部長、事務局長ら四十八人が出席した。媛県松山市道後のホテル宝荘で開催された。中国、四国各県の会長、婦日本遺族会の第四ブロック会議が十一月二十日、二十一日の両日、愛

協議された議案

一、英霊顕彰

- (1)玉串料等の裁判について
- (2)靖国神社の諸問題について

二、遺族処遇

川遺族処遇改善の要望事項について

公務扶助料、父母、妻特別給付金、特別弔慰金、未処遇遺族等。

三、組織運営

(1)青壮年部の拡大強化について

(2)今後の遺族会のあり方について

四、その他(広島県提案)

4の作(加重男士多)

『靖国神社に祀られている戦没者』と『千鳥が渕は無名戦死者の墓』英霊顕彰運動の推進について

の差異

次代を担ら青少年に対して教育の育成をなすべく大なるものがある。く、現行教科書の偏向を排し、正しい歴史、愛国心、国防の緊要性等、靖国神社崇拝は軍国主義にあらず、教育の欠如と申しても過言ではな

神社のことについてあまりにも認識が薄い。

上記のことについて現代の若い者は千鳥が渕はよく知っており、

靖

公式参拝の定着実現の先決要件として

1)県知事を始め地方自治体首長の参拝を強く要請し、若年層への伝承運動が必要。

慰霊顕彰の高揚を図る。(2)戦前から点在する忠魂碑、旧軍人墓地等の護持奉賛活動の徹底を期し

理等草の根運動の実践をなし靖国公式参拝への実行の促進の要にもな3護国神社・靖国神社に対する啓発行為の一環として慰霊碑等の所在管

◎決議事項

い。()宮澤総理大臣、渡辺外務大臣は靖国神社公式参拝の約束を履行された

(3)特別弔慰金支給法を制定し公務扶助料等受給権失権者には即支給され(2)日本遺族会は愛媛県玉串料裁判を積極的に支援しよう。

るようにされたい。

玉串料等の裁判(憲法第二〇条)

何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制さから特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。信教の自由は何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も国

ない。国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはなら

れない。

憲法第八九条)

してはならない。 公金その他公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の……使用益に供

愛媛玉串料裁判について

だけは絶対にやらないことを確認した。
玉串料相当額の金額が恩赦適用による返還免除などと云う不名誉な手段黒田弁護士を囲み、関係者報告会を行った。その中で岩手県側のような悪妖法串料裁判は第七回が松山地裁で出張裁判が行われた。その後、

総理の靖国神社参拝について

国民のために身命を捧げ如何なる代償を求めることなく思えば、耐えをからなで一考する要も大切に思う。。

政教分離訴訟支援

云うよりも進行をめぐる事である。本性の目的は信教の自由の保障にあ と宗教との分離を制度として保障することにより、 の規定であって、 ることと考える。 の保障を確保しようとするものである。 あれば勉強すべきである。元来、政教分離規定は、 るが靖国神社はわが国の戦没者追悼の中心的施設であることを日本人で 靖国参拝訴訟にかかる問題として政教分離を定めた憲法違反云々であ 信教の自由そのものを直接保障するものでなく、 問題の中には純粋な政教分離と いわゆる制度的保障 間接的に信教の自由 国家

県に配布した。

に対しても勝つべく万全地元の要望に応え支援する。 愛媛県玉串料裁判については勝訴にむかって中国ブロック会議の決議

シベリア抑留の詳細図

40年ぶり広島県が発見、一般公開

開することを決めた。今後の遺骨収集などに役立てる 国の都道府県でも一括保管している県はなく、 広島県庁内の書庫から四十年ぶりに見つかった。厚生省はもちろん、全 き取りを基に作成した「要調査地区全般概況図」(抑留地域詳細図)が シベリア抑留の実態について厚生省が昭和二十六年、帰還者からの聞 広島県は十二日、

る

収容所位置や死者数…

生活ぶりも生々しく

に作成。未帰還者の死亡の有無や抑留地での生活状態を調査するため、 たもので、厚生省引揚援護局留守業務部(当時)が、昭和二十六年八月 概況図は、B3判で手書きの地図を三十六枚のザラ紙に謄写版印刷し

鉄道、 が詳しく書き込んであ 状況、死亡者の人数など 栄養失調や伝染病の発生 に入所者の移動の様子、 ている。また、地区ごと 期、部隊名、人数を記し た収容所の位置や開設時 設を記載。分散されてい 分の一の地図上に地形、 主な地区四十地区につい ロフスク、ナホトカなど て、五万分の一から百万 容所が集中していたハバ ソ連領内で、日本人収 病院などの主な施



広島県庁に保管され、40年ぶりに見つか ア抑留の概況図

浴は十日に一回」など生々しい生活ぶりを記している。が示され、他の地区でも「飯ごう八分目のおかゆを三人で食べる」「入築現場での作業に従事、栄養失調などで千七百三十三人が死亡した様子東部のハバロフスク地区の場合、約一万一千人が収容され、工場や建

今年七月、県職員が偶然、書庫に保管してあるのを発見した。概況図の照会には、コピーの閲覧で応じる。問い合わせは、県社会課 2082には将校などの個人名などが記されているため、プライバシー保護などの照会には、 県職員が偶然、書庫に保管してあるのを発見した。 概況図

体的な調査の参考になる」と話している。名簿を公開してから、民間の墓参、遺骨収集の希望が高まっている。具版をつくった厚生省援護局は「貴重な資料だ。今年四月、ソ連が抑留者版をつくった厚生省援護局は「貴重な資料だ。今年四月、ソ連が抑留者の教、別の資料から収容所や墓地の位置を示す「収容所要図」の復刻

この記事に対し附記すれば……

シベリア方面に抑留された者は「厳寒」「飢餓」「重労働」の果てに倒れつき、今なお自らの死の意味が解明されないまま、無名、野ざらしの現在特に「タイシエットとイルクーツク」の間の、鉄道線路敷設のための多くの日本兵捕虜(約四万人)が投入され、枕木三本に一人の死者が出た程に犠牲者は多数である。肉親の眠る現地での慰霊に対し遺族は、出た程に犠牲者は多数である。肉親の眠る現地での慰霊に対し遺族は、この悲惨な戦争の体験を風化させることなく、戦争の歴史的教訓を次代に正しく伝え、埋葬地に墓参し平和の尊さを確認祈念するために、墓参への強い希望がある。

第31回平和祈願慰霊大行進

―沖縄全島深い祈り―

霊の日」として制定されている。
霊の日」として制定されている。
霊の日」として制定されている。
い月二十三日は、世界に類を見ない最も激戦であった沖縄戦が終結した月二十三日は、世界に類を見ない最も激戦であった沖縄戦が終結し

集して、英霊顕彰と平和運動を推進しなければならない意義ある日であ惨さを認識し、世界恒久平和を祈念すると共に、なお一層の組織力を結成」と改まったが、我々戦没者遺族が決して忘れてはならない戦争の悲あの悲惨な戦争が終ってから四十七年、時も激動の昭和時代から「平あの悲惨な戦争が終ってから四十七年、時も激動の昭和時代から「平

石垣と守礼の門

る。



東南植物楽園

式」に参列し、二度と戦没者を、 縄県主催により挙行される、 と味わい、手を携えて、平和を願いながら慰霊大行進を行い、更には沖 き摩文仁に向かった同じ道を、戦没された方々の苦しみの万分の一でも 族連合会青壮年部・同婦人部が主催となり、 ざるを得ない。今年も、 を起こしてはならないことを、 満小学校より摩文仁の平和祈念公園までの十・三キロを父が、夫が傷つ 遺骨が未収集のままであることを思うとき、 戦後四十七年経過した今日、 日本遺族会青壮年部・同婦人部並びに沖縄県遺 沖縄戦没者墓苑前での「沖縄全戦没者追悼 未だに沖縄の山野には、 国内外に訴えることにしている そして遺族を出さぬよう、 沖縄県民の協力を得て、糸 誠に忍びなく、 私たちの肉親の 悲惨な戦争 戦争を憎ま

来る。 広がるこの平和な島影こそ、その地勢上の重要性から命がけで守り必死 もとは湿ってくる。 こともあり、曇ることを知らぬ空は、 直言って今回の収集作業では御遺骨以上に大量の弾薬、 の戦に参加し、平和の礎として散華された英霊遺骨収集何回かの間、 込む作戦をとられたことと思い国家存亡の危急に際し一身を祖国のため に難し攻めるに易し」で戦術は地下の壕を掘り敵の接近を待ち挺身斬り である。硫黄島は小さく、 に攻めた多くの将兵の血がしみ込んでいるこの世の修羅場だったところ (七〇度強) それはマリアナ諸島の太陽より強烈で多量の汗で足 またの機会にも参加したい。 しかも南端の摺鉢山以外は一 過酷な熱が我々の上に照りつけて 面の平地「守る 爆弾が出土した īΕ

▼参加老

広島県青壮年部 徳永 邦弘 広島県青壮年部 吉富 祝子広島県青壮年部 藤井 康範 広島県青壮年部 水永 邦弘

硫黄島遺骨収集報告

府中市遺族会青壮年部員

井上忠一

い波に縁どりされた島影は将に『平和』そのものだった。しかし眼下にには想像することは出来得ない。確かに輸送機の高い機窓から眺める白も激烈で、最も奇跡的な戦いが交わされた事は、平和な世に生まれた者今を遡ること40年余、そこで世界を二つに分けて争った戦の中でも最









硫黄島で収集された遺骨の整理



L た 遺 骨

平 成 四 年

中華人民共和国方面慰霊巡拝

都会哈爾浜。吉林省の省都長春、遼寧省の瀋陽と巡拝をいたしました。員元気に北京空港着。旅程表日程に従い中国の首都北京、中国最北の大中国巡拝団一行二十七名は平成四年十月十日大阪空港十時五分発で全

哈爾浜

書店となっている旧「松浦洋行」の丸いドームなど。 書店となっている旧「松浦洋行」の丸いドームなど。 書店となっている旧「松浦洋行」の丸いドームなど。 書店となっている旧「松浦洋行」の丸いドームなど。 書店となっている旧「松浦洋行」の丸いドームなど。 書店となっている旧「松浦洋行」の丸いドームなど。

長春

東北師範大学、吉林工業大学や長春地質学院、そしてベチューン医科大地方のハイデルベルグという異名をとる文教都市でもある。吉林大学や吉林省の省都、人口二○○万を有する工業都市です。また、中国東北

は新京と呼ばれ、今でも当時の遺構が残っています。四○万人以上。全国各地から優秀な青年が集まってきています。そして、学などが、ポプラ並木に囲まれるように立っている。その学生数は合計

瀋陽

瀋陽は遼寧省の省都。東北最大の重工業基地です。この地は、戦国時、本の陽(北側)にあるという意味らしい。北国ではあるが、かつて都に北京へ遷都してからは「奉天府」が置かれ、一時は奉天と呼ばれていた。瀋陽という名は市内を流れる渾河(別名藩水)に由来している。本の陽(北側)にあるという意味らしい。北国ではあるが、かつて都でったため、松の木が多く、緑深い街という印象が心をなごませてくれだったため、松の木が多く、緑深い街という印象が心をなごませてくれます。人口は五○○万人。

北 京

五十万年前の北京原人に始まって、幾多の興亡絵巻を繰り広げた帝国。五十万年前の北京原人に始まって、幾多の興亡絵巻を繰り広げた帝国。五十万年前の北京原人に始まって、幾多の興亡絵巻を繰り広げた帝国。五十万年前の北京原人に始まって、幾多の興亡絵巻を繰り広げた帝国。

した。 り厳粛裡に挙行し国家斉唱、 参のものを供えて、 は一、五○○人でこの慰霊追悼式を北京、 島県知事、 した英霊は四十七万人余の内、 とぎれ、 県議会議長の花輪を供え、 鼻を啜る音、 ありし日の姿をしのびつつ心から御霊のご冥福を祈 黙祷、 涙声で本当に感窮まった敬虔なお祈りを 広島県出身戦没者 追悼の辞、 参拝者は戦没者の好物であった持 哈爾浜、 読経と進む中で皆の声は (東北地区) 長春、 瀋陽に於て広 の戦没者

惟えばこの尊い犠牲によって築かれた今日の平和と繁栄を何時までも

北京天壇祈年殿 ゆくまで慰霊追悼の らぬ父と語らい、 で感じ、 を訪れ、 父の年を越え、 者遺児はすでに亡き らの人生の大きな支 を誓い遺族のこれ 守り続けて行くこと とともに深まり一度 対する思慕の念は年 であった。特に戦没 えとして誠に有意義 は亡き父の散華の地 地を確かめ、 この目でそ 顔も全然知 父に 肌身

誠を捧げられたこと

と思う。

うか。 と指示した毛沢東の言葉は、 骨肉相争い流した血、 お四十年、激しい内戦の中から共産党による統一が実現した。長い年月、 展のために、二分の勢力は国民党との対抗に、 まったと解釈が出来る。 長く、その間の年間の日中戦争と云う両国にとって最も不幸な事件が挟 適は別として、 与え、その恩恵を受けつつ国家形成をなしえたことを思えば表現の適不 に国内融和を計るため日本侵略を強く訴える必要があったのではなかろ へと二つの流れに分かれていったと云えるだろう。国共の対立の歴史は への道を開いた孫文の思想は將介石の国民党につかれ、 顔みれば中国四千年の歴史は、古来から日本の思想文化に深い影響を 中国は宗主国であったと言えるだろう。 それは余りにも大きな傷痕であったろう。 八路軍出動にさいし「七分の勢力を共産党の発 何を意味しているのか。 残り一分を抗日に使う」 日本敗戦の後もな 又、 しかし近代国家 中国共産党 それ故

中国はアジア東部、太平洋の西岸に位置し、国土の面積は広く、中国と支えとなり極めて意義深い戦跡巡拝であった。 旅程の最後万里の長を握り合って共存共栄でなくてはならないと思う。旅程の最後万里の長ば出れ広島県のご理解による補助事業は遺族の慰藉は今後の大きな励みに溢れ広島県のご理解による補助事業は遺族の慰藉は今後の大きな励みに溢れ広島県のご理解による補助事業は遺族の慰藉は今後の大きな励みに溢れ広島県のご理解による補助事業は遺族の慰藉は今後の大きな励みに溢れ広島県のご理解による補助事業は遺族の慰藉は今後の大きな励みに溢れている。



平 成 五 年

第四ブロック会議を開催

諸問題について協議した。
日本遺族会の第四ブロック遺族会(中国・四国地区)の会議を去る六月二十七日、二十八日の両日、広島市基町六―三六の『メルパルク広島』長、事務局長、当番県として大槻民生局次長、森田日本遺族会専務理事、長、事務局長、当番県として大槻民生局次長、森田日本遺族会専務理事、長、事務局長、当番県として大槻民生局次長、森田日本遺族会専務理事、長、事務局長、当番県として役員幹部数名等約五十名が出席、当面する長、事務局長、当番県として役員幹部数名等約五十名が出席、当面する長、事務局長、当番県として役員幹部数名等約五十名が出席、当面する長、事務局長、当番県として役員幹部数名等約五十名が出席、当面する長、事務局長、当番県として役員幹部数名等約五十名が出席、当面する長、事務局長、当番県として役員幹部数名等約五十名が出席、当面する長、事務局長、当番県として役員幹部数名等約五十名が出席、当面する長、事務局長、当番県として役員幹部数名等約五十名が出席、当面する長、事務局長、当番県として役員幹部数名等約五十名が出席、当面する長、事務局長、当面する長、事務局長、当面する長、事務局長、当面する長、事務局長、当面する長、事務局長、当面する

会議の中心議題としては、

◎議題英霊顕彰問題について(広島県の検討事項)

って、る。 式参拝すらも行わず、従って天皇陛下の御親拝も途絶えたまま今日に至べての戦没者をお祭りする靖国神社に対しては、政府は三木首相以来公べての戦没者をお祭りする靖国神社に対して、戦没した兵士の御霊たち、す

供している。 横国神社は現にすべての戦没者を護国の英霊として合祀し、日々慰霊 は「国神社は現にすべての戦没者を護国の英霊として合祀し、日々慰霊 供している。

> 今日わが国民の中には、こちらより挑 まない限り戦争は起 こらず、平和は続く こらず、平和は続く という、極楽トンボ 的妄想をいだいてい る者があるがこれが 事想にすぎないこと は、日々の新聞、テ レビが証明するとこ

にならないばかり さや国民の労苦を伝 えてみても、それが えてみても、それが



中・四国ブロック会議でご挨拶の平福祉保健部次長 (知事代理) 6月27日、メルパルクで

外的侵入の場合、生命をかけて国難に殉ずる精神こそ、現下腑抜けた伏という亡国的風潮の助長に手を貸すことになりはしないか。のばかりであり、一旦外的侵略攻に際しては、ただちに白旗を掲げて降か、むしろ極端な反戦思想によって、国民の愛国心や連帯感を喪失させか、むしろ極端な反戦思想によって、国民の愛国心や連帯感を喪失させ

れたい。日本は「侵略国家」ではない。細川前総理は歴史認識に誤り、改めら

過日細川前総理は、

先の大戦を日本の侵略戦争と公言して物議をかも

日本にとって必要ではなかろうか。

不足に対しては痛憤あるのみである。 したが、首相の重責にあるものとして、 極めて軽率且、 浅薄、 その認識

周 博士の論証によって明らかであり、又同裁判の当事者であったマッカー 知のことである 先の戦争が日本の自衛戦争であったことは、 元帥自身、 帰国後かの裁判の誤りを証言している。このことは既に 東京裁判におけるパール

生んだことも、 アジアのみならず中南米、 よる西洋列強植民地の解放戦争であった。と云々してよい。このことは ない。しかしかの戦争を巨視的且つ長期的展望にたって見れば、 近隣諸国に迷惑をかけたことは事実であり、そのことを忘れてはなら 先の戦争を抜きにしては考えられない。 アフリカにも波及し、戦後百に余る独立国を 日本に

ならない。 わゆる東京裁判史観に呪縛されて外国の内政干渉に屈していることに他 総理の歴史観の相違は靖国神社参拝の大きな後退の何ものでもない。 が国の存立の基本となる国家動議の根幹であるにもかかわらず、 靖国神社公式参拝は得られない。われわれの悲願である靖国神社は、 歴史観の相違と云々されていることをこのままにしておけば、 永久に 細川前 b

脚し、公式参拝を実行国民の負託に応えるべきである。 立国として毅然たる政治姿勢により、わが国の良き伝統、 公式参拝は、 外圧に屈することなく、あくまで、 国内問題であり、 文化習俗に立 独

うばわれし父は哀れである。 現時侵略だ、補償だと叫ばれているが異国の土、 遺族の心の中の父は永遠の聖なる父である。 侵略と云わしむ戦いに 靖国に合祀される英

靖国神社参拝も年々後退に後退している。この状況を遺族のものは何

考える、 と考えているかを思考すると、首相官邸座込み行為等実行をも必要とも 要は総理の決断あるのみと思う。

中国・四国ブロック会議決議事項

第一 英霊顕彰問題について

率、 く逆行は細川前総理の誤れる歴史認識で先の大戦を日本の侵略戦争 と公言して物議をかもし、 である。 の安泰と世界の平和をわが国固有の礼儀によって祈念している施設 護国の英霊として合祀し、 歴史観の相違云々をこのままにしておけば、 靖国神社公式参拝定着促進の方途として、靖国神社は、 且つ、浅薄、 殉難者のみたまに対する善処について考えて行くことに全 その認識不足に対し痛憤あるのみである 日々慰霊追悼の誠を捧げると共に、 首相の重責にあるものとして、 極めて軽 戦没者を

◎問題点の主要意見

参拝は得られない。

- (1) ない。 靖国問題は国民運動でなければならない、一部の者の問題では
- (2) も節目であり若い世代に対して遺族会は一丸となって取り組む要 た者は真に戦争を知らない。 各県に送付し展開をしているが延び悩みがある。 ある」英霊にこたえる会等を通じて街頭運動のみならず劇画等を 靖国問題、 英霊顕彰問題の一 来年は終戦五十周年に当り靖国問題 番 の問題点は 「侵略戦争の発言で 戦後教育を受け
- (3) 来年終戦五十周年に向け具体的にこの問題を如何なる行動をな

がある。

永久に靖国神社公式

の取組むことの具体的なものを決議されたい。すべきか、国民運動としての取組みも賛成であるが遺族会として

- ク会議として呼びかけ、日本遺族会に提言をする。 全国遺族大会の機会に国会をねり歩く運動を展開すべくブロッ

決議事項(中央に要請

戦争責任の「国会決議」阻止請願署名運動の促進をする。

第二 戦没者追悼平和祈念館について

である。 (1)建 である。

容に問題がある。日本遺族会は取組みを進めている。のため準備室が設けられている。厚生省は既定通り行う、しかし内のため準備室が設けられている。厚生省は既定通り行う、しかし内のため準備をある。

尾辻参議院議員 左派からの反対 (社会党中心)

各弁は従来通り、⑴も⑵も変更なし、地元の反対も概ね解決してい答弁は従来通り、⑴も⑵も変更なし、地元の反対も概ね解決しているの問題(⑴内容の問題、⑵日本遺族会の運動、大内厚生大臣の

右翼から反対着工について延引している。

厚生省は早急に着工取組みたく考えている。

本件については早期着工、早期完成を求めたいの決議。

第三 北方領土返還について

別紙の提案検討事項(書類)異議なく承認

第四 遺族会基金制度について

照会されることといたされたいに対し了承。で、各県のご意見をお聞きしたい旨に対しては、各県事務局宛に、のための基金づくりを本会は必要とし取り組むこととしているの愛媛県松下副会長は平成七年から青壮年部は親会との会計一本化

第五 平成七年(終戦五十周年)は大きな節目として同年を目途に会計

意 見 書

国神社公式参拝定着促進の方途として)について島県において平成六年度第一回ブロック会議を開催し、英霊顕彰問題(靖日本遺族会中国・四国ブロック会は六月二十七日、二十八日の両日広

念している施設である。 がると共に、国家の安泰と世界の平和を、わが国固有の儀礼によって祈げると共に、国家の安泰と世界の平和を、わが国固有の儀礼によって祈靖国神社は戦没者を護国の英霊として合祀し、日々慰霊追悼の誠を捧

の認識不足に対し痛憤あるのみである。物議をかもし、首相の重責にあるものとして、極めて軽率且、浅薄、そ細川前総理の誤れる歴史認識で、先の大戦を日本の侵略戦争と公言しての難者のみたまに対する善処について考えて行くべくに全くの逆行は

得られない。歴史観の相違云々をこのままにしておけば永久に靖国神社公式参拝は

族会に対し提言する。 来年は終戦五十周年に向け具体的にこの問題について如何なる行動を 来年は終戦五十周年に向け具体的にこの問題について如何なる行動を を会に対し提言する。

和史を継承して行く教育の欠如を是正することの意見一致をみた。 れた英霊を偲び、大東亜戦争の意義を顕彰すると共に、次代へ正しい昭 に進されなくてはならない。重ねて云々すると国のため尊い命を捧げら に進されなくてはならない。重ねて云々すると国のため尊い命を捧げら に進されなくてはならない。重ねて云々すると国のため尊い命を捧げら ないれた、無数の尊い先人達の力によるものであり、しかるに現在の政 とはならない。重ねて云々するととない。 があり、しかるに現在の政 はいるに現在の政

- 特別弔慰金の継続、増額の実現については、平成七年以降も弔慰金
- 次期参議院の比例代表尾辻秀久氏に総力をあげての支援方の要請に
- 北方領土返還について

求し続けてきた。 戦後、我が国は一貫してこれら四島の一括返還をソ連に対して要

わらず、その返還はいまだに実現していない。国交が再開されてから、すでに三十有余年が経過しているにもかか一九五六年(昭和三十一年)日ソ共同宣言が署名され、両国間に

する必要がある。の関係改善のためには、この問題を早急に解決し、平和条約を締結の関係改善のためには、この問題を早急に解決し、平和条約を締結北方領土問題は日ロ両国間の最大の懸案問題であり、日ロ間の真

終戦の日(八月十五日)から三日後の八月十八日未明ソ連軍は砲だった「日ソ中立条約」を一方的に破棄して日本に対し宣戦を布告領して、日本の戦局不利が決定的となった八月八日ソ連は当時有効第二次世界大戦末期一九四五年(昭和二十年)連合軍が沖縄を占

とともに千島列島北端のシュムシュ島に上陸。自衛のため応戦した日本軍との激戦の末八月二十三日に局地停戦協定が結ばれ以後、 た日本軍との激戦の末八月二十三日に局地停戦協定が結ばれ以後、 をともに千島列島北端のシュムシュ島に上陸。自衛のため応戦し をとして、八月十五日)から三日後の八月十八日未明ソ連軍は砲

ことを物語っている。考えていたために択捉島以南の島々を日本領土として区別していたてのことは、当時ソ連もはっきりと千島列島をウルップ島以北と

領土の占領を終了した。いないと知り、八月二十八日、突如、択捉島に上陸を敢行し、北方いないと知り、八月二十八日、突如、択捉島に上陸を敢行し、北方しかし、ソ連軍の別の部隊は択捉島以南にアメリカ軍が進駐して

島民は危険をおかして北海道に脱出、日本人は日本本土に引揚げ

り、このことはしっかり銘記しなくてはならない。え何万という兵士は凍死した。この状況は正にソ連こそ侵略国であえ何万という兵士は凍死した。この状況は正にソ連こそ侵略国であ

「返還の一日も早からんことを願いたい。」



広島護国神社中島宮司挨拶



広島平和記念原爆資料館見学後、広島駅に於て解散した。

広島護国神社昇殿参拝

全国戦没者追悼式・武蔵野御陵団体参拝

終戦記念日(戦没者を追悼し平和を祈念する日)の八月十五日、靖国終戦記念日(戦没者追悼式が挙行された。式典には細川首相ら政府神社に程近い日本武道館に天皇、皇后両陛下のご臨席を仰ぎ、政府主催神とともに一分間の黙祷を捧げ、戦没者のみたまを追悼し平和を祈念した。

し、開会を待った。

一会場の正面中央には、「全国戦没者之霊」と墨書した標柱が立ち、そ会場の正面中央には、「全国戦没者之霊」と墨書した標柱を囲んで各省庁のの両側は天皇、皇后両陛下から賜わった生花と、標柱を囲んで各省庁のの両側は天皇、皇后両陛下から賜わった生花と、標柱を囲んで各省庁のの大田の正面中央には、「全国戦没者之霊」と墨書した標柱が立ち、そ

が入場された。 年前十一時五十分、開会の辞、厚生大臣の先導で、天皇、皇后両陛下

天皇陛下がお言葉を述べられた。 一年から一分間、黙祷を捧げ、

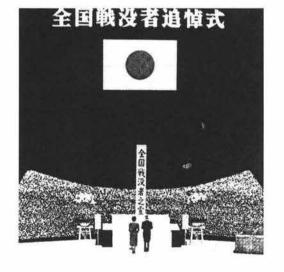
両陛下のご退席のあと各界代表、各都道府県の遺族代表が花を捧げた。

戦没者追悼式について

永世の平和を祈念する行事として、昭和二十七年五月二日、新宿御苑に太平洋戦争における我が国内外の三百十万人余りの戦没者を追悼し、

昭和三十八年「全国戦没者追悼式の実施に関する件」が閣議決定され追悼式には沖縄を含めた全国の遺族代表及び各界の来賓が参列した。おいて天皇皇后両陛下のご臨席のもと、全国戦没者追悼式が行われた。

北の丸公園内の日本武道館において実施されている。が行われた。以後、毎年八月十五日に行われており、昭和四十年からは、たのを受け、同年八月十五日、日比谷公会堂において全国戦没者追悼式





全国戦没者追悼式 (平成五年)



平成五年度広島県遺族会全国戦没者追悼式団体参列団"武蔵野御陵"(H5.8,15)



平成五年度広島県遺族会全国戦没者追悼式団体参列団"武蔵野御陵"(H5.8.15)



平成五年度広島県遺族会全国戦没者追悼式団体参列団"武蔵野御陵"(H5.8.15)

遺族会青壮年部大会

及び会長・婦人部長研修会

今後の青壮年部組織の在り方

おいて、種々討議検討を重ねてきた。年部は今後如何にあるべきかを、県内、ブロック、中央の各種会合等に年部は「平成七年に向けて青壮年部組織の総仕上げ」をうたい、青壮

これからの後継者対策に取り組まなければならない。如何にすべきか、親会、婦人部、青壮年部、各々の立場で対話を深め、る実質的部員を増加させ、平成七年には本会との一体化の体制づくりを、る実質的部員を増加させ、平成七年には本会との一体化の体制づくりを、

- 会計一本化のため財政確立 (分担金制度と基金づくり) に努める。
- 特別弔慰金制度の継続、増額と抜本的改善の要望。

組織活性化を促進するために女性部員の拡充強化に努める。

0

○ 本年予想される衆議院選挙支援対策の検討。

裡であった左の決議がなされ定刻一五・三○分終了した。右テーマに対し活発な意見発表がなされ、実研修会は大変意義あり盛会

決議

復活定着運動を展開し、世論の醸成を喚起するものである。 復活定着運動を展開し、世論の醸成を喚起するものである。 復活定着運動を展開し、世論の醸成を喚起するものである。 である。となく執行すべく政府に求め、総理の靖国神社公式参拝の でたともいえるが、我々遺族は、国のために命を捧げた英霊に対し、顕 でたともいえるが、我々遺族は、国のために命を捧げた英霊に対し、顕 でたともいえるが、我々遺族は、国のために命を捧げた英霊に対し、顕 である。

握し、冷静な判断力と若き行動力をもって積極的な運動を展開して行か運動の本質を見極めながら遺族会の核となって、進むべき道を明確に把更に現在時限立法とされている特別弔慰金制度の継続増額運動等遺族

そこで、我々は、本日ここに広島県遺族会第七回青壮年部大会を開催なければならない。

組織の総力を結集して、下記各項の実現を期する

一靖国神社公式参拝の復活と定着

Ļ

- 二 特別弔慰金制度の継続と増額
- 二 戦没者遺児による慰霊友好親善事業の拡充

遺児記念施設(戦没者追悼平和祈念館)建設の促進

以上決議する。

74

平成五年二月二十一日

広島県遺族会青壮年部

財団法人広島県遺族会役員名簿

(平成4年6月)

役職名	氏 名	Ŧ	住所	電話
会 長	浦谷清司	723	三原市中之町4088-8	0848-62-4006
副会長	伊藤正己	731-37	山県郡筒賀村大字中筒賀106	082632-2466
111	下西璋彦	724	東広島市西条町土与丸47-3	0824-23-2968
"	竹 田 浩 二	720	福山市胡町4-23	0849-25-0740
" (婦人部長)	正 金 登美恵	739-02	東広島市志和町志和西216	0824-33-2503
常務理事	舛 本 久 恵	739-06	大竹市新町1丁目4-4	08275-2-2531
"	相 島 ハツエ	737	呉市中央3丁目1-5	0823-22-6453
"	高橋隆美	729-01	福山市神村町3804	0849-33-3797
"	井澤 聖 昭	727	庄原市西本町1丁目15-8	08247-2-1081
名誉会長	松下一男	732	広島市東区愛宕町9-11	082-261-4050
相談 役	中 川 弘	720	福山市西神島町289-3	0849-51-1065
"	小島倉七	731-05	高田郡吉田町吉田999-3	08265-5-0334
参 与	二井田 芳 澄	731-51	広島市佐伯区五日市中央4丁目6-13	0829-21-0944
"	神田茂幸	728	三次市穴笠町476-2	08246-3-8457
監 事	外 野 勉	720-02	福山市鞆町後地694-13	0849-82-2218
"	沖 田 ミツエ	731-01	広島市安佐南区緑井3丁目15-41	082-877-2027
"	二井田 芳 澄	731-51	広島市佐伯区五日市中央 4 丁目6-13	0829-21-0944

広島県遺族会青壮年部役員名簿

(平成4年4月1日)

役職名	E	E	4	S	₹	住所	電話
部 長	井	澤	聖	昭	727	庄原市西本町1丁目15-8	08247-2-1081
副部長	守	Ш	虔	郎	728	三次市三次町寺戸604-2	08246-3-4530
"	奥	田	久	īΕ	739-12	高田郡向原町大字坂389-4	082646-2377
11	今	岡	博	光	720	福山市西町1丁目12-15	0849-22-573
"	井	Ł	Ŧ	代	732	広島市南区段原日の出町9-7	082-281-8198
幹事長	小	野		寛	739-17	広島市安佐北区落合南4-41-6	082-843-9002
常任幹事	藤	井	康	範	723	三原市和田町7284-6	08486-3-256
#	岩	崎	ΙE	司	731-15	山県郡千代田町本地838	082672-3136
"	徳	永	賢	治	724	東広島市高屋町造賀8241	0824-36-039
"	栗	田	弘	Ξ	731-02	広島市安佐北区可部3-33-10	082-812-2318
"	迫	田	誠	子	739-17	広島市安佐北区深川5-48-6	082-843-9857
"	北	出		貢	737	呉市清水 1 丁目10-23	0823-22-479
"	蔵	本	英	生	722-02	尾道市木ノ庄町木門田289	0848-48-0376
#	金	岡	康	隆	726	府中市目崎町110-1	0847-41-4823
"	元	£	悦	夫	739-04	佐伯郡大野町丸石2丁目3-18	0829-55-0537
監事	橋	本		直	738	廿日市市宮内290-1	0829-39-613
"	内	林	良	市	720	福山市箕島町230	0849-53-4178
参 与	神	田	茂	幸	728	三次市穴笠町476-2	08246-3-8457
"	保	井	清	\equiv	729-24	豊田郡安芸津町風早674-4	08464-5-025
"	平	田	修	己	723-01	三原市沼田東町七宝415	08486-6-0327
#	二井	+田	芳	證	731-51	広島市佐伯区五日市中央 4 丁目6-13	0829-21-094
"	中	尾	栄	Ξ	731-01	広島市安佐南区東野1丁目8-16	082-877-2267

研修会の感想

【愛国心について】

- 0 戦後の民主教育では愛国心と言う言葉を聞かない。
- 0 現在の我が国で「愛国心」があたかも民主主義に反するかに説明が なされている
- 0 そもそも民主教育を受けていない故か自分自身が一番大切で人の為 にと心は動かない、何をか申すべきである。
- 0 去る日建国記念に国旗を揚げた家が何軒あったか、 ツリであり、せめても遺族会の皆さんで揚げる手本を召したい。 誠にポツリ、 ポ
- 0 「愛国心」の本義を見直されなければならない。

0

靖国神社、 英霊の行為の 護国神社にまします国家のために尊き生命を捧げられた 「崇高」さが再評価されなければならない

中国・四国ブロック会議を開催日本遺族会会議を開催

年部長、事務局長、 徳島県議会副議長、 諸問題について協議した 参議院議員、日本遺族会飯森福祉部長、 両日、徳島市阿波観光ホテルに於て開催し、来賓として、徳島県知事、 日本遺族会・第四ブロック遺族会の会議を十一月二十五日、 当番県の役員幹部数名等約五十名が出席、 徳島市長、 徳島県高齢福祉課長補佐、 各県から会長、 婦人部長、 板垣、 当面する 二十六日 尾辻両 青壮

(1)細川首相の「侵略戦争」発言に対する対策について 会議の議題は第一号議案 英霊顕彰問題について

細川総理の発言撤回と謝罪をさるべきだ。

(2)靖国神社問題について

英霊顕彰問題について、

が強行拙速に行動されたい遅々たる感がある等強い意見があった。 靖国神社は日遺の第一委員会が担当している

(3)関係控訴審について

◎愛媛玉串料裁判の最高裁の現況

愛媛県遺族会の説明は現況キャッチしていない。

第二号議案 処遇改善問題について

(1)本年度の運動は来る十二月二十一日に第五十回全国戦没者遺族大会

明年以降の運動に る。 国会議員に陳情す に於て決議し関係 (2)特別弔慰金等

来得るよう纒めた 央の取組で実現出 て継続等の陳情す 更新時期に向っ 結論として中

方について 後の遺族会のあり

第三号議案

4



中・四国ブロック会議状況=11月26日、阿波観光ホテルにて

-206 -

各県に於て青壮年部の取組みとして財政一本化を 日本遺族会は事業について平成七年(終戦五十周年)検討している。

ことのないように再び戦をおこすことなく継続することを決議した。 第四号議案 終戦五十周年大東亜戦争を見直そう。各県での慰霊祭を五十年で終る ブロック推薦の日本遺族会役員の選出について

常務理事 二名

監事 一名

役員選考委員

検討選出の審議の結果、 現在役員が留任に決定された。

第五号議案

その他の項に於て次回の当番県は広島県が当番決定した。

青壯年部幹部合同研修会

議の出席を得、 条グランドホテルで開催、 去る十月十六日~十七日県婦人部・青壮年部合同研修会を東広島市西 諸問題について研修した。 百二十人が参加、 来賓として板垣・尾辻両参

た。 本研修会に於ては感謝の集いとして母親に対し記念品贈呈が行われ

研 修会の目的

識と使命感の高揚に努めつつ、 生きるもの同志の人間関係の確立をはかり、 婦人部・青壮年部の資質の向上と他都市との交流を通じ、同じ境遇に 相互に後継者として今後の遺族会発展に 共通の問題点についての認

> しく理解し、ますます平和の願いを強くし今後の活動に活かしていきた 対し自覚を高め、合せて平和の礎となった英霊の歩んだ戦争の歴史を正

研 修 テ 7

L;

平成七年 (終戦五十周年) にむけて本会との一本化について

2 1.

高齢者に対する社会活動と生涯作り

研修テーマ解説

山会計の一本化をはじめ本会との一本化の体制作り

第1テーマ……平成七年(終戦五十周年)にむけての運動

高齢化著しい本会にあって、青壮年部の後継体制の確立は緊急課題で 平成七年には会計の一本化を

含め本会への一体化の体制作りに努める。

あり、本会および婦人部との対話を重ね、

ていかなければならない。 なお、同じ境遇の中で生きてきた同志的つながりは、 今後も大事にし

このため、婦人部と同様に部会として存続させることとする。

①本会会計の一本化について

平成七年度より本部の青壮年部特別会計は廃止し、 一般会計への一本

化をはかる。

②会計内容について

(イ)会議費については、 青壮年部長会(幹事会を含む)とする。

の研修会助成費、 (ロ) 事業費については、 社会活動費、 婦人部と同様に全国幹部研修会費、 遺児激励費 母の像管理費等の経費を設 支部

ける。

- (ハ)遺骨収集関係費は一般会計で処理する。
- (二) 戦没者遺児の慰霊友好親善事業特別会計への繰入れを行う。
- (ホ) 以上の必要経費は、支部寄付金を増額して処理する。

③支部会計の一本化について

各支部における会計の一本化については、本部同様に進めるも、部費

については会費と改めつぎにより徴収する。

会費として徴収する。(イ)母親(婦人部)が健在の場合は、本会会費と従来からの部費を

壮年部としての会費は徴収しない。(ロ)母親が亡くなった場合は、青壮年部から親会会費を徴収し、青

造成も必要課題であり、青壮年部自らが基金の造成に努力する。(ハ)各支部の将来の活動のための基盤となる財源確保のため、基金

第2テーマ……高齢者に対する社会活動と生涯作り

作りをお互いに考えてみよう。運動を行い、不安解消に努めると同時に、我々遺児も高齢化社会の生涯を各市町村で把握し、青壮年部員が協力し悩みごとなどの相談、声かけ泉内において年老いた戦没者遺族、特に一人暮らしの母達の生活状況

壮年部前・国松部長の有益な講演を聴講し盛会裡に十三時終了した。以上テーマに対し活発な意見発表がなされ、本研修会に日本遺族会青

青壮年部幹部交流研修会

十月三日出~四日间三次グランドホテルに於て開催。三日の夜は母親

会であった。 会であった。 会であった。 感謝の集いとして、婦人部のお母様方に、青牡年部より心ばかりの記念 感謝の集いとして、婦人部のお母様方に、青壮年部より心ばかりの記念

総参加者 一二〇名

浦谷団長ほか29名が糸バシー海峡 (比島近海) 慰霊巡拝

浦谷団長ほか29名が参加浦谷団長ほか20名が参加

原生林に覆われている。 「の中心を成す本島は南北に長い木の葉形で、九州より少し小さい台湾の中心を成す本島は南北に長い木の葉形で、九州より少し小さい

蓮・台北と各地に於て巡拝をした。

切りたち、ダイナミックな景観をつくっている。この山岳地帯は島全体の、実に半分以上を占め、間をぬう渓谷は鋭く

峡、比島近海における船舶は六十隻余に及び喪失を受けたところである。員、物資の補給及び、日本への物資輸送の要路であったこの、バシー海を極め多くの尊い犠牲者を出した。南海諸島。台湾及びフィリピンを結だシー海峡方面戦没者の巡拝については、今次対戦において凄惨苛烈



現地に於ては地域住民と友好交流を充分はかってきた。 第五十回全国戦没者遺族大会

要望事項実現めざす

連立政権の不安の中

振りに越年編成となった。これは政治改革関連法案の成立を優先した連 戦没者遺族の処遇改善をはかるための平成六年度政府予算案は、 五年 誓い、遺族の人生に大きな支えとして極めて有意義であった。なお慰霊

今日の平和と繁栄をいつまでも守りつづけていくことを

広島県知事、広島県議会議長の弔慰の花輪を携行してお供

持参したものをお供えし、ありし日の姿をしのびつつ、心からなる追悼

いた。参拝者は線香、ローソクその他英霊の好みであった酒、煙草など

お父さんと海底に響かんばかりの声をはり上げて、冥福を祈ったものも いることを思えば胸痛む思いであった。遺族の中にはあらん限りの声で 海峡方面へ流れ込んでいる。

十六メートルに達し、黒潮の支流で太平洋側からこの海峡を通って台湾 海底の起伏がはげしく、水深二千~五千メートルで最深部は、四千百二

この地の海底深く眠っている英霊も併せ水平線の彼方に肉親が眠って

り、東の太平洋と西の南シナ海を結んでいる。

幅百キロメートル余りで

バシー海峡は台湾の南端とフィリピンの最北端のバタン諸島との間にあ

追悼式には、

の誠を捧げた。

立与党が単独で、第百二十八臨時国会の会期を、平成六年一月二十九日立与党が単独で、第百二十八臨時国会の会期を、平成六年一月二十一日に開催、その後予算編成の日程に合せ代表者で要望事項の完全実現をめざすことその後予算編成となっても、全国戦没者遺族大会を十二月二十九日立与党が単独で、第百二十八臨時国会の会期を、平成六年一月二十九日立与党が単独で、第百二十八臨時国会の会期を、平成六年一月二十九日

もと、各都道府県代表一、○八二名(広島県十一名)が参加し、要望事者大会を開催、衆・参両国会議員二四八名(内代理者を含む)ご臨席、署として自民党代表河野洋平氏、厚生大臣大内啓伍氏、総務長官代理来賓として自民党代表河野洋平氏、厚生大臣大内啓伍氏、総務長官代理・参回国会議員二四八名(内代理者を含む)ご臨席、日本遺族会は十二月二十一日東京九段会館において第五十回全国戦没



全国戦没者遺族大会で挨拶する橋本龍太郎会長=12月 21日、九段会館ホールで

情を行った。 項を決議し、政府並びに自由民主党の地元選出国会議員に対し強力な陳

第五十回全国戦没者遺族大会の谷嘉昭氏の意見発表要旨は次の通り。

青壮年部幹事長 谷

嘉

昭

得るでしょうか。

遺族の処遇については戦後五十年間を寂しく過ごしてきた母のためにと母から励まされ、一人前になったのです。そんな私たちにとってあのと母から励まされ、一人前になったのです。そんな私たちにとってあのが、その前に国家の道義を確立すべきであります。政治改革も大事ですが、その前に国家の道義を確立すべきであります。政治改革も大事ですが、その前に国家の道義を確立すべきであります。そ

ては現在、年間二百五十名程度の派遣だが、全国の遺児百万人に見合ら全額負担するようにしていただきたい。遺児の慰霊友好親善事業につい遺児である私もかつて沖縄で遺骨収集に参加したが、その費用は国がも思いやりのある政治を望みます。

べく拡充していただきたい。

第五十回全国戦没者遺族大会の藤田美栄氏の意見発表要旨は次の通り。

青森県会長藤田 美栄

年、多くの波乱に満ちた大会がありました。大会は、戦後六年間の叫びで熱気あふれる大会でした。あれから四十二大会は、戦後六年間の叫びで熱気あふれる大会でした。あれから四十二昭和二十六年二月二十三日、神田の共立講堂で開催された第一回遺族

けた。

時の厚生大臣、橋本龍伍氏の閣僚辞任に揺れた昭和二十七年一月二十時の厚生大臣、橋本龍伍氏の閣僚辞任に揺れた昭和二十七年一月二十時の厚生大臣、橋本龍伍氏の閣僚辞任に揺れた昭和二十七年一月二十時の厚生大臣、橋本龍伍氏の閣僚辞任に揺れた昭和二十七年一月二十時の厚生大臣、橋本龍伍氏の閣僚辞任に揺れた昭和二十七年一月二十時の厚生大臣、橋本龍伍氏の閣僚辞任に揺れた昭和二十七年一月二十時の厚生大臣、橋本龍伍氏の閣僚辞任に揺れた昭和二十七年一月二十時の厚生大臣、橋本龍伍氏の閣僚辞任に揺れた昭和二十七年一月二十時の厚生大臣、橋本龍伍氏の閣僚辞任に揺れた昭和二十七年一月二十時の厚生大臣、橋本龍伍氏の閣僚辞任に揺れた昭和二十七年一月二十時の厚生大臣、橋本龍伍氏の閣僚辞任に揺れた昭和二十七年一月二十時の厚生大臣、橋本龍伍氏の閣僚辞任に揺れた昭和二十七年一月二十時の厚生大臣、

ません。 力的な政党も加わった連立与党による細川政権に対しては不安を禁じ得力的な政党も加わった連立与党による細川政権に対しては不安を禁じ得しかし、七月の総選挙の結果、自民党も野に下り、本会の運動に非協

ばなりません。 を冒涜するなにものでもありませんが、「災い転じて福となす」の諺どを冒涜するなにものでもありませんが、「災い転じて福となす」の諺ど

に伝える私達の責任は重いものがあります。せん。今の日本は衣食あふれ礼節を忘れており、正しい歴史を子々孫々せん。今の日本は衣食あふれ礼節を忘れており、正しい歴史を子々孫々戦死公報を受けとった遺族の不幸な運命は、遺族でなければわかりま

橋本会長挨拶要旨

しかし、当時を少しでも覚えているものとして、やらなければと引き受私は終戦が小学二年生、遺族会の会長を引き受けるに当たって迷った。

私と同世代の細川総理の「第二次大戦は侵略戦争」との言に、連立与

の問題はおきざりである。

京三次補正予算を出すというが、当初予算でなければ改善されない遺族が政府は応えてくれない。一月末か二月か、政府の考えは明らかでない。慰藉以外のものは建てさせない。さらに明年の予算は年内編成を求めた思さ、戦没者追悼平和祈念館の見直しが公然と起きているが、遺児のまた、戦没者追悼平和祈念館の見直しが公然と起きているが、遺児の

我々も全力をあげて努力したい。新しい年も力を合わせていこう。権の一片の良心が残っていることを信じ、全力で予算編成を願うものだ。平和祈念館は方向を変えないように、遺児巡拝、遺骨収集等も連立政

计生大臣 大内 啓 伍氏

全国大会開催に心からなる挨拶を申しあげたい。

*、遺骨収集、慰霊碑の建立に全力を尽す。 皆様方のお訴えは、よく拝聴している。厚生省という立場から遺族年

念館が平成七年度に開館できるよう努力する。戦没者追悼祈念館は既定方針にのっとり、遺族会に委託し、

立派な祈

予算編成の越年は誠に遺憾だ。

総務庁長官代理 稲葉清 毅氏

改善に最善の努力をする。の支えであるばかりでなく心の寄りどころであることを踏まえ、恩給のの対えであるばかりでなく心の寄りどころであることを踏まえ、恩給の恩給は国家補償的性格を有するもので、皆様方にとっては重要な生活

自由民主党代表 河野洋 平氏

遺族会発足以来、一貫して自民党をご支援いただき、共に歩んできた。 う説得していかなければならない。いかなる状況になろうとも国のため す説得していかなければならない。いかなる状況になろうとも国のため まを直視しない考えがあることは極めて遺憾であり、容認できない。そ 実を直視しない考えがあることは極めて遺憾であり、容認できない。そ まを直視しない考えがあることは極めて遺憾であり、容認できない、現 とされた人に報いることは当然のことである。

ことを要求する。 皆様方が安心して新年を迎えられるよう、一日も早く予算編成を行う

遺族の要望事項実現のため、わが党は皆さんとともに前進したい。

連立与党代表 小沢辰 男氏

力を尽くせということではないかと思う。どうして私が代表なのかよく解らないが、橋本会長と一緒になって全

私もしっかりやるので皆さんも頑張ってもらいたい。

遺家族議員協議会 武藤嘉文氏

橋本会長と相談しながら一生懸命やる。

思わくで回避することは絶対許せない。今まで以上にぎくしゃくするので引き延ばしているだけだ。連立与党の今まで以上にぎくしゃくするので引き延ばしているだけだ。連立与党の年内予算編成ができないのは、連立与党内で消費税等で意見が異なり、

遺族処遇は野党になったらダメだといわれないよう努力する。

英霊にこたえる議員協議会 原田

憲

氏

ていない低らくだ。国会議員の大事な仕事は予算をつくることだ。細川内閣は案すらでき

ると思う。大東亜戦争は侵略戦争ではない。いるが、私はそうは思わない。戦後教育を受けた考えであり、本心であ

総理の「侵略発言」について、

あれは総理の本心ではないという人も

大会宣言

あり、戦没者遺族の誇りまでを踏みにじる、一国の総理としては誠に軽者を侵略者に荷担した犠牲者である」と決めつけた英霊に対する冒涜で争であった。間違った戦争であった」と断言した。これは言外に「戦没細川総理は、去る八月十日の記者会見において、「先の大戦は侵略戦

請する。略発言の撤回を強く要求するとともに、総理等の靖国神社公式参拝を要略発言の撤回を強く要求するとともに、総理等の靖国神社公式参拝を要われわれ戦没者遺族は、細川総理の東京裁判史観に毒された自虐的侵

率な発言で、断じて容認することはできない。

公務扶助料等については、人事院勧告に基づく公務員給与改善率を適質に立脚して改善に努力し、戦没者遺族に報いるべきである。また、一命を国家に捧げた戦没者遺族に対する処遇は、国家補償の本

われつれば、ここで第五十回全国銭及者貴族大会を開る用して改善すると、その解決は焦眉の急を要する。

力を結集して、これら懸案の解決に邁進する。われわれは、ここに第五十回全国戦没者遺族大会を開催し、組織の総

右宣言する。

平成五年十二月二十一日

第五十回全国戦没者遺族大会

…侵略発言撤回求める……

議

決

12

- 、細川総理は「侵略戦争」発言を撤回すること。
- 、総理、閣僚の靖国神社公式参拝を実現すること。、
- 、公務扶助料等は、国家補償の理念に基づき、公務員給与上昇率を適
- 用して改善すること。
- 一、戦没者追悼平和祈念館(仮称)は、平成七年には開設すること。

新しい力で平成時代の国づくりを

あなたの声で、

国旗掲揚・国歌斉唱を実現しよう!

文部省の学習指導要領では「入学式や卒業式などの学校行事において文部省の学習指導要領では「入学式や卒業式などの学校行事においてせる必要がある」とあります。

主張するところは概ね次の様です。に、国旗・国歌について正しい指導をしているとは云えません。彼らのに、国旗・国歌について正しい指導をしているとは云えません。彼らのしかし、学校現場では日教組・高教組の先生による偏った教育のため

- (1) 「日の丸」「君が代」はアジア侵略・軍国主義のシンボルである
- (2) 「君が代」は「主権在民」の今の時代にはそぐわない
- (4) 「解放教育」の理念に反する (4) 「解放教育」の理念に反する

(貴族あれば賤民あり)

否定し、国旗・国歌に対する罪悪感を持つ必要が果たしてあるのでしょしかし、過去に「暗い」歴史があるからといって日本の全ての歴史を

アメリカでの国旗・国歌は次のように扱われている。公立の小学校で

して、国民としての誇りと自覚を深めることができるのです。は毎朝、子ども達は授業の前に「星条旗」に向かって胸に手をあて(忠誠を誓うことを教えられている。また、国旗は大統領就任式は勿論、リトルリーグの開会式にいたるまで当然のこととして演奏されています。「国旗・国歌よ永遠なれ」も、もともと独立戦争という血なまぐさい歴史の中から生まれたものですが、アメリカ人はこの国旗と国歌を通い歴史の中から生まれたものですが、アメリカ人はこの国旗と国歌を通い歴史の中から生まれたものですが、アメリカ人はこの国旗と国歌を通い歴史の中から生まれたものですが、アメリカ人はこの国旗と国歌を通いという。

観念的教育の欠如

『皆さんの声を子供達のために』

声を直接、地域の学校にぶつける心の勇気をもって下さい。が掲揚され、「君が代」が斉唱されているでしょうか。是非、皆さんのあなたの住んでおられる地域の学校では、卒業式・入学式で「日の丸」

日の丸の旗について

と思う。又世界の何れの国民もそのような生活を営ん合い祝うことが各家庭生活にとっても誠に大切なこと喜びの際に国旗を挙げて国民の自覚のもとによろこび喜の祝日は勿論、それぞれ地域団体、各戸に於ても日の丸の旗は、吾が日本の国の旗である。

でいる。

ソ連、イギリス、フランス等、世界中に澤山ある。どの国でも戦時、平諸外国をみてみて外国と戦争して勝ったり負けたりした国は、アメリカ、然し、その国旗を云々しているのは日本だけだと思う。国際的視野で

時を問わず国旗を大切にしている。

とさから目覚めるよう手本を示し教えよう。 を国の中で日の丸に反対しているのは日本人だけである。世界中の独立 国はみな国旗、国歌をもっている。素直に云々すれば、世界の常識から はずれ軽蔑されるであろう。……ここで遺族会は隣、近所にこの恥ずか はずれ軽蔑されるであろう。……ここで遺族会は隣、近所にこの恥ずか はずれ軽蔑されるであろう。……ここで遺族会は隣、近所にこの恥ずか

在いる。
たいる。
たいる。
たいる実に調和されているとある本に書かれていたことを記憶し色は真心と勇気で、その円形は円満さを示し、その周囲の白地は清浄を意気を示されており、中央の赤丸は万物を育てる太陽を表わし、その赤色地に赤く日の丸染めた日章旗は、太陽を尊ぶ日出ずる国の民族の心の地に赤く日の丸染めた日章旗は、太陽を尊ぶ日出ずる国の民族の心の地に赤く日の丸染めた日章旗は、太陽を尊ぶ日出ずる国の民族の心の地に赤く日の丸染めた日章旗は、太陽を尊ぶ日出ずる国の民族の心の地に赤く日の丸染めた日章旗は、太陽を尊ぶ日出する国の民族の心の地に赤く日の丸染めた日章旗は、大陽を真が日出する国の民族の心の地にある。

沖縄慰霊巡拝に参加して(平成五年)

広島市中山支部 竹島 ミヤコ

参加三十六名、巡拝の一員として加わりました。
広島新空港から十一月四日より二泊三日の予定で伊藤団長引率のもと

幸に天候に恵まれ約二時間で那覇空港の第一歩を踏みました。直ちに 世になられた事を思う時私は思わず哀悼の意を表しました。次は万座毛 匹もの鯉が泳ぐ池。色とりどりの鮮やかな花椰子の並木通りと全く南国 匹もの鯉が泳ぐ池。色とりどりの鮮やかな花椰子の並木通りと全く南国 護国神社に参拝宮司よりおはらいを受け下降いたし植物公園を見学数万 に行き夜はゆっくり疲れを癒しました。

世まる思いがいたしました。目に映じた美しさは自然の姿でしたがそれだけに私は余りにも残酷な胸間黙祷心行くまで御英霊の御冥福をお祈りいたしました。引続き広島県した一五八柱が合祀されていることを聞き午後終戦地の摩文仁の岳の頂した一五八柱が合祀されていることを聞き午後終戦地の摩文仁の岳の頂上で牛島中将、長参謀長は二十年六月二十二日割腹自決されこの日が沖上で牛島中将、長参謀長は二十年六月二十二日割腹自決されこの日が沖上で牛島中将、長参謀長は二十年六月二十二日割腹自決されこの日が沖上で牛島中将、長参謀長は二十年六月二十二日割腹自決されこの日が沖上で牛島中将、長参謀長は二十年六月二十二日割腹自決されたの場でしたがそれだけに私は余りにも残酷な胸護国の英霊三四、六○○柱の内御一名様の追加合祀奉納から初まり一分

ルに帰り大浴場にて一日のつかれを取りました。
愛を象徴する三人の青年の銅像が建てられていました。当日は早くホテ愛を象徴する三人の青年の銅像が建てられていました。当日は早くホテ次は健児の塔肉弾と共に散華された三○七名の合祀平和、友情、師弟

た。
六日首里城跡見学海軍司令官太田実中将ほか多数兵士が最期をとげられた壕内には指令室をはじめ各室がそのままの状態で保存してありました。

す。有難うございました。の再会を約束し今後も出来る限りの供養と皆様のご健康を念じて居りま港へ全員無事帰りこの巡拝が何よりの収穫だった事を大変よろこび次回現在復興した沖縄を後にいつまでも平和が続く事を願って一路広島空

沖縄の歴史

キロメートルにおよそ百万人が住んでいる。総称して沖縄列島と呼び、佐賀県にほぼ匹敵する総面積二千三八八平方北緯二十七度を境界とし、それより南、台湾に至るまでの六十余島を



時代、 王時代、三山分立時代、 十二世紀後半、 作られたという沖縄は、 シネリキョの二神により 常に日本、 立王朝期が続く。その間 察度王統時代、 て統治され、以後、 子舜天王によってはじめ 世紀前、 第二尚氏時代と独 中国共に深い アマミキョ、 第一尚氏 源為朝の 英祖

期を画するにいたった。

期を画するにいたった。

期を画するにいたった。

期を画するにいたった。

別係を持ち続けてきたが、第二尚氏時代(一六○○年代)になると、悪関係を持ち続けてきたが、第二尚氏時代(一六○○年代)になると、悪関係を持ち続けてきたが、第二尚氏時代(一六○○年代)になると、悪関係を持ち続けてきたが、第二尚氏時代(一六○○年代)になると、悪関係を持ち続けてきたが、第二尚氏時代(一六○○年代)になると、悪関係を持ち続けてきたが、第二尚氏時代(一六○○年代)になると、悪関係を持ち続けてきたが、第二尚氏時代(一六○○年代)になると、悪関係を持ち続けてきたが、第二尚氏時代(一六○○年代)になると、悪

て機能するようになった。 で機能するようになった。 の深い関係、それ以上に薩摩の手による圧政のため、明治政府によるとの深い関係、それ以上に薩摩の手による圧政のため、明治政府によるとの深い関係、それ以上に薩摩の手による圧政のため、明治政府によるとの深い関係、それ以上に薩摩の手による圧政のため、明治政府によるとの深い関係、それ以上に薩摩の手による圧政のたが、過去における中国

太平洋戦争末期、沖縄の日本軍第三十二軍は、米軍の本土上陸を阻止

山河は、戦争の悲惨さ無意味さを語ってあまりあるものがある。山河は、戦争の悲惨さ無意味さを語ってあまりあるものがある。山河は、戦争の悲惨さ無意味さを語ってあまりあるものがある。山河は、戦争の悲惨さ無意味さを語ってあまりあるものがある。山河は、戦争の悲惨さ無意味さを語ってあまりあるものがある。

たのである。 統いたが、昭和四十七年五月十五日、二十七年振りに日本復帰が実現し終戦後も基地の島として幾多の苦難と矛盾をかかえ米軍による統治は

平成 六年

青壮年部幹部合同研修会

の出席を得、諸問題について研修した。オークランド広島で開催、百十人が参加、来賓として尾辻・溝手両参議去る十一月五日~六日県婦人部・青壮年部幹部合同研修会をホテル

た。本研修会に於ては感謝の集いとして母親に対し花束の贈呈が行われ

研修会の目的

婦人部・青壮年部の資質の向上と他都市との交流を通じ、同じ境遇に足いる。

研修テーマ

2. 特別弔慰金の継続増額実現の運動方法について1. 平成七年(終戦五十周年)より本会との一本化についての対応

研修テーマ解説

第一テーマ…平成七年(終戦五十周年)より本会との一本化について

の対応

会への一体化の体制作りに努める。の対話を重ね、いよいよ明年、平成七年には会計の一本化を実行し、本の対話を重ね、いよいよ明年、平成七年には会計の一本化を実行し、本にあって青壮年部の後継体制の確立は緊急課題であり本会及び婦人部とい会計の一本化をはじめ本会との一体化の体制作り高齢化著しい本会

尚、同じ境遇の中で生きてきた同志的つながりは、今後も大事にして

行かなければならない。

このため、婦人部と同様に部会として存続させることとする。

(1)本会への会計の一本化について

(2会議費、事業費は本会と合体できる面は出来る限り一本化に努める。平成七年より青壮年部特別会計は廃止し、一般会計への一本化を計る。

(3)部費徴収については青壮年部としての独自の事業

る。負担し事業に参加する視点にたって今迄通り部費として本会に納入す負担し事業に参加する視点にたって今迄通り部費として本会に納入す中央ブロックとの関連した研修会等に対しての経費は遺児、部員自ら

(1)青壮年部に於いては去る六月三日自民党本部にて全国幹部研修会を

民党所属国会議員に対し理解と協力を求めるための陳情を実施した。額をはじめ本会の要望事項が計上されるよう自民党幹部及び地元選出自開催し八月末の平成七年度政府予算の概算要求に特別弔慰金の継続、増

以上テーマに対し活発な意見発表がなされ、本研修会の前日に本照寺々部員全員の参加、協力する立場からハガキ陳情を行い、更には年末予算編成まで県内の選挙区ごとに部員の代表者が、地元国会議員の先生本人及び事務所に陳情して継続、増額実現をはかる。人及び事務所に陳情して継続、増額実現をはかる。

フィリピン戦跡巡拝

住職の有益な法話を聴講し盛会裡に十一時十分終了した。

ルパ、セブ島、マクタン、コレヒドール等戦跡巡拝を実施した。 中一月二十三日まで広島県の補助を受けマニラ、カラリヤ及びモンテン で同地域における戦没者の中から二十八名を選定し、十一月十八日から された平和への感謝の決意を新たにするため、広島県遺族会は、このた された平和への感謝の決意を新たにするため、広島県遺族会は、このた された平和への感謝の決意を新たにするため、広島県遺族会は、このた で同地域における戦没者の中から二十八名を選定し、十一月十八日から 十一月二十三日まで広島県の補助を受けマニラ、カラリヤ及びモンテン 大一月二十三日まで広島県の補助を受けマニラ、カラリヤ及びモンテン 大一月二十三日まで広島県の神助を受けマニラ、カラリヤ及びモンテン 大一月二十三日まで広島県の神助を受けマニラ、カラリヤ及びモンテン 大一月二十三日まで広島県の神助を受けマニラ、カラリヤ及びモンテン 大一月二十三日まで広島県の神助を受けマニラ、カラリヤ及びモンテン 大田の中がり、マラリヤ及びモンテン

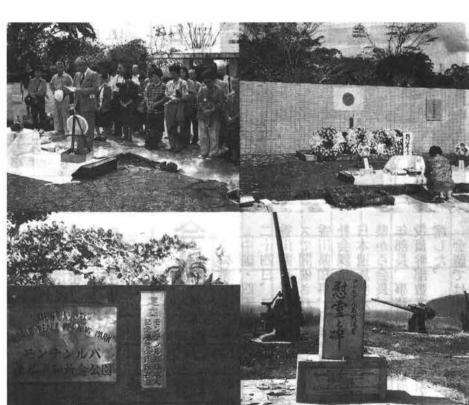
ことに併せて肉親の眠る現地での慰霊に対し遺族の強い要望が叶えられ

この巡拝は尊い犠牲によってもたらされた平和

への決意を新たにする

たこととして思えば胸痛む思いである。

年とともに深まっている。又遺族にとっては待ちに待った散華の地を訪特に戦没者遺児は、すでに亡き父の年を越え、父に対する思慕の念は



の誠を捧げた。参したものをお供えして、ありし日の姿をしのびつつ、心からなる追悼れ、参拝者は、線香、ローソクその他故人の好みであった酒、煙草等持れ、参拝者は、線香、ローソクその他故人の好みであった酒、煙草等持

現地に於ては地域住民と友好交流を充分はかった。
広島県知事、広島県議会議長の弔慰の花輪を携行してお供えをした。族の人生に大きな支えとして極めて有意義であった。なお慰霊祭には、たは、中の平和と繁栄をいつまでも守りつづけてゆくことを誓い、遺見は顔もあまり知らぬ父と語らい心ゆくまで慰霊追悼の誠が捧げら

主な慰霊祭執行場所

パ戦跡巡拝 、マニラ カリラヤ日本政府建立慰霊碑前にて慰霊祭及びモンテンル

四、コレヒドール戦跡巡拝三、マクタン島戦跡巡拝二、セブ島戦跡巡拝

戦没者遺族沖縄慰霊巡拝

所 沖縄那覇、恩納村一円 平成六年十一月十日~十一月十二日の間

場

H

主 催 広島県遺族会 (広島県補助事業)

沖縄においては日程の二日目に予定されている広島の塔において戦没発で那覇空港に飛び発ち三日間の行程を団員一同元気に終え帰広した。広島県遺族会は団長竹田会長以下三十名広島空港を午前十時五十五分

理として福祉保健部長その他係員、沖縄県知事、県議ら、沖縄県知事、県議ら、沖縄県慰霊奉賛会長、沖縄県慰霊奉賛会長、沖縄県慰霊奉賛会長、沖縄県で終了しられ厳粛裡に終了した。

海を渡り、郷土はる 海を渡り、郷土はる 神に散り南方に散る護 縄に散り南方に散る護 国の英霊に対し参拝者 は、尊い犠牲となった 肉親のありし日の姿を ともに、戦争 を祈るとともに、戦争 を祈るとともに、戦争 を祈るとともに、戦争 を祈るとともに、戦争



広島県遺族会 戦没者遺族沖縄慰霊巡拝団 (平6.11.11、於・ひろしまの塔



戦没者遺族沖縄慰霊巡拝団 (平6.11.10、於・東南植物楽園) 広島県遺族会

想の変革下において総ゆる苦難を克服しつつ、英霊の呼びかけにこたえ 領政策の下において深刻を極め、 月三十一日広島県遺族厚生連盟とし、 結してまいりました。 ……茨の道をひたむきに生き抜き戦没者遺族としての誇りを守り一致団 平成七年は終戦五十周年になります。 本会は英霊につながる者の誇りを貫く決意をもって、 長い日本の歴史のなかで何人も体験しなかった敗戦と占 混乱した社会の荒波を乗りきる国民思 昭和二十六年十一月十六日財団法 この機に本会は記念誌を発刊い 昭和二十四年八

ました。

人広島県遺族会と改称いたしました。以来幾多の変遷を経て今日に至り

記念誌発刊に当り諸先輩の四方山話

日 時 平成六年十一月五日午前十一 時 開

席 所 広島県遺族会長 広島県遺族会本部会館

者

記念誌編集委員長

竹

田

浩

広島県遺族会名誉会長 長谷川 下 春

談 役 Ш

弘

男 秋

先 局 輩 \square 坂 谷 田 守 清

積

元副会長

田 ミサ子

事

務

れて積る話を伺い誠に有意義で盛り沢山の話を伺った。い引継ぎが望まれます等を云々、非常に懐かしい話に花が咲き、時を忘い引兆見え初め、逸早く後継者が引受けてくれることが待ちどうしく早弱りが見え初め、逸早く後継者が引受けてくれることが待ちどうしく早



記念誌発刊に対し諸先輩の四方山話状況 於会長室





平 成 七 年

戦後五十周年広島県戦没者追悼式

戦没者遺族ら三千三百人参列

会場には大型テレビ画面で東京都での全国戦没者追悼式を中継。正午人が参列し、恒久世界平和への思いを新たにした。中区のグリーンアリーナで執行された。県内の戦没者遺族ら約三千三百戦後五十周年を記念した県主催の戦没者追悼式が八月十五日、広島市戦

0

時報とともに全員が一分間の黙祷をした。

藤田雄山知事は式辞で「先

戦争犠牲者の遺族ら3,300人が参列した戦後50周年 戦没者追悼式

積極的に貢献していくことがわれわれの使命」と強調した。た」と指摘、戦争・被爆の惨禍を体験した立場から「世界の平和創造にの戦争は日本国民のみならずアジア諸国の人々に多くの被害をもたらし

に献花した。

に献花した。

に献花した。

に献花した。

に献花した。

に献花した。

に献花した。

に献花した。

に献花した。

悼の辞

追

広島県遺族会長 竹

田

浩

とばを捧げます。表して、ご参列の皆様に御礼を申し上げますとともに、御霊に追悼のこ表して、ご参列の皆様に御礼を申し上げますとともに、御霊に追悼のと戦後五十周年広島県戦没者追悼式が執り行なわれるに当り、遺族を代

く御礼申し上げます。のご参列をいただきました。まことにありがとうございます。心から厚めご参列をいただきました。まことにありがとうございます。心から厚ました。又檜山県議会議長様をはじめ多数のご来賓にそして一般の皆様本日は藤田県知事様のお取計いにより盛大な追悼式を開いていただき

あります。終息いたしました。苦難に充ちた往時を偲ぶとき、思いも新たなものが終息いたしました。苦難に充ちた往時を偲ぶとき、思いも新たなものが半世紀前、五十年前の昭和二十年八月十五日、長く苦しかった戦火は

たすら祖国の興隆と家族の幸せを念じつつ、南海の果てに、あるいは絶ご英霊の皆様、あなたがたは、過ぐる幾多の事変や戦争において、ひ

筆されるような国になりました。又、アジア諸民族は、念願の独立を果難を乗り越えて、今や平和と自由と繁栄とをともに享授する世界史上特成のために死没された方等、多くの痛ましい最後があります。そうし、おいらすでに五十年の歳月が経過いたしました。我が国は戦後の困れました。又、終戦の混乱に巻き込まれ空しく異国の土となられた同胞、海の孤島に、はたまた大陸の荒野に尊い生命を御国の御楯として散華さいるような国になりました。又、アジア諸民族は、念願の独立を果難を乗り越えて、今や平和と自由と繁栄とをともに享授する世界史上特別がある。

につらぬかれるようお導き下さい。
につらぬかれるようお導き下さい。
につらぬかれるようお導き下さい。
につらぬかれるようお導き下さい。
につらぬかれるようお導き下さい。

げつつあります。これもひとえにご英霊の献身犠牲の賜ものであり、

あ

たし、今や来世紀はアジアの時代といわれるほどの活力溢れる発展を遂

らためて敬仰と感謝の誠を捧げるものであります。

平成七年八月十五日

天皇皇后両陛下

「慰霊の旅」ご来県

天皇皇后両陛下は「慰霊の旅」の一環として、広島の原爆で亡くなら

された。された。

目となる。

「世下のご来県は、五月の第四十六回全国植樹祭に続いて、今年二度

り実現したものである。「慰霊の旅」は戦後五十年を迎えるにあたり、「戦争の災いの激しか



両陛下、原爆慰霊碑に献花



三日東京都慰霊堂と巡幸され、戦没者の霊をお慰めになられた。 七月二十六日に長崎県、 翌二十七日に広島県、 八月二日沖縄県、 八月

和公園に到着された。 り「戦災五十年の概要」の説明を受けられた後、 広島にお入りされた両陛下は、 リーガロイヤルホテルで藤田県知事よ 午後二時三十分広島平

小旗を振ってお迎え申し上げた。 炎天下にもかかわらず、 多くの市民・県民が詰め掛け、 「日の丸」 0

爆者の冥福を祈られた。 慰霊碑の参道をゆっくり歩かれた両陛下は原爆慰霊碑に献花され、 被

体の具合はどうですか」「ご苦労様でしたね」などと被爆者一人ひとり 続いて、広島原爆養護ホーム「倉掛むつみ園」をご慰問になり、

一お

遺族の上に深い思いをいたします」

にやさしい声をかけられ、

時には手を握ってお励ましになった。

今なお癒えることのない悲しみをもつ遺族の上に深く思いをいたしま す」と述べられた。 この度の行幸啓は慰霊のためのものであったので、 天皇陛下は「この戦により、 かけがいのない命を失った多くの人々と 厳粛な雰囲気のも

とでの奉迎となった。「忘れてはならない四つの日」 生活が支えられている、ということを実感せずにはいられない。 おられる広島の地で、静かにお祈りになる両陛下の真摯なお姿を拝見す 陛下の深い御心があってこそ現在の広島の復興があり、 のひとつにあげて 私たちの

シベリア地方ソ連抑留中死亡者 埋葬地墓参実施報告

至 同年九月十四日平成七年九月八日 0 間

犠牲者は(五万乃至六万に及ぶ)多数であります。 ている日本人抑留者死亡者の実態がクローズアップされてまいりまし 今なお自らの死の意味が解明されないまま、 抑留された者の主たる作業は鉄道線路敷設、伐採、炭坑、建築等の関係、 リア方面に抑留された者は「厳寒」「飢餓」「重労働」の果て倒れつき、 木三本に一人の死者を出しまた、木材伐採、 平成七年は(一九九五年)今次大戦が終戦五十年を迎え、顧みてシベ 特に「タイシェットとイルクーツク」の間の鉄道線路敷設のため枕 炭坑、 無名野ざらしの眠りを続け 建築作業によりその

い要望が叶えられたことを思えば胸痛む思いであります。 本会としては、 肉親の眠る現地での死亡者埋葬地墓参に対し遺族の強

特に戦没者遺児は、すでに亡き父の年を超え父に対する思慕の念は年

捧げました。 持参したものを供え、 拝者全員線香、ローソクその他故人の好みであった酒、 とともに深まりつつあり、遺族にとっては待ちに待った墓参地を訪れ参 ありし日の姿をしのびつつ心からなる追悼の誠を その他お供品等

顔の墓参の姿に思わず貰い泣きした次第です。 遺児は顔もあまり知らぬ父と語らい心ゆくまで慰霊追悼の誠を捧げ涙

> 団員一同感謝しました。 族の人生に大きな支えとしての墓参は極めて有意義でありました。 なお追悼式には広島県知事、 今日のこの平和と繁栄をいつまでも守りつづけてゆくことを誓い、 広島県議会議長の弔慰の花輪を賜わり、 遺

現地に於ては地域住民と友好交流を充分はかってまいりました。

主な埋葬地墓参場所

ハバロフスク日本人墓地前において北方地域戦没者追悼式

= ナホトカ日本人墓地墓参

スーチヤン(バルチザンクス)日本人墓地墓参

三

アルセーニエフ(セミヨノフカ)日本人墓地墓参

四 ウスリースク (ウオロシロフ) 仝

ウラジオストッ

11

仝

n

アルムチョ

シベリア地方ソ連抑留中死亡者埋葬地墓参参加者リスト

(一九九五年九月八日~九月十四日)

福山市胡町四一二三

净 田 弘 子 浮 竹

田 田

郁 浩

省

高田郡八千代町佐々井六六

砂 原 武 同

砂

原

幸千枝

吳市神原町八一八

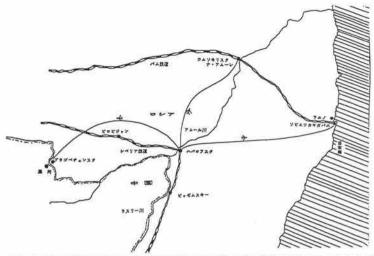
宮 本 博 佐伯郡湯来町大字葛原七六一一

宮 本 ヨシ子 同

-226 -

児 山梶 西 小 正 一 三 三 笹 部 Ш 賀 玉 Ш 谷 木 Ш 宅 宅 木 木 富士美 喜美江 美智子 サダヨ 守 ヒサコ 信 政 枝 子 子 江 子 江 實 広島市西区田方二丁目四三一一 広島市安佐南区緑井五—二—三七 呉市焼山西一一二三一一五 佐伯郡佐伯町浅原一四一五 広島市中区江波東二—四—二〇 広島市安佐南区緑井五—二—三七 広島市南区元字品町一八一九 山形郡千代田町大字寺原三三四三 広島市西区西観音町一〇—一八 広島市西区横川新町一五−二九−四○一 深安郡神辺町道上二六七六—二 広島市安佐南区安東六—四—二四 京都府相楽郡木津町相楽川の尻二七 豊田郡本郷町大字南方九九七—四八 三次市南畑敷町八四一八 一四六

〈ハバロフスク周辺〉

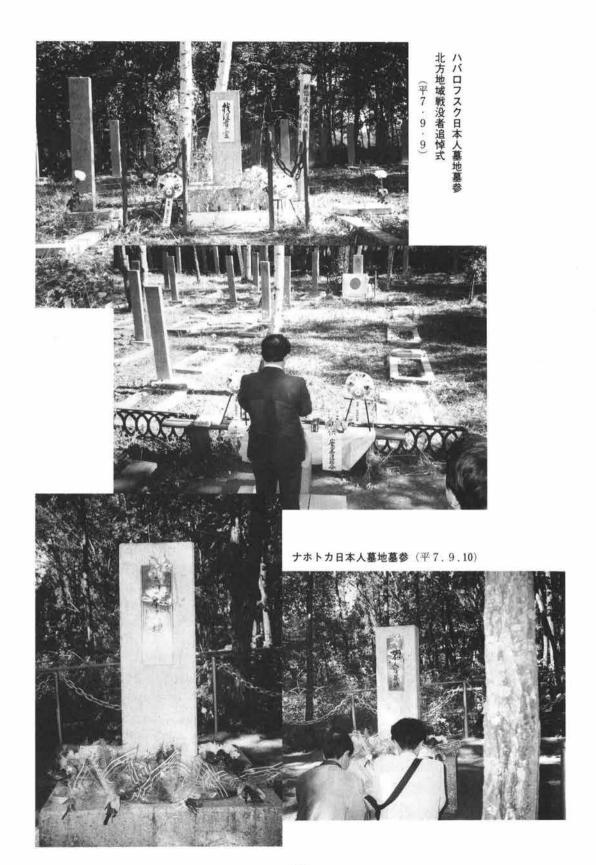


ロシアの挨拶語

スパシード 有難う ドーグラーウチョ 今晩は ドランス ウイチエ 今日は ドースリダンヤ 左様奈良 スコイゴースコイズ 何程か イーペヤト お湯



北方地域戦没者追悼式ハバロフスク日本人墓地に於て





スーチヤン (バルチザンクス)

ナホトカ日本人墓地墓参 (平7.9.10)





ウスリースク セ・ヨノフカ (アルセーニエフ) 日本人墓地墓参 (平7.9.12)





ウラジオストック アルムチヨ日本人墓地墓参 (平7.9.13)

沖縄ひろしまの塔

合祀戦没者追悼式

場 所 沖縄県糸満市米須「ひろしまの塔」前日 時 平成七年十月二十六日午前十時

広

県

するため追悼式が執行された。ている本県出身戦没者三四、六○七柱を追悼し、平和への誓いを新たに広島県は戦後五○年を迎えるに当り沖縄「ひろしまの塔」に合祀され

1。 広島県遺族会は、この式典に九十名招待を受け県費補助により参拝し広島県遺族会は、この式典に九十名招待を受け県費補助により参拝し

厳粛裡に終了した。

厳粛裡に終了した。

厳粛裡に終了した。

厳粛裡に終了した。

ひろしまの塔」献辞

沖縄に散り 南方に散る 護国の英霊 三万四千六百余柱海を渡り また 海を渡り 郷土はるかに 戦つて還らず

妻子 父母 老いも若きも

もうでて み霊安かれと を渡り また

海を渡り

ここに

広島県戦役者中縄慰霊著建設委員 祈らざらめや 祈らざらめや

会長 檜山 袖四郎広島県戦没者沖縄慰霊塔建設委員会

本年は戦後五〇周年の節目を迎え、国民の七割のかたがたは戦争を知



また当時のことも風化されつつき、広島県におかれては去る十き、広島県におかれては去る十月二十六日沖縄県「ひろしまの塔」において藤田広島県知事自ら列席され、戦没者追悼式が厳索なるうちにもしめやかに挙行されました。

らない世代だと云われており、

戦没者の追悼と 平和祈念 戦争体験の 教訓の継承 安らぎと 学びの場

参拝者は、尊い犠牲となった

礼を申し上げます。終りになりましたが広島県に対しましては深甚なる感謝とともに厚くおい平和な社会が何時までも続くことを祈念し、極めて有意義であった。肉親のありし日の姿をしのびつつ心から冥福を祈るとともに、戦争のな

翌二十六日広島県主催の追悼式終了後、旅程にそって行動。戦没者遺族沖縄慰霊巡拝団は二十五日午後四時沖縄護国神社に参拝し

国営沖縄記念公園、首里城公園、平和の礎等見学……◎ひめゆりの塔、健児の塔、旧海軍司令部壕、東南植物楽園、万座毛、

◎平和の広場──場所 那覇・糸満市摩文仁

設置されている。平和の広場は、断崖絶壁から海岸線、波打ち際を眺望できる位置に

地広島市の「平和の灯」及び長崎市の「誓いの火」から分けていただ沖縄戦最初の上陸地である座間味村阿嘉島において採取した火と被爆沖縄戦局の中央には「平和の火」が灯されており、この「平和の火」は、

十三日の「慰霊の日」にここに移し、灯されたものである。いた火を合火し、一九九一年から灯しつづけた火を一九九五年六月二

建設の趣旨

太平洋戦争・沖縄戦終結五○周年を記念して建設する。などで亡くなられたすべての人々の氏名を刻んだ記念碑「平和の礎」を、伝え、世界の恒久平和を願い、国籍や軍人、非軍人の区別なく、沖縄戦伝え、世界の歴史と風土の中で培われた「平和のこころ」を広く内外にのべ

基本理念

戦没者の追悼と平和祈念

和の尊さを再確認し、世界の恒久平和を祈念する。の意を表し、御霊を慰めるとともに、今日、平和を享受できる幸せと平去る沖縄戦などで亡くなられた国内外の20万余のすべての人々に追悼

戦争体験の教訓の継承

継承していく。 はうな悲惨な戦争体験を風化させることなく、その教訓を後世に正しくの場となり、多くの貴い人命とかけがえのない文化遺産を失った。このが縄は第2次世界大戦において、国内唯一の住民を巻き込んだ地上戦

安らぎと学びの場

戦没者の氏名を刻銘した記念碑のみの建設にとどめず、造形物を配し



広島県遺族会 ひろしまの塔) (平成7年10月26日、於

広

島

郡

市 市 広 氏 富美栄 ヨシコ ズ子 雄 広 島 市 市 市 Щ 赤 Щ 脇 脇 Ш 氏 岡 田 田 美知子 タツエ 武 美由紀 フサヨ 元 夫 功

もたらす場とする。 て芸術性を付与し、訪れる者に平和の尊さを感じさせ、安らぎと憩いを

しての形成を目指す。 また、子供たちに平和について関心を抱かせるような平和学習の場と

この追悼式に各郡市より参列した方は次の通り。

て参りました。

ない思をいだき三日間の慰霊の地沖縄を発ち広島空港に一同元気に帰っ

戦争は残酷で悲しいものであり平和こそ尊く後生に伝えなくてはなら

ひろしまの塔参列者

佐 廿日 東広島 大 庄 芸 竹 11 原 次 市 市 市 市 市 竹 竹 津 津 賀 尾 1/1 福 平 伊 黒 木 久 新 津田 Ш 瀬 床 保 ヒサ 福 若 太 3 3

賀 高 Ш 茂 田 " " 市 郡 郡 郡 郡 半 重 黒 吉 今 今 溝 杉 清 今 \equiv 大 栗 栗 井 谷 井 浦 江 本 上 水 喜美子 I 満 IE 11/11 明 茂恵 典

沼 品 安 隈 市 局 郡 郡 郡 高 吉 田 田 岡 崎 部 富美枝 茂







広島県遺族会 沖縄慰霊巡拝団



広島県遺族会 沖縄慰霊巡拝団

至	自
平	昭
成六	和
年七	Ξ
月就	+
任租	四
在	年

常	副	会	役
務	슾		員
理			
事	長	長	名
	岩山井	藤	昭
	根田上	田	和
	金 吉 次	直	24 年
	栄 男 郎	義	時
	三 伊 北	藤	25
	原 藤 村	田	年 9
	芳 正 新 之 一 子 助	直	25年9月改選
	一子助	義	選
竹森徳広森	原木北田	藤	27
下光永川本	田島村頭	田	27年5月改選
ミ 寛 憲 雄	次 新 新	直	月改
キー栄郎郎	次 新 新 之 太	義	選
森岸広井森伊田	大 頼 岸	藤	29
本根川上本藤頭	谷 沢	田	29年7月改選
第 憲 吉 雄 正 新 一 次 四 太	忠	直	月改
一次四太	稔 雄 武	義	選
山城中渡倉井岸	岸北大頼田	森	31
口 野里田上根	村 谷 沢 頭	本	年 5
精泰徳常一吉	新 忠 新	雄	31年5月改選
一吉夫松夫郎栄	新 忠 新 之	即郎	選
坂上中三城渡松	井 岩 北 岸 田	大	33
井 杉 野 好 辺 浦	上 根 村 頭	谷	年 5
重隆徳清泰禎亮	吉 新 新		33年5月改選
九 義 雄 夫 郎 吉 吉 二	吉 新 新 次 之 就 郎 栄 助 武 郎	稔	選

理

事

 (会
 村 高 森 宮 岡 本 野 妹 頭 上 博 明

 村 高 森 沢 本 永 間 尾 頭 新太郎 明 春 女 野 女 妻 女 元 女 妻 本 郎 那

徳 円 荒 横 津 原 山 徳 城 岡 大 歌 徳 山 梶 岸 頼 広 (会 上 本 頭 正 山 谷 山 村 田 口 永 本 谷 田 山 口 山 根 沢 川 ま 大 郎 野 権 政 正 勘 泰 義 義 一 良 正 忠 憲 計) 部 太郎 郎 野 雄 造 子 夫 霞 蔵 栄 吉 雄 稔 隆 雄 顕 夫 栄 雄 郎

竹木伊池行原石伊佐五町正三梶上木山坪坂泰下坂藤田武田田達井弥頭金好山杉島崎山井 ミサ正玉静 剛 茂真清正隆次義仁重静 キト子代子霞豊民勇栄郎夫雄郎市一義夫

新池竹千木行伊青山伊川五島岡渡正藤頼藤木山坪森谷田下葉坂武藤木口達上弥谷本里金井沢原島崎山本ヤ玉ミ花サ静正 精剛富 真治常槙光忠茂次義仁雄アスコ代キ子ト子子精市民恵栄三人松夫造雄美郎一一郎

	副		相	会	役	事	青	婦	監	Ē	評
	会		談		員	務局	年 部	人部		(理事兼務)	議
	長		役	長	名	長	長	長	事	粉	員
中	松	田		大	35					f	伊
野	浦	頭		谷	35年6月改選					外	藤
徳	亮	新太郎			改					外三五名	Œ
夫	-	郎		稔	選					名	子
中	森	田	岩 井	大	37				水 半	F	岡
野	本	頭	根上	谷	37 年10 月改選				川田	外	野
	雄四	新太郎	吉太 栄郎		改				恒 義	外 三四名 -	福
夫	郎	郎	栄 郎	稔	进				子 子	名 -	
中	外	森	岩 井	田	38			原	岸和頼	f	伊
野	野	本	根 上	頭	38 年 7 月就任	30 年		田	田沢	外	藤
徳	清	雄四	吉太 郎	新太郎	就	4			定 忠	外一七名	Œ
夫	助	郎	栄 郎	郎	往			霞	武一雄	名 -	子
西	外	森		田	39	森 瀬		伊	竹 鉄 土	F	田
田	野	本		頭	39年7月改選	光戸		藤	下 舛 屋	外	頭
平	清	雄四		新太郎	改	寛 秀		Œ	ミ龍只	外四八名	新太郎
	助	郎		郎	選	一吉		子	+	名自	郎
中	Œ	森		田	41	笠		原	横恩赤	E	田
Ш	金	本		頭	41年5月改選	岡		田	山田木	外	頭
	槙	雄四		新太郎	月 改	_			政以繁三	外六六名	新太郎
弘	夫	郎		郎	選	夫		霞	子忠郎	名自	郎
西	恩	森		田	43	瀬		伊	佐石 桧 古田 高	E	Ш
田	田	本		頭	年 10	沢		藤	田田高	W. I	頭
平	以	雄四		新太郎	43年10月改選	忠		正	イ 十 七 次 コ 豊 次	外六五名	新太郎
-	忠	郎		郎	選	雄		子	コ豊次	名自	郎

					F	里									常					副	
															務					^	
															理					会	
					1	耳									事					長	
東	五	島	岡	渡	Ξ	頼	思	藤	Щ	坪	森	上	西	坂	渡	正	城	藤		岩	井
	阿弥	谷	本	里	好	沢	田	原	崎	Щ	本	杉	田	井	辺	金		井		根	Ŀ
清		真	治	常	清	忠	以	茂	義	仁	雄	隆	平	重	禎	槙	泰	光			吉次
市	栄	Ξ	人	松	九郎	雄	忠	美	_	_	四郎	雄	_	義	吉	夫	吉	造		栄	郎
佐	五	島	岡	渡	≡	頼	恩	Щ	松	坪	渡	桧	藤	坂	渡	西	Ŀ	藤		福	城
々井	阿弥	谷	本	里	好	沢	田	崎	浦	Щ	辺	高	原	井	辺	田	杉	井		Щ	
		真	治	常	清	忠	以	義	亮	仁	禎	+	茂	重	禎	平	隆	光		市未	泰
勇	栄	Ξ	人	松	九郎	雄	忠	市	=	-	吉	七次	美	義	吉	-	雄	造		定	吉
				久	甲	岡	栗	Щ	松	青	大		藤	坂	渡	西	Ŀ	藤			城
				村	斐	元	根	田	浦	年郊	谷		原	井	辺	田	杉	井			
				豊	==	孝			敏	部理			茂	重	禎	平	隆	光			泰
				彦	義	磨	峻	正	美	事	稔		美	義	吉	-	雄	造			吉
島	岡	城	竹	大	Ξ	岩	頼	Ł	Щ	坪	井	木	行	Œ	藤	藤	坂	渡	五	中	恩
谷	本		内	谷	好	根	沢	杉	崎	Щ	Ŀ,	坂	武	金	井	原	井	辺	阿弥	野	田
真	治	泰			清力		忠	隆	義	仁	吉次	サ	静	槙	光	茂	重	禎		徳	以
Ξ	人	吉	諦	稔	九郎	栄	雄	雄		-	郎	1	子	夫	造	美	義	吉	栄	夫	忠
岡	城	竹	大	小	中	森	頼	岡	Ξ	坪	井	松	青	木	行	藤	坂	渡	日	恩	西
本		内	谷	島	野	田	沢	田	谷	Щ	Ł	浦	木	坂	武	井	井	辺	野	田	田
治	泰			倉	徳	砂	忠		又	仁	吉次	敏		サ	静	光	重	禎		以	平
人	吉	諦	稔	七	夫	夫	雄	勝	_		郎	美	精	٢	子	造	義	吉	基	忠	
佐夕	島	岡	城	小田	大	森	頼	岡	松	\blacksquare	井	松	小	木	行	藤	坂	渡	日	正	中
井	谷	本		原	谷	田	沢	田	島	田	上	浦	島	坂	武	井	井	辺	野	金	Щ
	真	治	泰	恭		砂	忠		秀	清	吉	敏	倉	サ	静	光	重	禎		槙	
勇	Ξ	人	吉	造	稔	夫	雄	勝	-	人	次郎	美	七	۲	子	造	義	吉	基	夫	弘

	監			iii	F								理							
	事		五	(里事兼務)									事							
漆	を 桧	小			田						原	Ŧ	竹	木	池	行	伊	青	Щ	伊
原	高	島		ei.	頭						田	葉	下	坂	田	武	藤	木	П	達
策	ŧ +	倉		外五○名	新							花	3	サ	玉	静	ΙE		精	剛
太	せっと	七		名	新太郎						霞	子	+	٢	代	子	子	精	市	民
助	力 越	小	青		田						新	≡	千	竹	木	行	伊	御	Щ	伊
追	智	島	青壮年部五名含む		頭						谷	谷	葉	下	坂	武	藤	崎	П	達
シ	庫	倉	五名	外五四名	新						ヤ	文	花	111	サ	静	ΙE	清	精	剛
シズヱ	本 二郎	七	含む	四名	新太郎						ヤス子	子	子	+	۲	子	子	彦	市	民
助	力 越	小																		
146	NOT COMMON																			
近	智	島																		
		島倉																		
シスコ																				
	庫二郎	倉			田	久	甲	松	岡	Щ	栗	速	=======================================	竹	千	伊	御	片	松	佐
シスヱ	庫二郎越	倉七			田頭	久村	甲斐	松浦	岡本	山田	栗根	速見	三谷	竹下	千葉	伊藤	御崎	片岡	松本	佐々井
シス ェ 小 多	庫二郎越智	倉七村		外七	頭													岡		佐々井
シズェー多田	庫二郎越智庫二	倉七村		外七四名		村		浦	本			見	谷	下	葉	藤	崎		本	佐々井 勇
小島倉	庫二郎 越智庫二郎	倉 七 村 田		外七四名	頭	村豊	斐	浦敏	本孝	田	根	見豊	谷文	下ミ	葉花	藤正	崎清	岡	本数市佐	々井 勇
小島倉七	庫二郎越智庫二郎越	倉 七 村 田 寿		15511	頭新太郎	村豊彦	斐 一 義	浦敏美	本孝磨	田正	根峻	見豊子	谷文子	下ミキ	葉花子	藤正子	崎 清 彦	岡 案山子	本数市 佐々	々井 勇
小島倉七多	庫二郎 越智庫二郎 越智庫	倉七 村田 寿 小		15511	頭 新太郎 田 頭	村豊彦岡	斐 一 義 藤	浦敏美甲	本孝磨栗	正山	根峻橋本ツ	見豊子連	谷文子三	下ミキ竹	葉 花 子 伊	藤正子山	崎清彦片岡案	岡 案山子 松	本数市 佐々	々井 勇 島
小島倉七多田村田	庫二郎 越智庫二郎 越智庫二	倉七 村田 寿 小島		外七四名 外七六名	頭新太郎田	村豊彦岡本	斐 一 義 藤	浦敏美甲	本孝磨栗	正山	根峻橋本	見豊子速見	谷文子三谷	下ミキ竹下	葉 花 子 伊 藤	藤正子山崎	崎清彦片岡	岡 案山子 松 本	本数市 佐々	女井 勇 島 谷
小島倉七多田哲則村田	庫二郎越智庫二郎越智庫二郎	倉七 村田 寿 小島倉		15511	頭 新太郎 田 頭	村豊彦岡本孝	斐 一 義 藤 井	浦敏美甲斐一	本孝磨栗根	正山田	根峻橋本ツユ	見豊子速見豊	谷文子三谷文子	下ミキ一竹下ミ	葉 花 子 伊 藤 正	藤正子山崎義	崎清彦片岡案	岡 案山子 松 本 数	本数市 佐々井 勇	々井 勇 島 谷 真 三 佐
小島倉七多田哲郎	庫二郎 越智庫二郎 越智庫二郎 多	倉七 村田 寿 小島倉七		外七六名	頭 新太郎 田 頭 新太郎	村豊彦岡本孝	斐 一 義 藤 井	浦敏美甲斐一義	本孝磨栗根峻	正山田正正	根峻橋本ツユョ	見豊子」速見豊子	谷文子三谷文子	下ミキ竹下ミキ	葉 花 子 伊 藤 正 子	藤正子山崎義市	崎清彦 片岡 案山子	岡 案山子 松 本 数 市	本数市 佐々井 勇	々井 勇 島 谷 真 三
小島倉七多田哲郎花	庫二郎 越智庫二郎 越智庫二郎 多	倉七 村田 寿 小島倉七 村		15511	頭 新太郎 田 頭 新太郎 田	村豊彦岡本孝	斐 一 義 藤 井	浦敏美甲斐一義有	本 孝 磨 栗 根 峻 高	田正山田正藤	根峻橋本ツユョ甲	見豊子速見豊子山	谷文子三谷文子橋	下ミキが下ミキ連	葉 花 子 伊 藤 正 子 三	藤正子山崎義市竹	崎清彦 片岡 案山子 伊	岡 案山子 松 本 数 市 西	本数市 佐々井 勇 有	々井 勇 島 谷 真 三 佐々

常	副	顧	名	슾	役	事	青	婦
務			誉			務	壮	人
理	会		会		員	局	年部	部
事	長	問	長	長	名	長	長	長
-			20 50		13476		200	
藤正	甲伊小中西森			田	45	頼	松	伊
井 金	斐藤島川田本			頭	45年6月改選	沢	浦	藤
光模	一正倉 平雄四			新	改	忠	敏	正
造 夫	義子七弘一郎			太郎	選	雄	美	子
藤 正	甲橋松小中西		47、永	森	47	頼	松	伊
井 金	斐 本 下 島 川 田		10 山	本	年	沢	浦	藤
光 槙	一ツー倉 平			雄	年6月改選	忠	敏	正
造 夫	義ョ男七弘一		12 忠 就 則	郎郎	選	雄	美	子
藤正	甲橋松小中西			森	49	岩		
井 金	斐 本 下 島 川 田			本	49年7月改選	城		
光 槙	ーツー倉 平			雄	月改	騰		
造 夫	ュ 義 ョ 男 七 弘 一			郎	選			
長 皿	神橋松正小中			松	51	奥	松	伊
長 皿 谷 田	田本島金島川			下	年 7	田	浦	藤
春 清	茂ッ秀槙倉				51年7月改選	茂	敏	正
秋 人	幸ョ一夫七弘			男	選	行	美	子
長 皿	高橋松正小中			松	53	奥	松	伊
長 皿谷川田	原本島金島川			下	年	田	浦	藤
春 清	安ツ秀慎倉			-	53年6月改選	茂	敏	正
秋 人	一ョ一夫七弘			男	選	行	美	子
長 皿	高橋沖福松小	森		松	55	奥	松	伊
長 皿 谷 川 田	原本谷本島島	本		下	年	田	浦	藤
春 清	安ツ栄秀倉	雄		_	55年5月改選	茂	敏	正
秋 人	コーヨ 積 一 一 七	四郎		男	選	行	美	子

								理											ŕ	Ŕ		
																			Ŧ	务		
																			Ŧ	E		
								事											Ą	Į.		
佐	佐	日	島	岡	城	有	大	中	森	頼	恩	岡	松	\blacksquare	堀	松		Ξ	木	行	坂	渡
々木	々井	野	谷	本		馬	谷	野	田	沢	田	田	島	田	田	下		谷	坂	武	井	辽
信			真	治	泰	恵		徳	砂	忠	以		秀	清	秀	-		文	サ	静	重	禎
宣	勇	基	Ξ	人	吉	-	稔	夫	夫	雄	忠	勝	-	人	藏	男		子	۲	子	義	古
佐	田	日	島	岡	長公	藤	大	片	森	頼	沖	岡	松	田	堀	大	48	島	木	行		渡
々木	辺	野	谷	本	谷川	田	谷	桐	田	沢	谷	田	島	頭	田	岡	1,	田	坂	武	田	辽
信	軍		真	治	春	賢		Œ	砂	忠			秀	勝	秀	育	29	Ł	サ	静	清	禎
宣	=	基	\equiv	人	秋	吾	稔	比	夫	雄	積	勝	_	市	藏	造	就任	サ子	٢	子	人	古
藤	大	田	片	森	頼	沖	岡	松	福	田	堀	渡	桝	大	土	津	中	島	木	行	1.	Ш
田	谷	万里	桐	田	沢	谷	田	島	本	頭	田	辺	井	岡	生	田	尾	田	坂	武	谷川	H
賢		政	Œ	砂	忠			秀	栄	勝	秀	禎	Œ	育	爲	重	栄	E	サ	静	春	清
吾	稔	登	比	夫	雄	積	勝	-	-	市	藏	古	-	造	吉	人	Ξ	子	۲	子	秋	Y
大	田	片	森	頼	岡	西	栗	福	松	恵	吉	桝	森	西	中	奥	中	島	木	行	沖	±
谷	万里	桐	田	沢	田	田	根	本	浦	谷	名	井	本	本	野	田	尾	田	坂	武	谷	4
	政	ΙE	砂	忠		平		栄	義		吉	Œ	雄	範	徳	茂	栄	ヒサ	サ	静		焦
稔	登	比	夫	雄	勝	-	済	-	雄	潔	太郎	-	四郎	吾	夫	行	Ξ		۲	子	積	吉
有	香	日	片	頼	醍	Ł	多	福	松	恵	吉	桝	森	折	中	奥	中	速	島	木	沖	±
馬	河	野	桐	沢	醐	岡	田	本	浦	谷	名	井	本	田	野	田	尾	見	田	坂	谷	生
恵	仙	義	正	忠	英	栄	哲	栄	義		吉	Œ	雄	健	萬	茂	栄	豊	Ł	サ		焦
	\equiv	法	比	雄	昭	郎	郎	-	雄	潔	太郎		郎	\equiv	代	行	Ξ	子	サ子	۴	積	눋
																	中					
迫	田	桐	石	西	醐	島	岡	田	井	浦	谷	名	井	田	野	田	尾	見	田	坂	河	4
数	静	Œ	自	璋	英	秀	栄	哲	芳	義		古	庄	健	萬	茂	栄	豊	Ł	サ	仙	焦
夫	人	比	助	彦	昭	-	郎	郎	夫	雄	潔	太郎	-	Ξ	代	行	Ξ	子	サ子	١	Ξ	芒

婦		監			評							B	1						
人				理	≅36														
部				理事兼務)	議														
長		事		粉	員							H	Į.						
伊	花小	Щ	多		田					保	有	Щ	石	高	橋	速	竹	西	谷
藤	岡田	本	田	ы	頭					井	元	田	田	原	本	見	下	Щ	岡
正	敦 一	0:	哲	外七四	新					清	道		耕	安	ツ	豊	3	喜	徳
子	子 吉	昮	郎	名	太郎					Ξ	憲	E	Ξ	_	コョ	子	+	Œ	市
橋	花小	ч	多		森					下	渡	保	神	高	速	竹	伊	西	谷
本	岡田	本	田	2.7	本					西	辺	井	田	原	見	下	藤	Щ	岡
ッ	敦 一	Si .	哲	外七四名	雄					璋	修	清	茂	安	豊	12	Œ	喜	徳
ユョ	子 吉	昮	郎	名	郎郎					彦	之	Ξ	幸	_	子	+	子	Œ	市
橋	花 藤	香	小		森	井	神	下	高	正	速	伊	西	木	佐	田	日	島	岡
本	岡井	河	田	At.	本	Ŀ	田	西	原	金	見	藤	Щ	村	々木	辺	野	谷	本
ツ	敦 芳	仙	-	外七	雄	数	茂	璋	安	登	豊.	正	喜	菊	信	軍		真	治
ュョ	子 夫	Ξ	吉	七四名	郎	夫	行	彦	-	美恵	子	子	正	-	宣	事	基	Ξ	人
橋	花 藤	香	小		松	井	守	宮	島	正	速	伊	西	沢	矢	田	藤	松	有
本	岡井	河	田	ы	下	沢	Щ	本	原	金	見	藤	Щ	田	野	辺	原	浦	馬
ツ	敦 芳	仙	-	外八四名	-	聖	虔	公	重	登	豊	Œ	喜	周	徳	軍	則	弥	恵
ュョ	子 夫	: Ξ	吉	名	男	昭	郎	光	光	登美恵	子	子	Œ	周太郎	之	=	男	-	-
橋	笠 花	藤	小		松	二井	神	宮	島	住	Œ	伊	藤	渡	矢	田	藤	松	古
本	井岡	井	田	h!	下	田田	田	本	原	元	金	藤	田	辺	野	辺	原	浦	岡
ツ	キ敦	義		外八五名	-	芳	茂	公	重	トシ	登美	Œ	輝		徳	軍	則	弥	綾
크	キシェチ	男	吉	五名	男	澄	幸	光	光	シ子	夫	子	見	剛	之	事	男	_	雄
橋	笠 花	外	田		松	二井	下	宮	伊	住	正	伊	藤	渡	矢	田	藤	松	吉
本	井岡	野	中	1A	下	田田	西	本	藤	元	金	藤	田	辺	野	辺	原	浦	岡
ツ	キ敦		徳士	外八五名	_	芳	璋	公	正	۲	登	Œ	輝		徳	軍	則	弥	綾
ュョ	キシェチ	勉	徳太郎	名	男	澄	彦	光	登	ンエ	登美恵	子	見	岡	之	事	男	-	雄

Ē	副	参	相	顧	名	会	役	事	青
					誉			務	壮
ź	会		談		会		員	局	年部
ł	長	与	役	問	長	長	名	長	長
	小		Œ	森		松	57	大	甲
田	島		金	本		下	年	杉	斐
清	倉		槙	雄			57年6月改選	勝	-
人	七		夫	雄四郎		男	選	眞	義
冲	/J\		E	森		松	50	大	甲
谷	島		金	本		下	年	杉	斐
	倉		槙	雄四			59年6月改選	勝	_
積	七		夫	即郎		男	選	眞	義
 打	香		E			松	61	大	甲
田	Ш		金			下	年	杉	斐
静	ス		槙			-	61年6月改選	勝	-
人	75		夫			男	選	眞	義
打	畠	神高二井	小伊日中			松	63	大	神
田	中	田原田	島 藤 野 川			下	年	杉	田
静	時	茂安芳	倉 正				63年6月改選	勝	茂
人	義	幸一澄	七子基弘			男	選	眞	幸
打	畠	神高二	小 伊 中			松	平成	大	高
田	中	神高二井田原田	島 藤 川			下	2 年	杉	原
静	時	茂安芳	倉 正			-	平成2年6月改選	勝	安
人	義	幸一澄	七子弘			男	改選	眞	-
下	伊	神高二	島長橋小中田州本島川		松	浦	4	大	高
西	藤	神高二 田原田	田川本島川		下	谷	年 6	杉	原
璋	正	茂安芳	ヒ春ツ倉		-	清	4年6月改選	勝	安
彦	己	幸一澄	ヒ春ツ倉 サスヨ七弘		男	司	選	眞	-

					理									常					H		
														務							
														理					4	Ť	
					事									事					£	ī,	
下	醍	今	多	藤	松	恵	吉	相	折	中	中	速	奥	木	香	長谷	Ł	高	島	沖	福
西	酬	井	田	井	浦	谷	名	島	田	野	尾	見	田	坂	河	台川	岡	原	田	谷	本
璋	英	牛	哲	芳	義		吉太	ハツ	健	萬	栄	豊	茂	サ	仙	春	栄	安	ヒサ		栄
彦	昭	Ξ	郎	夫	男	潔	郎	ュ	Ξ	代	三	子	行	٢	Ξ	秋	郎	_	子	積	
下	醍	今	多	藤	松	恵	吉	相	折	中	高	笠	奥	上	木	香	長	=	島	Ш	福
西	醐	井	田	井	浦	谷	名	島	田	野	原	井	田	岡	坂	加	谷川	二井田	田	田	本
璋	英	牛	哲	芳	義		吉太	ハツ	健	萬	安	+	茂	栄	サ	仙	春	芳	Ł	清	栄
彦	昭	Ξ	郎	夫	雄	潔	太郎	ツヱ	Ξ	代		キミエ	行	郎	٢	Ξ	秋	澄	サ子	人	_
沖	畠	今	Ш	多	橘	恵	浦	相	折	中	高	矢	渡	香	笠	伊	奥	中	島	Ŀ	竹
谷	中	井	田	田		谷	谷	島	田	野	田	野	辺	河	井	藤	田	尾	田	岡	田
	時	牛	清	哲	忠		清	/	健	萬	光	徳		仙	キ	Œ	茂	栄	E	栄	浩
積	義	Ξ	人	郎	知	潔	司	ツェ	Ξ	代	可	之	剛	Ξ	NH	己	行	三	ヒサ子	郎	=
木	下	冲	Ŀ	Ш	高	橘	恵	浦	相	折	高	藤	今	香	笠	伊	中	中	島	長公	竹
坂	西	谷	岡	田	橋		谷	谷	島	田	田	原	井	加	井	藤	野	尾	田	長谷川	田
サ	璋		栄	清	隆	忠		清	/\ \V	健	光	則	牛	仙	+	正	萬	栄	ヒ	春	浩
٢	彦	積	郎	人	美	知	潔	司	ツヱ	\equiv	可	男	Ξ	\equiv	キミエ	己	代	三三	ヒサ子	秋	=
中	下	冲	今	Ŀ	Ш	高	橘	亀	相	竹	平	渡	浦	香	笠	伊	折	井	正	長公	竹
Ш	西	谷	井	岡	田	橋		田	島	永	田	辺	谷	河	井	藤	田	澤	金	谷川	田
辰	璋		牛	栄	清	隆	忠	義	/		修		清	仙	+	正	健	聖	登	春	浩
美	彦	積	Ξ	郎	人	美	知	光	ュ	勇	巳	剛	司	Ξ	ドエ	己	Ξ	昭	美恵	秋	Ξ.
中	保	畠	今	Ŀ	▥	橘	亀	中	竹	馬			_	井	高	相	舛			Œ	竹
Ш	田	中	井	岡	田		田	尾	永	場				澤	橋	島	本			金	田
辰	芳	時	牛	栄	清	忠	義	栄						聖	隆	ハッ	久			登美	浩
美	雄	義	Ξ	郎	人	知	光	Ξ	勇	正				昭	美		恵			登美恵	=

事

高井二 舛豊住正橋藤渡矢田藤佐吉藤打河松 田澤田本田元金本田辺野辺原藤岡 本 田 ツユ 芳久豊ト登 徳 軍 則 輝 恵子子恵ョ見剛之事男弘雄 昭 澄 井中深 香舛住正橋 藤 渡 矢 田 藤 北吉 打 伊 小 澤尾 見 川本元金本田辺野辺原 村岡 田田藤間 久 ト 登 ツ シ 美 ユ 聖栄サ ス 輝 徳 軍 則 三エミ恵子恵ョ 見剛 之 事 男 小木小下 森今守森深舛住正藤田藤北三長藤 下田山川見本元金田辺原村谷川田島坂間西 文 サ カ 久 卜 登 輝 軍 則 芳 武 春 賢 久 カ シ 美 恵 昭 郎 子 エ 恵 子 恵 見 事 男 之 正 秋 吾 平井元今森山香舛住正藤渡矢立北三森菅平小 川城川本元金田辺野石村谷本野野間 澤谷田 ト 登 輝 文 タッ ス久 徳 次 芳 武 茂 次 宝 子 恵 稔 昭 子ョミ恵 見剛之郎之正夫郎一郎 小守高 福山島森舛香藤矢立藤和三森中平小 場城田川本川田野石原田谷本村 ヒ文久ス輝徳治則祐武 敏タ 枝ョ子子恵ミ見之郎男一正夫省一郎 寛 郎 可 保守福山沖森森藤渡矢立小和三堀藤香坂中平小 城 井山場戸藤川下田辺野石田田谷 田村野間 本 川 清 虔 敏 タ 文 シ 輝 徳 治 英 祐 武 健 勇 仙 利 忠 宝 孝 寛 三 郎 恵 ョ 章 子 ノ 見 剛 之 郎 治 一 正 郎 夫 三 彦 省 一 郎

評	B		i.	臣		婦	青	事
È	理					人	壮	務
議	事兼務)					部	年郊	局
6 員	務		¥.	H		長	部長	長
栗		囲	外	花	笠	島	高	大
原	EI.	中	野	岡	井	田	原	杉
1 运	外三	徳太		敦	キミ	Ł	安	勝
5 爾	外三六名	太郎	勉	子	W H	ヒ サ 子	-	真
栗		田	外	花	奥	島	二并	大
原	hl	中	野	岡	田	田	田田	杉
ト 三 武	外三六名	徳		敦	松	Ł	芳	勝
5 摩	六名	太郎	勉	子	恵	サ子	澄	真
栗		田	外	奥	栗	島	中	野
,原		中	野	田	田	田	尾	坂
上面	外三	徳太		松	弘	Ŀ	栄	守
5 彦	三五名	太郎	勉	恵	Ξ	サ 子	Ξ	夫
4		田	外	奥	栗	島	中	野
永	61	中	野	田	田	田	尾	坂
1	外三五名	徳		松	弘	Ł	栄	守
5 勇	五名	太郎	勉	恵	Ξ	サ子	Ξ	夫
東		田	外	奥	栗	Œ	井	野
r.	ы	中	野	田	田	金	津	坂
1	外三五名	徳太		松	弘	登	聖	守
占種	五名	太郎	勉	恵	Ξ	登美恵	昭	夫
*		外	沖	<u></u> #		Œ	井	野
Œ	ы	野	田	二井田		金	澤	坂
111	外三一名		ミッ	芳		登	聖	守
ミナイ	名	勉	ツエ	澄		登美恵	昭	夫

日本島川 下 澤橋井本 田田西場 田田西場 田田本島川 下 壁清久 ミ清璋 浩				相談犯	名誉会	(青壮年部長)			常務理	(婦人部長)			副会	会	役員名
田 本 名 田 浩 元 四 語	島	橋	小			井	高	保	Ame			下	EVEN :	200	
# 3	田	本	島	Щ	下	澤	橋	井	本	田	田	西	場	田	氏
720 737 731 720 732 729 739 730 726 724 731 720 〒 727 729 729 739 730 726 724 731 720 〒 福山市24 -06 730 726 724 -51 720 〒 東広島市佐伯区八幡四丁目一四一二三	ヒサ		倉			聖	隆	清	久		清	璋		浩	名
住 住 所	=	3	七	弘	男	昭	美	Ξ	恵	子	人	彦	正	=======================================	
住 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	720	737	731 - 05	720	732	727	729 - 01	729 - 24	739 - 06	730	726	724	731 - 51	720	₹
	福山市延広町五—二五	町一丁目四	田郡吉田町吉田	山市	広島市東区愛宕町九——一	庄原市西本町一丁目一五—八	市神村町三	風早六四七—		広島市中区江波南一丁目四—二七	府中市鵜飼町四一九—一	東広島市西条町土与丸四七一三	広島市佐伯区八幡四丁目一四——	福山市胡町四—二三	200
0 0 0 0 0 0 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	0 8 4 9 2 3 3 8 9 5	0 8 2 3 3 1 8 0 6 6	0 8 2 6 5 5 0 3 3 4	1 0 6 5	0 8 2 2 6 1 4 0 5 0	0 8 2 4 7 2 1 0 8 1	0 8 4 9 3 3 3 7 9 7	0 8 4 6 4 5 0 5 0	0 8 2 7 5 2 2 5 3 1	0 8 2 2 3 2 0 5 9	0 8 4 7 4 5 2 2 4 1	0 8 2 4 2 3 2 9 6 8	0 8 2 9 2 8 0 6 5 4	0 8 4 9 2 5 0 7 4 0	話

														理事			監事		参	
下	保	松	門	神	ш	高	竹	橘	亀	浦	相	中	折	馬	元	田	外	神	=	
西	田	崎	永	田	田	橋	田		田	谷	島	尾	田	場	Ŀ	中	野	田	井田	
璋	芳	月	治	茂	清	隆	浩	忠	義	清	ハ	栄	健		悦			茂	芳	
彦	雄	夫	-	幸	人	美	=	知	光	司	ツヱ	Ξ	Ξ	正	夫	孝	勉	幸	澄	
724	725	739 - 06	727	728	726	729 - 01	720	722 - 23	722	723	737	731 - 01	731 - 33	731 - 51	739 - 04	732	720 - 02	728	731 - 51	
東広島市西条町大字土与丸四七—三	竹原市西野町六七—二	大竹市栗谷町後原六二三	庄原市本町一丁目二三二六	三次市穴笠町二五八—一	府中市鵜飼町四一九—一	" 神村町三八○四	福山市胡町四一二三	因島市土生町四一	尾道市日比崎町二五—四	三原市中之町四〇八八一八	呉市東中央三丁目一—五	" 安佐南区東野一丁目八—一六	" 安佐北区安佐町久地一七九三	広島市佐伯区八幡四丁目一四—一九	佐伯郡大野町丸石二丁目三—一八	広島市東区戸坂くるめ木二丁目一―一七	福山市鞆町後地六九四—一三	三次市穴笠町二五八一一	広島市佐伯区五日市中央四丁目六—一三	
0 8 2 4 2 3 2 9 6 8	0 8 4 6 2 9 1 2 5	0 8 2 7 5 6 0 0 5 4	0 8 2 4 7 2 1 7 4 3	0 8 2 4 6 3 8 4 5 7	0 8 4 7 4 5 2 2 4 1	0 8 4 9 3 3 7 9 7	0 8 4 9 2 5 0 7 4 0	0 8 4 5 2 2 0 2 8 2	0 8 4 8 2 2 8 0 5 2	0 8 4 8 6 2 4 0 0 6	0 8 2 3 2 2 6 4 5 3	0 8 2 8 7 7 2 2 6 7	0 8 2 8 3 7 0 1 9	0 8 2 9 2 8 0 6 5 4	0 8 2 9 5 5 0 5 3 7	0 8 2 2 2 9 0 0 4 4	0 8 4 9 8 2 2 2 1 8	0 8 2 4 6 3 8 4 5 7	0 8 2 9 2 1 0 9 4 4	

井 竹 多 福 森 正 舛 米 藤 青 松 立 小 和 三 堀 藤 保 坂 奥 伊 平 小 上 野 広田場川金本田 田木山石田 田谷 井 \mathbf{H} 田 敏文登 久 12 輝成忠治英 祐 武 健 勇清 利久 正宝 # 美 太 昭枝み枝子恵恵子 見三生郎治一正郎夫三彦正己一郎勝 729 720 722 729 739 739 730 -67 -11 -14 -23 -02 -06 佐伯郡 福山 竹原 比婆郡 神石 東広 大竹市 安芸郡 庄 広 深安郡神辺町字道上二八三四 沼隈郡沼隈町 賀茂郡豊栄町 高 調郡 品郡 羅 調郡 原 島 奴 田 田 県郡筒賀村 日 郡三 郡甲 市駅 郡吉舎町 市 郡 市 島市志和 市中区江 郡 郡安芸津 郡 市 久井町 能美町 久井町 向原町 世 忠 西 甲 倉橋町 西 新町 新 市 以城町 山町 ·奴町 |和町大字父木野二二七一―三 本町 家町 佐方七 海 市 西 町 町 大字金 坂三八 字小 能登原 T 大字中 町 倉 Ŧī. 町 波南一丁目 八鳥七六〇 矢野地五 本郷一三四 大字小世良六三三 大字泉八七七— 町 别 風早 光四 志和 T 下 Ŧī. 目 府 74 八 月十五 津 林 九 四 九 74 丸六五 九 ·筒賀一〇六 七二 田三 四 西甲二 六 Ŧi. 八四七一 六 74 Ŧī. 79 应 九〇 四 九 24 二七 74 番 六 地 0 84 8 2 9 8247 8 8 8 2 4 8275 82 8 8 8 8 8 8472 8 8 2 4 8 2 6 8 2 3 8 8 8 4 7 3 2 82 8 2 4 4 2632 4 47 4 4 4 4 7 3 2 473 3 62 7 9 9 4 9 6 232 8 4 6 8 4 4 3 2 7 3 3 7 5 6 4 5 3 6 8 2 3 2 2 5 3 2 5 5 2 9 6 6 4 8 2 0 2 2 2629 2 3 7 7 2466 7 6 03 2 5 0 3 2 5 3 1 3597 1 5 6 5 6 86 298 0 5 0 0 3 0 0595 228 036 3 1 1 0 1 7 8 3 8 0 4 5 8 4 6 53 47 1 8 1 1 1 1 9

																			評			
																			議			
																			員			
渡	蔦	玉	岡	高	小	加	花	大	小	Ξ	高	楢	Ш	小	Ш	栗	冲	藤	大	小	平	守
	谷	島	田	知	松	藤	好	坪	西	好	橋	原	田	池	内	田	田	田	越	野	田	Щ
シ	た	111	久	#	鈴	芳	١	111	智	萬	利	٤	美	伸	フ	弘	111	日	礼		修	虔
ナョ	江	エコ	代	ダ	子	恵	ヨノ	キヱ	恵子	寿美	通	子	佐枝	子	サヨ	Ξ	ツエ	能美	三	寛	己	郎
731 - 15	739 - 05	737 - 21	738	724 - 01	725	739 - 06	727	728	729 - 31	721	720 - 24	722 - 21	722	723	737	731 - 02	731 - 01	736	733	739 - 17	723 - 01	728
山県郡千代田町川井	佐伯郡宮島町南町三五七	安芸郡江田島町中郷	廿日市市上平良一〇〇八一一	東広島市高屋町造賀	竹原市竹原町四〇一三	大竹市西栄一丁目一七—一二	庄原市中本町——八—二四	三次市畠敷町一六〇六—九	府中市中須町九〇八	" 春日町能島八八九	福山市加茂町中野六七八	因島市大浜町五区	尾道市山波町六四四—一	三原市西町一三六八—一	呉市押込三丁目一二—二一	" 安佐北区可部三丁目三三—一〇	" 安佐南区緑井三丁目一五—四一	" 安芸区船越四丁目六—一四	広島市西区己斐中一丁目六一八	広島市安佐北区落合南四丁目四一一六	三原市沼田東町七宝四一五	三次市三次町寺戸六〇四一二
0 8 2 6 7 2 4 2 1 6	0 8 2 9 4 4 0 2 3 1	0 8 2 3 4 2 7 0 8	0 8 2 9 3 8 0 6 0 2	0 8 2 4 3 6 0 1 4 5	0 8 4 6 2 2 1 3 8 1	0 8 2 7 5 3 4 6 6	0 8 2 4 7 2 0 9 7 8	0 8 2 4 6 · 3 · 5 4 4 3	0 8 4 7 4 5 4 9 8 5	0 8 4 9 4 7 3 3 5 9	0 8 4 9 7 2 4 1 8 0	0 8 4 5 2 4 1 0 7 3	0 8 4 8 3 7 1 4 2 2	0 8 4 8 6 3 6 3 7 8	0 8 2 3 3 6 0 5 5	0 8 2 8 1 2 2 3 1 8	0 8 2 8 7 7 2 0 2 7	0 8 2 8 2 2 4 4 7 9	0 8 2 7 1 3 7 9 5	0 8 2 8 4 3 9 0 0 2	0 8 4 8 6 6 0 3 2 7	0 8 2 4 6 3 4 5 3 0

0 8 2 7 1 6 6 3 0	広島市西区田方二丁目四三——一	733	夫	- 5	守	坂	野	長	局	務	事
0 8 2 4 8 6 2 1 6 1	比婆郡高野町中門田一二	727 - 04	エ	ス	ャ	林	中				
0 8 2 4 4 4 3 0 3 1	双三郡三良坂町長田七九六		コ	、ス	ヤ	谷	新				
0 8 4 7 6 2 3 2 5 4	甲奴郡上下町字上下		子		_	澤	須				
0 8 4 7 8 5 3 4 1 4	神石郡三和町大字木津和二八三——		子	一 矢	Ξ	津和	木油				
0 8 4 7 5 1 5 3 3 2	芦品郡新市町大字戸手一、二一二		子	<i>)</i> L	*	岡	信				
0 8 4 9 6 2 1 6 2 7	深安郡神辺町川北五三		子	II.	뒢	畠	小				
0 8 4 9 8 7 1 4 9 9	沼隈郡沼隈町能登原甲一四九九	720 - 03	枝	美	寿	崎	岡				
0 8 4 7 2 2 0 0 0 6	世羅郡甲山町甲山		ヱ	、チ	"	谷	浦				
0 8 4 8 4 4 3 9 9 5	御調郡向島町江奥一六〇二九	722	エ	、ス	フ	浦	浜				
0 8 4 6 4 5 2 7 3 0	豊田郡安芸津町木谷二六〇	729 - 24	江	12	亲	岡	吉				
0 8 2 4 3 8 0 2 7 2	賀茂郡河内町河戸二六五二	729 - 11	子	ועו	勝	香	住				
0 8 2 6 7 0 1 9 4	高田郡高宮町佐々部	729 - 65	1	ズ	シ	下	森				

支	部 役 名 氏	名	住
福	山部長藤井	要	福山市田尻町
福	山副部長小林	昇	福山市桜町
福	山副部長落合	久子	福山市霞町
Ξ	次部長山田	ΙE	三次市廻神町
Ξ	次副部長宍戸	輝規	三次市穴笠町
Ξ	次副部長柏弓	子	三次市大田幸町
Щ	県 部 長 高松	雅彦	山県郡大朝町
Щ	県副部長森脇	弘海	山県郡戸河内町
賀	茂 部 長 渡部	俊司	賀茂郡西條町
賀	茂副部長今藤	辰司	賀茂郡黒瀬町
賀	茂 副部長 平尾	博	賀茂郡大和町
豊	田部長松浦	敏美	豊田郡安芸津町
豊	田副部長近藤	繁	豊田郡本郷町
豊	田副部長梶原	哲弘	豊田郡豊町
豊	田副部長石原	晴隆	豊田郡瀬戸田町
豊	田副部長長尾	典子	豊田郡木江町
豊	田副部長大隅	良子	豊田郡川尻町
深	安部長中村	進治	深安郡神辺町下竹田

役	青	副	副	副	副	副		組
	年	4.00	44	alare		din	画	織
	部	部	部	别?	部	部		委
名	12A0		Ħ	E	E	Ħ	員長	員
	X	文	女	長	扙	又	又	長
氏	松浦	山田	久村	藤井	村田	一色	栗根	岡元
	敏	4000		2000	豊	貴	:(5:3)	孝
名	美	正	豊彦	要	穗	美子	峻	子麿
郡	豊	Ξ	比	福	呉	広	府	竹
市名	田	次	婆	Щ		島	中	原
	<u> </u>	ets	- to			YITI	m	TID
役	広報調	書	書	書		埋	理	理
	杳							
名	委員				育			
1	長	記	記	記		事	事	事
_	吉	神	高	坪	年	松	甲	栗
氏	高	田	木	内	部	浦	斐	根
名	時	茂	久	美智	選	敏		
1	治	生	生	代	任	美	義	峻
郡	双	庄	深	安				
市名	Ξ	原	安	芸				
		258.85		-				
役	理	理	理	評	評	評	評	評
				議	議	譲	議	議
名	事	事	事	員	員	員	員	員
氏	山	久村	岡	森	中	薮	長	田
Д	田							坂
名	Œ	豊彦	孝麿	光徳	劭	万治	信義	幸三
郡市								

昭和三十九年度広島県遺族会青年部役員(昭39、4月改選)

事務局長 金岡 康隆 府 副 部 長		r#c	r#r	I/T	r#r	r#r
長 東根 (e)	佐	竹	肘	府	竹	肘
務局長 長谷 信義 佐伯郡五日市町五日 務局長 無本 壁文 府中市府中町 部長 無本 壁文 府中市府中町 財政 中市府中町 中市府中町 大田 中市市府中町 中市保根町	伯	中	中	中	中	中
長 東根 峻 府中市府中町 局長 金岡 康隆 府中市府中町 局長 金岡 康隆 府中市府中町 局長 金岡 康隆 府中市府中町 場合 市中市府中町 東	部					部
東根 峻 府中市條根町 山路 法昭 府中市府中町 金岡 康隆 府中市府中町 金岡 康隆 府中市府中町	長	局	1400	C.		長
一		金	栗	Щ	武	粟
表 佐伯郡五日市町五日 峻 府中市徐根町 明 府中市府中町 府中市府中町	100.000					III.
伯郡五日市町五日 中市府中町 中市府中町 中市府中町	義	隆	文	昭	司	峻
	伯郡五日市町五日	中市府中	中市府中	中市中須	中市本山	中市篠根
	羅	羅	羅	伯	伯	伯
羅羅羅伯伯伯			部			
副副部副副副			巨			
副 副 部 副 副 部 部 部 部 部	12.27.0		******		-	
副 副 部 副 副 部 部 部 部 部 長 長 長 長 長 長	本	口	大	保	村	浦
副 副 副 副 副 部 部 部 部 部 部 部 部 票 長 長 長 長 長 中	勇	真治	恒夫	一子	紀子	逸男
副 副 部 副 副 副 部 部 部 部 部 部 長 長 長 長 上 中村 中村 川 中村 川 日本 日本 <t< td=""><td>世羅郡世羅西町</td><td>世羅郡世羅町津久志</td><td>世羅郡甲山町三川地区川尻</td><td>佐伯郡大柿町</td><td>佐伯郡廿日市町平良</td><td>佐伯郡吉和村</td></t<>	世羅郡世羅西町	世羅郡世羅町津久志	世羅郡甲山町三川地区川尻	佐伯郡大柿町	佐伯郡廿日市町平良	佐伯郡吉和村
副 部 長 宮本 勇 世羅郡世羅西町 副 部 長 坂口 真治 世羅郡甲山町三川地区川 副 部 長 坂口 真治 世羅郡甲山町三川地区川 山 部 長 坂口 真治 世羅郡田山町三川地区川			an (Mar)			

支部名	役職	氏	名	住	所	支部名	74	役職	氏	名	住	所
福山市	支部長	藤井	要	沼隈郡沼隈町		呉	市	広報委員	多田	浩	呉市阿賀東町	
福山市	組織委員	大井	克之	福山市鞆町		呉	市	女子代表	花田	征子	呉市吉浦町	
府中市	支部長	栗根	竣	府中市篠根町		広島	市	支部長	田坂	幸三	広島市中山町	
府中市	組織委員	高原	安一	府中市高木町		広島	市	県副部長	一色	色貴美子	広島市中山町	
府中市	女子代表	石岡	信子	府中市僧殿町		広島	市	企画委員	中野	朝永	広島市仁保町	
三次市	支部長	山田	Œ	三次市廻神町		広島	市	女子代表	吉永	修子	広島市中山町	
三次市	企画委員	宍戸	輝規	三次市宍笠町		深安	郡	支部長	中村	進治	深安郡神辺町	
三次市	広報委員	上坂	克子	三次市廻神町		深安	郡	組織委員	高木	久生	深安郡賀茂町	
三次市	女子代表	小路	恒子	三次市住吉町		深安	郡	女子代表	重政千	一恵子	深安郡神辺町	
庄原市	支部長	熊本	忠則	庄原市川北町		芦品	郡	支部長	甲斐	一義	芦品郡新市町	
庄原市	書記	神田	茂生	庄原市本町		芦品	郡	女子代表	井上北	井上サヨ子	芦品郡駅家町	
庄原市	企画委員	中	康治	庄原市山内町		御調	郡	支部長	森	光徳	御調郡向東町	
庄原市	女子代表	藤谷	勝子	庄原市春田町		甲奴	郡	支部長	堂前	弘志	甲奴郡	
竹原市	支部長	岡元	孝麿	竹原市竹原町		世羅	郡	支部長	奥	恒夫	世羅郡甲山町	
竹原市	企画委員	平田	健二	竹原市忠海町		双三	郡	支部長	為国	和彦	双三郡吉舎町	
竹原市	企画委員	岡田	瑞穗	竹原市竹原町		双三	郡	組織委員	山口	誠	双三郡君田村	
竹原市	女子代表	岡野	千里	竹原市吉名町		双三	郡	広報委員	吉高	時治	双三郡三和町	
具市	支部長	村田	豊穂	吳市警固屋町		双三	郡	女子代表	宮本工	宮本千恵子	双三郡三良坂町	

安芸郡	竹原市	大竹市	庄原市	三次市	府中市	福山市	吳市	広島市	郡市名
薮本	岡元		熊本	田田	栗根	藤井	村田	田坂	氏
万治	孝麿		忠則	Œ	峻	要	豊穂	幸三	名
安芸郡海田町上市	竹原市竹原町		庄原市川北町	三次市廻神町	府中市篠根町八五二	沼隈郡沼隈町神原汽船K・	呉市警固屋町	広島市中山町	住
						K			Ē
泗	世	御	豊	賀	高	山	安	佐	郡
隈郡	羅郡	調郡	田郡	茂郡	郡	県郡	佐郡	伯郡	市名
	奥	森	松浦	下西	中村	小田	遠北	長谷	氏
	恒夫	光徳	敏美	璋彦	劭	美恵	耕爾	信義	名
	世羅郡甲山町三川地区川尻	御調郡向東町	豊田郡安芸津町大字風早一二九〇	賀茂郡西条町大字土与丸	高田郡吉田町	山県郡加計町	安佐郡可部町	佐伯郡五日市町	住

広島県遺族会青年部長名簿(昭3)、7)

安	賀	賀	豊	豊	比	比
芸	茂	茂	田	田	婆	婆
郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡
支	広	支	組	県	広	支
部		部		部		部
長	負	長	員	長	員	長
藪本	武田	下西	山本	松浦	黒田	久村
万治	征子	璋彦	武幸	敏美	文男	豊彦
安芸郡海田町	賀茂郡志和町	賀茂郡西条町	豊田郡豊町	豊田郡安芸津町	比婆郡東城町	比婆郡高野町
佐	佐	Щ	高	安	安	
伯		県	田			芸
郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡
企	支	支	支	組	支	組
	部	部	部		部	織委
員	長	長	長	員	長	員
中原	長谷	小田	中村	下程	遠北	山口
貞夫	信義	美恵	劭	家子	耕爾	智子
安芸郡海田町	佐伯郡五日市町	山県郡加計町	高田郡吉田町	安佐郡沼田町	安佐郡可部町	安芸郡矢野町
	芸 郡 支 部 長 藪本 万治 安芸郡海田町 佐 伯 郡 企画委員 中原 貞夫 安芸郡海田	芸郡 支部長 藪本 万治 安芸郡海田町 茂郡 広報委員 武田 征子 賀茂郡志和町 佐伯郡 支部長 長谷 信義 佐伯郡五日市	芸郡 支部長 藪本 万治 安芸郡海田町 佐伯郡 企画委員 中原 貞夫 安芸郡海田町 茂郡 広報委員 武田 征子 賀茂郡志和町 佐伯郡 支部長 長谷 信義 佐伯郡五日市 大郡 大部長 下西 寛茂郡西条町 山県郡 支部長 小田 美恵 山県郡加計町	芸郡 支部長 藪本 万治 安芸郡海田町 茂郡 大部長 大西 黄茂郡志和町 佐伯郡 支部長 長谷 信義 佐伯郡五日市 大郡 大部長 下西 黄茂郡西条町 山県郡 支部長 小田 美恵 山県郡加計町 田郡 五部長 山県郡 支部長 中村 功 高田郡吉田町	芸郡 支部長 藪本 万治 安芸郡海田町 茂郡 文部長 武田 征子 賀茂郡志和町 佐伯郡 支部長 大田 長谷 信義 佐伯郡五日市 茂郡 文部長 下西 寶彦 賀茂郡西条町 佐伯郡 支部長 中村 功 高田郡吉田町 田郡 東部長 松浦 敏美 豊田郡安芸津町 安佐郡沼田町 田郡 東部長 本村 本財 本田郡吉田町 田郡 東部長 本村 本財 本田郡田郡吉田町 田郡 東部本 東田郡田郡田町 本田郡田町 本田郡長田町 本田郡長田町 田郡 東田郡田郡田郡田郡田郡田郡田郡田郡田郡田郡田郡田郡田郡田郡田郡田郡田郡田郡田郡	芸郡 支部長 藪本 万治 安芸郡海田町 茂郡 大部長 大田 安芸郡海田町 佐伯郡 支部長 中原 貞夫 安芸郡海田町 田郡 東部長 本浦 黄茂郡西条町 佐伯郡 支部長 中村 功 高田郡吉田町 田郡 東部長 本浦 東田郡安芸津町 安佐郡 組織委員 中村 功 高田郡吉田町 東郡 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田郡吉田町 東郡 大田 大田 大田 大田 大田 大田郡吉田町 大田郡吉田町 大田 大田 大田郡田町 大田郡田町 東郡 大田 大田 大田 大田 大田郡田町 大田郡田町 大田 大田 大田郡田町 大田郡田郡田町 大田郡田町 大田郡田町 大田郡田町 大田郡田町 大田郡田郡田町 大田郡田郡田郡田郡田郡田郡田郡田郡田郡田郡田郡田郡田郡田郡田郡田郡田郡田郡田郡

昭和四十年度広島県遺族会青年部役員表(昭40、10)

_														
三次	三次	三次	府中	府中	府中	福山	福山	呉	呉	呉	広島	広島	広島	郡市
市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	名
委	副部	部	委	副部	部	副部	部	委	副部	部	委	副部	部	役
員	長	長	員	長	長	長	長	員	長	長	員	長	長	名
上坂	小路	山田	高原	石岡	栗根	三浦	藤井	多田	花田	村田	橋本	吉永	田坂	氏
克子	恒子	Œ	安一	信子	峻	誉子	要	浩	征子	豊穂	暢人	修子	幸三	名
農	商	日	中	家	北	家	神	中	呉	東	県	会	砂	
		本	国火		川鉄		原	国		洋		社		職
		生	薬		I		汽	公		I		事	原	AUC.
協	業	命	K K	事	K K	事	船	安局	7	業	庁	務	組	業
	モ	三	府	府	府	神福	沼	具	石 呉	果具	広	広	広	
一次市廻神町	一次市住吉町	一次市廻神町	№中市高木町一四六○	中市僧殿町	心中市篠根町八五二	凹市延広町	限郡沼隈町神原汽	六市阿賀東町	兴市吉浦町新出一七四	市苑地町一丁目一	△島市中山町二○四:	島市中山町七三一	△島市中山町三○五	住所
			U				船 K K		29	九		<i>の</i>		
佐伯郡	佐伯郡	佐伯郡	佐伯郡	安芸郡	安芸郡	安芸郡	竹原市	竹原市	竹原市	庄原市	庄原市	庄原市	庄原市	郡市名
委	委	副	部	委	副	部	委	副	部	委	委	副	部	役
員	員	部長	長	員	部長	長	員	部長	長	員	員	部長	長	名
岡田	中原	中村	長谷	坪内美	山口	数本	唐内	岡野	岡元	中	神田	蔵	熊本	氏
慶子	貞夫	紀子	信義	美智代	智子	万治	武子	千里	孝磨	康治	茂生	本	忠則	名
役	会	役	農	保	東	役	会	家	商	市	市	会	自動	roes
	44				洋		社			(17	m	社	車	職
	社			育	\mathbf{I}		事			役	役	事	セール	業
場	員	場	業	所	業	場	務	事	業	所	所	務員	ルス	未
_							竹	竹	竹	庄	庄	54		
町上	安芸郡海田町大正	郡廿日市町地	佐伯郡五日市町五	安芸郡熊野跡村	安芸郡矢野町	安芸郡海田町上市	原市竹原町上市	原市吉名町	原市竹原町	原市山内町	原市本町		庄原市川北町	住
平良	ミドリ荘内正通り	御前野坂	日市						黒浜一六六七					SAX1

石	芦品郡	安
	甲斐	_
	一義	進治
	芦品郡新市町本通	深安郡神辺町下竹田
比	双	— 甲
婆郡	三郡	奴郡
久村	Щ	堂前
豊彦	誠	弘志
比婆郡高野町南	双三郡君田村石原	甲奴郡甲奴町

◎各副委員長及び委員は未決定(後日の役員会で決定をみる)

副副副青

甲高山藤松瀬

一義

新新再

芦品郡新市町本通り

賀茂郡西条町大字吉行

広島県府中市高木町一

四六〇

書書

橋本

広島市中山町二○四二

安芸郡熊野跡村

神田

庄原市本町

記記記

坪内美智代

広報委員長 組織委員長

吉 安 井

茂 時 治

双三郡三和町羽出庭豊田郡安芸津町

栗根

部部部部部

長長長長長

有

昭和四十一年度役員表(新)

役

名

氏

名

住

所

役

名

氏

名

住

所

年

長

敏美

豊田郡安芸津町風早一二九〇の

沼隈郡沼隈町千年神原汽船KK

正 要

三次市廻神町

育 亩

	_										_
御調郡	豊田郡	豊田郡	豊田郡	賀茂郡	高田郡	山県郡	山県郡	安佐郡	安佐郡	安佐郡	世羅郡
部	委	副部	部	部	部	委	部	委	副部	部	部
長	員	長	長	長	長	員	長	員	長	長	長
森	山本	花房	松浦	下西	中村	泉チ	小田	河野	横更	遠北	奥
光徳	武幸	久子	敏美	璋彦	劭	ナヒロ	美恵	怜	暁美	耕爾	恒夫
役	農	役	*	耕	農	小	商			商	
			穀酒類	道会		学	工				
場	業	場	販売	館	協	校	会			業	
御	悪豊	豊	党	質	高	山	五山	安	安	安	世
調郡向東町	田郡豊町大長	苗郡川尻町	田郡安芸津町風早	茂郡西条町大字土与丸	日郡吉田町上入江	日県郡千代田町本地	I 県郡加計町	佐郡安古市町中須	全性都沼田町伴	佐郡可部町	后羅郡甲山町三川地区川尻
	比婆郡	比婆郡	比婆郡	比婆郡	双三郡	双三郡	芦品郡	芦品郡	芦品郡	深安郡	深安郡
	委	委	副部	部	委	部	委	副部	部	(書記員	部
	員	員	長	長	員	長	員	長	長	○ 54	長
	政兼	大原	是田	久村	古高	為国	松本	井上サ	甲斐	高木	中村
	範	志	信子	豊彦	時治	和彦	美子	ヨ子	一義	久生	進治
		旅	役	農	役	役	家	家	久	郵	銀
		館							進	便	
		業	場	業	場	場	事	事	堂	局	行
	比婆郡東城町	比婆郡西城町八鳥	比婆郡西城町	比婆郡高野町大字南	双三郡三和町羽出庭	双三郡吉舎町敷地一二三八	芦品郡新市町	芦品郡駅家町迫田	芦品郡新市町本通り	深安郡加茂町下加茂	深安郡神辺町下竹田

(副部長)藤	AND NA	織副委員長 三	織副委員長 高	組織委員長高	(書配) 岡	書	書画記記		企画委員 宍戸	(副部長) 栗根	画副委員	企画副委員長 大原	企画委員長田	役名氏	
1	井	浦誉子	木久	原安	田慶子	原貞	茂		輝		村紀子	_	坂幸三	名	
野章 口	要	10000	生			夫	生		規一	峻		志			-
呉 市	福山市	福山市	深安郡	府中市	佐伯郡	佐伯郡	庄原市		三次市	府中市	佐伯郡	比婆郡	広島市	郡市名	
呉市東愛宕町四七	沼隈郡沼隈町神	福山市延広町四	深安郡加茂町下加	広島県府中市高木	佐伯郡廿日市町上	安芸郡海田町	庄原市本町		三次市宍笠町	広島県府中市篠根	佐伯郡廿日市町地	比婆郡西城町八鳥	広島市中山町三〇五	住	
	原汽船	番二三号	茂	町一四六〇	平良	みどり荘内	i			町八五二	御前野坂		五	所	
	(副 報	(副報	(副報	Į į	広 報	広副報	(副報	広報副	広報副	広報	(書 織	組織	組織	役	
	部委長)	部委長員	部委長)	§ 1	部委 員	部委長)員	部委長)員	委員長	委員長	委員長	委 記 員	委員	委員	名	
	川口	政森	坪内		上坂	有元	山田	泉	下西	為国	橋本	是田	山口	氏	
	敏江	一範	美智代		克子	道憲	E	チヒロ	璋彦	和彦	暢人	信子	智子	名	
	豊田郡	比婆郡	安芸郡		三 次 市	賀茂郡	三次市	山県郡	賀茂郡	双三郡	広島市	比婆郡	安芸郡	郡市名	
	豊田郡豊町大長	比婆郡東城町役場	安芸郡熊野跡村		三次市廻神町	賀茂郡西条町大字吉行二〇六	三次市廻神町	山県郡千代田町本地	賀茂郡西条町大字土与丸	双三郡吉舎町敷地一二三八	広島市中山町二〇四二	比婆郡西城町	安芸郡矢野町	住	
	長	役場	村			大字吉行二〇六		町本地	大字土与丸	敷地一二三八	10回11			所	

本 場人 太島市中山町二〇四二 広 報 五郎 数人 太島市中山町二〇四二 広 報 五郎 女 一義 芦品郡新市町新市 広 報 五 一	名氏名
高 時治 双三郡三和町羽出庭 高 時治 双三郡三和町羽出庭 高 時治 双三郡三和町羽出庭 高 時治 双三郡三和町羽出庭 五 韓 大 広 報 千 広 報 千 大 場 人 広島市中山町二〇四二 広 報 千 広 報 千 大 場 人 広島市中山町二〇四二 広 報 千 大 場 人 広島市中山町二〇四二 広 報 千 大 和 千 大 和 千 和 千	名
 治 双三郡三和町羽出庭 治 双三郡三和町羽出庭 治 双三郡三和町羽出庭 治 双三郡三和町羽出庭 治 双三郡三和町羽出庭 治 報 委 本 報 委 本 報 委 	2450
三郡三和町羽出庭 三郡三和町羽出庭 三郡三和町羽出庭 三郡三和町羽出庭 三郡三和町羽出庭 三郡三和町羽出庭 三郡三和町羽出庭 三郡三和町羽出庭 三郡三和町羽出庭	住
織画報報報報報委委工工工工	所
委	役
員員安安安安安長員員員員員	名
保 栗 松 林 森 泉 松 井 根 浦 保 本	氏
清 飯 博 俊 子 美三 峻 美子 子 ピロー	名
声品郡新市町 高田郡千代田町本地 三次市田幸町 双三郡三和町敷名 豊田郡安芸津町風早 府中市篠根町八五二	住

山山市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	市県市	市	中市	中		次	次	次	次	次	原	原
副 副 副 広部 部 部 部 報長 部 部 部 書代 長長員員長長長記理 名		市		क्त	中市	市	市	市	市	市	市	市
副 副 副 部 部 部 部 部 部 部 書代 名 長長長員員長長長記理	副		県市	県	市	県市	市	市	県	委	県市	市
部 部 部 部 書代 名 長 長 長 員 員 長 長 長 記理		副	副如	企画	副	副	副	副	広		広報報	副
長長員員長長長記理	部部	部	部部	委員	部	部部	部	部	報委		委部員書	部
三藤浜応橋吉吉橋氏浦井田和本川永本	長長	長	長長	長	長	長長	長	長	員	員	書記長	長
	藤井	三浦	高原	粟根	入江	神田	森山	中村	森保	宍戸	神田	熊本
營 景 俊智修暢 子 要 子 尚 彦 章 子 人	要	誉子	安一	峻	嘉子	茂幸	虔郎	徹朗	俊子	輝規	茂生	忠則
住 住 以市愛宕町四七 以市愛宕町四七 以市所賀町清水谷 以市院山町二五八〇 以市宮原通り十一丁 以市宮原通り十一丁	町草深	山市延広	府中市高木町一四六	府中市篠根町八五二	府中市栗柄町	三次市穴笠町	三次市三次町	三次市粟屋町	三次市田幸町	三次市山家町	庄原市本町	庄原市川北町
甲丁〇 一四 所四二五	-		六〇									
安安安好竹竹竹庄郡			佐	佐	佐	佐	佐	安	安	Щ	Щ	高
芸芸芸芸原原原原 市郡郡郡市市市市 名			伯郡	伯郡	伯郡	伯郡	伯郡	佐郡	佐郡	県郡	県郡	田郡
委委郡郡委市市委	5.0		郡	郡	委	委	委	郡	委	郡	県	郡
副 副		_	3000	副	***			1,000		(8482.0)	広	
部部部			部	部				部		部	報	部
名 員員長長員長長員	員	員	長	長	員	員	員	長	員	長	委員	長
阿古山重唐岡藤中 m	古井	阿原	長谷	中村	中原	岡田	佐藤	遠北	河野	金元	泉	兼政
原 井 口 本 内 野 井 は じ め 京 奈 々 美 里 男 子 男 子 男 男 当 名		祭々美	信義	紀子	貞夫	慶子	哲夫	耕爾	怜	猛夫	チヒロ	勝信
住 竹原市山内町 竹原市竹原町桶通り 竹原市竹原町上市 安芸郡矢野町 安芸郡矢野町 安芸郡熊野跡村	安芸郡熊野跡村	安芸郡熊野町	佐伯郡五日市町五日市	佐伯郡廿日市町地御前	安芸郡海田町大正通	佐伯郡廿日市町上平	佐伯郡佐伯町津田	安佐郡可部町	安佐郡安古市町中須	山県郡豊平町吉木	山県郡千代田町本地	高田郡吉田町山部

甲	芦	芦	深	世	御	豊	豊	豊	賀	賀	賀	高	高	高	高	高
奴	品	品	安	羅	調	田	田	田	茂	茂	茂	田	田	田	田	\oplus
郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡
郡	県	県郡	郡	郡	郡	委	県	県県	委	県	郡	委	委	委	郡	郡
4	広	副					組織	広		副					副	副
部	報委	部部	部	部	部		委	報部		部	部				部	部
長	安員	長長	長	長	長	員	員長	委員長	員	長	長	員	員	員	長	長
野田	松本	甲斐	高木	奥	森	住岡	保井	松浦	岡田	有元	下西	大後戸	伊藤	伊藤	中村	松田
泰弘	美子	一義	久生	恒夫	光徳	春正	清三	敏美	昭明	道憲	璋彦	八武尚	治	郎	劭	紅雄
甲奴郡上下町役場内	芦品郡新市町新市	芦品郡新市町新市	深安郡加茂町下加茂	世羅郡甲山町三川地区川尻	御調郡向東町	豊田郡安芸津町風早	豊田郡安芸津町風早	豊田郡安芸津町風早	賀茂郡高屋町重兼	賀茂郡西条町吉行	賀茂郡西条町土与丸	高田郡白木町三田	高田郡高宮町羽佐竹	高田郡美土里町北	高田郡吉田町横山	高田郡八千代町佐々井
	福	神	深	福	庄	比	比	比	双	双	双	双	双	双	双	双
	Щ	石	安	Щ	原	婆	婆	婆	三	Ξ	Ξ	Ξ	\equiv	Ξ	≡	
	市	郡	郡	市	市	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	君
	部	委	委	委	委	委	郡副部	郡部	委	県広報委員	三良坂町青年副部	三良坂町青年副部	三良坂町青年部	県広報委員	郡副部	君
	長	員	員	員	員	員	長	長	員	員	長	長	長	長	長	長
	宮本	佃勢津	上杉	枝広	水永	政森	是田	大原	坂上	林	広岡	藤原	渡辺	吉高	柳井	任
	公光	津悦子	治男	幸人	邦弘	範	信子	志	阜子	博子	昭壮	耕治	剛	時治	Œ	財三
	福山市御船町一丁目九一三	神石郡神石町	深安郡神辺町川南	福山市引野町三丁目二四五	庄原市水越町四三四	比婆郡東城町	比婆郡西城町八鳥	比婆郡西城町八鳥	双三郡作木村大津	双三郡三和町敷名				双三郡三和町羽出庭	双三郡三和町上板木	双三君有野村植名

	245	_	_		-	552	2002	inte		- marie	4	2000	2000		area.	1.62	- Catal	
庄匠	庄	三	三	=	\equiv	=	府中	府中	府中	福	福	呉	呉	呉	呉	広	広	郡士
原市	原市	次市	次市	次市	次市	次市	中市	中	中市	山	山	#	#	#	+	島士	島市	市名
	27/428	141.00					1110000	市	100.20	市	市	市	市	市	市	市	0.580	п
市	市県広	委	県中	委	市	市県	市	県企	市県	市	市	委	委	副	市	副	市県	役
副	報		広却		副	चंग चंग	副	画	副	副	±107			1017	1717	1717	部広	-
部	次		報委		部	部部	部	委員	部部	部	部			部	部	部	長報 代書	
長	書長記	員	五員	員	長	長長	長	貝長	長長	長	長	員	員	長	長	長	理記	名
熊本	神田	宍戸	森保	皿津	小路	山田	入江	粟根	高原	三浦	宮本	浜田	応和	橋本	請	吉永	橋本	氏
中忠則	茂生	輝	冰波子		恒子		嘉子		安一	m 誉子	4 公光	景子		华俊彦	智章	修	暢	名
-	生	規	4	支	子	正	子	峻	_	子	光	子	尚		草	子	人	14
庄原市川北町	庄原市本町	三次市山家町	三次市大田幸町	三次市廻神町	三次市住吉町	三次市廻神町甲二八	府中市栗柄町	府中市篠根町八五二	府中市高木町一四六〇	福山市延広町	福山市御船町一丁目	呉市宮原通り十一丁	呉市焼山町二五八〇	呉市阿賀町清水谷	呉市愛宕町四七	広島市中山町七三一	広島市中山町二〇四二	住
						甲二八二一二			Ô		五—三 —	丁目二二五				<u></u>	Ξ	所
Ц	Щ	安	安	佐	佐	佐	佐	佐	安	安	安	安	竹	竹	竹	竹	庄	郡
県	県	佐	佐	伯	伯	伯	伯	伯	芸	芸	芸	芸	原	原	原	原	原	市
部	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	市	市	市	市	市	名
具	郡	委	郡	委	委	委	副	郡	委	委	副	郡	委	副	部	市	委	役
太	dett		-40				-4457	- Jun			obers:	Jun		derr	長	July 1		1X
報委	部		部				部	部			部	部		部	代	部		1200
員	長	員	長	員	員	員	長	長	員	員	長	長	員	長	理	長	員	名
泉	金	河	CITAGE O	佐	岡	中	中	9825	War-s	240	山	Face of		脇	15948	岡	中	-
チ	元	河野	遠北	藤	田	原	村	長谷	原本	古井	П	重本	唐内	森美	并は	元	S. S	氏
ヒロ	猛夫	怜	耕爾	哲夫	慶子	貞夫	紀子	信義	阿原奈々美	正明	智子	考	武子	森美穂子	藤井はじめ	孝麿	康治	名
山県郡千代田町本地	山県郡豊平町吉木	安佐郡安古市	安佐郡可部町	佐伯郡佐伯町	-			佐伯郡五日市	安芸郡熊野町	安芸郡熊野跡村	安芸郡矢野町	安芸郡矢野町	竹原市竹原町上	竹原市吉名町	竹原市竹原町	竹原市竹原町	上 庄原市山内町	住
丁本也	吉木	町中須		津田	町上平良	渡辺 ミドリ荘	町地御前野坂	町五日市		村	-3.	::: ** ********************************	上市	od!	補通り	,黒浜一六六七		所

役	名	担	当	氏	名	住	所	役		名	担	当	氏	名	住	所
執行委	員			甲斐	一 義	芦品郡新市町新市	1(12	200	画委	員	企	画	有元	道憲	賀茂郡西条町吉	壳
執行副	委員長	企	画	下西	璋彦	戊郡西条町土	与丸	組織	織委	員長	組	織	田田	実	府中市鵜飼町四	九四
行副		組	織	高原	安一					員	広	報	神田	茂生	庄原市本町	
行副	員	広	報	石田	耕三	二郡布野	п						保井	清三		町風早
書記				田田	Œ	三次市廻神町										

昭和四十五年度改選の役員 (昭和45、 6 11 甲斐・高原読合せ結果、理事・評議員会館終了後

御	豊	豊	豊	賀	賀	賀	高	高	高	高	高	高
調	田	田	田	茂	茂	茂	田	田	田	田	田	田
郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡
郡	委	組県		委	県	郡	委	委	委	副	副	郡
		織副	広		副							
部		4	安安			部				部	部	部
		員部			部				The second of			
長	負	長長	員	員	長	長	員	員	員	長	長	長
森	住岡	保井	松浦	岡田	有元	下西	大後戸	伊藤	伊藤	中村	松田	兼政
光徳	春正	清三	敏英	昭明	道憲	璋彦	武尚	治	郎	劭	紀雄	勝信
御調郡向東町	豊田郡安芸津町風早	豊田郡安芸津町風早	豊田郡安芸津町風早	賀茂郡高屋町重兼	賀茂郡西条町吉行	賀茂郡西条町土与丸	高田郡白木町三田	高田郡高宮町羽佐竹	高田郡美土里町北	高田郡吉田町横山	高田郡八千代町佐々井	高田郡吉田町山部
比	比	比	双	双	双	双	双		芦	芦	深	世
婆	婆	婆	三	=	三	三	=	奴	品	品	安	羅
郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡
委	副	郡	委	県	県広	副	郡	郡		郡県	郡	郡
	部	部		広報委	公報委員	部	部	部	広報委	部部	部	部
員	長	長	員	員	長	長	長	長	員	長長	長	長
政森	是田	大原	坂上	林	吉高	柳井	石田	野田	松本	甲斐	高木	奥
範	信子	志	章子	博之	時治	Œ	耕三	泰弘	義子	一	久生	恒夫
比婆郡東城町	比婆郡西城町八鳥	比婆郡西城町八鳥	双三郡作木村大津	双三郡三和町敷名	双三郡三和町羽出庭	双三郡三和町上板木	双三郡布野村横谷	甲奴郡上下町役場内	芦品郡新市町	芦品郡新市町	深安郡加茂町下加茂	世羅郡甲山町三川地区川尻

財団法人広島県遺族会青年部役員名簿(昭47、7)

		主亰市本町一○八八一一○	聖昭	井沢	正画委員長
桑迫 敏江	記	府中市栗柄町二八八二——	夫	岡本	書記長
吉川 智章	THE PARTY	府中市高木町一四六〇	安一	高原	副執行委員長
今岡 博光	記	三次市穴笠町四七六二一二	茂幸	神	副執行委員長
中尾 栄三	長	福山市高西町川尻四一七二		井	副執行委員長
島原 重光	織委員長		義		執行委員長
氏名	役名	住	名	氏	役名

行委員	執行委員		執行委員長	役名
		下西	-	氏
		璋	一義	名
市山内町一七	木町	郡西条町土与	芦品郡新市町新市	住
組行委	広行 委	委	記	役名
組行委員	太行 委員	企行 委員	記長	名
組織) 吉川	太 報 岡田田	企行 委	記長岡本	

青年部役員改選(昭4、4、29)

財団法人広島県遺族会青年部理事名簿(昭5、4)

役名	氏	名	住	役名	氏	名	住
	神田田	茂幸	三次市穴笠町四七六一二	報委員	古田日	只五郎	広島市三篠二丁目三―四
副執行委員長	宮本	公光	市	組織委員長	吉川	智章	呉市東愛宕町四七
	島原	重光	尾道市栗原西二丁目八—一八		原	清人	呉市中新開二三班
副執行委員長	井沢	聖昭	庄原市本町一〇八八—一〇	書記	中原	英夫	佐伯郡五日市町千同三〇一—五
書記長	中尾	栄三	広島市安古市町東野二七五		寺尾	正三	広島市祇園町東山本一四四七
企画委員長	于山	虔郎	三次市三次町寺戸				81

埋	理	理	役
事	事	事	名
宮本	島原	中尾	氏
公光	重光	栄三	名
福山市御船町一丁目九一三	道市栗原西二丁目八一一	広島市安古市町東野二七五	住
	八 理	押	所
×II.	×.E	Æ	役
事	事	事	名
井沢	守山	神田	氏
聖昭	虔郎	茂幸	名
庄原市本町一○八八一一○	三次市三次町寺戸	三次市穴笠町四七六二—二	住

財団法人広島県遺族会青年部役員名簿

(昭 51、

4

財団法人広島県遺族会青年部役員名簿(昭53、3、26)

役名	氏名	住	役名	氏	名	住
行委員	原	中市高木町一	画委員	守山	虔郎	三次市三次町寺戸
行委員	中尾 栄三	安古	広報委員長	吉川	智章	呉市東愛宕町六—一九
執行委員	原	尾道市	組織委員長	藤井	康範	三原市和田町七二四〇
貝	宮本 公光	福山市御船	子対策委員	森下喜		広島市大須賀町九—三一
副執行委員長	二井田芳澄	伯郡五日市町	女子対策副委員長	桑迫	敏江	広島市高陽町中深川一六五三
記	正	市	参	神田	茂幸	三次市穴笠町四七六一三
務委員	到					

財団法人広島県遺族会青年部役員名簿(昭55、3、23)

副執行委	副執行委	副執行委	執行委	役
員長	員	員長	長	名
二井田	宮本	中尾	高原	氏
芳澄	公光	栄三	安一	名
佐伯郡五日市町中央四丁目二五〇二一二	福山市久松台二丁目四〇	広島市安佐南区安古市町東野二七五	府中市高木町一四六〇	住
企画	務	書	副執行	役
委員長	員	記長	委員	名
井澤	今岡	伊藤	下西	氏
聖昭	博光	正登	璋彦	名
庄原市本町一○八八一一○	福山市西町一丁目一二—一五	広島市中区東千田町一丁目一—四四	東広島市西条町土与丸四七—三	住

組

織 委 員 長 藤井 康範 三原市和田町七二四〇 尾道市栗原町西二丁目八一一八 選挙対策特別委員長 女子対策副委員長 与. 桑迫 神田 奥田 敏江 茂行 久正 広島市安佐北区高陽町中深川一六五三 三次市穴笠町四七六一三 高田郡向原町坂三八九—四

役	名	氏	名	住	役名	氏	名	住
執行委員		原	安一	府中市高木町一四六〇	担当執行委員	奥田	久 正	高田郡向原町字坂三八九—四
副執行委員	長	中尾	栄三	広島市安佐南区安古市町東野二七五	担当執行委員	島原	重光	尾道市栗原西二丁目八—十八
副執行委員	長	井澤	聖昭	庄原市本町一○八八─一○	担当執行委員	藤井	康範	三原市和田町七二八四—六
副執行委員	長	田	茂幸	三次市穴笠町四七六	行委	川元	秀徳	東広島市八本松町飯田二一五〇—一
副執行委员	長	高田	光可	福山市手城町三四六三	担当執行委員	小野	寛	広島市安佐北区高陽町金平二五三B三〇
書記	長	二井田	芳澄	日				
担当執行	委員	吉川	智章	呉市東愛宕町六—一九	担当執行委員	森下喜	各久枝	広島市東区上大須賀町九—三一
担当執行	委員	今岡	博光	福山市西町一丁目十二—十五	担当執行委員	桑迫	敏江	広島市安佐北区高陽町中深川一六五三

財団法人広島県遺族会青壮年部役員名簿(5)、4、1)

役名	氏名	住所	役名	氏	名	住
執行委員長	二井田芳澄	澄 佐伯郡五日市町中央四丁目六—一三	担当執行委員	藤井	康範	三原市和田町七二八四—六
副執行委員長	高原安	一一 舟中市高木町一四六〇	担当執行委員	奥田	久正	高田郡向原町大字坂三八九—四
委員長代行	D	F 7.7	担当執行委員	小野	寛	広島市安佐北区高陽町金平
(委員長代行)	神田茂	幸 三次市穴笠町四七六	担当執行委員	守山	虔郎	三次市三次町寺戸
副執行委員長	高田光	可福山市手城町三四六三	担当執行委員	蔵本	英生	尾道市木ノ庄町木門田二八九
副執行委員長	中尾 栄三	三 広島市安佐南区安古市町東野二七五	担当執行委員	今田	春昭	世羅郡世羅西町大字下津田一三五七——
書記長	井沢 聖昭	昭 庄原市本町一○八八一一○	担当執行委員	森下喜	5人枝	広島市東区上須賀町九―三一
担当執行委員	今岡 博	光 福山市西町一丁目一二—一五	担当執行委員	桑迫	敏江	広島市安佐北区高陽町中深川一六五三

財団法人広島県遺族会青壮年部役員名簿(昭61、4、1)

	-12	i i i	42	1
		副	部	役
部	部	部		
長	長	長	長	名
今田	守山	高田	中尾	氏
春昭	虔郎	光可	栄三	名
世羅郡世羅西町字下津田一三五七	次市三次町寺戸六	福山市手城町三四六三	広島市安佐南区東野一丁目八—一	住
<u> </u>	堂	幹	六副	
	任			役
	幹	事	部	
事	事	長	長	名
奥田	橋本	井澤	森下喜	氏
久正	直	聖昭	人枝	名
高田郡向原町字坂	伯郡廿日市町宮	庄原市本町一○八八一一○	広島市東区上大須賀	住
<u>《三八九一四</u>	丙二九〇—一	0	町九一三一	所

役	名	1000	氏	名	住	役		名		氏	名	住
部	長	中	尾	栄三	広島市安佐南区東野一丁目八—一六	常	任	幹	事	藤井	康範	三原市和田町七二八四—六
副部	長	高	田	光可	福山市東手城町三丁目二〇—一九	常	任	幹	事	辻村由	里枝	広島市中区舟入中町十二─六─六○一
副部	長	_	今田	春昭	世羅郡世羅西町下津田一三五七一二	常	任	幹	事	田田	義春	広島市安佐北区小河内九七四
副部	長	元	谷	稔	市	常		幹	事	川元	秀徳	東広島市八本松町飯田二一三四一二
副部	長		桑迫	敏江	広島市安佐北区深川五丁目二二—九	監			事	三吉	献二	双三郡布野村下布野三五〇
幹事	長	井	澤	聖昭	庄原市本町一〇八八—一〇	監			事	石岡フ	サ子	府中市本山町一二九一二
常任	幹事	守	Щ	虔郎	三次市三次町寺戸六〇四一二	参			与	神田	茂幸	三次市穴笠町四七六一二
常任	幹事	奥	田	久正	高田郡向原町大字坂三八九—四	参			与	高原	安一	府中市高木町一四六〇
常任	幹事	小	野	寛	広島市安佐北区落合南四丁目四一—六	参			与	平田	修巳	三原市沼田東町七宝四一五
常任	幹事	今	岡	博光	福山市西町一丁目一二—一五	参			与	保井	清三	豊田郡安芸津町風早六七四一四
常任	幹事	西西	原	命	呉市海岸二丁目一一—一八							

財団法人広島県遺族会青壮年部役員名簿(昭63、4、1)

常	幹	副	副	副	副	部	役
任	事	部	部	部	部		
幹	-	1414	, and		DAIR.		名
			100	長	長	長	
藤井	小野	井上	今岡	奥田	守山	井澤	氏
康範	寛	千代	博光	久正	虔郎	聖昭	名
三原市和田町七二八四—六	島市安佐北区落合南四—四一—	島市南区段原日の	山市	郡向原町大字坂三八	市三次町寺戸六〇四	庄原市西本町一—一五—八	住
常任	常					常任	役
幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	
事	事	事	事	事	事	事	名
元上	金岡	蔵本	北出	迫田	栗田	徳永	氏
悦夫	康隆	英生	貢	誠子	弘三	賢治	名
佐伯郡大野町丸石二丁目三—一八	府中市目崎町一一〇—一	尾道市木ノ庄町木門田二八九	呉市清水一丁目一〇一二三	広島市安佐北区深川五—四八—六	広島市安佐北区可部三—三三—一〇	東広島市高屋町造賀八二四一	住
	任 幹 事 藤井 康範 三原市和田町七二八四一六 常 任 幹 事 元上 悦夫 佐伯郡大野	任 幹事 藤井康範 三原市和田町七二八四一六 常任幹事 元上 悦夫 佐伯郡大野 事長 小野 寛 広島市安佐北区落合南四一四一一六 常任幹事 金岡康隆 府中市目崎	任 幹 事 藤井 康範 三原市和田町七二八四一六 常 任 幹 事 元上 悦夫 佐伯郡大野 事 長 小野 寛 広島市安佐北区落合南四一四一一六 常 任 幹 事 金岡 康隆 府中市目崎 市 長 井上 千代 広島市南区段原日の出町九一七 常 任 幹 事 蔵本 英生 尾道市木ノ	任幹事藤井康範 三原市和田町七二八四一六 常任幹事 市任幹事 市石上悦夫 佐伯郡大野市日崎 部長中上千代 広島市安佐北区落合南四一四一一六 常任幹事 一本一方 一本一方<	任幹事藤井康範 三原市和田町七二八四一六 常任幹事 一位 幹事 一位 幹事 一位 中華 一位 中華	任幹事藤井康範 三原市和田町七二八四一六 常任幹事 元上悦夫佐那 事長小野 寛 広島市南区段原日の出町九一七 常任幹事 通知 該子 広島市南区段原日の出町九一七 常任幹事 通知 該子 広島市南区段原日の出町九一円 部長 奥田久正 高田郡向原町大字坂三八九一四 常任幹事 通田 該子 広島市南区段原日の出町九一七 常任幹事 通田 該子 広島市南区段原日の出町九一七	幹事藤井康範 三原市和田町七二八四一六 常任幹事 元上悦夫 佐那 事長小野 寛 広島市安佐北区落合南四一四一六 常任幹事 本 英生尾部 長井上千代広島市南区段原日の出町九一七 常任幹事 連田 弘三 広田 副子 正田 副子 広田 副子 広田 副子 正田 副子 広田 副子 正田 三田 三田 田 三田 三田 田 三田 三田 三田 三田 三田 三田 三田 三

広島県遺族会青壮年部役員名簿(平4、4、1)

	5 100 5 61	Sel con c	
理	理	理	役
事	事	事	名
守山	高田	井澤	氏
虔郎	光可	聖昭	名
三次市三次町寺戸	福山市東手城町三丁目二〇—一九	庄原市西本町一丁目十五—八	住
	理	理	役
議員	事	事	名
保井	平田	小野	氏
清三	修己	寛	名
豊田郡安芸津町風早	三原市沼田東町七宝	広島市安佐北区落合	住

安世東竹大庄三府福因尾三呉広 郡 原竹原次中山島 道原 島 市 名 市市 市 市市 市 市 市 市 市 市 市 市 門永 若本 神田 高田 久原 藤井 Ш 西部 Ш 中 氏 H 修助 治一 茂幸 光可 英生 康範 秀徳 名 要 実 洋 貢 直 伍 廿日 福山 庄原市本町二三二六 尾道市木ノ庄町木門田二八九 広島市安佐南区東野一丁目八—一六 安芸郡海田町昭和中町 東広島市八本松飯田二一三四一二 竹原市竹原町一九一九一二 大竹市南栄町一〇—一一 三次市穴笠町二五八一一 府中市鵜飼町六一八一六 呉市清水一丁目一○一三三 [島市土生町平木区二〇一九 原市和田町 市市宮内二九二一 市東手城町三丁目二〇—一 住 七二八四一六 所 九 双甲神芦深沼世御豊 賀高 山佐 郡 三奴石品安隈羅調田 茂田県 伯 市 名 郡 郡 郡郡郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 三宅 今田 中林 宮崎 野田 滝口 保井 奥田 細川 元谷 元谷 氏 久正 好彦 悦夫 泰弘 義美 春昭 名 稔 宥 敏 忠 城 比婆郡高野町中門田 世羅郡世羅西町下津田一三五七一二 賀茂郡黒瀬町字乃美尾五〇六七 佐伯郡大野町石丸二—三—一八 双三郡作木村香淀 深安郡神辺町字十三軒屋一二八一二 沼隈郡沼隈町中山南一六二五 御調郡御調町市九五八—二 Щ 奴郡上下町矢多田 石郡神石町相渡乙三四三 田郡安芸津町風早六七四一 田郡向原町坂三八九一四 県郡戸河内町箕角四四 住 所 四

遺族会郡市青壮年部長(平6、2、18)

監	事	内林	良市	福山市養島町二三〇		平 平	田	修己	三原市沼田東町七宝四一五
参	与	神田	茂幸	三次市穴笠町四七六一二	参	与一	开田	芳澄	広島市佐伯区五日市中央四丁目六—一三
参	与	高原	安一	府中市高木町一四六〇		<u></u> 中	尾	栄三	広島市安佐南区東野一丁目八—一六
参	与	保井	清三	豊田郡安芸津町風早六七四―四					



日本国歷代天皇御一覧

発行 広島護国神社 転載

第 23 代	第 22 代	第 21 代	第 20 代	第 19 代	第 18 代	第 17 代	第 16 代	第 15 代	第14代	第 13 代	第 12 代	第11代	第 10 代	第9代	第8代	第7代	第6代	第5代	第4代	第3代	第2代	1		目	
顕	清	雄	安	允	反	履	仁	応	仲	成	景	垂	崇	開	孝	孝	孝	孝	懿	安	綏	神			
宗	寧	略	康	恭	正	中	徳	神	哀	務	行	仁	神	化	元	霊	安	昭	徳	寧	靖	武		次	
天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天			
皇 … … … 283	皇 … … … 283	皇 … … … … 283	皇 	皇 … … … 282	皇 … … … … 282	皇 … … … … 282	皇····································	皇 … … … … … 281	皇 	皇 … … … … … … 281	皇 … … … … … 281	皇 … … … … … … … … … … … … …	皇····································	皇····································	皇 … … … … … … … … … … … … … … … … … … …	皇 … … 280	皇 ····································	皇 279	皇 279	皇 279	皇 279	皇 … … 279			
	第48代	第47	第46代	第 45 代	第44代	第 43 代	第 42 代	第41代	第 40 代	第 39 代	第38代	第37	第36	第35	第34	第33代	第 32 代	第31代	第 30 代	第 29 代	第 28 代	第 27 代	第 26 代	第 25 代	第 24 代
光				1.34						1.5	LN	1 ×	1	17	LN	I N	1.4	1.34	1 .4		1.04	1.3	100		
بال	称	淳	355	CEEDITY	元	元	文			弘		斉		皇		推			敏	53010			2000	武	仁
	称徳天		孝謙天	聖	元正	元明		統	天		天	斉明			舒	推古	崇		敏	欽	宜	安	継		仁賢
	徳		謙	聖武	元正	元明		統	天武	弘	天智	斉明	孝	皇極	舒	推古天皇	崇峻	用明	敏達	欽明	宣化	安閑	継体		賢

第第第第第第第 第 第 第 第 第 第 第 75 74 73 72 71 70 69 68 67 66 65 64 63 62 61 60 59 58 57 56 55 54 53 52 51 50 代代代代代代代代代代代代代代代代代 白後後後送三一花円冷村朱 醍 宇 光 陽 清 文 仁 淳 羽河河 條條山融泉上雀 醐 孝成和徳明和峨 天天天天天天天天天天天天天 天 天 天 天 皇 293 292 292 292 292 292 291 291 291 291 291 290 290 290 290 290 289 289 289 第 第 第 第 第 第 101 100 99 98 97 96 代代代代代代代代 後長後後 花後 後 伏 後 亀後後四後仲順土後安高六二後 沂 宇 Ш 多 Ł 條 草 峨 何 天天天 天天天天天 天 天 天 天 天 天 天 天 天 天天 天 天 天 皇:: 皇… 皇: 皇 皇 皇 皇 皇 皇 皇 皇 皇 297 297 297 297 297 298 298 298 298 296 296 296 296 296 295 295 295 295 295 294 294 294 294 293 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 119 118 117 116 115 114 113 112 111 110 109 代代代代代代代代代代代 122 121代 120 108 124 123 107 106 105 104 103 102 代 代 昭大 仁 光 後 桃 桜中 東霊後 後 明 後 後 後後 正後 正 土 花 水 町 園町 IE 山元西 天 天皇 明 尾 成 良 克 皇 天 天 天 天天 天 天 天 天天天 天 天 女 天 女 天 天 天 天 天 帝 皇 皇: 303 303 302 302 303 303 303 302

																	9			前六九〇		西暦
																						和歴
																						年
御父 綏靖天皇	御名 磯城津彦玉手看尊	宝寿 六十七歳		第3代安寧天皇		御陵 桃花鳥田丘上陵(奈良県橿原市四条町)	在位 三十二年	御母 媛踏鞴五十鈴媛命御父 神武天皇	御名 神図名川耳尊	宝寿 八十四歳		第2代綏靖天皇		御陵 畝傍山東北陵(奈良県橿原市畝傍町)	在位 七十五年	御母 玉依姫命	御父 彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊	御名 神山本磐余彦命	宝寿 一二七歳	第1代神武天皇	tr	天皇
																						西暦
																						和歷
																						年
	御陵 掖上博多山上陵(奈良県御所市三室)	在位 八十三年	御母 天豊津媛命	御父 懿徳天皇	御名 観松彦香殖稲尊	宝寿 一一四歳		第5代孝昭天皇	尻町)	御陵 畝傍山 南 繊沙 渓上陵(奈良県橿原市西池	在位 三十四年	御母 渟名底仲 媛命	御父 安寧天皇	御名 大日本彦耜友尊	宝寿 七十七歳		第4代 懿 徳 天 皇		田町)	御陵 畝傍山 西南御陰 井上陵(奈良県橿原市吉在位 三十八年	御母 五十鈴依媛命	天皇

																								西曆
																								利歴
																								4
御父 孝霊天皇	御名 大日本根子彦国辛命	宝寿 一一六歳		第8代 孝 元 天 皇	げん	御陵 片丘馬坂陵(奈良県北葛城郡王寺町)	在位 七十五年	御母 押媛命	御父 孝安天皇	御名 大日本根子彦太瓊尊	宝寿 一二八歳	9	第7代 孝 霊 天 皇		御陵 玉手丘上陵(奈良県御所市玉手)	在位 一〇一年	御母 世襲足 媛命	御父 孝昭天皇	御名 日本足 彦国押人尊	宝寿 一三七歳		第6代孝安天皇		3
																								E
																								7
																								3
		町)	御陵 山辺 道 勾 岡上陵(奈良県天理市	在位 六十八年		御父 開化天皇	御名 御間城入彦五十瓊殖尊・御肇 国天皇	宝寿 一一九歳		第10代 崇 神 天 皇		御陵 春日率川坂本陵(奈良市油阪町)	在位 六十年	御母の鬱色迷命	御父 孝元天皇	御名 稚日本根子彦大日日尊	宝寿 一一一歳		第9代開化天皇		御陵 剣池島上陵(奈良県橿原市石川)	在位 五十七年	御母 細媛命	Eg

																				西曆
																				和歷
																				年
御父 景行天皇	御名 稚足彦尊 宝寿 一○七歳		第13代 成 務 天 皇		御陵 山辺道上陵(奈良県天理市渋谷町)	在位 六十年	御母 日葉酢媛命	御父 垂仁天皇	御名 大足彦忍代別尊 宝寿 一四八歳		第12代 景 行 天 皇		御陵 菅原伏見東陵(奈良市尼辻町)	在位 九十九年	御母 御間城姫命	御父 崇神天皇	御名 活目入彦五十狭芽尊 宝寿 一三九歳	第11代 垂 仁 天 皇	にん	天皇
																				西曆
																				禾胜
																				年
		御陵 恵我藻伏 岡陵(大阪府羽曳野市誉田)	在位 四十年	御母 神功皇后	御父 仲哀天皇	御名 營田別尊	宝寿 一一一歳		第15代 応 神 天 皇	御陵 恵我 長野西陵	在位 八年	御母 両道入媛命	御父 日本武尊	御名 足 仲 彦尊	宝寿 五十二歳		第14代 仲 哀 天 皇	御陵 狭城盾列 池後陵(奈良市山陵町)在位 六十年		天皇

																			P
																			利用
																			4
御父 仁徳天皇 御名 多遅比瑞歯別尊 宝寿 不詳	Į j	第18代 反 正 天 皇		御陵 百舌鳥耳原 南陵(大阪府堺市石津丘町)	在位 五年	御母 磐之媛命	御父 仁徳天皇	御名 大兄去来穗別尊宝寿 不詳	第17代 履 中 天 皇	りちゅう	御陵 百舌鳥耳原中陵	在位 八十六年	御母 仲姫命	御父 応神天皇	御名 大鷦鷯尊		第16代 仁 徳 天 皇		
																			Ē
																			7
																			3
			御母 忍坂大中姫命	御父 允恭天皇	御名 穴穂尊	宝寿 五十六歳		第20代安康 天	御陵 恵我長野北陵(大阪府藤井寺市国府) 在位 匹十一年			御名 雄朝津間稚子宿禰尊	宝寿 八十歳		第19代 允 恭 天 皇	御陵 百舌鳥耳原北陵(大阪府堺市北三国丘町)	在位 四年	御母 磐之媛命	

																						西暦 和歴
御父 市返押磐皇子 御名 弘計尊王			第23代 顕宗 天 皇		御陵 河内坂門原陵(大阪府羽曳野市西浦)	在位 四年	御母 葛城韓媛命	御父 雄略天皇	御名 白髮武広国推稚日本根子尊	宝寿 四十一歳		第22代 清 寧 天 皇			在位 二三年	御母 忍坂大中姫命	御父 允恭天皇	御名 大泊瀬幼武尊	宝寿 六十二歳	第21代 雄略 天皇	ゆう りゃく	年 天 皇
																						西曆
																						利膯
																						白
	御陵 傍丘磐坏丘北陵(奈良県北葛城郡香芝町)	在位 八年	御母 春日大郎女皇女	御父 仁賢天皇	御名 小泊瀬川稚鷦鷯尊	宝寿 十八歳		第25代 武 烈 天 皇		御陵 埴生坂本陵(大阪府藤井寺市青山)	在位 十一年	御母 荑媛命	御父 市辺押磐皇子	御名 億計尊王	宝寿 五十歳		第24代 仁 賢 天 皇	にんけん	町	御陵 傍丘磐坏 丘 南陵(奈良県北葛城郡香芝在位 三年		3 皇

			五三六									五三四							五〇七		西層
			1196 1199									1192 1195							紀元 1167 1191		禾匠
			1-4									1-4							1-25		年
御父 継体天皇 御名 武小広国押盾尊	宝寿 七十三歳		第28代 宣 化 天 皇		御陵 古市高屋丘陵(大阪府羽曳野市古市)	在位 五年	御母 尾張目子媛	御父 継体天皇	御名 勾 大兄広国押武金日尊	宝寿 七十歳		第27代安閑天皇		御陵 三島藍野陵(大阪府茨木市太田)	在位 二十四年	御母 妃振媛命	御父 彦主人王 御名 男大迹王	宝寿 八十二歳	第26代継体天皇		重
							五七二										五四〇				P
							1232 1245										1200 1231				7
							1-14										1-32				3
御陵 河内磯長中尾陵(大阪)	在位十四年	御母 石姫皇女	御父 欽明天皇	御名 訳語田淳中倉太珠敷尊	宝寿 四十八歳		第30代 敏 達 天		田)	御陵 桧隈坂合陵(奈良県高市郡明日香村舌平	在位 三十二年	御母 手白香皇女	御父 継体天皇	御名 天国排開広庭尊	宝寿 六十三歳		第29代 欽 明 天	町	御陵 身狭桃花鳥坂上陵(奈良県橿原市北越智在位 三年	御母 尾張目子媛	3

	五 八 八		五八六	西暦
推古	1248 1252		1246 1247	和歴
1-36	1-5		1-2	年
御父 欽明天皇 御父 欽明天皇 御父 欽明天皇 御父 欽明天皇 と	御名 長谷部若雀命 御名 長谷部若雀命 と	在位 二年 御母 蘇我堅塩媛 3 四十八歳 3 四十八歳	第31代 用 明 天 皇	天皇
	六 四 二	六二九		西暦
	皇極	舒明		和歴
	1-3	1-13		年
御 在 御 御 留 宝 陵 位 母 父 名 寿	御父 押坂彦人大兄皇子 御母 糠手姫皇女 在位 十三年 一年 第35代 皇 極 天 皇(女帝	御名 息長足日広額尊 御名 息長足日広額尊 の	在御位母	

	六六二							六 五 五						六五〇		六四五		西曆
	天智							斉明						白雉		大化		和歴
	1-10							1-7						1-4		1-5		年
御名 中大兄皇子	第8代 天 智 天 皇	御陵 越智岡上陵(奈良県高市郡高取町車木)	在位 七年	御母 妃吉備姫王	御父 茅淳王	御名 天豊財 重日足 姫尊宝寿 六十九歳	(皇極天皇重祚)	第37代 斉明天皇(女帝)	御陵 大阪磯長陵(大阪府南河内郡太子町)	在位 九年	御母 吉備姫王	御父 茅淳王	御名 軽皇子	宝寿 五十九歳		第36代 孝 徳 天 皇		天皇
						六七三						六七二						西曆
						天武						弘元						利歴
						1-13						1						年
	御陵 桧隈大内陵(奈良県高市郡明日香村野口)在位 十四年 皇極天皇		御名 大海人皇子	宝寿 五十六歳		第40代 天 武 天 皇	御陵 長等山前陵(大津市御陵町) 在位 一年	御母 伊賀采女宅子 娘御父 天智天皇	御名 大友皇子	宝寿 二十五歳		第39代 弘 文 天 皇	ぶん	御陵 山科陵(京都市山科御陵上御廟野町)	在位 十年	御母 皇極天皇	御父 舒明天皇	天皇

		七〇八							七〇四	七01		六九七							六八七		六八六		西曆
		和銅							慶雲	大宝		文武							持統		朱鳥		和歴
		1-7							1-4	1-3		1-4							1-10		1		年
御名 阿閉皇女宝寿 六十一歳		第43代 元明天皇(女帝)	ずん めい	栗原)	御陵 桧隈安古 岡上陵(奈良県高市郡明日香村	在位 十年	御母 元明天皇	御父 草壁皇子	御名 珂瑠王	宝寿 二十五歳		第42代文武天皇		御陵 桧隈大内陵(奈良県高市郡)	在位 十一年	御母 蘇我遠智娘	御父 天智天皇	御名 鸕野讃良皇女	宝寿 五十八歳		第41代 持統天皇(女帝)		天 皇
					七四九	七二九		七二四							七一七		七五五						西暦
					感天 宝平	天平		神亀							養老		霊亀						和歴
					1	1-20		1-5							1-7		1-2						年
	御陵 佐保山南陵(奈良市法蓮町)	在位 二十六年	御母 藤原宮子娘	御父 文武天皇	御名 首皇子	宝寿 五十六歳		第45代 聖 武 天 皇		御陵 奈保山西陵(奈良市奈良坂町)	在位 九年	御母 元明天皇	御父 草壁皇子	御名 氷高皇女	宝寿 六十九歳		第4代 元正天皇(女帝	げんしょう	御陵 奈保山東陵(奈良市奈良坂町)	在位 九年	御母 蘇我倉山田石川麻呂の女	御父 天智天皇	天皇

							八二四										八 〇						西曆
							天長										弘仁						和歷
							1-10										1-14						年
御陵 大原野西嶺上陵(京都市右京区大原野南	在位 十年	御母 藤原旅子	御父 桓武天皇	御名 大伴親王	宝寿 五十五歳		第53代淳和天皇		町)	御陵 嵯峨山上陵(京都市右京区北嵯峨朝原山	在位 十四年	御母 藤原乙牟漏	御父 桓武天皇	御名 加美能親王	宝寿 五十七歳		第52代 嵯 峨 天 皇		御陵 楊梅陵(奈良市佐紀町)	在位 三年	御母 藤原乙牟漏	御父 桓武天皇	天皇
			八五九						八五七	八五四		八五一							八四八		八三四		西曆
			貞観						天安	斉衡		仁寿							嘉祥		承和		禾麆
			1-18						1-2	1-2		1-3							1-3		1-14		年
御名 惟仁親王	宝寿 三十一歳		第56代清和天皇	ь	御陵 田邑陵(京都市右京区太泰三尾町)	在位 八年	御母 藤原順子	御父 仁明天皇	御名 道康親王	宝寿 三十二歳		第55代 文 徳 天 皇		御陵 深草陵(京都市伏見区深草東伊達町)	在位 十七年	御母 檀林皇后	御父 嵯峨天皇	御名 正良親王	宝寿 四十一歳		第54代 仁 明 天 皇		多

		八 八 五	八 七 七	西暦
		仁和	元 慶	和歷
		1-4	1-8	年
御陵 後田邑陵(京都市右京区宇多野馬場町)	在位 四年 藤原沢子	 EO	5.7	御母 藤原明 子 皇
九三八	九三一	九九八九八九八八九八	八八九九	西曆
天慶	承平	延 延 昌 泰	寛平	和歷
1-9	1-7	1-8 1-22 1-3	1-9	年
御父 醍醐天皇 宝寿 三十歳	第61代 朱 雀 天 皇第61代 朱 雀 天 皇	CO	京	

								九六八					九六四	九六一	九五七		九四七					西曆
								安和					康保	応和	天徳		天曆					和歴
								1-2					1-4	1-3	1-4		1-10					年
	御陵	在任	御母	御父	御名	宝寿		第		御陵	在任	御母	御父	御名	宝寿		第		御陵	在任	御母	
	桜本陵(京都市左京区鹿ヶ谷法然院町)	二年	藤原安子	村上天皇	憲平親王	六十二歳		第63代 冷泉 天 皇		村上陵(京都市右京区鳴滝宇多野谷)	二十一年	藤原穏子	醍醐天皇	成明親王	四十二歳		第62代 村 上 天 皇		醍醐陵(京都市伏見区醍醐東陵町)	十六年	藤原穏子	至 皇
九 九 九 九 九 七 五 〇 九	5 5 5	九八七									九八五				九八三	九七八	九七六	九七三		九七〇		西曆
長正永		永延									寛和				永観	天元	貞元	天延		天緑		和歴
1-4 1-5 1		1-2									1-2				1-5	1-2	1000	1-3		1-3		年
御御宝寿		第		御陵	在任	御母	御父	御名	宝寿		第		御陵	在任	御母	御父	御名	宝寿		第		
円融天皇 懐仁親王		66 代 一;	. 0	神屋川上陵(京都市北区衣笠北高橋町)	二年	藤原懐子	冷泉天皇	師貞親王	四十一歳		第65代花) •	後村上陵(京都市右京区宇多野福王子町)	十五年	藤原安子	村上天皇	守平親王	三十二歳		第64代	ż h	天
		條	ر د	(京都							Щ,	Š.	が都市方							融	ф 5	皇
		天		中北区							天		石京区(天		
		皇		衣笠北京							皇		于多野							皇		

	1000		一〇九九	一〇九七	一〇九六	一〇九四		一〇八七						一〇八四	一 〇 八 一	10七七		一〇七四					西暦
	嘉承	長治	康和	承徳	永長	嘉保		寛治						応徳	永保	承曆		承保					和歴
	1-2	2 1-2	1-5	1-2	1	1-2		1-7						1-3	1-3	1-4		1-3					年
	御陵 後円教寺陵(京都市右京区竜安寺朱山)		御母 藤原賢子	御父 白河天皇	御名 善仁親王	宝寿 二十九歳		第73代 堀 河 天 皇		町)	御陵 成菩提院陵(京都市伏見区竹田浄菩提院	在位 十四年	御母 藤原茂子	御父 後三條天皇	御名 貞仁親王	宝寿 七十七歳		第72代 白 河 天 皇		御陵 円宗寺陵(京都市右京区竜安寺朱山)	在位 五年	御母 禎子親王	天皇
一一四五 久安		1	一一四一永治				一一三五 保延	一一三二長承	一一三一天承	一一二六	伊菩提院	一一二四				一一二〇 保安	一一一八 元永	一一一三 永久	一一一〇 天永	<u>iii</u>	一一〇八 天仁		西暦
女 独 1-6 1			1				2-6	1-3	承 1	1-5	_	1-2				女1-4	水 1-2	225.45	水 1-3		1-2		年
御谷		Ē.	第76代近衛天		御陵 白峰陵(香川県坂出市青海町)	在位 十九年	御母 藤原璋子	御父 鳥羽天皇	1 御名 顕仁親王	宝寿 四十六歳		第75代 崇 徳 天		御陵 安楽寿院陵(京都市伏見区竹田内畑町)	在位 十六年	御母	1 御父 堀河天皇	御名 宗仁親王	宝寿 五十四歳		第74代 鳥 羽 天		天

	14	一六五	二六三	二六二	一六〇		一五九								一五六			一五四	一 五 元	西曆
		永万	長寛	応保	永曆		平治								保元			久寿	仁平	和歷
		1	1-2	1-2	1		1								1-3			1-2	1-3	年
御陵 香隆寺陵(京都市北区平野八丁柳町)		御母 源懿子	御父 後白河天皇	御名 守仁親王	宝寿 二十三歳		第78代 二 條 天 皇	御陵 法住寺陵(京都市東山区三十三間堂廻町)	在位 三年	御母 藤原璋子	御父 鳥羽天皇	御名 雅仁親王	宝寿 六十六歳		第77代後白河天皇	5	御陵 安楽寿院南陵(京都市伏見区竹田内畑町)	在位 十四年	御母 藤原得子	天皇
					一一七七	一七五	一 七 一	一六九										一一六六		西曆
					治承	安元	承安	嘉応										仁安		和歴
					1-4	1-2	1-4	1-2										1-3		年
-		御陵 後清閑寺陵(京都市東山区清閑寺歌の中	在位 十二年	御母 平滋子	御父 後白河天皇	御名 憲仁親王	宝寿 二十一歳	第80代高倉		HJ	御陵 清閑寺陵(京都市東山区清閑寺歌の中山	在位 三年	御母 伊岐善盛の女	御父 二條天皇	御名 順仁親王	宝寿 十三歳		第79代 六 條		天皇

110%	一二〇四	==0	一九九九						一九〇	一八五					一八四	二 八 二	二 八 一		西曆
建永	元久	建仁	正治						建久	文治					元曆	寿永	養和		和歴
1	1-2	1-3	1-2						1-9	1-5					1	1-2	1		年
御父 後鳥羽天皇	御名 為仁親王	宝寿 三十七歳	第83代 土御門天皇	4	御陵 大原陵(京都市左京区大原勝林院町)	在位 十五年	御父 高倉天皇	御名 尊成親王	宝寿 六十歳	第82代後鳥羽天皇	御陵 阿弥陀寺陵(山口県下関市阿弥陀寺町)	在位 五年	御母 平徳子	御父 高倉天皇	御名 言仁親王	宝寿 八歳	第8代安徳天皇		天
												三九	111111		1 1 1			1:10七	西暦
								承久				承久	建保		建曆			承元	和歴
								3				1	G 01		1-2			1-4	年
								3				100	1-6		1.0				

				二四三				- 二四〇	一二三九	一二三八	三五五	1 三四		1 111111			11111111	一三九	一三七	三五	二 三 四		1 111111		西曆
				寛元				仁治	延応	曆仁	嘉禄	文曆		天福			貞永	寛喜	安貞	嘉禄	元仁		貞応		和歴
				1-4				1-3	1	1	1-3	1		1			1	1-3	1-2	1-2	1		1-2		年
御父 土御門天皇	御名 邦仁親王	宝寿 五十三歳		第88代後嵯峨天皇	さが		御陵 月輪陵(京都市東山区今熊野泉山町)	在位 九年	御母 九條導子	御父 後堀河天皇	御名 秀仁親王	宝寿 十二歳		第8代 四 條 天 皇		御陵 観音寺陵(京都市東山区今熊野泉山町)	在位 十一年	御母 藤原陳子	御父 守貞親王	御名 茂仁親王	宝寿 二十三歳		第86代後堀河天皇	æ D	天皇
						- - - - - - - - - - - - - - - -	一二六四	二二六一		1 二六〇				一二五九	二五五七	一二五六	二二四九		二四七						西曆
						2	文永	弘長		文応				正完	正嘉	康元	建長		宝治						和歷
						1	-11	1-3		1				1	1-2	1	1-7		1-2						年
	場町)	御陵 亀山陵(京都市右京区嵯峨天竜寺芒の馬	在位 十四年	御母 西園寺姞子	御父 後嵯峨天皇		御名 恒仁親王	宝寿 五十七歳		第90代 亀 山 天		御陵 深草北陵(京都市伏見区深草坊町)	在位 十四年	御母 西園寺姞子	御父 後嵯峨天皇	御名 久仁親王	宝寿 六十二歳		第89代後深草天皇	ふか くさ	馬場町)	御陵 嵯峨南陵(京都市左京区嵯峨天竜寺芒の	在位 四年	御母 源通子	天皇

				一二九九							二九三九三		一二八八							一二七八		一二七五		西曆
				正安						5 1	永仁		正応							弘安		建治		和歴
				1-3						1	-6		1-5							1-10		1-3		年
御父 伏見天皇	御名 胤仁親王	宝寿 四十九歳		第93代後伏見天皇	s L	御陵 深草北陵(京都市伏見区深草坊町)	在位 十一年	御母 洞院愔子	御父 後深草天皇	御名 熙仁親王	宝寿 五十三歳		第92代 伏 見 天 皇		御陵 蓮華峰寺陵(京都市右京区嵯峨朝原山町)	在位 十四年	御母 洞院佶子	御父 亀山天皇	御名 世仁親王	宝寿 五十八歳		第9代後宇多天皇	5 5	天皇
						三三七	11 11 11	Ξ:		三三〇八						一三〇六	1110111							西曆
						文保	正和	応長		延慶						徳治	嘉元		乾元					和歴
						1-2	1-5	1		1-3						1-2	1-3		1					年
			御陵	在位	御母	御父	御名	宝寿		第	Î	卸陵	在位	御母	御父	御名	宝寿		第	1	御陵	在位	御母	
		$\widehat{\mathbb{H}}\widehat{\mathbb{J}}$	十楽院上陵(京都市東山区栗田口三条坊	十年	洞院季子	伏見天皇	富仁親王	五十二歳		第5代 花 園 天		北白河陵(京都市左京区北白川追分町)	八年	堀川基子	後宇多天皇	邦治親王	二十四歳		第94代後二條	e	深草北陵(京都市伏見区深草坊町)	三年	五辻経子	天皇

一三五六	三五二	三五〇	一三四九	一三四八	一三四六	三四五	三四二	= P	- E	一三三八	一三三六	一三三四		111111111	1 111111	一三二九	- 三三六	一三二四	1.11111		一三九		西暦
"	正平	"	"	"	正平	"	"	þ	E E	"	延元	建武	"	"	元弘	元徳	嘉曆	正中	元享		元応		和歴
11	7	5	4	3	1	6	3		1	3-4	1	1	3	2	1	1-2	1-3	1-2	1-3		1-2		年
		御陵 桧尾陵(大阪府河内長野市寺元)	在位 二十九年	御母 河野廉子	御父 後醍醐天皇	御名 義良親王	宝寿 四十一歳	名 オ 」 ラ	第7七 後寸上天皇					御陵 塔尾陵(奈良県吉野郡吉野町吉野山)	在位 二十年	御母 藤原忠子	御父 後宇多天皇	御名 尊治親王	宝寿 五十二歳		第96代後醍醐天皇	të.	天皇
			一三九三	一三九〇	一三八九	一三八七		一三八四	一三八三		三八一	一三七九	一三七五	一三七二	三三七二	0元三一		一三六九		一三六八	一三六二	二三六一	西暦
			"	"	"	"		元中	"		弘和	"	天援	文中	,,	建徳		正平		"	,,	"	和歴
			9	7	6	4		1	3		1	5-6	1	1-2	2	1		24		23	17	16	年
坂町)	御陵 嵯峨小倉陵(京都市右京区嵯峨鳥居本小	在位 九年	御母 藤原勝子	御父 後村上天皇	御名 熙成親王	宝寿 七十八歳		第99代後亀		町)	御陵 嵯峨東陵(京都市右京区嵯峨天竜寺角倉	在位 十六年	御母 藤原勝子	御父 後村上天皇	御名 寛成親王	宝寿 五十二歳		第98代 長 慶					天

西暦 和歴	歴	年	天皇	西曆	和歷	年		天
			=	一四四九	宝徳	1-3	御母	源幸子
一三九三	明徳	4	第10代後小松天皇	四五二	享徳	1-3	在位	三十六年
				一四五五五	康正	1-2	御陵	後山国陵(京都市北桑田郡京北町)
一三九四	応永	1	宝寿 五十七歳	一四五七	長禄	1-3		
一四二二	"	19	御名 幹仁親王	一四六〇	寛正	1-5		
			御父 後円融天皇(北朝)					
			御母 三條厳子	一四六五	"	6	第	103代 後土御門天皇
			在位 三十年					
			御陵 深草北陵(京都市伏見区深草坊町)	一四六六	文正	1	宝寿	五十九歳
				一四六七	应	1-2	御名	成仁親王
一四二七	"	1	第四代称光天皇	一四六九	文明	1-18	御父	後花園天皇
				一四八七	長慶	1-2	御母	大炊御門信子
			宝寿 二十八歳	一四八九	延徳	1-3	在位	三十六年
			御名 実仁親王	一四九二	明応	1-9	御陵	深草北陵(京都市伏見区深草坊町)
			御父 後小松天皇					E 64
			御母 日野資子	五〇	文亀	1-3	第	104代後柏
			在位 十六年					
			御陵 深草北陵(京都市伏見区深草坊町)	五〇四	永正	1-17	宝寿	六十三歳
			± T	五三	大永	1-6	御名	勝仁親王
一四二八	正長	1	第10代後花園天皇				御父	後土御門天皇
							御母	庭田朝子
一四二九	永享	1-12	宝寿 五十二歳				在位	二十六年
四四四	嘉吉	1-3	御名 彦仁親王				御陵	深草北陵(京都市伏見区深草坊町)
一四四四	文安	1-5	御父 貞成親王					

西暦	和歷	年	天皇	西暦	和歴	年	天皇
			È				御母 勧修寺時子
五二七	大永	7	第105代後奈良天皇				在位 二十四年
			35 BE				御陵 深草北陵(京都市伏見区深草坊町)
五二八	享禄	1-4	宝寿 六十二歳				, j
五三二	天文	1-23	御名 知仁親王	一六二二	"	17-19	第18代後水尾天皇
五五五五	弘治	1-3	御父 後柏原門天皇			Î	
			御母 勧修寺藤子	一六二五	元和	1-4	宝寿 八十五歳
			在位 三十二年	一六二四	寛永	1-6	御名 政仁親王
			御陵 深草北陵(京都市伏見区深草坊町)				御父 後陽成天皇
			ŕ				御母 近衛前子
五五五八	永禄	1-12	第10代 正親町天皇				在位 十九年
							御陵 月輪陵(京都市東山区今熊野)
五七〇	元亀	1-3	宝寿 七十七歳				かいしょう
五七三	元正	1-14	御名 方仁親王	1 *==0	寛永	7-20	第10代明正天皇(女帝)
			御父 後奈良天皇				
			御母 万里小路栄子				宝寿 七十四歳
			在位 二十九年				御名 興子內親王
			御陵 深草北陵(京都市伏見区深草坊町)				御父 後水尾天皇
			k 5				御母 徳川和子
五八七	"	15-19	第107代後陽成天皇				在位 十四年
							御陵 月輪陵(京都市東山区今熊野)
五九二	文禄	1-4	宝寿 四十七歳				
五九六	慶長	1-16	御名 和仁親王				

一六八四	一六八一	一六七三	一六六四					一六六一	一六五八	一六五五					一六五二	一六四八	一六四四		西曆
貞享	天和	延宝	"					寛文	万治	明曆					承応	慶安	正保		和歷
1-4	1-3	1-8	4-12					1-3	1-3	1-3					1-3	1-4	1-4		年
	御名 識仁親王	宝寿 七十九歳	第112代 霊 元 天 皇	御陵 月輪陵(京都市東山区今熊野)	在位 八年	御母 櫛笥隆子	御父 後水尾天皇	御名 良仁親王	宝寿 四十九歳	第11代後西天皇	御陵 月輪陵(京都市東山区今熊野)	在位 十一年	御母 園光子	御父 後水尾天皇	御名 紹仁親王	宝寿 二十二歳	第11代後光明天皇	5	天皇
					一七一六	一七二		1七10					七〇四		一六八八				西暦
					享保	正徳		"					宝永		元禄				和歴
					享 保 1-20			7					宝永 1-6						和歴年

一七六四	一七六三							一七五一		一七四八						一七四四	一七四一		一七三六		西曆
明和	"							宝曆		寛延						延享	寛保		元文		和歷
1-7	13							1-12		1-3						1-4	1-3		1-5		年
宝寿 七十九歳	第11代 後桜町天皇(女帝)	ごさくらまち	御陵 月輪陵(京都市東山区今熊野)	在位 十五年	御母 姉小路定子	御父 桜町天皇	御名 遐仁親王	宝寿 二十二歳		第16代 桃 園 天 皇		御陵 月輪陵(京都市東山区今熊野)	在位 十二年	御母 近衛尚子	御父 中御門天皇	御名 昭仁親王	宝寿 三十一歳		第15代桜町天皇		天皇
		八〇四	八〇一	一七八九	一七八一		一七八〇							一七七二		一七七一					西曆
		文化	享和	寛政	天明		,,,							安永		"					和歷
		1-14	1-3	1-12	1-8		9							1-8		8					年
御陵	在位	御母	御父	御名	宝寿		第 119		御陵	在位	御母	御父	御名	宝寿		第 118		御陵	在位	御母	

一八六八	一八六七		一八六五	一八六四	一八六一	一八六〇	一八五四	一八四八		一八四七						一八四四	八三〇		八八八		西曆
明治	<i>y</i> -		慶応	元治	文久	万延	安政	嘉永		弘化						弘化	天保		文政		和歴
1-45	3		1-2	1	1-3	1	1-6	1-6		4						1-3	1-14		1-12		年
御名 睦仁親王	第12代明治天皇	町	御陵 後月輪東山陵(京都市東山区今熊野泉山	在位 二十一年	御母 正親町雅子	御父 仁孝天皇	御名 統仁親王	宝寿 三十六歳		第四代孝明天皇		御陵 後月輪陵(京都市東山区今熊野)	在位 二十九年	御母 勧修寺婧子	御父 光格天皇	御名 恵仁親王	宝寿 四十七歳		第12代 仁 孝 天 皇		天皇
						一九二六									九二						西曆
						昭和									大正						和歴
						1-64	i								1-15						年
	御陵 武蔵野陵(東京都八王子市) 在位 六十四年		御父 大正天皇	御名 裕仁親王		第124代昭	しょう	御陵 多摩陵(東京都八王子市高尾)	在位 十五年	- 74.44	御父 明治天皇	御名 嘉仁親王	宝寿 四十八歳		第123代 大 正		御陵 伏見桃山陵(京都市伏見区桃山町)	在位 四十五年	御母 中山慶子(英照皇太后)	御父 孝明天皇	天

一 九 八 九	西曆
平成	和歴
1-	年
第125代 今 上 天 第125代 今 上 天 御名 明仁親王 和母 皇太后(久邇宮良子) 平成元年一月七日以来	天皇
皇	西暦
	和歴
	年
	天
	皇

名高 大岐静 甲松福金富新弁天宫山市 市市市市市市市 强势 西西市市市市市市市市市市市市市市市市 强 西丁高市 堀 郭 御 柚 岩 美 大 召 磯 西 丁高
高大岐静甲松福金富新弁天宫山市垣市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市
大岐静甲松福金富新弁天宫市局市市市市省市市市石磯西丁高
岐静甲松福金富新邦天宫市福州市市省市市石磯西丁市田村
静甲松福金富新并天宫市高温水市市市港美大宫市高市市等大石
甲格福金富新馬夫富市高州大富市高州市市石兴市市石兴市市石兴市市石兴市市石兴市市石兴市市石兴市市石兴市市石兴市市石
松福井市大宮市高州天宮市高大宮市高
福井市大 富山市磯 新潟市西 井天三市高 市石 西
金沢市石磯斯沢三丁大宮市高
富山市磯新潟市西井天宮市高
県新潟市西 市弁天三丁 県大宮市高
市弁天三丁
県大宮市高
群馬県高崎市乗附
木県宇都宮市
見
島県福島市駒
○○ 宮城県仙台市
〇〇 宮城県仙台市青四五 山形県山形市薬
○ 宮城県仙台市青五 山形県山形市薬
○ 宮城県仙台市青 五 山形県山形市薬 一 秋田県秋田市寺
宫城県仙台市青山形県山形市薬
宫城県仙台市青山形県山形市薬
仙台市青水田市寺
宫城県仙台市青山形県山形市薬
仙台市青
 陽西町一―三七 川一丁目二―一 山一